

# 資料編



《資料編》

目 次

第1章 防災基礎アセスメント調査の概要	1
第1節 地震特定観測地域	1
1 特定観測地域	1
2 市域の活断層	2
第2節 災害履歴	3
1 風水害	3
2 地震災害	3
第3節 土地利用の変遷	17
第4節 災害素因から見た災害特性	19
1 自然的素因	19
2 社会的素因	19
第5節 市域の災害特性	24
1 自然条件（立地環境）からみた災害特性	24
2 社会条件（まち構造、開発状況）からみた災害特性	25
3 災害抑止要因としての防災体制	26
第2章 地震基礎情報	27
第1節 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書の概要	27
1 想定地震	27
2 被害の想定	28
第2節 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による被害想定概要	30
1 検討概要	30
2 被害の想定	31
第3章 災害に強いまちづくり関連資料	33
第1節 防災空間の整備	33
1 公園の現況	33
第2節 防火地域及び準防火地域	34
1 指定位置図	34
第3節 建物の安全化	35
1 文化財一覧表	35

第4章	防災関係機関通信窓口	38
第5章	災害応急対策関係資料	46
第1節	枚方市防災会議	46
1	枚方市防災会議条例	46
2	枚方市防災会議条例施行規則	48
3	防災会議委員	50
第2節	枚方市災害対策本部	52
1	枚方市災害対策本部条例	52
2	組織	53
3	事務分掌	54
4	本部事務局の構成要員数	59
5	動員報告書	60
6	防災拠点施設一覧	61
7	防災拠点及び緊急交通路等位置図	62
第3節	広域防災体制	63
1	国の基幹的広域防災拠点	63
2	大阪府選定の防災拠点一覧表	63
3	広域相互応援協定等	64
第4節	自衛隊派遣要請	68
1	災害派遣要請要求書	68
2	災害派遣撤収要請要求書	68
第5節	通信情報体制	69
第1	災害情報の収集・伝達	69
1	災害時における相互協力に関する協定	69
第2	通信手段	72
1	枚方市防災行政無線	72
2	枚方市地域防災行政無線協議会規約	83
3	枚方市防災行政無線管理運用規程	87
4	枚方市アマチュア無線非常通信協議会規約	95
5	大阪府防災情報システム等	97
6	非常通信手段	99
第3	観測所等	100
1	雨量観測所一覧表	100
2	土石流雨量監視局・観測局一覧表	101

3	河川水位観測所一覧表	1 0 1
4	ため池水位観測所一覧表	1 0 1
第4	震度情報	1 0 2
1	計測震度計設置場所	1 0 2
2	震度表示盤設置場所	1 0 2
3	気象庁震度階級関連解説表	1 0 2
第5	被害状況報告等	1 0 7
1	報告書様式	1 0 7
2	大阪府防災情報システムによる報告	1 0 8
3	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告	1 0 9
4	被害状況等報告基準	1 1 5
第6節	水害予防	1 1 8
1	管理河川一覧表	1 1 8
2	大阪府水防区域一覧表	1 1 9
3	淀川重要水こう門一覧表	1 2 0
4	水防橋一覧表	1 2 1
5	下水道施設（ポンプ場）一覧表	1 2 1
6	防災重点ため池一覧表	1 2 4
7	水防活動	1 2 5
8	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	1 2 8
第7節	土砂災害予防	1 4 6
1	用語の定義	1 4 6
2	土石流危険溪流一覧表	1 4 9
3	土石流危険溪流位置図	1 5 0
4	砂防指定地位置図	1 5 1
5	地すべり危険箇所等一覧表	1 5 2
6	地すべり危険箇所等位置図	1 5 3
7	急傾斜地崩壊危険箇所等一覧表	1 5 4
8	災害危険区域一覧表	1 5 7
9	急傾斜地崩壊危険箇所等位置図	1 5 8
10	山地災害危険地区一覧表	1 5 9
11	山地災害危険地区位置図	1 6 0
12	宅地造成工事規制区域の状況	1 6 1
13	宅地造成工事規制区域位置図	1 6 2
14	「土石流災害報告」様式	1 6 3
15	「地すべり災害報告」様式	1 6 5

16	「がけ崩れ災害報告」様式	1 6 7
17	土砂災害警戒区域等	1 6 8
18	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	1 7 7
第8節	消防・救助・救急	1 7 9
1	消防力の現況	1 7 9
2	消防水利の現況	1 8 1
3	消防組合の組織	1 8 2
4	消防団	1 8 3
5	自主防災組織一覧表	1 8 5
6	防火対象物	1 8 7
7	危険物施設状況	1 8 9
8	火災・災害等即報要領による報告	1 9 0
第9節	医療救護	1 9 5
1	医療救護活動の流れ	1 9 5
2	災害拠点病院等一覧表	1 9 6
3	災害時における拠点応急救護所及び協力病院	1 9 8
4	枚方市医師会災害救護活動実施要領	2 0 0
5	災害時医療救護班編成表	2 0 2
第10節	応急避難	2 0 3
1	一時避難場所一覧表	2 0 3
2	一時避難場所位置図	2 0 5
3	広域避難場所一覧表	2 0 6
4	指定緊急避難場所一覧	2 0 7
5	指定避難所一覧表	2 0 9
6	広域避難場所及び指定緊急避難場所等位置図	2 1 3
7	指定避難所（第2次避難所）位置図	2 1 4
8	「避難者名簿」様式	2 1 5
9	指定避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）	2 1 6
10	「指定避難所一覧集計用紙」様式	2 1 7
11	指定避難所の応急危険度判定に関する協定	2 2 1
第11節	緊急輸送・交通規制	2 2 2
1	緊急交通路	2 2 2
2	市保有車両一覧表	2 2 4
3	「緊急通行車両事前届出書」及び「事前届出済証」様式	2 2 5
4	「緊急通行車両確認申請書」「確認証明書」及び「標章」様式	2 2 6
5	災害時用臨時ヘリポート選定基準	2 2 9

6	災害時用ヘリポート一覧表	2 3 0
7	緊急輸送に関する応援協定	2 3 1
第12節	災害救助法の適用	2 3 3
1	災害救助法の適用基準について	2 3 3
2	被害認定統一基準	2 3 4
3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表	2 3 6
4	実費弁償の額	2 5 4
5	扶助金の額	2 5 4
第13節	緊急物資確保対策	2 5 5
第1	給 水	2 5 5
1	「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図	2 5 5
2	配水池等一覧表	2 5 6
3	給水タンク車等の保有量	2 5 7
4	飲料水兼用耐震性貯水槽等一覧表	2 5 7
第2	食料及び生活必需品	2 5 8
1	物資集積場一覧表	2 5 8
2	重要物資備蓄目標量一覧表	2 5 8
3	備蓄物資	2 5 9
4	大阪府災害救助用食料緊急引渡要領	2 6 8
5	学校給食施設一覧表	2 7 2
第14節	住宅の応急確保	2 7 3
1	応急仮設住宅建設候補地一覧表	2 7 3
2	応急仮設住宅建設用地必要面積	2 7 3
3	協定による土木、建設復旧対応一覧表	2 7 4
第15節	災害ボランティアの受入れ	2 7 5
1	ボランティア活動拠点一覧表	2 7 5
第16節	遺体の火葬等	2 7 5
1	公営火葬場	2 7 5
第17節	廃棄物等の処理	2 7 6
1	廃棄物（ごみ）の収集・運搬及び処理	2 7 6
2	し尿処理	2 7 7
3	廃棄物等の最終処分	2 7 8
第18節	地区防災計画	2 7 9
1	地区防災計画策定一覧	2 7 9
第6章	災害復旧復興関係	2 8 0

1	激甚災害及び局地激甚災害指定基準	280
2	「罹災証明書」様式	284
3	「罹災証明書発行申請書」様式	285
4	「被災届出証明書」様式	286
5	「被災届出証明発行申請書」様式	287
6	枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例	288
7	枚方市災害見舞金品等給付条例	293
8	枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則	296

# 第1章 防災基礎アセスメント調査の概要

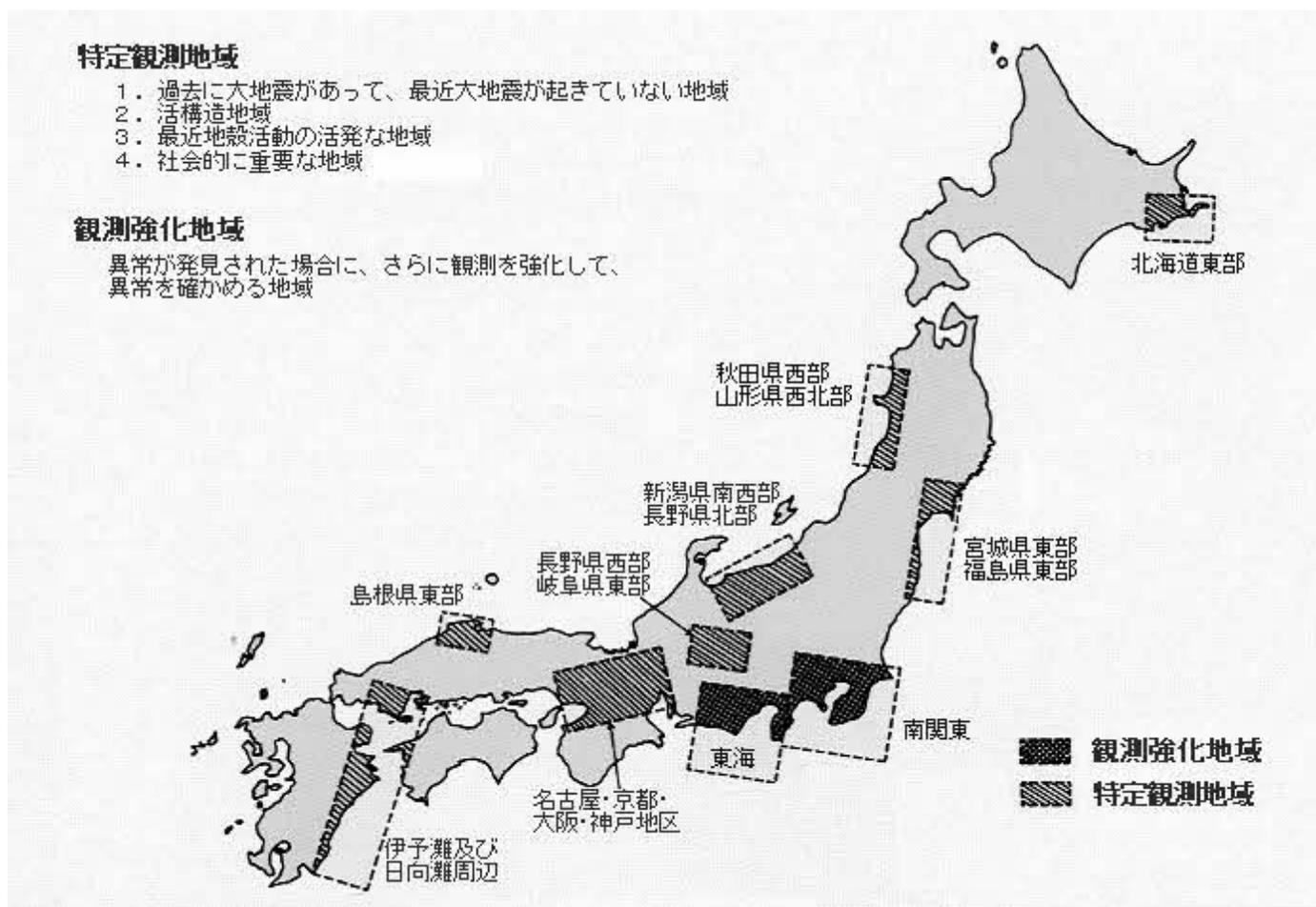
## 第1節 地震特定観測地域

### 1 特定観測地域

地震予知連絡会では本市を含む範囲を名古屋・京都・大阪・神戸地区として、特定観測地域に指定している。

(注)特定観測地域：近い将来地震の起こる可能性が他より高いと考えられる地域

観測強化地域：何らかの異常が観測され、観測を強化すべき地域



## 2 市域の活断層

市域に分布する活断層は、次のとおりである。

市域の活断層

番号	断層名	確実度	活動度	長さ	走向	変位上下	平均変位速度
42-g	八幡断層	I	B	2 km	EW	N	
44	長尾断層	I	C	3 km	NE	SE (15m)	0.08m/1000年
45	交野断層	I	B	10km	NNE	E (>250m)	
46	杉断層	I	B	3 km	NW	SW (>100m)	
47	枚方撓曲	I	B	6 km	NS	E (>50m)	
48	田口断層	I	B	5 km	NE	SW (10m)	0.1m/1000年
50	高船断層	I	C	4 km	NNW	E	

注 確実度：Iは確実な活断層

IIは活断層であると推定されるもの

IIIは活断層の可能性のあるもの

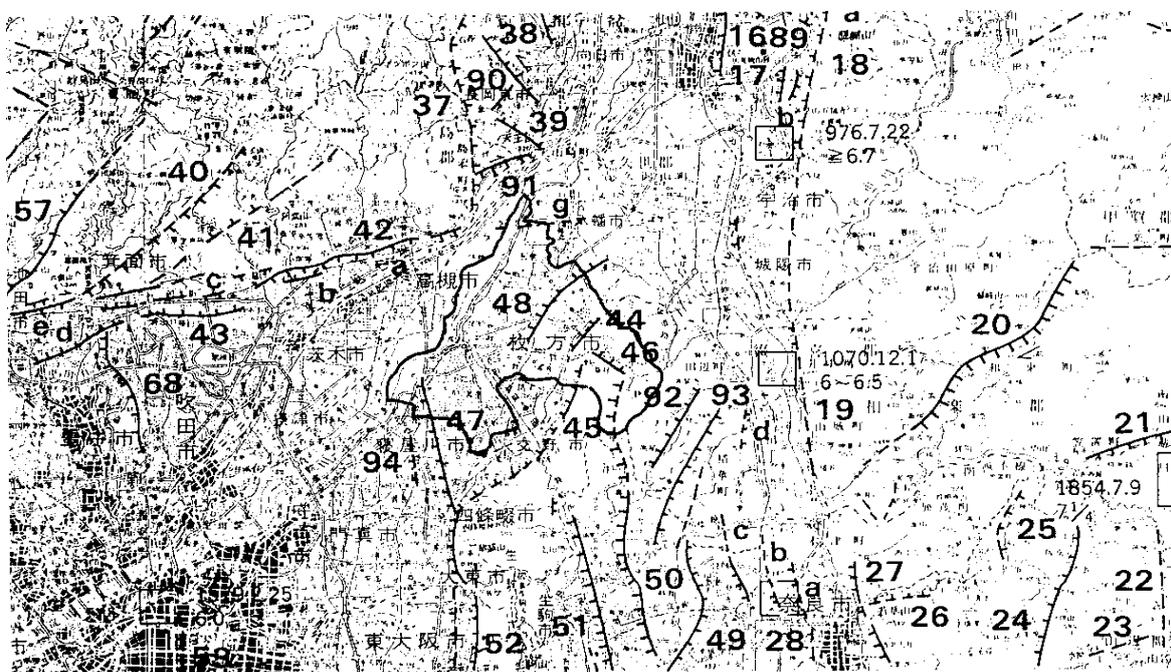
活動度：Aは平均変位速度が1m/1000年以上、10m/1000年未満のもの

Bは0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの

Cは0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの

(新編日本の活断層, 1991 より)

撓曲(とうきょく)：断層運動により基盤が変位したために、その上の堆積物が屈曲している構造をいう。(平野部などの厚い堆積物に覆われた地域では、地下部の岩盤上では食い違いを生じていても、その変位が地表まで伝わらず、屈曲するのみになっている場合が多い。)



活断層位置図 (新編日本の活断層, 1991 より)

## 第2節 災害履歴

### 1 風水害

明治以降、枚方市に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風くずれの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

過去の災害記録によると、淀川本川は、明治18年、大正6年、昭和28年に決壊し、大洪水が発生している。昭和30年代以前には淀川及び天野川・穂谷川・船橋川等の堤防決壊による外水はん濫が、広い範囲に浸水被害をもたらした。しかし、その後主な河川の改修が進み、昭和40年代以降では淀川などによる洪水災害はほとんどみられなくなった。一方、昭和40年代から50年代全般にかけて、市域の急速な都市化の進展と土地利用の変化により、豪雨時に中小河川や用排水路に起因した局所的な内水はん濫が多発した。近年では、全国の都市部において地球温暖化やヒートアイランドなど様々な要因と考えられる突発的かつ局地的な集中豪雨の発生が増加する傾向にあり、枚方市においても2008年8月に最大1時間雨量89mmを観測し、2012年8月にはそれを上回る最大1時間雨量108.5mmを観測する降雨があり、それに伴い内水はん濫が発生した。

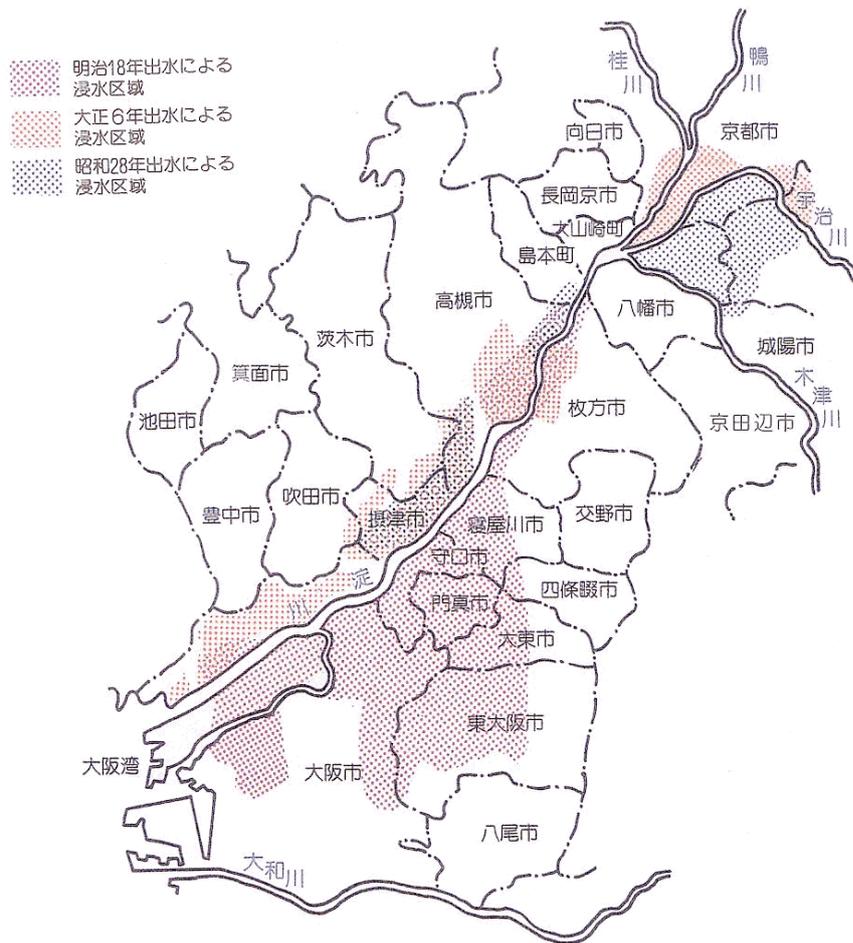
市域の水害履歴は、次のようにまとめられる。

- ・明治から大正時代にかけて淀川本川の決壊により、大きな被害を受けた。
- ・昭和初期から30年代までは大型台風による被害が多発したが、市域では淀川本川の決壊による被害はなくなった。
- ・昭和40年代から50年代は、浸水家屋1000戸を超える内水はん濫が多発した。
- ・昭和60年代からは、大きな台風や集中豪雨に見舞われなかったこともあり、市内では大きな被害はほとんど発生しなかった。
- ・近年では、局地的な集中豪雨による内水はん濫により、床上・床下浸水や道路冠
- ・道路陥没が発生している。また、がけ崩れなどの土砂災害も発生している。
- ・平成30年台風第21号では、観測史上初となる最大瞬間風速40.2m/sを記録し市域に大きな被害をもたらした。

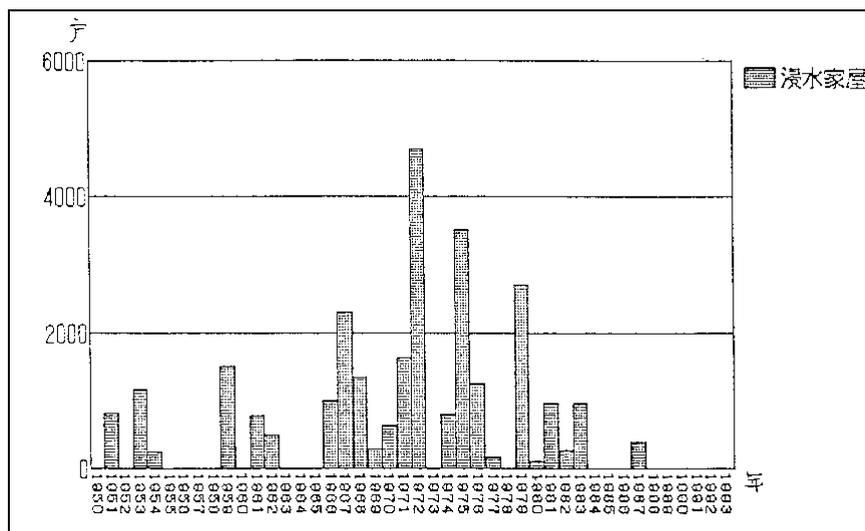
### 2 地震災害

市域に影響を与えた大規模な地震としては、最近では兵庫県南部地震（平成7年1月）、大阪府北部地震（平成30年6月）によるものがある。

また、過去に府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年など）、濃尾地震（1891年）などの地震が発生し、市域でも少なからず影響を受けたと推定される。



淀川氾濫実績図（国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 資料より）



注 浸水家屋は、浸水家屋が100戸を超える災害だけを取りあげ、  
 同年別に累計したもの  
 年別浸水家屋の状況（昭和26年以降の主な浸水災害）

枚方市の主な災害履歴

(1) 風水害

年 月 日	災 害 状 況
1674（延宝2）年6月14日	淀川洪水、仁和寺堤防が決壊し、枚方も被害を受ける。
1735（享保20）年6月21日	淀川洪水で河内国茨田郡三矢村堤防決壊、摂河一面被害を受ける。
1736（元文元）年6月2日	淀川洪水、三矢村堤防や伊加賀村出口領の決壊。
1736（元文元）年6月21日	淀川洪水で河内国茨田郡三矢村、出口村堤防が決壊。
1748（寛延元）年5月	淀川洪水、北河内郡牧野村大字上島、渚等の堤防延長50間（90.9m）決壊。
1756（宝暦6）年9月16日	夜、大風雨、殊のほか湛水。淀から枚方までの堤27箇所決壊し、諸村番人家流失。北河内郡牧野村大字上島その他堤防延長52間（94.2m）が決壊し、天野川の村野堤、禁野堤決壊数知れず、山城大阪までの両堤が切れ、大海のようになった。
1758（宝暦8）年5～6月	連日の降雨、6月2日には大雨降る。津田川堤、淀川堤決壊、天野川で人流れ死ぬ。同14日には淀川堤切れ湛水。
1765（明和2）年4月16日	大雨で、山城大洪水。津田川田ノ口堤決壊、天野川禁野堤決壊、諸村へ流れ込み小川など方々決壊。
1765（明和2）年7月5日	干天から大雷雨、津田川洪水、石橋落ちる。招提村堤防決壊、方々洪水。
1775（安永4）年5月5日	大雨のため所々洪水、津田川招提村堤で150間決壊。天野川は枚方で禁野村へ切れ、村野村でも決壊。
1786（天明6）年6月13日	夜、大洪水。津田村犬崎川新兵衛堤、大田堤切れ込み、津田川筋両方ともに内欠け、田ノ口村地藏堂の南へ切れ込み、土砂12～13町にわたって入る。決壊口50間余。谷々山田分の亡所は天野川星田村から枚方まで切所7ヶ所。茄子作村から枚方までの天ノ川西分田地に砂入る。野崎、津田までの山添いの谷々が崩れ、田地に砂入る。穂谷、尊延寺、杉村などの山田分が亡所となる。 この雨は、讃良、交野郡ばかりの集中豪雨。村々損亡所数知れず、人の他牛馬も死ぬ。家、蔵崩れ水車など皆流失。
1786（天明6）年8月29日	四つ時からの大風、村々で家倒れ、怪我人あり。
1802（享和2）年6月29日	大雨風、川なだ大洪水。枚方に水入り、天野川禁野村で切れ込む。淀川点野、仁和寺村で切れ、南村分12カ村に水入る。山城、河内、摂津3カ国の川辺一帯に水入る。但し交野郡は無事。
1848（嘉永元）年8月10日～14日	淀川筋大洪水。枚方、淀、鳥羽、伏見などの床の上まで水上り、往来は全て小舟にて行。河内国渚村淀川堤防決壊、枚方辺で水の高さ1丈6尺、橋本辺りから枚方辺り天野川水あふれ、往来ならず、古今無双の大水であった。
1851（嘉永4）年	河内国交野郡渚村淀川堤防決壊。

年 月 日	災 害 状 況
1868 (明治元) 年 5 月 13 日	<p>明治元年の洪水、4月20日の強風雨に始まり約1ヶ月間断続的に雨が降り続いた。特に5月11日からは4日続きの大雨となり、増水した淀川は13日に至って各地で堤防が決壊しはじめ、享和2年(1802)以来10数年ぶりの大洪水となった。なかでも島上、島下、西成郡をはじめとする右岸一帯は、未曾有の水害を被った。</p> <p>淀川左岸においても内水が溢れ、13日には枚方で4尺、牧野付近で7尺に達したが、夜になって下島村古樋の堤防が36間にわたって決壊した。枚方水位14尺(4.24m)、前島村堤防決壊68間、広瀬村堤防247間決壊、被害面積7,500ha。</p>
1870 (明治3) 年 9 月 18 日	<p>台風と思われる暴風雨によって淀川兩岸の村々は、多大の水害を被った。</p>
1871 (明治4) 年 5 月 18 日	<p>夜、暴風雨のため、各地で家屋の倒壊、浸水などの被害がでた。</p>
1885 (明治18) 年 6 月 18 日	<p>明治18年の大水害、6月15日朝から17日夜まで降り続いた豪雨のために、18日午前3時、三矢村、伊加賀村の堤防が決壊し、その切れ口は100間余にも広がった。洪水はたちまちの間に茨田郡一円を水没させ、讃良、交野、東成郡の一部から大阪市中に及んだ。東成郡田村綱島(大阪市都島区)の堤防を切開いて、ようやく退水の気配が見えはじめた6月28日、再び豪雨となり、7月に入ると、伊加賀堤防の切れ所が元の100間余に広がり、洪水がとうとうと流入した。淀川堤防はその他各所で決壊し、船橋川、穂谷川、天野川などの支川も決壊した。洪水は寝屋川を越えて中河内に及び、水深は茨田郡で1丈8尺6寸に達した。</p>
1887 (明治20) 年 8 月 19 日	<p>朝からの暴風雨が、午後2時頃から豪雨となり夜半まで降りしきった。雨量は135mmに達し、淀川筋本堤及び支流堤防合わせて27箇所が決壊した。</p>
1896 (明治29) 年 7 ~ 9 月	<p>明治29年の大洪水、7月19日からの降雨が20日から21日にかけて豪雨となり、安居堤防が決壊し、枚方町、牧野村、楠葉村で約400戸が浸水。8月30日から31日にかけて暴風雨が襲来し、枚方内堤が泥町、安居など4カ所で破壊し、再度の洪水となった。</p> <p>再度の洪水から立ち直るとまもなく、9月6日から長雨となり、11日まで降り続いた。洪水の後だけに出水も多く、安居堤防、渚堤防、磯島堤防などが決壊し、大洪水となった。</p>
1909 (明治42) 年 8 月 20 日	<p>午前2時すぎ、禁野の陸軍大阪兵器支廠禁野火薬庫の第一倉庫が爆発し、その震動などにより、同所の大小弾薬庫27棟のほとんどが爆発あるいは倒壊した。原因は猛暑によるダイナマイトの自然発火と言われている。</p> <p>この火薬庫の爆発により、近隣諸村では、家屋の全壊、大破、小破などのほか、出火した家もあり、死傷者は軽傷10人。</p>
1911 (明治44) 年 3 月 29 日	<p>牧野村渚にあった大阪市内本町2丁目鉄砲火薬商所有の火薬庫のうち1棟が爆発し、3人が死亡する事故があった。</p> <p>なお、当地の火薬庫は住民運動により撤去された。</p>
1917 (大正6) 年 9 月 30 日 ~10月1日	<p>9月30日の夜から翌10月1日にかけて、京阪神地方は暴風雨に襲われ、淀川沿岸は明治18年の洪水に匹敵する大洪水となった。なかでも、三島郡大冠村大塚の決壊による被害は、三島郡16カ町村、西成郡13カ町村におよぶ未曾有の大洪水であった。右岸が早く決壊したため、北河内郡の被害は比較的軽微であったが、それでも10月1日午前9時40分頃、天野川国道筋鶴橋北詰め堤防20間が決壊し、牧野村200戸が浸水した。また午後1時半頃には、牧野村上島の船橋川堤防140間が決壊し、2カ村に浸水した。</p> <p>幸い淀川堤防は必死の防御によって決壊を免れたが、10日夜、船橋川の決壊口より出水し、上島、下島、養父の数10戸が床上浸水し、京阪電車も18日まで不通となった。淀川水位5.68m。</p>

年 月 日	災 害 状 況
1934（昭和9）年9月21日	<p>第一室戸台風、大阪での最低気圧954.1mb、最大風速42.0m/s、最大瞬間風速60.0m/s、高潮0.P.5.10である。府域の被害は死者1,812人、負傷者9,008人、行方不明76人、建物全半壊及び流失30,143戸、床上浸水129,931戸、床下浸水28,616戸と、人的被害の約6割、家屋被害の約3割が大阪に集中した。また、各地で学校校舎の倒壊と、それによる職員、児童、生徒に多数の死傷者がでた。その被害は牧野村小学校で死者17人、水本村小学校で死者14人をはじめ、府下の全壊校舎は22校、半壊98校、一部倒壊45校におよび、死者694人、負傷者2,515人に達した。その原因としては、本台風が雨の少ない風台風であり、校舎の多くは新築建物といっても、古い解体材料を再利用した建物であったことが指摘されている。</p> <p>なお、全国の被害は死者2,869人、負傷者15,361人、行方不明者200人、建物被害475,834戸、船舶被害27,594隻に達した。</p>
1939（昭和14）年3月1日	<p>午後2時40分頃、陸軍大阪造兵廠兵器支廠「禁野火薬庫」の15号倉庫で、工員の過失から砲弾が爆発、同時に火出し爆発音は京阪一帯に響き渡った。誘発による大小の爆発は、当初から同日午後6時55分頃まで、29回にわたった。これにより、殿山第一小学校焼失、山田小学校の損壊をはじめ、禁野、中宮、渚、磯島、岡、三矢などの近隣の集落へ延焼し、2日午後3時頃ようやく鎮火したが、爆風による大破、倒壊、半壊などの被害は数知れない。消防関係の殉職者15人を含めた死者は95人、負傷者351人に達した。</p> <p>京阪電鉄の一部不通、一般通行禁止区域などの規制が厳しく、災害全地域への住民復帰が認められたのは、3月5日のことである。</p>
1949（昭和24）年5月下旬	23日の豪雨、30日の突風で枚方市の耕作面積約1,390ha中、約1,190haに被害がでた。
1949（昭和24）年7月29日	豪雨のため、淀川水位5.63mとなり、23箇所で漏水した。
1950（昭和25）年9月3日	<p>ジェーン台風襲来、大阪での最低気圧970.3mb、最大風速28.1m/s、最大瞬間風速44.7m/s、高潮0.P.3.85である。大阪湾の満潮時と重なった大阪市内は高潮のため大被害。枚方市内では暴風のため、死者1人、負傷者28人、建物の全壊47戸、半壊258戸（津田町の全壊5戸、半壊74戸を含む）、田畑冠水等約420ha、停電・断水・交通通信網が途絶し、京阪電鉄や片町線も一時不通となった。大阪府下全域に災害救助法適用。</p> <p>なお、この台風による全国の被害は死傷者21,471人、建物全半壊及び流失165,497戸、田畑の流失埋没冠水等9,791.85haであった。</p>
1951（昭和26）年7月2日	ケイト台風により、枚方市で家屋半壊28戸、床上浸水12戸、床下浸水397戸、田畑被害約720ha、道路損壊11箇所、堤防破損5箇所、橋りょう流失2箇所など、農業施設等を含め被害額約3,340万円の被害がでた。
1951（昭和26）年7月12日	豪雨のため、枚方市村野申田川堤防が5mにわたり決壊、町樟葉春日堤防破損など堤防破損3箇所、道路損壊11箇所、堤防橋りょう流失2箇所（中宮溝谷橋・出口天神橋）、農地被害1,020町、家屋浸水405戸など被害総額約3,340万円に達した。
1952（昭和27）年6月23日	ダイナ台風（台風2号）、沿岸低地に水害、淀川流域は140mmの大雨となり増水したが、破堤は免れた。
1952（昭和27）年7月1日～2日	停滞前線のため大雨で枚方市渚で30mのがけ崩れが発生し、負傷者1人、家屋全壊1戸、床上浸水2戸、床下浸水87戸、田畑被害約420ha、道路損壊8箇所、堤防破損8箇所、橋りょう流失1箇所、がけ崩れ18箇所などの被害。
1952（昭和27）年7月11日	7月豪雨、10日から降り続いた雨は、大阪南部で388.7mmを記録。枚方市では家屋全壊3戸、田畑約460ha冠水のほか、道路・堤防の損傷6カ所。

年 月 日	災 害 状 況
1953（昭和28）年8月14日 ～15日	8月豪雨、台風7号の影響で枚方市楠葉の新池が決壊、土砂流失により田畑約1ha埋没。溝谷川堤防中宮病院付近で15m決壊し、田畑約100ha冠水、約250haが浸水した。
1953（昭和28）年9月25日	台風13号（テス）襲来、志摩半島に上陸した台風は、午後から近畿一带に豪雨をもたらし大阪で雨量176.1mm、最低気圧977.4mb、最大風速32.5m/s（大阪管区気象台築港分室）を記録した。 枚方市では、午後4時頃、伊加賀枚方温泉付近のがけ崩れで民家が倒壊し、避難していた幼児ら5人を含む6人が死亡するなど死者7人、負傷者30人。家屋全壊流失28戸、半壊162戸、床上浸水402戸、床下浸水760戸、田畑の流失埋没50町歩、田畑冠水890町歩。土木関係の被害としては、道路損壊126箇所、堤防破損22箇所、橋りょう流失8箇所、がけ崩れ109箇所など総額5億円にのぼる大被害であった。21時頃、枚方と三矢の月見坂堤防に亀裂を生じたため、淀川流域の枚方・寝屋川市民に避難命令発令。淀川は上流域の豪雨（木津川で230mm、桂川と宇治川で平均200mm）のため、午後から大增水し23時15分に枚方での水位6.97m、最大洪水流量7,500m <sup>3</sup> /s、に達し、堤防上との水面差約1mに迫った。淀川本流の堤防も枚方市域で月見坂や楠葉付近等12箇所、寝屋川市域でも点野・仁和寺付近の2箇所に亀裂を生じた。京阪電鉄や片町線も一時不通となった。 なお、この台風による全国の被害は死者393人、負傷者2,559人、行方不明者85人、家屋の全半壊約26,000戸、床上浸水144,000戸、床下浸水350,000戸、府下での被害は死者26人、負傷者453人、行方不明者1人、家屋の全半壊4,231戸、床上浸水13,400戸、床下浸水150,000戸、田畑被害32,500haであった。
1954（昭和29）年6月22日 ～23日	夜半からの豪雨のため、枚方市で死傷者2人。23日午前4時頃、大字枚方（現在の枚方上之町）の民家が高さ7～8m、幅数10mのがけ崩れで全壊し、死者1人、冠水地区が多く、苗代全滅の危機。
1954（昭和29）年6月29日 ～30日	豪雨のため、枚方市で天野川氾濫し付近の住民40人が光明寺に避難。船橋川堤防決壊、床上浸水12戸（村野）、床下浸水100戸、田畑被害618町歩、道路損壊5箇所、堤防破損4箇所、がけ崩れ1箇所などの被害。
1954（昭和29）年7月4日	豪雨のため、枚方市で家屋の全半壊3戸、床上浸水16戸、床下浸水121戸、田畑流失冠水等約900ha。道路損壊35箇所、橋りょう流失1箇所、堤防破損5箇所、がけ崩れ10箇所などの被害。
1957（昭和32）年6月頃	台風5号により枚方市で床下浸水51戸、田畑被害277町歩、道路損壊35箇所、橋りょう流失3箇所、堤防破損9箇所、がけ崩れ2箇所などの被害。
1959（昭和34）年8月14日	台風7号、13日から14日にかけて近畿各地に200mmの豪雨。枚方市で床上浸水12戸、床下浸水1,500戸、田畑の流失埋没等約50haの被害。また、14日午後2時すぎ、枚方大橋北方約300mの淀川堤防三矢付近の国道1号線が、長さ10mにわたって亀裂を生ずるなど、約60箇所で道路や堤防が決壊した。枚方での淀川水位は6.50m。
1959（昭和34）年9月26日	伊勢湾台風（台風15号）で東海地方中心に大被害。淀川水位6.69mに達し、水防警戒にあたったが、市域での被害は軽微であった。 なお、本台風による全国の被害は、死者4,697人、負傷者38,921人、行方不明者401人、家屋全半壊約150,000戸、床上浸水160,000戸、床下浸水210,000戸、耕地被害220,000ha、府下での被害は死者1人、負傷者12人、家屋の全半壊15戸、床上浸水19戸、床下浸水900戸であった。
1961（昭和36）年6月27日 ～7月3日	6月豪雨、梅雨前線により24日から大阪地方は総雨量295.5mmの豪雨。枚方市で24日15時～29日8時までの総雨量379mm、家屋半壊4戸、床上浸水26戸、床下浸水758戸（村野など）、枚方市役所周辺約30haが冠水した。 その他、田畑被害645.3ha、道路損壊69箇所、橋りょう流失3箇所、堤防決壊25箇所、がけ崩れ84箇所などの被害。

年 月 日	災 害 状 況
1961 (昭和36) 年 9 月 16 日	<p>第2室戸台風(台風18号)襲来、室戸岬から紀淡海峡を北進した台風は、13時過ぎに阪神間へ上陸、13時29分に最低気圧937.0mb、13時40分最大瞬間風速50.6m/sを記録した。最大風速33.3m/s、高潮0.P.4.12であった。風雨は夕方にはおさまったが、大阪湾沿岸一帯は4mを超える高潮のため大被害をうけた。</p> <p>枚方市でも30mを超す暴風雨のため、死者2人、負傷者18人、家屋全壊44戸(茄子作・香里ヶ丘2丁目・星丘・三栗など)、半壊146戸(中振・出口・茄子作など)、橋りょう被害6箇所、農作物被害面積7,637haのほか、学校等公共施設44箇所が被災した。</p> <p>断水・停電・電話の不通も多く、大阪府下18市11区13町に災害救助法が適用された。</p> <p>府下での被害は、死者29人、負傷者1,796人、家屋の全半壊11,000戸、床上浸水58,000戸、床下浸水64,000戸である。</p> <p>なお、この台風の総被害は、死傷者2,424人、全半壊流失及び浸水等の家屋被害145,959戸、田畑の流失埋没冠水等33,192.9ha。</p>
1961 (昭和36) 年 10 月 28 日	淀川流域に集中豪雨、淀川の水位は6.95mを記録。
1962 (昭和37) 年 6 月 14 日	13日から14日にかけて豪雨、枚方市中振の深谷池が氾濫し、中振・香里園付近で民家など500戸浸水した。
1964 (昭和39) 年 9 月 25 日	台風20号により、枚方市で建物一部破損7戸、農作物被害172.6ha。
1965 (昭和40) 年 9 月 17 日	静岡県に上陸した台風24号の影響で、大阪地方も250mmを超える豪雨となり、枚方市では約1,000haの水田が冠水した。寝屋川市でも約1,000戸が浸水被害。大阪管区气象台では19時01分最低気圧978.6mbを記録、淀川水位は6.76m。
1966 (昭和41) 年 7 月 8 日	集中豪雨、枚方市の安居川が溢れ、市役所前が浸水した。船橋川堤防約10mえぐられる。中振の深谷池が氾濫し、香里園付近で約1,000戸が浸水した。
1967 (昭和42) 年 7 月 7 日 ～12日	<p>7月豪雨、台風7号くずれによるもので北河内地方は4時間で雨量80mm。</p> <p>枚方市で床上浸水152戸(大垣内町・岡東町・泥町・三矢町・堤町・牧野など)、床下浸水1,636戸、田畑被害270ha。道路・堤防の決壊約50箇所の被害。12日も雨となり、枚方市では9日からの雨量130mm。枚方市での被害合計は、家屋浸水約2,200戸、道路・河川損壊約90箇所等のほか、農地・農業施設・農産物を含めた被害額約5,400万円。</p>
1967 (昭和42) 年 7 月 20 日	2時間で60mmの集中豪雨のため、枚方元町・岡東町などで約500戸浸水。
1968 (昭和43) 年 7 月 20 日	7月豪雨、台風3号が梅雨前線を刺激し、大阪で200mmの豪雨。このため、枚方市で床上浸水28戸、床下浸水1,310戸のほか、寝屋川市香里北之町一帯が冠水した。
1969 (昭和44) 年 6 月 25 日 ～26日	<p>梅雨前線により北河内地方に豪雨があり、守口市を中心に被害がでた。</p> <p>枚方市では、総雨量101mm、床上浸水2戸、床下浸水298戸、がけ崩れ3箇所(尊延寺・長尾)のほか、府道杉・田口・禁野線の枚方水道局田口配水場付近の道路が、幅5m、長さ50mにわたり陥没し、約2,000戸が断水した。</p>
1970 (昭和45) 年 6 月 15 日 ～19日	梅雨前線により総雨量140mmを超える大雨が降り、枚方市では中小河川が氾濫し、床下浸水638戸(南中振1丁目・宮之阪1丁目・北中振3丁目・上島町・御殿山町・出口・渚郵便局付近など)、がけ崩れ(枚方元町・岡山手町・長尾・朝日丘・尊延寺など)の被害。
1971 (昭和46) 年 8 月 30 日	台風23号による豪雨のため、枚方市で床下浸水12戸(香里園東之町・星丘など)の被害がでた。

年 月 日	災 害 状 況
1971 (昭和46) 年 9 月 6 日	雨量90mmを超える大雨のため、枚方市では床上浸水14戸、床下浸水1,611戸、田畑浸水36.5ha、がけ崩れ(山之上・宮之阪)などの被害があった。
1972 (昭和47) 年 7 月 12 日 ～13日	7月豪雨、大東市中心に被害がでた。 枚方市でも雨量196mmのため、家屋半壊1戸の他、黒田川が溢れ、渚地区で床上浸水256戸、床下浸水2,564戸の被害があった。渚南町全所帯(150所帯)に避難命令が出され、約400人が高陵小学校に避難した。その他、土砂崩れ58箇所(大垣内町・印田町・村野・中宮西之町・宮之下・杉・牧野本町・香里園東之町・走谷・岡山手町・伊加賀北町・山之上町・禁野本町・北中振など)の被害がでた。
1972 (昭和47) 年 9 月 16 日	台風20号のため大東市中心に被害がでた。 枚方市では床上浸水259戸・床下浸水1,619戸、家屋破損2戸、道路被害17箇所、河川被害52箇所、がけ崩れ7箇所(朝日丘町・茄子作1丁目・香里園桜木町・岡山手町など)の被害があった。
1974 (昭和49) 年 6 月中旬	18日から21日まで断続的に降った局地的豪雨のため、枚方市で雨量145mm、床下浸水797戸の被害があった。
1975 (昭和50) 年 6 月 25 日	竜巻が起り、尊延寺で鶏5,000羽が被害を受けた。また、山之上5丁目でも小規模の土砂流失。
1975 (昭和50) 年 7 月 3 日 ～5日	7月豪雨、大東市中心に被害がでた。 枚方市でも雨量102mmのため、床下浸水1,440戸(走谷2丁目・北中振3丁目・北中振1丁目・出口など)、道路損壊8箇所、茄子作小川堤防決壊5m、がけ崩れ14箇所の被害。
1975 (昭和50) 年 8 月 6 日 ～7日	集中豪雨、枚方市での総雨量は116mm、国道307号線の杉付近で路肩が高さ5m、奥行き3m、長さ50mにわたってえぐりとられるなど、がけ崩れ(香里園町・高田1丁目・枚方温泉付近など)や道路、中小河川の損壊6ヵ所(茄子作小川・楠葉天満川など)、農地被害865haのほか、走谷・出口・北中振などに床下浸水1,593戸の被害があった。
1975 (昭和50) 年 8 月 22 日 ～25日	台風6号の影響で、枚方市で雨量106.5mm、床上浸水1戸・床下浸水472戸(北中振3丁目・三栗2丁目・伊加賀寿町・走谷・出口など)、道路破損2箇所、河川の損壊やがけ崩れ(尊延寺・茄子作北町)など15箇所、峠前田池決壊(3m×1m)の被害があった。
1976 (昭和51) 年 6 月 9 日 ～11日	局地的豪雨、枚方市で雨量98mm、床下浸水295戸(走谷・北中振)、道路冠水10箇所の被害がでた。
1976 (昭和51) 年 9 月 9 日 ～12日	台風17号による局地的豪雨、枚方市での総雨量175mm、時間最大雨量38mm、床上浸水5戸(宮之阪・伊加賀本町・走谷2丁目・渚南町・南中振)、床下浸水936戸(渚元町・池之宮G C前・御殿山町・禁野本町1丁目・南中振2丁目・中宮山戸町・三栗2丁目・東香里元町など)。道路決壊1箇所、道路冠水14箇所、がけ崩れ9箇所(香里園東之町・枚方元町、茄子作、御殿山町、山之上西町、尊延寺、開成小学校付近など)。船橋川木橋長尾高校前で落橋等の被害がでた。
1977 (昭和52) 年 7 月 18 日	ゲリラ豪雨、枚方市翠香園町・枚方元町などで床上浸水8戸、床下浸水170戸の被害がでた。
1978 (昭和53) 年 6 月 20 日 ～23日	総雨量156mmを超える局地的豪雨のため、枚方市甲斐田東町などで床下浸水18戸、がけ崩れ4箇所、穂谷川堤防損壊などの被害がでた。
1978 (昭和53) 年 6 月 20 日	北中振1丁目で宅地法面崩れ。
1978 (昭和53) 年 6 月 23 日	印田町で宅地擁壁崩れ、穂谷川で法面崩れ。
1978 (昭和53) 年 6 月 24 日	宮之阪3丁目、招提大谷で宅地法面崩れ。

年 月 日	災 害 状 況
1978（昭和53）年6月27日	東香里新町で宅地法面崩れ、香里園山之手町で石積崩れ。
1979（昭和54）年6月14日	氷室台で宅地法面崩れ。
1979（昭和54）年7月9日	朝日丘町で宅地擁壁崩れ。
1979（昭和54）年9月30日	台風16号、大阪地方の最低気圧955mb、枚方市での雨量83mm、床上浸水203戸・床下浸水2,499戸（御殿山町・渚本町・牧野阪3丁目・渚南町・走谷2丁目・山之上・楠葉朝日3丁目・中宮東之町・禁野本町・招提平野町・池之宮・養父西町・中宮山戸町・南中振・北中振・堤町・三栗1丁目・宮之阪4丁目など）、道路破損6箇所、河川堤防損壊2箇所（春日・長尾）やがけ崩れ5箇所（牧野阪3丁目など）の被害がでた。 なお、全国での被害は、死者12人、負傷者83人、家屋の全半壊1,500戸、床上浸水7,000戸、床下浸水約6万戸、府域での被害は死傷者4人、床上浸水3,213戸、床下浸水33,849戸であった。
1979（昭和54）年10月頃	岡山手町の枚方小学校裏で斜面崩壊。
1979（昭和54）年10月18日 ～19日	台風20号により家屋若干が破損した。
1980（昭和55）年5月22日	藤阪で法面崩れ。
1980（昭和55）年7月11日	局地的豪雨のため、枚方市では家屋半壊1戸、床上・床下浸水106戸（伊加賀本町・御殿山町・渚本町・中宮東之町・走谷など）、道路被害5箇所、春日地区北川で河川30m決壊、がけ崩れ11箇所（禁野本町1丁目の啓光学園付近・津田元町2丁目・須山町・山之上5丁目・北中振1丁目・朝日丘町・尊延寺など）の被害がでた。
1980（昭和55）年7月14日	津田元町2丁目で法面崩れ。
1980（昭和55）年9月8日	渚元町で法面崩れ。
1980（昭和55）年11月22日	氷室台1丁目で宅地法面崩れ。
1980（昭和55）年12月2日	大垣内町1丁目で宅地法面崩れ。
1981（昭和56）年3月18日	宮之下町で法面崩れ。
1981（昭和56）年5月9日	香里園町で宅地法面崩れ。
1981（昭和56）年5月26日	山之上北町で宅地法面崩れ。
1981（昭和56）年7月13日	東香里新町で土砂崩れ。
1981（昭和56）年8月28日	長尾元町で宅地法面崩れ。
1981（昭和56）年10月9日	局地的豪雨のため、枚方市では黒田川氾濫により、渚本町等で床上浸水19戸、床下浸水943戸（堤町・走谷・東牧野町・上島町・宮之阪1丁目・渚元町・伊加賀元町など）、その他がけ崩れ3箇所（枚方元町・岡山手町・朝日丘町）、道路、河川の損壊11箇所、市道牧野長尾線と京阪電鉄のアンダーパス浸水などの被害がでた。
1982（昭和57）年7月23日	集中豪雨のため枚方市渚元町で床下浸水53戸、がけ崩れ1箇所（穂谷川と鎮守川合流点付近）の被害がでた。

年 月 日	災 害 状 況
1982（昭和57）年8月1日 ～3日	台風10号とその影響で、1日には120mmを超える豪雨が降り、3日間の被害は、枚方市で床下浸水32戸（茄子作3丁目・楠葉朝日3丁目・都丘町・中宮東之町・招提平野町・中宮山戸町など）、がけ崩れ6箇所（津田元町3丁目・尊延寺5丁目・牧野阪など）、道路損壊25箇所、河川被害5箇所（長尾八田川・茄子作東町の小川・中宮東之町の新之栄川）の被害がでた。
1982（昭和57）年8月3日	宮之阪中宮病院裏で法面崩れ。
1982（昭和57）年8月18日	8月豪雨、90mmを超える豪雨のため枚方市の黒田川増水、床上浸水4戸・床下浸水282戸（中宮東之町・走谷2丁目・渚元町・出口5丁目・北中振など）、道路冠水20箇所、がけ崩れ4箇所（宮之下町・茄子作など）の被害がでた。
1982（昭和57）年8月31日	北中振2丁目で法面崩れ。
1982（昭和57）年9月7日	星丘3丁目で土砂崩れ。
1983（昭和58）年5月18日	印田町で石垣崩れ。
1983（昭和58）年8月21日	局部的豪雨のため枚方市では床上浸水39戸（香里ヶ丘・伊加賀寿町・山之上4丁目・三矢町・枚方元町）、床下浸水929戸（北中振・南中振・走谷・宮之阪4丁目・堤町・岡東町・桜町など）、道路法面崩れ（山之上など）2箇所、溝谷川堤防損壊2箇所、道路陥没4箇所の被害がでた。
1983（昭和58）年9月28日	台風10号の影響で総雨量180mmを超える豪雨が降り、枚方市渚元町・渚東町・渚栄町・楠葉朝日3丁目などで床下浸水74戸、道路被害16箇所、土砂崩れ、道路冠水等13箇所などの被害がでた。溝谷川（池之宮浜GC付近）で堤防決壊、藤本川も氾濫した。
1983（昭和58）年10月4日	長尾台3丁目で法面崩れ。
1984（昭和59）年6月26日	尊延寺で法面崩れ。
1984（昭和59）年6月27日	香里園桜木町で法面崩れ。
1984（昭和59）年7月20日	穂谷で土砂崩れ。
1984（昭和59）年7月25日	局部的集中豪雨、枚方市の総雨量80mm、最大1時間雨量40mm。須山町・中宮本町などで床下浸水12戸、道路損壊1箇所の被害があった。
1985（昭和60）年5月10日	香里園町で法面崩れ。
1985（昭和60）年6月27日	禁野本町2丁目で斜面崩壊。
1985（昭和60）年6月28日	穂谷でがけ崩れ。
1985（昭和60）年7月10日	長尾台でがけ崩れ。
1985（昭和60）年7月18日	禁野本町2丁目で擁壁破損。
1985（昭和60）年9月11日	雷雨で禁野本町1丁目・香里園東之町でがけ崩れ。

年 月 日	災 害 状 況
1986 (昭和61) 年 7 月 21 日 ～22 日	戻り梅雨による豪雨、枚方市で総雨量100mm、最大1時間雨量45mm。 床上浸水2戸・床下浸水48戸(楠葉朝日3丁目・南楠葉・南船橋・藤阪元町・船橋本町・星丘・茄子作東町)、道路冠水24箇所、道路破損14箇所、水路護岸破損7箇所、田畑被害2700ha、法面崩れ3箇所(尊延寺、杉北町、津田東町)などの被害。
1987 (昭和62) 年 7 月 14 日	集中豪雨、枚方市で総雨量65mm、最大1時間雨量39.5mm。 床上浸水1戸(朝日丘町)、床下浸水405戸(楠葉朝日3丁目・北中振・都丘町・堤町・津田東町・須山町・宮之阪・渚本町・星丘・新之栄町・養父丘・出口・西禁野・茄子作北町など)、道路冠水13箇所、道路破損2箇所(大垣内町など)、法面崩れ1箇所(岡山手町)などの被害。
1987 (昭和62) 年 8 月 23 日	集中豪雨、枚方市で総雨量64mm、最大1時間雨量41mm。 床上浸水5戸(三栗2丁目)、床下浸水30戸(須山町・宮之阪3丁目・西禁野2丁目)、道路陥没1箇所などの被害。
1987 (昭和62) 年 10 月 16 日 ～17 日	台風19号により家屋破損1戸(香里ヶ丘8丁目)。
1988 (昭和63) 年 7 月 14 日 ～16 日	戻り梅雨による豪雨、枚方市で総雨量157mm、最大1時間雨量33mm。 床下浸水11戸(三栗2丁目・藤阪元町3丁目・船橋本町1丁目など)、道路冠水20箇所、道路損壊1箇所、野々田川春日橋下流右岸決壊、責谷川護岸崩壊(長尾東町3丁目付近)などの被害。
1988 (昭和63) 年 8 月 24 日	集中豪雨、枚方市で総雨量70mm、最大1時間雨量55.6mm。 床上浸水7戸(三栗2丁目など)、床下浸水5戸(渚本町・渚南町・招提中町・牧野阪)、道路冠水3箇所などの被害。
1989 (平成元) 年 8 月 27 日	台風19号により床下浸水(片鉾本町)、道路冠水2箇所、道路路肩崩壊(茄子作5丁目)、土砂崩れ(香里ヶ丘)などの被害。
1989 (平成元) 年 9 月 3 日	局地的豪雨、2日9時より3日15時までの雨量177.5mm。 床下浸水(片鉾本町)、道路冠水8箇所、道路陥没2箇所、法面崩れ(藤田町・穂谷3丁目・杉山手1丁目など)、宅地流失(印田町)などの被害。
1989 (平成元) 年 9 月 19 日	台風22号による豪雨、3～24時までの総雨量74.5mm、最大1時間雨量23.5mm。道路路肩崩壊3箇所(茄子作3丁目・津田北町1丁目・香里ヶ丘1丁目)、道路冠水2箇所、道路陥没1箇所などの被害。
1990 (平成2) 年 7 月 12 日 ～13 日	局地的豪雨、17～24時までの総雨量70mm、最大1時間雨量38mm。 床下浸水12戸(高田1丁目・楠葉朝日3丁目・藤阪元町3丁目・菊丘町・津田元町2丁目・東香里南町・茄子作など)、道路路肩崩壊3箇所(走谷1丁目・東中振1丁目・都丘町)、道路冠水14箇所、法面崩壊1箇所(茄子作北町)などの被害。
1991 (平成3) 年 9 月 27 日 ～28 日	台風19号により道路陥没1箇所(香里ヶ丘3丁目)、その他家屋・板塀などに若干の被害。
1993 (平成5) 年 4 月 1 日	香里園町でがけ崩れ(幅8m高さ20m)。
1993 (平成5) 年 7 月 5 日	梅雨期の長雨で穂谷3丁目でがけ崩れ(幅80m高さ14m)、穂谷川右岸(牧野阪2丁目付近)で護岸損壊。
1993 (平成5) 年 7 月 7 日	梅雨期の長雨で尊延寺5丁目ですべり発生(幅60m長さ50m)、2世帯が避難。
1993 (平成5) 年 8 月 3 日	大雨により床下浸水19戸(楠葉、船橋付近)などの被害。大雨、枚方市で総雨量285mm、最大1時間雨量25.5mm。
1995 (平成7) 年 7 月 3 日 ～6 日	床下浸水11戸(甲斐田新町)、道路冠水、道路路肩崩壊3箇所、法面崩壊(穂谷3丁目)、林道沿いの土砂崩れなどの被害。

年 月 日	災 害 状 況
1995（平成7）年7月20日 ～22日	大雨、枚方市で降雨量123mm、最大1時間雨量41.5mm。 床上浸水5戸（甲斐田新町）、床下浸水41戸（甲斐田新町・中宮大池2丁目など）、堤防損壊2箇所、道路陥没3箇所、道路損壊2箇所、道路冠水15箇所、道路路肩損壊3箇所などの被害。
1995（平成7）年8月30日	大雨、枚方市で降雨量103mm、最大1時間雨量63mm。 床上浸水15戸（楠葉地区など）、床下浸水76戸（楠葉地区など）、道路冠水12箇所、道路陥没3箇所、道路路肩崩壊1箇所、側溝・管つまり等14件、落雷家屋1戸（杉1丁目）などの被害。
1996（平成8）年10月19日	杉1丁目で地すべり発生（幅100m、高さ80m）、11世帯が自主避難。
1997（平成9）年7月13日	大雨、枚方市で降雨量88.5mm、最大1時間雨量33mm。 床上浸水7戸（甲斐田新町など）、床下浸水127戸（大垣内町2～3丁目・伊加賀本町・宮之阪1丁目・走谷2丁目など）、道路損壊1箇所、道路冠水14箇所、道路路面崩れ6箇所、がけ崩れ7箇所、その他学校、農地などの被害。
1999（平成11）年6月27日	梅雨期の大雨で総雨量69mm、最大雨量42.5mm/hを観測した。 枚方市では床上浸水3件（宮之阪・三栗）、床下浸水39件（市内各所）、道路冠水39件（市内各所）、道路路肩崩壊3件（杉3丁目、杉9丁目、尊延寺5丁目）などの被害。
2004（平成16）年10月20日	台風23号により九州地方から関東地方にかけて広い範囲で大雨。 枚方市で降雨量142mm、最大雨量26mm/hを観測。枚方上之町住宅地の石垣の一部が崩れ、道路上に流出。枚方上之町及び枚方元町一部地域27世帯に避難勧告。7世帯16人が避難。また、枚方公園青少年センター他7箇所に15世帯26人が自主避難。その他、土砂崩れ9件（枚方上之町、東藤田町、尊延寺5丁目、穂谷2丁目、穂谷3丁目など）。污水溢水28箇所。倒木14箇所などの被害。
2008（平成20）年6月20日	大雨、枚方市で降雨量157.5mm、最大1時間雨量66mm。 床上浸水21戸（楠葉朝日3丁目、東船橋2丁目など）、床下浸水55戸（楠葉朝日2～3丁目、楠葉並木2丁目など）、道路冠水35件（市内各所）、がけ崩れ1箇所（禁野本町1丁目）などの被害。
2008（平成20）年8月6日	大雨、枚方市で降雨量97.5mm、最大1時間雨量89mm。 床上浸水119戸（大垣内町3丁目、池之宮2丁目、北中振1丁目など）、床下浸水2,042戸（市内各所）、道路冠水36件（市内各所）などの被害。
2012（平成24）年8月14日	大雨、枚方市で降雨量257mm、最大1時間雨量108.5mm。 床上浸水297戸（楠葉朝日3丁目、大垣内町3丁目、北中振1丁目など）、床下浸水約3,200戸（市内各所）、道路冠水80件（市内各所）などの被害。
2013（平成25）年8月23日	大雨（浸水害）、枚方市で最大時間雨量62mm。 道路冠水等3箇所、床下浸水約120箇所、停電200戸などの被害。
2013（平成25）年8月25日	大雨（土砂災害・浸水害）、枚方市で最大時間雨量52.5mm。 道路冠水等1箇所、集合住宅の擁壁破損1箇所などの被害。
2013（平成25）年9月15日	台風18号により枚方市で15日から16日にかけて大雨。枚方津田高校観測局では最大1時間雨量68mm、日積算雨量188mm、総雨量348mmを観測した。 床上浸水50戸、床下浸水1248棟、一部家屋損壊4戸、道路冠水22箇所、道路陥没16箇所、土砂崩・法面崩落331箇所などの被害。
2018（平成30）年9月4日	台風21号により近畿地方を中心に甚大な被害を出した。 枚方市では観測史上初となる最大瞬間風速40.2m/sを観測し、約5,500棟の住家被害（全壊5棟、半壊8棟を含む）があった。
2021（令和3）年5月20日 ～21日	大雨（土砂災害・浸水害）、枚方市で最大時間雨量37.0mm、最大連続雨量206.0mmを観測した。土砂災害区域を対象に避難指示を発令し、7箇所の避難所に最大33名が避難。伊加賀北町で土砂崩の被害。

## (2) 地震災害

年 月 日	災 害 状 況
1689 (元禄2) 年3月28日	戌の刻(午後7～9時)、近年にない大地震(被害不明)。
1749 (寛延2) 年10月17日	大地震(被害不明)。
1751 (寛延4) 年11月27日	大地震(被害不明)。
1786 (天明6) 年6月23日	酉の刻(午後5～7時)、大地震、24、26、28日に余震続く(被害不明)
1791 (寛政3) 年8月15日	前代未聞の大地震。(被害不明)
1819 (文政2) 年6月12日	八つ頃、100年此方なき大地震、前代未聞のことである。(被害不明) 京都・伊勢・美濃一帯に大地震が起こった。(震央136.3E, 35.2N, M=7)
1854 (安政元) 年6月14日 伊賀上野地震	夜八ツ時と翌日の五ツ時に大地震があり、この地震は近畿各地に被害をもたらした。(震央136.0E, 34.75N, M=7)
1854 (安政元) 年12月23日 安政東海地震	大阪で家屋の倒壊200戸。(震央137.8E, 34.1N, M=8.4)
1854 (安政元) 年12月24日 安政南海地震	大阪で津波による死者多数、船舶被害1800、落橋10。 (震央135.6E, 33.2N, M=8.4)
1891 (明治24) 年10月28日 濃尾地震	午後6時15分に地震があり、7時までの小震3回、夜までに微震が数回あった。大阪府での被害は死者24人、負傷者94人、家屋全壊1011戸、家屋半壊708戸である。(震央136.6E, 35.6N, M=8)
1899 (明治32) 年3月7日 紀伊大和地震	午前9時55分地震があり、大阪市内砲兵工廠、小学校損傷。 (震央136.1E, 34.1N, M=7)
1923 (大正12) 年9月1日 関東大震災	午前11時58分の関東大震災の余波が枚方にも及んだ。たらいの水が飛び出すほどの揺れがあった。(震央139.3E, 35.2N, M=7.9)
1927 (昭和2) 年3月7日 北丹後地震	18時27分北丹後地震が起こった。大阪府での死者21人、負傷者126人、家屋全壊127戸、家屋半壊117戸である。(震央135.15E, 35.53N, M=7.3)
1936 (昭和11) 年2月21日 河内大和地震	午前10時8分に二上山南部を震源地とする地震があり、26日までに弱震2回、微震23回、無感覚地震74回など本震を加え102回に及んだ。大阪府での被害は、死者8人、負傷者52人、家屋全壊18戸、家屋半壊89戸である。(震央135.72E, 34.58N, M=6.4)
1944 (昭和19) 年12月7日 東南海地震	13時35分東南海地震、大阪市内で死者6人、負傷者120人、家屋全壊122戸、家屋半壊2,500戸の被害があった。(震央136.62E, 33.8N, M=7.9)
1945 (昭和20) 年1月13日 三河地震	午前3時38分に三河地震が起こった。この地震は東海大地震ともいい、全国で死者1,961人、重傷者896人、全壊5,539戸、半壊11,706戸の被害があった。(震央137.0E, 34.7N, M=6.8)
1946 (昭和21) 年12月21日 南海地震	午前4時19分南海地震が起こり、大阪府での被害、死者32人、負傷者46人、家屋全壊261戸、家屋半壊217戸。近畿・四国地方に死者1,330人、負傷者2,632人、全半壊35,078戸の被害があった。(震央135.62E, 33.03N, M=8)
1952 (昭和27) 年7月18日 吉野地震	午前1時9分、吉野地震が起こり、大阪府では死者2人、負傷者75人、家屋全壊9戸、家屋半壊7戸。全体で死者9人、負傷者136人、家屋の全半壊46戸、道路破損26箇所の被害があった。余震は8月9日までに4回のみ。(震央135.78E, 34.45N, M=6.8)

年 月 日	災 害 状 況
1995（平成7）年1月17日 兵庫県南部地震	午前5時46分、淡路島を震央とした都市直下型地震がおき、兵庫県、大阪府で大きな被害が発生した。 本市では軽傷者4人、住宅被害4棟、水道断水55戸、本管破損2箇所、ガス漏れ3箇所、停電30,000戸、電話の通信混乱などライフラインに大きな影響がでたほか、公共土木施設や文教施設などにも被害があった。 （上記以外に神戸市、西宮市で枚方市民3人が亡くなった。） （震央135.04E, 34.60N, M=7.3）
2000（平成12）年10月6日 鳥取県西部地震	13時30分頃鳥取県西部を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、鳥取県境港市や日野町で震度6強を観測した。未知の活断層による地震であった。 枚方市では震度4を記録し、重傷者1名、軽傷者1名、公共施設1棟の被害があった。（震央35°16.4'N, 133°20.9'E, M=7.3）
【参考】 2001（平成13）年3月24日 芸予地震	15時27分頃、瀬戸内海芸予灘の深さ46kmを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生した。四国から九州地方に急傾斜で沈み込むフィリピン海プレート内で発生した地震である。 枚方市で震度2を観測した。 （震央34°7.9'N, 132°41.6'E, M=6.7）
【参考】 2004（平成16）年10月23日 新潟県中越地震	17時56分頃、新潟県中越地方の深さ13kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県川口町で震度7、長岡市や小千谷市で震度6強を観測した。停電により川口町で震度7を観測した情報はリアルタイムに伝わらなかった。また、エコノミー症候群などによる、いわゆる関連死がクローズアップされた。（震央37°17.5'N, 138°52.0'E, M=6.8）
【参考】 2007年（平成19）3月25日 能登半島地震	午前9時41分、能登半島沖の深さ約11kmを震源とするマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県七尾市、輪島市で震度6強を観測した。 枚方市で震度2を観測した。 （震央136°41.1'E, 37°13.2'N, M=6.8）
【参考】 2007年（平成19）7月16日 新潟県中越沖地震	午前10時13分、新潟県上中越沖の深さ約17kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し、新潟県長岡市、柏崎市刈羽村で震度6強を観測した。東京電力柏崎刈羽原子力発電所が被災し、長期運転停止となった。 枚方市で震度1を観測した。 （震央138°36.5'E, 37°33.4'N, M=6.8）
【参考】 2008（平成20）年6月14日 岩手・宮城内陸地震	午前8時43分、岩手県南部の深さ約8kmを震源とするマグニチュード7.2の地震が発生し、岩手県と宮城県で最大震度6強を観測した。岩手県一関西観測点で3,866gal（上下動成分：重力加速度は980gal）など大きな加速度が観測され、大規模な地すべりや土石流による斜面災害が発生した。 （震央39°1.7'N, 140°52.8'E, M=7.2）
【参考】 2011（平成23）年3月11日 東北地方太平洋沖地震	午後2時46分、三陸沖の深さ約24kmを震源とするマグニチュード9.0の日本観測史上最大の地震が発生し、宮城県で最大震度7、岩手県から千葉県の大範囲で震度6弱以上を観測した。また、大規模な津波が発生し、最大で海岸から6km内陸まで浸水、大船渡市では最大潮上高40.1mを記録し、甚大な被害をもたらした。 枚方市では震度3を観測した。（震央142°9'E, 38°1'N, M=9.0）
【参考】 2016（平成28）年4月14日 熊本地震	4月14日21時26分に熊本県熊本地方の深さ約10kmでマグニチュード6.5の地震が発生した。また、4月16日1時25分に同地方の深さ約10kmでM7.3の地震が発生した。これらの地震により熊本県で最大震度7を観測した。（震央130°45'E, 32°45'N, M=7.3）
2018（平成30）年6月18日 大阪府北部地震	7時58分頃大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、枚方市他、大阪市北区、高槻市、茨木市、箕面市で最大震度6弱を観測した。枚方市では、23名の人的被害（いずれも軽傷）、約7,000棟の住家被害（全壊1棟、半壊12棟を含む）があった。 （震央34°50.36'N, 135°37.18'E, M=6.1）

### 第3節 土地利用の変遷

明治初期の市域は、楠葉・長尾・招提・津田・中宮・枚方・中振などの旧集落以外は台地・丘陵地には野菜畑、果樹園が分布し、谷底平野や台地の一部には灌漑用溜池が設けられて水田化され、傾斜地の多くは森林・竹林であった。

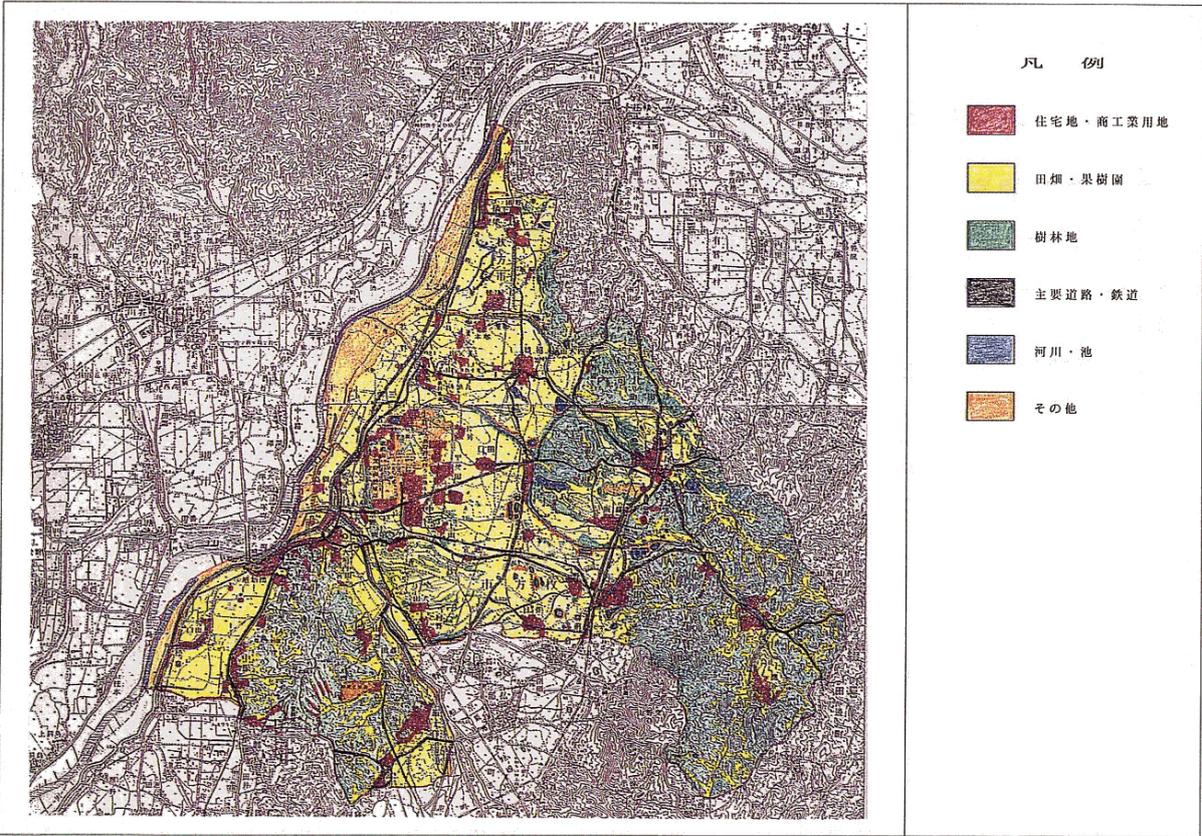
その後、鉄道の開通により沿線を中心に宅地化が進み、一方、交野台地や枚方丘陵の一部では、軍事施設が立地した。

第二次世界大戦終了までの、本市域での変化はこのように軍事施設中心であって、昭和25年頃の土地利用図によっても、鉄道などを除けば基本的に明治時代と大きな変化は認められない。

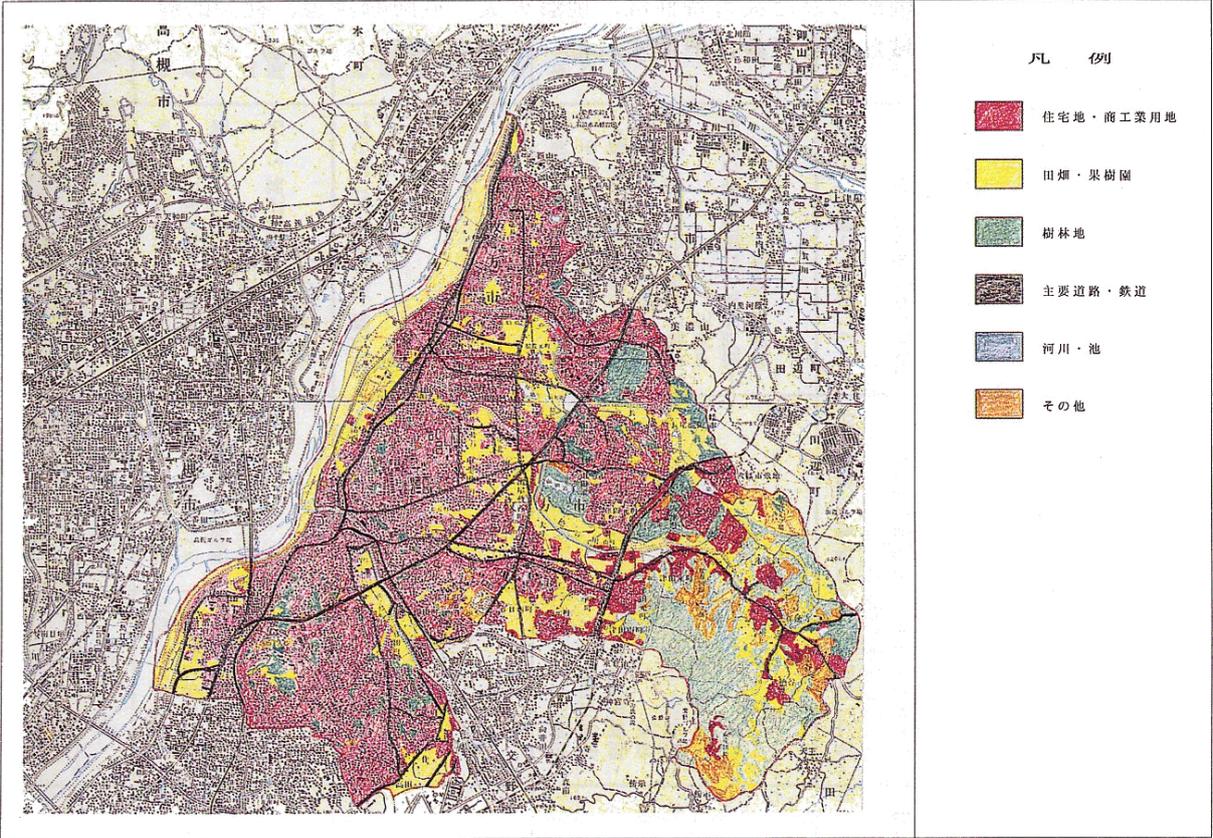
市域における都市化の進展は、昭和32年(1957)枚方丘陵の旧陸軍香里製造所跡地に当時としては最大級の大規模団地である香里団地が建設され、これを契機に公団・公営・民間業者による宅地化が進み、大阪の住宅都市として発展してきた。交野台地では宅地化と工業化が急速に進展し、現在は工業都市化している。さらに昭和41年(1966)の枚方バイパス(現国道1号)開通を契機に、長尾丘陵や交野台地では、中小企業団地・家具団地の進出、大規模な宅地造成が行われた。昭和45年頃の土地利用図では、このような急速な都市化の動きが示されている。

淀川低地でも、昭和40年代後半から50年代にかけての急激な都市化により、楠葉・牧野付近を中心とした低湿地の埋土・盛土による大規模な土地造成がなされ、元の地形面は大きく改変されていった。特に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が経済・社会的条件に支配されて進展し、低地における内水氾濫の多発化、生活環境の悪化をもたらしている。昭和62年頃(現行地形図)による土地利用図では、市域の大半が都市的土地利用地域となり、農地や森林は大きく減少していることがわかる。

以上のように、市域の都市化の進展に伴い、豪雨時などの丘陵地や台地縁辺部における人工斜面・段丘崖の崩壊、谷底や谷部の埋土地での浸水、低地の内水・外水氾濫など、防災上の問題が生じてきたといえる。



土地利用の状況図（昭和前期）



土地利用の状況（平成前後）

## 第4節 災害素因から見た災害特性

### 1 自然的素因

地形・地質は、災害の発生を決定づける場の条件として重要であり、市域の地形・地質分布と災害の種類・程度には強い関係がある。

市域の地形・地質は、前述したように

- ①低地
- ②台地
- ③丘陵
- ④山地

に大別される。

市域の自然的素因からみた災害特性は、この地形区分に応じて整理すれば、次頁以降の枚方市の災害特性(1)～(3)としてまとめられる。

### 2 社会的素因

自然的素因が主として被害を与える側からの危険性（加害危険）なのに対して、社会的素因は被害を受ける側の危険性（被害危険）に着目することになる。

市域の社会的素因からみた災害特性は、地震火災、危険物災害、社会的混乱の発生するおそれがある地域などを対象に把握すれば、枚方市の災害特性(4)としてまとめられる。

枚方市の災害特性(1)

項 目	低地		台地	丘陵		山地	備 考
	淀川低地	その他河川の低地	交野台地	枚方丘陵	長尾丘陵	生駒山地	
地 形	・標高2～13mで淀川により形成された沖積低地	・各河川により形成された沖積低地 ・各河川は大部分が天井川となっている	・標高20～50mで南東から北西に緩傾斜する海成段丘 ・船橋付近の低位段丘とその他の中位段丘に区分 ・低地との境界には比高5～15mの急崖が分布	・標高50m前後の定高性のある丘陵で一部台地が分布 ・比高10～15mの急崖がみられる ・枚方撓曲がある	・標高50～100mの台地（段丘）と100～150mの丘陵に細分される ・長尾断層、田口断層がある	・標高100～350mの交野山を主峰とする中起伏山地 ・交野断層、杉断層がある	
表層地質	・沖積層（砂、粘土、シルト）からなる ・市域では層厚は最大16mで上流部程薄い	・沖積層（砂、粘土、シルト）からなる	・段丘層（砂礫が主体）からなる	・砂礫層と海成粘土層の互層である大阪層群からなる	・砂礫層と海成粘土層の互層である大阪層群からなる	・花崗岩、花崗閃緑岩からなる ・風化が著しく、風化殻を形成している	
災 害 履 歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治18年、大正6年は淀川氾濫による大水害が発生</li> <li>・昭和30年代までは洪水による外水氾濫が発生</li> <li>・昭和40～50年代は内水氾濫が多発</li> <li>・昭和60～平成10年代は大きな被害の発生なし</li> <li>・近年局地的な集中豪雨による内水氾濫が発生している</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・台地（段丘）上は大規模災害はなく、比較的安全である</li> <li>・縁辺部の急傾斜地（段丘崖）では崖崩れが発生</li> <li>・台地上の浅い谷では浸水被害が発生</li> <li>・室戸台風では強風により家屋の倒壊が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面崩壊が発生</li> <li>・谷部の埋土地では浸水被害が発生</li> </ul>		・穂谷地区で土地災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、地震被害は発生していない</li> <li>・液状化の発生記録はない</li> </ul>
土地利用の変遷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつては自然堤防上の微高地に集落が分布し、その他は農地など</li> <li>・昭和40年代後半からの急速な都市化により、低湿地は埋土、盛土により宅地化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かつては集落と農地などが分布</li> <li>・戦前は軍事施設が立地</li> <li>・戦後は公団住宅や工業団地が立地し、都市化が進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香里団地(S.32)の建設を契機に大規模宅地開発が進展し、自然のままの原地形はほぼみられない</li> <li>・旧地形を生かした改変により急崖が残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方バイパス(S.41)の開通を契機に企業団地、宅地開発、区画整理による地形の改変が進展</li> <li>・切土盛土による地形の平坦化が著しく急斜面は少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風化の進んだ花崗岩地域のため地形改変が比較的容易で、ゴルフ場、畜産団地などが造成</li> </ul>	

災害特性(1)

注 \*\*\*\* : 該当なし

枚方市の災害特性(2)

項	目	低地		台地	丘陵		山地	備考	
		淀川低地	その他河川の低地	交野台地	枚方丘陵	長尾丘陵	生駒山地		
自然的 要素 から みた 災害 特性 ・ 危険 地域	水 害	内水氾濫	・台地、丘陵の直下であり、それらの雨水が集まりやすい地域では浸水被害が生じやすい ・排水阻害要因としての鉄道（京阪電鉄本線など）、道路（国道1号など）が被害状況に影響する ・低地の中でも相対的に地盤高の低い旧河道などは注意を要する		・台地（段丘）上の浅い谷では浸水被害が生じやすい	・谷底平野、谷部の埋土地では浸水被害が生じやすい		・谷底平野では浸水被害が生じるおそれがある	・流域の宅地化が大きな要因であり、今後とも開発状況に応じて危険性は継続する
		外水氾濫	・堤防は警備されているが、万一破堤時には大規模な浸水被害が生じやすい	・各河川は天井川であり、破堤時には浸水被害が生じやすい	・破堤時には低位段丘でも浸水被害が生じやすい	****	****	****	・河川改修により外水氾濫は生じにくくなっている ・氾濫が生じやすい箇所は、河道の形態や堤体の状況による
	土 地 災 害	崩壊	****	****	・縁辺部の急傾斜地（段丘崖）で崖崩れが生じやすい	・人工改変による急傾斜地などで崖崩れ、法面崩壊が生じやすい		・花崗岩地域における豪雨型崩壊が生じやすい	・断層沿いは地質が脆弱で斜面災害が生じやすい
		地すべり	****	****	****	****	・地すべり危険箇所及び地すべり地形は、穂谷川上流に集中する ・風化花崗岩の崩積土砂又は花崗岩上の大阪層群が滑動するおそれがある	・大規模な開発により、地すべりが生じるおそれがある	
	土石流	****	****	****	****	・土石流危険渓流が分布する ・花崗岩地域で豪雨型崩壊が引き金となり土石流が生じるおそれがある			
法規制等の状況		・淀川、船橋川、穂谷川、天野川、北川、藤田川の主要な堤防沿いは、大阪府により水防区域に指定されている		****	・おおむね宅地造成工事規制区域である	・おおむね砂防指定地及び宅地造成工事規制区域である	・おおむね砂防指定地及び宅地造成工事規制区域である		

災害特性(2)

注 \*\*\*\*：該当なし

枚方市の災害特性(3)

災害特性(3)

項 目	低地		台地	丘陵		山地	備 考		
	淀川低地	その他河川の低地	交野台地	枚方丘陵	長尾丘陵	生駒山地			
自然的素因からみた災害特性・危険地域	地震動予測	生駒断層	震度6弱～震度6強	震度6弱～震度6強	震度6弱	震度6弱～震度6強	震度5強～震度6弱	震度5弱～震度6弱	地震動予測は「枚方市防災アセスメント（平成10年3月）」の結果による。
		花折断層	震度6弱～震度6強	震度5強～震度6弱	震度5強～震度6弱	震度5強～震度6弱	震度5強～震度6弱	震度5弱～震度6弱	
		南海トラフ	震度5弱～震度5強	震度5弱～震度5強	震度5弱～震度5強	震度5弱～震度5強	震度5弱～震度5強	震度4～震度5強	
	地震動特性	・低地は一般的に沖積層が厚く、地震動が強くなりやすい		・台地上は一般的に地震動は強くない	・人工地形は工法によりその性状は大きく異なる ・谷部の埋土地では地震動が強くなりやすい		・山地は一般的に地震動は強くない		
地震災害	液状化	・低地は一般的に沖積層が厚く、液状化が生じやすい ・特に旧河道、自然堤防縁辺部、旧池沼などで液状化が生じやすい		****	・人工地形は工法によりその性状は大きく異なる ・谷底平野の盛土部では液状化が生じやすい		****		
	地震時の斜面崩壊	****	****	・縁辺部の急傾斜地（段丘崖）で崖崩れが生じやすい	・人工改変による急傾斜地などで崖崩れ、法面崩壊が生じやすい ・断層沿いでは斜面災害が生じやすい		・豪雨型崩壊に加え凸型斜面でも崩壊が生じやすい ・断層沿いでは斜面災害が生じやすい		
	地震水害	・軟弱地番（沖積層が厚い）上の堤防は地震時に破損しやすい ・破堤時には浸水被害が生じる（被害地域は河防衛対象氾濫区域が参考となる）		****	****	****	****		

注 \*\*\*\*：該当なし

項 目		調査手法等	調査結果	備 考	
社会的 素因から みた災害 特性・危 険地域	地震 火 災	出火危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般火気器具による出火危険を表す指標として宿泊・風俗営業施設棟数をとり、町丁目別に危険性の高い地区を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊・風俗営業施設が高密度に集中する地域はみられない</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物による出火危険を表す指標として消防法による危険物施設数をとり、町丁目別に危険性の高い地区を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域には大規模工場や工業団地などが集積し、危険物には注意を要する</li> </ul>	
		延焼危険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延焼危険を表す指標として木造容積率をとり、町丁目別に危険性の高い地区を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域には木造建築物が広範に連担する延焼危険地域は特にみられない</li> </ul>	
	危険物災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物災害を表す指標として消防法による危険物の合計倍数をとり、町丁目別に危険性の高い地区を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険性の高い地区は小松製作所大阪工場以外は、国道1号や主要地方道枚方交野寝屋川線の沿道にある中小企業団地、枚方鉄工塗装団地、枚方工業団地などである</li> <li>・国道1号や主要地方道枚方交野寝屋川線は、災害時に応急対策を行ううえで重要な幹線道路であり、国道1号は大阪府の広域緊急交通路でもあるので、危険物災害には注意を要する</li> </ul>		
社会的混乱 の発生する おそれがある 地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的混乱とは、多数の人々が危険回避、情報充足等の目的で移動を行おうとする際に発生する人的被害を指し、主に地震火災時の避難の際に問題となる</li> <li>・不特定多数者が出入りする場所や避難に際して通行困難となりやすい場所を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数者が出入りする場所は、京阪電鉄本線沿いが問題となる。</li> <li>・市域の道路事情は交通混雑が日常化しており、避難に際しても同様の混雑が懸念される</li> <li>・豪雨による大規模な洪水氾濫時に台地・丘陵上へ避難する際には、その縁辺部における急傾斜地崩壊に注意が必要であり、また、地震による大規模な延焼火災時に広域避難場所（山田池公園・淀川河川敷）へ避難する際には、経路沿いの危険物施設に注意が必要である</li> </ul>			

注 \*\*\*\* : 該当なし

## 第5節 市域の災害特性

枚方市全体としての災害特性、防災体制をまとめると、次のとおりである。

### 1 自然条件（立地環境）からみた災害特性

市域を地形的にみると、淀川及びその他河川沿いの低地、交野台地、枚方丘陵・長尾丘陵、生駒山地に大別され、また市内には複数の活断層が存在する。

低地では淀川破堤による洪水被害、豪雨時の内水氾濫の多発といった大規模な浸水被害の危険性は改修工事により低減されたものの、天井川の傾向が強い市域の河川では潜在的な危険性は不変であり、また旧河道部など軟弱な地盤地域では地震時の強震動、地盤変動、液状化などの危険性がある。

台地上は他の地形より比較的安全な地域であるが、縁辺部でののがけ崩れ・法面崩壊、浅い谷部での浸水の危険性がある。

丘陵は大規模開発により最も大きく人工改変された地域であり、造成地付近での斜面崩壊、地すべりなどの危険性があり、またこうした開発が雨水の急速な流出を促し、下流域での浸水被害の要因となっている。

山地は主に風化の進んだ花崗岩地域であり、天井川の要因となる大量の土砂を流出して下流域へ影響を及ぼすとともに、土石流、地すべり、崩壊等の土砂災害の危険性がある。

#### 自然条件

地形特性に応じて、浸水等の水害、土石流・斜面崩壊・地すべりの土砂災害、地震時の地盤災害などが発生し、また、これらが複合して発生する可能性を有する立地環境である。

## 2 社会条件（まち構造、開発状況）からみた災害特性

枚方市は江戸時代より街道宿場町と船運中継地として発展してきた地域であり、在来の集落が台地上や低地の微高地に散在していた。戦前には北河内地方の行政中心地として発展し、後に軍事施設が建設され、戦後は公営団地、工業団地等の進出を契機に、全国有数の人口急増都市として市街地は急速に拡大してきた。

市街地の拡大を概観すると、次のようになる。

- ・台地上や低地の微高地の在来集落
- ・台地上の市街地拡大と枚方丘陵（香里団地など）の大規模開発
- ・淀川低地（楠葉地区など）や長尾丘陵での宅地開発など
- ・低地、丘陵、山地部への開発拡大

これは災害に対して比較的安全な地域から、河川、がけ地・山地斜面などの危険要素側への市街地拡大であり、換言すれば緩衝地帯としてのオープンスペース等の減少も意味する。

主要道路沿い及び山地内の在来集落地域では、木造住宅が密集することや狭く見通しのよくない道路が多いことから、地震時や火災時には延焼火災の危険性があり、同時に円滑な消防活動ができないおそれがある。

新興の宅地開発地域は、その規模、時期等により災害特性は様々であるが、開発単位が小さく、道路幅員、地盤処理、斜面对策、公園などの基盤整備が充分でないところもある。このため、地震時や火災時には在来集落地域と同様な延焼火災の危険性、円滑な消防活動ができないおそれがある。

新規居住者が地域の災害特性、避難体制などを熟知し得ない結果、災害時の混乱を招くことも考えられるので、防災知識及び避難方法等の周知をはじめとして平常時のソフト的な防災対策の充実が不可欠である。

その他、市内には大規模工場、工場団地が立地し危険物が集積しており、危険物災害に注意を要する。枚方市駅前、樟葉駅前、枚方公園駅前など京阪電鉄ターミナル周辺は不特定多数が集中するので、火災、地震災害の際には社会的混乱に注意を要する。

### 社会条件

まち構造、開発状況に応じて地域特性が異なるため、防災対策における課題の重要度も異なり、まちづくりは長期的な視野のもと、地域に密着した防災対策を検討する必要がある。

耐火構造化、耐震構造化、オープンスペース確保、危険物対策等が重要となる。

### 3 災害抑止要因としての防災体制

#### (1) ソフト的防災体制

市域における防災関連組織としては、枚方市、枚方寝屋川消防組合、枚方市消防団、淀川左岸水防事務組合、枚方・交野警察署、通信・電力・ガス等の公共機関等があり、これら組織、団体は各種災害に応じて災害予防、応急対策の防災活動を実施する。また、三師会は、災害医療対策会議での決定を受けて応急医療救護活動を実施する。これら防災関係機関の緊密な連携がますます重要となる。

その他に地域や職場による自主防災組織等があるが、現在、市域では住民による自主防災組織の組織化が活発であり、また、危険物を保有する工場等も多いことから、引き続き自主防災組織等の育成が重要な課題である。

活動支援としては、総合防災訓練や、地域における防災講演会等の啓発活動を実施しているが、今後とも、防災マップ等の配布や市ホームページを活用した地域の防災情報の公開・提供、事業所との防災活動協定の促進等の地域防災力向上に資する施策が有効である。

#### (2) ハード的防災体制

防災施設としては、淀川河川敷、山田池公園を広域避難場所とし、公立の小学校、中学校を中心に指定避難所（指定緊急避難場所を兼用する第1次避難所、その他の第2次避難所）を指定している。このほか、防災備蓄倉庫3箇所と第1次避難所（小学校の空き教室の活用）を中心に防災用備蓄品を計画的に備蓄している。今後、備蓄品の拡充や、防災公園の整備が課題となるが、平成17年度には、防災公園として、車塚公園の再整備を行い、地域防災センターを平常時及び大規模災害時の地域防災拠点として活用している。

防災設備は、全国瞬時警報システム（Jアラート）、防災行政無線（同報系）、気象情報監視システム、雨量監視システム、計測震度計、土砂災害情報相互通報システム等が整備されており情報伝達機器は比較的充実している。今後は、防災行政無線のデジタル化完了に伴い、放送内容の電話応答サービスやFMひらかたとの連携など、より有効な情報伝達手段として活用する。

#### 防災体制

市域の防災体制は、情報伝達機器など整備されつつあるものの、自然及び社会状況の変化と最新の知見に応じて、常に改善し、適切な対応に努める。

情報伝達体制の整備、自主防災組織の活動、防災知識の普及、避難誘導體制の確立、防災用備蓄品の充実等が重要である。

## 第2章 地震基礎情報

### 第1節 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書の概要

大阪府では、兵庫県南部地震を契機に、地域防災計画を見直すために、内陸直下型地震を想定した大阪府地震被害想定調査（平成9年3月）を実施した。

その後、上町断層帯に関する調査（平成8-10年度）や大阪平野の地下構造調査（平成14-16年度）、東南海・南海地震津波対策検討（平成15-16年度）などの調査を実施し、地震現象を評価するための基礎情報の充実を図ってきた。

そして、これらの情報を基礎に、最新の知見と技術に基づいて地震現象（地震ハザード）を想定し、府域が被る物的・人的被害、ライフラインの途絶等の様相を予測し、大阪府地域防災計画の改正等、今後の防災対策を進めるにあたって必要となる基本的な考え方を検討するため、「大阪府自然災害総合防災対策検討委員会」を設置して「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）」をとりまとめた。

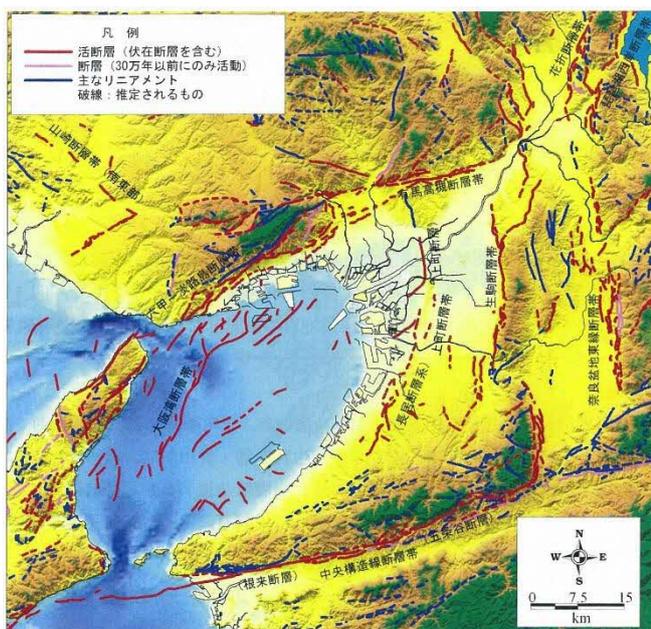
#### 1 想定地震

##### 内陸直下型地震

- ① 上町断層帯地震
- ② 生駒断層帯地震
- ③ 有馬高槻断層帯地震
- ④ 中央構造線断層帯地震

##### 海溝型地震

- ⑤ 東南海・南海地震  
・南海トラフ

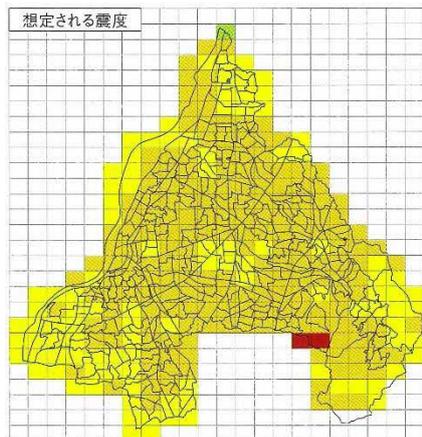


大阪周辺の活断層図

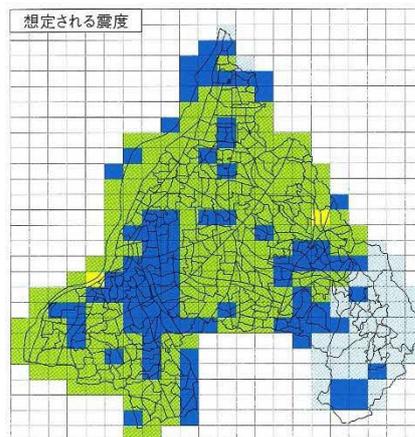


南海トラフ（東南海・南海地震の震源断層）

出典:大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書(平成19年3月)



震度予測図：生駒断層帯地震



震度予測図：南海トラフ

※ 第2次大阪府地震被害想定結果データを用いて枚方市において作成

## 2 被害の想定

### 府全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

項目		想定地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
		マグニチュード	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
		震度	4～7	4～7	4～7	3～7	3～7	4～6弱
全	壊	棟数	362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟	22,341棟
半	壊	棟数	329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟	47,838棟
出	火	件数	268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)
焼	失	棟数	37,387棟	17,018棟	85,277棟	9,352棟	7棟	5棟
死	者	数	12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人	99人
負	傷	者数	148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人	22,027人
罹	災	者数	2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人	242,515人
避	難	所生活者数	813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人	74,623人
停	電		2,003,019軒	601,271軒	886,814軒	408,322軒	147,911軒	78,606軒
ガ	ス	供給停止	2,931千戸	1,276千戸	1,420千戸	642千戸	83千戸	0千戸
水	道	断水	544.6万人	372.0万人	489.6万人	230.0万人	110.5万人	78.5万人
電	話	不通	913,031加入者	417,047加入者	447,174加入者	171,112加入者	78,889加入者	183加入者

※ 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

焼失棟数は、平均風速による予測結果とする

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

枚方市における被害の想定（府実施）

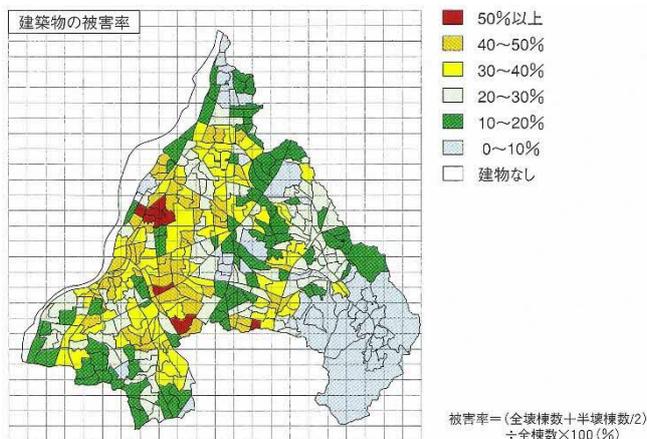
想定地震 項目	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
枚方市域の震度	5強～6強	4～6弱	5強～7	5強～7	4～5強	4～6弱
全壊棟数	2,842棟	10棟	20,829棟	13,986棟	3棟	341棟
半壊棟数	5,247棟	31棟	21,088棟	14,943棟	10棟	841棟
炎上出火件数	1(2)件	0(0)件	11(22)件	8(16)件	0(0)件	0(0)件
焼失棟数	2棟	0棟	2,570棟	115棟	0棟	0棟
死者数	13人	0人	373人	208人	0人	0人
負傷者数	1,634人	10人	5,104人	4,155人	2人	228人
罹災者数	30,533人	170人	161,420人	110,911人	44人	3,194人
避難所生活者数	8,855人	50人	46,812人	32,165人	13人	927人
停電	14,969軒	104軒	124,450軒	54,470軒	0軒	1,871軒
ガス供給停止	41千戸	0千戸	161千戸	83千戸	0千戸	0千戸
水道断水	9.9万人	0.1万人	26.1万人	22.4万人	0.0万人	3.5万人
電話不通	10,103加入者	561加入者	75,776加入者	10,103加入者	0加入者	0加入者

※ 出火件数は夕刻発生地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

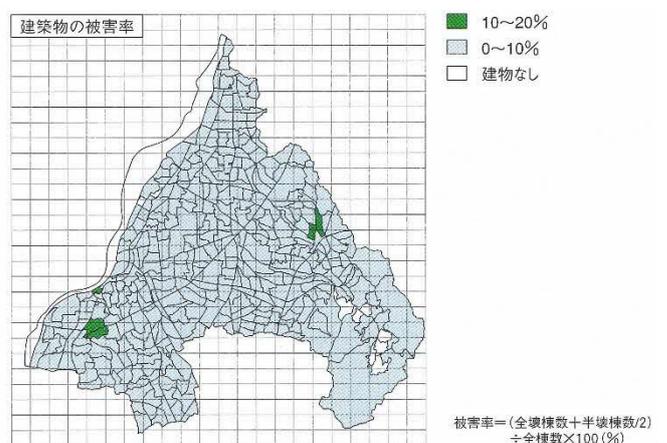
焼失棟数は、平均風速による予測結果とする

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）



建物被害率予測図：生駒断層帯地震



建物被害率予測図：南海トラフ

※ 第2次大阪府地震被害想定結果データを用いて枚方市において作成

## 第2節 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による被害想定概要

### 1 検討概要

大阪府防災会議の南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会において、以下の審議を通じて「南海トラフ巨大地震」における大阪府下の被害を想定した。

＜南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会での審議経過＞

	開催日	南海トラフ巨大地震の被害想定に係る主な検討事項
第1回	平成24年11月21日	(1)南海トラフ巨大地震に係る地震と津波の設定
第2回	平成25年6月6日	(1)南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等① (2)被害想定を検討手法
第3回	平成25年8月8日	(1)南海トラフ巨大地震による津波浸水想定等② (2)府域の被害想定のお考え方①（人的被害・建物被害）
第4回	平成25年10月30日	(1)大阪府域の被害想定①（人的被害・建物被害） (2)府域の被害想定のお考え方②（ライフライン等施設被害・経済被害）
第5回	平成26年1月24日	(1)大阪府域の被害想定②（ライフライン等施設被害・経済被害） (2)大阪府地域防災計画（報告書取りまとめ）

### ハザードに伴う被害想定を検討ケース

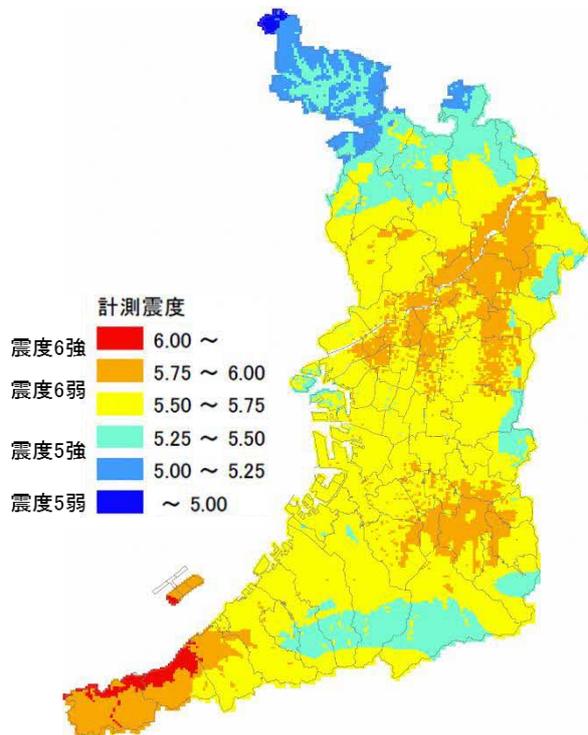
項目	被害想定的手法(概要)	検討条件	
1 建物被害	1.1 揺れによる被害	・建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度との関係から算出。	震度分布:2ケース
	1.2 液状化による被害	・建築年、木造・非木造(非木造については杭の有無)の区分毎に液状化による地盤沈下量と全壊率との関係から算出。	
	1.3 津波による被害	・木造・非木造の区分毎の浸水深との関係から算出。	津波波源:4ケース 施設条件:3ケース
	1.4 急傾斜地崩壊による被害	・危険度ランク別の崩壊確率から算出。	震度分布:2ケース
	1.5 地震火災による被害	① 出火件数に、化学薬品、危険物施設、ガス漏洩による出火を加える。 ② 初期消火率については、阪神淡路大震災における事例により算出。 ③ 自主防災組織による消火率を考慮する。 ④ 消防力による鎮火を考慮(消防力については、覚知時間、消防車の走行速度・到達距離、消防水利も考慮したシミュレーションにより決定。) ⑤ 8m/sに代えて、1%超過風速による延焼を考慮。	季節・時間帯:3ケース 風速別:2ケース
	1.6 津波火災による被害 <定性的>	・東日本大震災の調査結果を踏まえ、津波火災の出火要因や被害の様相を定性的に明示。	—
2 落下物等	2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒	(1)ブロック塀等:地表最大加速度における被害率より算出。 (2)自動販売機:震度分布における被害率より算出。	震度分布:2ケース
	2.2 屋外落下物の発生	・震度分布における屋外落下物を算出。	
3 人的被害	3.1 建物倒壊による被害	・木造・非木造の区分毎に死傷者数を算出。なお、時間別の建物内滞留率を考慮。	季節・時間帯:3ケース
	3.2 津波による被害	・避難行動(避難の有無、避難完了時刻)から、避難未完了率を算定し、浸水深毎の死者率により算出(海水浴客等観光客を考慮)。 ・津波避難ビルの効果(有無)についても、別途検証。 但し、津波浸水想定で検討した堤防・水門等の被災条件を反映する。	避難行動別:4ケース(呼びかけ、避難開始迅速化、早期避難率高・低) 避難昼夜別:2ケース(昼・夜:火災のシーンと連動)
	3.3 急傾斜地崩壊による被害	・急傾斜地崩壊に伴う全壊棟数から算出。	季節・時間帯:3ケース
	3.4 火災による被害	・出火家屋からの逃げ遅れ、倒壊家屋内の救出困難者、延焼拡大の逃げまどいにおける死傷者数を算出。なお、屋内滞留人口を考慮。	季節・時間帯:3ケース 風速別:2ケース
	3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害	・地表震度毎におけるブロック塀転倒等における死傷者数を算出。なお、時間帯を考慮。	季節・時間帯:3ケース
	3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害	・地表震度毎における屋内落下物等による死傷者数を算出。なお、屋内滞留人口を考慮。	
	3.7 揺れによる建物倒壊に伴う要救助者(自力脱出困難者)	・木造・非木造毎の建物全壊状態から算出。 なお、屋内滞留人口を考慮。	
	3.8 津波被害に伴う要救助者・要捜索者	要救助者:津波最大浸水深よりも高い階に滞留する者を要救助者として算出。 要捜索者:津波による死傷者を要捜索者とする。	避難行動別:4ケース(呼びかけ、避難開始迅速化、早期避難率高・低) 避難昼夜別:2ケース(昼・夜:火災のシーンと連動)

## 2 被害の想定

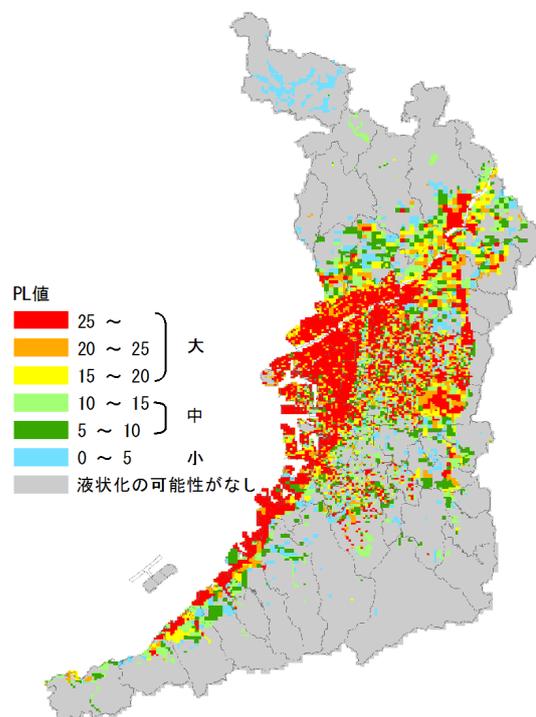
想定震源断層域や大阪府域及び枚方市域での被害数量は「《総則・災害予防対策編》〔総則〕第3章災害の想定 第3節地震被害の想定 2南海トラフ巨大地震の被害想定」に示したとおりである。ここでは、そこで記載していない大阪府全体の主な図面等を示す。

最大の被害が想定される陸側の震源ケース

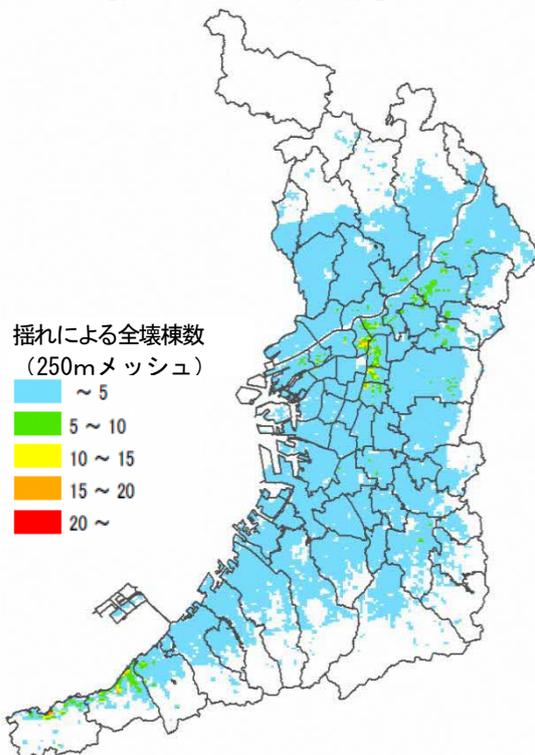
【最大震度】



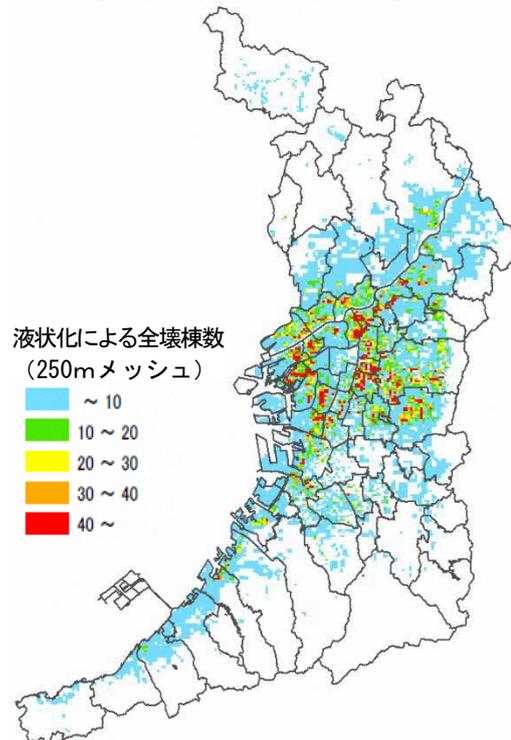
【液状化の可能性】

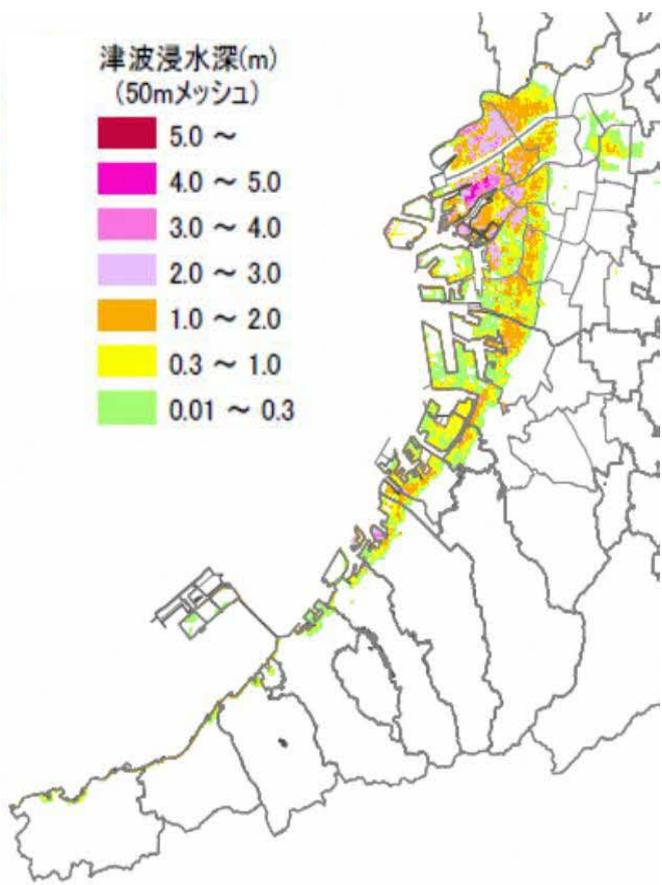


【揺れによる全壊棟数】



【液状化による全壊棟数】





	条件・定義	単位	南海トラフ巨大地震	
			内閣府公表	大阪府推計
建物被害	全壊	棟	8,000	31,135
	半壊	棟	-	116,925
死者数	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	15,697
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	18,976
	夏・12時(津波)	人	4,200	113,452
	冬・18時(津波)	人	4,500	113,991
負傷者数	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	232
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	279
	夏・12時(津波)	人	1,800	57,743
	冬・18時(津波)	人	1,900	63,666
負傷者のうち重傷者数	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	79
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	95
	夏・12時(津波)	人	-	19,633
	冬・18時(津波)	人	-	21,646
参考	浸水域における全建物棟数	棟	-	239,026
	浸水域における夜間人口	人	-	1,158,53
	浸水域における昼間人口	人	-	1,448,76

津波に対して避難を迅速に行った場合、被害が軽減されることも検討している。

**【避難の迅速化による被害の軽減】**

	条件・定義	単位	南海トラフ巨大地震	
			内閣府公表	大阪府推計
死者数 (避難迅速化)	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	5,277
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	7,882
	夏・12時(津波)	人	-	0
	冬・18時(津波)	人	-	0
負傷者数 (避難迅速化)	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	82
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	117
	夏・12時(津波)	人	-	0
	冬・18時(津波)	人	-	0
負傷者のうち重傷者数 (避難迅速化)	夏・12時(堤防沈下等)	人	-	28
	冬・18時(堤防沈下等)	人	-	40
	夏・12時(津波)	人	-	0
	冬・18時(津波)	人	-	0

### 第3章 災害に強いまちづくり関連資料

#### 第1節 防災空間の整備

##### 1 公園の現況

###### (1) 都市公園（告示分）

（平成31年3月31日）

区分		計画		開設		備考
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
住 区 基 幹	街区公園	72	22.4	70	22.4	
	近隣公園	13	25.6	11	19.0	
	地区公園	4	18.5	2	9.0	
都 市 基 幹	総合公園	2	25.5	1	9.3	枚方公園（未開設） 王仁公園（9.3）
	運動公園	—	—	—	—	
特 殊	歴史公園	1	2.5	1	2.2	百済寺跡公園
広域公園		1	75.8	1	73.7	府営山田池公園
都市緑地		3	229.3	2	51.0	国営淀川河川公園（48.3） 鏡伝池緑地（2.7） 船橋川緑地（未開設）
合計		96	399.6	88	186.6	

###### (2) その他の公園（未告示分）

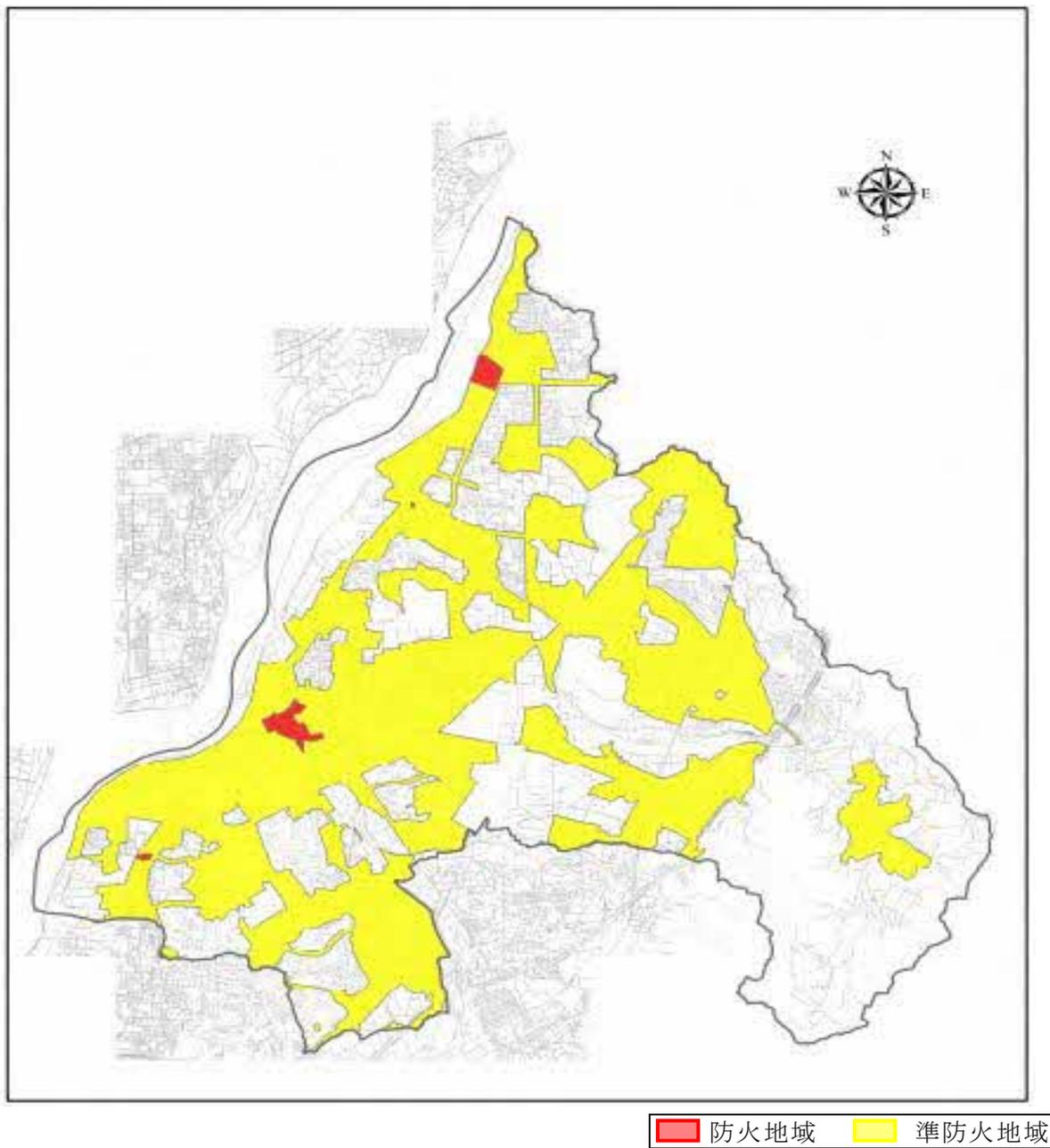
（平成28年4月1日）

区 分	箇所数	面積 (ha)	備 考
都市公園・緑地	37	13.64	
ちびっこ広場	47	2.35	
小規模公園	96	2.85	
表面管理公園	23	0.75	
合 計	203	19.59	

## 第2節 防火地域及び準防火地域

### 1 指定位置図

(令和2年10月30日現在)



### 第3節 建物の安全化

#### 1 文化財一覧表

##### (1) 国指定文化財

(令和4年4月1日現在)

種 別		名 称	指定年月日	数量	所 在 地	所 有 者 [管 理 者]	
有 形 文 化 財	重 要 文 化 財	建 造 物	片埜神社本殿 附 棟札	大6.4.5 昭39.5.26	1棟 1枚	牧野阪2丁目21番15号	片埜神社
			交野天神社本殿 附 棟札	大6.4.5 昭39.5.26	1棟 2枚	楠葉丘2丁目19番1号	交野天神社
			交野天神社末社八幡神社本殿	大6.4.5	1棟	楠葉丘2丁目19番1号	交野天神社
			巖島神社末社春日神社本殿	昭53.5.31	1棟	尊延寺5丁目9番11号	巖島神社
	彫 刻	木造菩薩坐像	平28.8.17	2軀	京都市東山区茶屋町527 京都国立博物館寄託	清泰寺	
		木造降三世軍荼利明王立像	平28.8.17	2軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺	
記 念 物	特 別 史 跡	百濟寺跡	昭16.1.27 昭27.3.29		中宮西之町4340番	百濟王神社 [枚方市]	
	史 跡	牧野車塚古墳	大11.3.8 昭55.2.19		車塚1丁目369番ほか	枚方市ほか	
		禁野車塚古墳	昭47.3.22 平19.7.26		宮之阪5丁目381番3 ほか	枚方市	
		楠葉台場跡	平23.2.7		楠葉中之芝2丁目4601番 ほか	枚方市	

##### (2) 府指定文化財

(令和4年4月1日現在)

種 別		名 称	指定年月日	数量	所 在 地	所 有 者 [管 理 者]
有 形 文 化 財	建 造 物	安養寺石造露盤	昭45.2.20	1基	南楠葉2丁目38番17号	安養寺
		正俊寺石造十三重塔	昭45.2.20	1基	長尾宮前2丁目2番1号	正俊寺
		片埜神社東門 片埜神社南門	昭47.3.31 昭52.3.31	2棟	牧野阪2丁目21番15号	片埜神社
		田中家住宅鋳物工場 田中家住宅主屋	昭48.3.30 昭50.8.27	2棟	藤阪天神町5番1号	枚方市
	彫 刻	釈尊寺木造釈迦如来立像	昭45.12.7	1軀	釈尊寺町1番10号	釈尊寺
	工 芸 品	片埜神社石造灯籠	昭45.2.20	1基	牧野阪2丁目21番15号	片埜神社
	考 古 資 料	百濟寺遺跡出土埴仏	平18.1.20	一括	藤阪天神町5番1号	枚方市
記 念 物	史 跡	継体天皇樟葉宮跡伝承地	昭46.3.31		楠葉丘2丁目19番1号	交野天神社
		伝王仁墓	昭13.5.1 平5.3.31		藤阪東町2丁目2220番2 ほか	国・大阪府
		田口山遺跡	昭18.8.23 平25.6.14		田口山2丁目2010番3	山田神社
	天 然 記 念 物	枚方田中邸のむく	昭45.2.20		枚方上之町123番4	枚方市
		光善寺のさいかち	昭50.3.31		出口2丁目8番13号	光善寺

## (3) 市指定文化財

(令和4年4月1日現在)

種 別	名 称	指定年月日	数量	所 在 地	所 有 者 [管 理 者]		
有 形 文 化 財	建 造 物	廃渚院観音寺鐘楼	平8.4.1	1棟	渚元町9番23号	渚元町自治会ほか	
		村野村高札場	平8.4.1	1棟	村野本町10番62号先	枚方市	
		鍵屋主屋	平9.4.1	1棟	堤町10番27号	枚方市	
		大聖寺薬師堂内厨子	平9.4.1	1基	春日元町2丁目16番30号	大聖寺	
		交野天神社末社貴船神社本殿	平16.4.1	1棟	楠葉丘2丁目19番1号	交野天神社	
		春日神社本殿・春日神社末社 若宮八幡宮本殿(津田)	平23.4.1	2棟	津田元町1丁目10番1号	春日神社	
	彫 刻	浄念寺木造不動明王立像	平9.4.1	1軀	三矢町7番21号	浄念寺	
		和田寺木造薬師如来立像	平9.4.1	1軀	禁野本町2丁目7番43号	和田寺	
		尊延寺木造不動明王立像	平16.4.1	1軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺	
		尊延寺木造四大明王像のうち 大威徳明王坐像・金剛夜叉明 王立像	平16.4.1	2軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺	
		尊延寺木造地藏菩薩立像	平16.4.1	1軀	尊延寺6丁目11番1号	尊延寺	
		安養寺木造宝冠釈迦如来坐像	平21.4.1	1軀	南楠葉2丁目38番17号	安養寺	
	工 芸 品	廃渚院観音寺梵鐘	平8.4.1	1口	渚元町9番23号	渚元町自治会ほか	
		久修園院地球儀	平14.4.1	1基	楠葉中之芝2丁目46番	久修園院	
		久修園院天球儀	平14.4.1	1基	楠葉中之芝2丁目46番	久修園院	
	書 跡 工 芸 品	尊延寺大般若経 附 唐櫃	平14.4.1 平21.4.1	598帖 2合	車塚2丁目1番1号	尊延寺	
		考古資料	九頭神廃寺出土 銅造誕生釈迦仏立像	平9.4.1	1軀	—	個人
	歴 史 資 料	三浦蘭関係資料	平22.4.1	一括 2,716点	車塚2丁目1番1号	枚方市	
		片岡家文書	平23.9.1	一括 7,549点	車塚2丁目1番1号	個人 [枚方市]	
		古文書	今中家旧蔵文書	平22.4.1	一括 3,238点	車塚2丁目1番1号	枚方市
	民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	意賀美神社の算額	平8.4.1	1面	枚方上之町1番12号	意賀美神社
			三之宮神社の湯釜	平10.4.1	1口	穂谷2丁目7番1号	三之宮神社
			御殿山神社遷宮絵馬	平14.4.1	1面	渚本町12番55号	御殿山神社
旧田中家鋳物用具と製品一式			平19.4.1	一式	藤阪天神町5番1号	枚方市	
記 念 物	史 跡	鍵屋	平10.4.1		堤町10番27号	枚方市	
		九頭神廃寺	平19.4.1		牧野本町1丁目210番13 ほか	枚方市	
		禁野本町遺跡	平19.4.1 平19.10.1		中宮北町50番107 中宮北町2番6号南東	枚方市 (独)都市再生機構	
		光善寺(出口御坊跡)	平22.4.1		出口2丁目8番13号	光善寺	

## (4) 国登録文化財

(令和4年4月1日現在)

種 別	名 称	登録年月日	数量	所 在 地	所 有 者	
有 形 文 化 財	建造物	大阪歯科大学牧野学舎本館	平17.11.10	1棟	牧野本町1丁目4番4号	(学)大阪歯科大学
		奥野家住宅主屋他	平29.5.2	5棟	—	個人
		田中家住宅主屋他	平30.11.2	6棟	—	個人
		松宮家住宅主屋他	令1.12.5	4棟	—	個人
		小野家住宅主屋他	令3.10.14	3棟	—	個人

## (5) 市登録文化財

(令和4年4月1日現在)

種 別	名 称	登録年月日	数量	所 在 地	所 有 者
有 形 文 化 財	宗左の辻の道標	平26.4.1	1基	岡本町3番4号東側市道上	
	明治十八年洪水碑	平26.4.1	1基	桜町16番地先	
民 俗 文 化 財	三之宮神社の雨乞返礼の石燈籠	平30.9.1	4基	穂谷2丁目7番1号	三之宮神社
記 念 物	仁明天皇外祖母贈正一位田口氏之墓	平26.4.1		田口3丁目291番	近畿財務局 (土地所有者)

## 第 4 章 防災関係機関通信窓口

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A 無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・ 防災専用電話 ・ 内線電話 ・ 防災専用 F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(国関係)							
消防庁	応急対策室	東京都千代田区霞が関 2丁目1-2	03-5253-5111	03-5253-7527	03-5253-7777	—	198-90-49013 (8)-9-048-500-90-49013
(指定地方行政機関)							
近畿地方整備局	防災課	大阪市中央区大船場1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6942-1141	06-6942-1575	06-6942-1575	—	820-8930 — 820-8830
近畿地方整備局 淀川河川事務所	調査課	枚方市新町2丁目2-10	072-843-2861	—	072-844-0093	406	—
近畿地方整備局 大阪国道事務所	管理第2課	城東区今福西2丁目 12-35	06-6932-1421	06-6932-1452	06-6932-1421	—	—
近畿地方整備局 淀川がらみ統合管理事務所	広域水管理課	枚方市山田池北町10-1	072-856-3131	—	—	—	—
大阪管区气象台	気象防災部 予報課	大阪市中央区大船場4丁目1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6300	06-6949-6313	06-6949-6303	—	816-8930 — 816-8830
近畿農政局	大阪地域センター 農政推進G	大阪市中央区大船場1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6943-9691	06-6941-9657	—	—	803-8900 — 803-8800
近畿総合通信局	総務部 総務課	大阪市中央区大船場1丁目5-44 大阪合同庁舎1号館	—	06-6942-8503	—	—	818-8920 — 818-8820

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(自衛隊関係)							
陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	兵庫県伊丹市広畑 1-1	072-781-0021 (内線) 3734・3735	—	072-781-0021 (当直) 3301	—	823-8900 18-823-8901 823-8800
陸上自衛隊 第36普通科連隊	第3科	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7丁目1-1	072-782-0001	072-782-0001	0727-82-0001 (内線4004)	—	824-8900 18-824-8901 824-8800
(大阪府関係)							
大阪府庁	政策企画部 危機管理室	大阪市中央区大手前 3丁目1-43	06-6941-0351	06-6944-6022	06-6944-6022	—	220-8920 18-200-4871 220-8820
	政策企画部 政策企画総務課	大阪市中央区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-6060	06-6944-6060	—	220-8901 18-200-6060 220-6059
	財務部 財政課	大阪市中央区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-6074	06-6944-6074	—	220-8902 18-200-2112 220-6075
	府民文化部都市 魅力創造局企画 ・観光課	大阪市住之江区南港北 1丁目14-16	06-6941-0351	06-6210-9309 06-6210-9311	06-6210-9309	—	— 18-200-2852 —
	府民文化部 府民文化総務課	大阪市住之江区南港北 1丁目14-16	06-6941-0351	06-6210-9264	06-6210-9264	—	220-3902 18-200-4811 220-3802
	健康医療部 健康医療総務課	大阪市中央区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-7624	06-6944-7624	—	— 18-200-2510 —
	健康医療部 医療対策課地域 医療推進G	大阪市中央区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-6168	06-6944-6168	—	220-8903 18-200-2539 220-8803
	健康医療部 医療対策課救急 災害医療G	大阪市中央区大手前 2丁目1-22	06-6944-9168	06-6944-6027	06-6944-9168	—	220-8929 18-200-4531 220-8829

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(大阪府関係 続き)							
大阪府庁	商工労働部 商工労働総務課	大阪市住之江区南港北 1丁目14-16	06-6941-0351	06-6210-9477	06-6210-9477	—	220-8907 18-200-2611 220-8807
	環境農林水産部 環境農林 水産総務課	大阪市住之江区南港北 1丁目14-16	06-6941-0351	06-6210-9539	06-6210-9539	—	220-8908 18-200-2711 220-8808
	都市整備部 都市整備総務課	大阪市中心区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-6769	06-6944-6769	—	220-8910 18-200-2905 220-8810
	都市整備部 河川室 河川環境課	大阪市中心区大手前 2丁目1-22	06-6941-0351	06-6944-9304	06-6944-9304	—	220-8932 18-200-2933 220-8832
	住宅まちづくり部 住宅まちづくり 総務課	大阪市住之江区南港北 1丁目14-16	06-6941-0351	06-6210-9701	06-6210-9701	—	220-8911 18-200-3011 220-8811
	教育委員会事務局 教育総務企画課	大阪市中心区大手前 3丁目2-12	06-6941-0351	06-6944-6050	06-6944-6050	—	220-8915 18-200-3403 220-8815
大阪府広域水道企業団		大阪市中心区谷町 2丁目3-12 マルイト谷町ビル	06-6944-6862	06-6944-6046	06-6944-6046	—	220-8914 18-200-3212 220-8814
枚方土木事務所	地域防災室	枚方市大垣内町2丁目 15-1	072-844-1331	—	—	—	306-8900 18-306-312 306-8800
枚方土木事務所	地域支援・企画課	枚方市大垣内町2丁目 15-1	072-844-1331	—	—	—	306-8910 18-306-254 306-8810
大阪府中部農と緑の 総合事務所	所 長	八尾市荘内町2丁目 1-36 中河内府民センター内	072-994-1515	—	—	—	306-8920 18-305-300 305-8820

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(大阪府関係 続き)							
枚方警察署	警備課	枚方市大垣内町2丁目 16-8	072-845-1234	—	—	401	—
交野警察署	警備課	交野市倉治1丁目40-1	072-891-1234	—	—	211	—
(市町村関係)							
枚方市	危機管理部	枚方市大垣内町2丁目 1-20	072-841-1221	072-841-1270	072-841-1221	—	510-8900 18-510-3217 510-8800
守口市	危機管理室	守口市京阪本通2丁目 5-5	06-6992-1221	06-6992-1349	06-6992-1221	—	509-8900 18-509-2031 509-8800
寝屋川市	危機管理部	寝屋川市本町1-1	072-824-1181	072-822-2439	072-824-1181	—	515-8900 18-515-2305 515-8800
大東市	危機管理室	大東市新町13-35	072-872-2181	072-875-0211	072-872-2181	—	449-8901 18-518-74171 449-8801
門真市	総務部 危機管理課	門真市中町1-1	06-6902-1231	06-6902-5812	06-6902-1231	—	523-8900 18-523-2243 523-8800
四條畷市	都市整備部 危機管理室	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121	—	072-877-2121	—	529-8900 18-529-534 529-8800
交野市	危機管理室	交野市私部1丁目1-1	072-892-0121	—	072-892-0121	—	530-8900 18-530-450 530-8800
奈良市	総合政策部 危機管理課	奈良県二条大路南 1丁目1-1	0742-34-1111	0742-34-4930	0742-34-1111	—	—

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(市町村関係 続き)							
八幡市	総務部 防災安全課	京都府八幡市八幡園内 75	075-983-1111	075-983-3200	075-983-1111	—	—
京田辺市	安心まちづくり室	京都府京田辺市田辺80	0774-63-1122	0774-64-1307	0774-63-1122	—	—
生駒市	総務部 防災安全課	奈良県生駒市東新町 8-38	0743-74-1111	—	0743-74-1111	—	—
(消防本部)							
大阪市消防局	警防部 司令課	大阪市西区九条南 1丁目12-54	06-6582-2854	06-4393-6514	—	—	450-8900 — 450-8800
大東四條畷消防本部	通信指令室	大東市新町13-35	072-875-0119	—	—	—	449-8900 — 449-8800
交野市消防本部	通信指令室	交野市天野が原町 4丁目8-1	072-892-0119	—	—	—	430-8900 — 430-8800
守口市門真市 消防組合消防本部	司令課	門真市殿島町7-1	06-6906-1122	—	—	—	445-8900 — 445-8800
枚方寝屋川 消防組合消防本部	消防指令センター	枚方市新町1丁目 7-11	072-852-9903	—	—	402	446-8900 — 446-8800

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市MC A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用FAX
			代 表	直 通	夜 間		
(関係機関)							
西日本電信電話(株) 大阪支店	設備部 災害対策室	大阪府中央区馬喰町 2丁目5-15	—	06-6120-4771	局番なし113	—	240-570
日本放送協会 大阪放送局	報道部	大阪府中央区大手前 4丁目1-20	06-6941-0431	06-6937-3106	06-6937-3106	—	240-838-1 — 838-5
日本郵便(株) 枚方郵便局	総務部	枚方市大垣内町2丁目 10-5	843-5602	—	—	—	—
関西電力送配電(株) ネットワーク技術センター	保全	枚方市東田宮1丁目1-6	0800-777-8017	—	—	409	—
大阪ガスネットワーク 株式会社北東部事業部	保安グループ	東大阪府稲葉2丁目 3-17	072-966-5314	—	—	408	—
西日本旅客鉄道(株) 長尾駅	駅 長	枚方市長尾元町5丁目 21-1	857-6104	—	—	—	—
京阪電鉄(株) 枚方市駅	駅 長	枚方市岡東町19-14	841-3526	—	—	—	—
京阪バス(株) 枚方営業所	所 長	枚方市出屋敷西町 1丁目3-1	890-2121	—	—	—	—
淀川左岸水防事務組合	総務課	枚方市三矢町6-11	—	841-2310	—	407	240-851-8900 — 851-5

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市 M C A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用F A X
			代 表	直 通	夜 間		
(関係機関 続き)							
枚方市社会福祉協議会		枚方市新町2丁目1-35	844-2443	—	—	—	—
北河内農業協同組合	総務課	枚方市大垣内町2丁目 1-11	844-1351	—	—	—	—
枚方市医師会	事務局	枚方市禁野本町2丁目 14-16	848-1600	—	—	410	—
枚方市歯科医師会	事務局	枚方市禁野本町2丁目 13-13	848-1108	—	—	—	—
枚方市薬剤師会	事務局	枚方市禁野本町2丁目 13-13	840-9400	—	—	—	—
北大阪商工会議所		枚方市車塚1丁目1番1号	843-5151	—	—	—	—
枚方青年会議所		枚方市大垣内町2丁目 12-27	843-5306	—	—	—	—
(株)セレスポ	支店長	大阪市住之江区 北加賀屋3丁目1-30	06-6682-8711	—	—	—	—
枚方市土木業協同組合		枚方市甲斐田東町30-9	898-8811	—	—	—	—
枚方市造園業協会	会長	枚方市伊加賀寿町1-5	841-1134	—	—	—	—

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号			枚方市MC A無線 呼出番号	大阪府防災行政無線 ・防災専用電話 ・内線電話 ・防災専用FAX
			代 表	直 通	夜 間		
(関係機関 続き)							
(NPO)コメリ災害対策センター	事務局	新潟市南区清水4501-1	025-371-4185	—	—	—	—
赤帽大阪府軽自動車運送協同組合	事務局	東大阪市高井田27-32	06-6782-1116	—	—	—	—
一般社団法人大阪府トラック協会 東北支部	事務局	大阪市城東区鳴野西2丁目11-2	06-6965-4000	—	—	—	—
コフジ物流株式会社	業務管理部	枚方市春日西町3丁目45-1	072-859-2135	—	—	—	—
株式会社コノミヤ	店舗運営グループ	枚方市伊加賀緑町1-15	06-6968-0561	—	—	—	—
イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー	人事総務部	姫路市飾磨区細江520	06-6547-6111	—	—	—	—

## 第5章 災害応急対策関係資料

### 第1節 枚方市防災会議

#### 1 枚方市防災会議条例

〔昭和39年5月15日〕  
〔条例第35号〕

改正	昭和41年8月6日	条例第35号	平成10年6月22日	条例第14号
	昭和47年9月22日	条例第30号	平成12年3月24日	条例第2号
	昭和51年9月25日	条例第33号	平成24年9月13日	条例第38号
	昭和59年6月30日	条例第23号		

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第5項の規定に基づき、枚方市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和59年条例23号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 枚方市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

一部改正〔昭和59年条例23号・平成24年38号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 市の区域を管轄する法第2条第4号の指定地方行政機関の職員
  - (2) 市の区域において業務を行う法第2条第5号の指定公共機関又は同条第6号の指定地方公共機関の役員又は職員
  - (3) 大阪府の職員
  - (4) 市の区域を管轄する大阪府警察の警察官
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 市の職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) 前各号のほか、市長が適当と認める者

6 前項の委員は、50人以内とする。

一部改正〔昭和41年条例35号・47年30号・51年33号・59年23号・平成10年14号・平成24年38号〕

(委員の任期)

第4条 前条第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前条の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和59年条例23号〕

(幹事)

第6条 防災会議に、その所掌事務について委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

3 第4条の規定は、幹事について準用する。

追加〔平成24年条例38号〕

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

旧7条を一部改正し6条に繰上げ〔昭和59年条例23号〕

旧6条を一部改正し7条に繰下げ〔平成24年条例38号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和41年8月6日条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年7月20日から適用する。

附 則〔昭和47年9月22日条例第30号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則〔昭和51年9月25日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年6月5日から適用する。

附 則〔昭和59年6月30日条例第23号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成10年6月22日条例第14号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年3月24日条例第2号抄〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年9月13日条例第38号〕

この条例は、平成24年9月13日から施行する。

## 2 枚方市防災会議条例施行規則

昭和59年8月1日  
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市防災会議条例(昭和39年枚方市条例第35号)第7条の規定に基づき、枚方市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年50号〕

(会議の招集)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、会議を招集し、その議長となる。

2 会議を招集する場合は、委員に対し、招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(定足数等)

第3条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 委員がやむを得ず会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出て、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、緊急を要する場合には、次に掲げる事項について専決処分をすることができる。

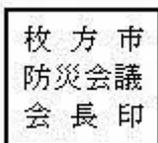
- (1) 枚方市地域防災計画の実施を推進すること。
  - (2) 災害が発生した場合における災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
  - (3) 関係各行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

一部改正〔平成24年50号〕

(公印)

第6条 会長の公印を次のように定める。

(1) 印影



- (2) 書体 てん書
- (3) 寸法 24ミリメートル平方
- (4) 印材 つげ

旧7条を一部改正し6条に繰上げ〔平成24年50号〕

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

旧7条を一部改正し6条に繰上げ〔平成2年規則19号〕

旧6条を一部改正し7条に繰下げ〔平成24年規則50号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成2年4月14日規則第19号〕

この規則は、平成2年4月16日から施行する。

附 則〔平成24年9月13日規則第50号〕

この規則は、平成24年9月13日から施行する。

### 3 防災会議委員

- 1 会 長 枚方市長 伏見 隆  
2 委 員

(令5年2月28日現在)

	機 関 名	職 名
1	国土交通省近畿地方整備局	淀川河川事務所長
2	陸上自衛隊	第36普通科連隊 第5中隊長
3	大阪府	枚方土木事務所長
4	大阪府	枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長
5	大阪府枚方警察署	署長
6	大阪府交野警察署	署長
7	枚方寝屋川消防組合	消防長
8	枚方市消防団	団長
9	淀川左岸水防事務組合	事務局長
10	日本郵便(株)	枚方郵便局総務部長
11	西日本電信電話(株)	関西支店 設備部長
12	関西電力送配電(株)	枚方配電営業所長
13	大阪ガスネットワーク(株)	北東部事業部 総務チーム マネジャー
14	西日本旅客鉄道(株)	J R長尾駅長
15	京阪電気鉄道(株)	営業部 枚方エリア 駅長
16	京阪バス(株)	枚方営業所 副所長
17	一般社団法人大阪府トラック協会	東北支部事務長
18	摂南大学	理工学部建築学科 教授
19	枚方市医師会	理事
20	枚方市歯科医師会	専務理事
21	枚方市薬剤師会	副会長
22	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター	主任研究員

	機 関 名	職 名
23	枚方市コミュニティ連絡協議会	副会長
24	特定非営利活動法人NPO政策研究所	専務理事
25	枚方市	副市長
26	枚方市	副市長
27	枚方市	副市長
28	枚方市	危機管理監
29	枚方市	教育長
30	枚方市	上下水道事業管理者
31	枚方市	病院事業管理者
32	枚方市	危機管理部長
33	枚方市	市長公室長
34	枚方市	総務部長
35	枚方市	健康福祉部長
36	枚方市	保健所長
37	枚方市	福祉事務所長
38	枚方市	環境部長
39	枚方市	都市整備部長
40	枚方市	土木部長
41	枚方市	上下水道部長
42	枚方市	市立ひらかた病院 看護局長

## 第2節 枚方市災害対策本部

### 1 枚方市災害対策本部条例

〔昭和39年5月15日〕  
〔条例第37号〕

改正 平成10年6月22日 条例第15号

改正 平成24年9月13日 条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、枚方市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成10年条例15号〕

一部改正〔平成24年条例39号〕

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

一部改正〔平成10年条例15号〕

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は市長が定める。

一部改正〔平成10年条例15号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成10年6月22日条例第15号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年9月13日条例第39号〕

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 組織

### 【枚方市災害対策本部の組織】



### 3 事務分掌

災害応急・復旧対策班	担 当 部 (◎対策班長 ○対策班副班長)	事 務 分 掌
各部共通	各部共通	<input type="checkbox"/> 所属職員の配置に関する事 <input type="checkbox"/> 部内及び各部との連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 所管施設・設置構造物の防災対策及び被害調査及び応急復旧に関する事 <input type="checkbox"/> 所管車両の緊急通行車両の届出に関する事 <input type="checkbox"/> 部内災害関連情報の収集・提供に関する事
本部事務局	危機管理部 関係部事務局員	<input type="checkbox"/> 防災対策の総合調整に関する事 <input type="checkbox"/> 府災害対策本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡調整及び応援要請等に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策本部に関する事 <input type="checkbox"/> 配備指令及び本部指令に関する事 <input type="checkbox"/> 避難情報の発令に関する事 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設指示に関する事 <input type="checkbox"/> 災害応急対策実施状況の取りまとめに関する事 <input type="checkbox"/> 気象予警報及び災害情報の収集・伝達に関する事 <input type="checkbox"/> 防災行政無線局の統制に関する事 <input type="checkbox"/> 災害救助法に関する事 <input type="checkbox"/> 各地域代表者への連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 自衛隊の派遣要請に関する事 <input type="checkbox"/> 災害記録に関する事 <input type="checkbox"/> 緊急輸送計画に関する事 <input type="checkbox"/> 緊急物資の運搬に関する事 <input type="checkbox"/> 被災者に対する食料品、日用品等生活必需品の把握・要請・配布に関する事 <input type="checkbox"/> 社会秩序の維持に関する事 <input type="checkbox"/> 自主防災組織に関する事 <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の確保に関する事
保健医療調整本部	◎健康福祉部	<input type="checkbox"/> 枚方市保健医療調整本部の設置・運営（関係機関等との連絡・調整を含む）に関する事 <input type="checkbox"/> 医療救護に際し、医師会・歯科医師会及び薬剤師会（以下「三師会」という。）並びに医療機関との連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 保健医療に係る情報の集約・発信に関する事 <input type="checkbox"/> 救護所の設置に関する事 <input type="checkbox"/> 医療提供体制の確保に関する事 <input type="checkbox"/> 医薬用資機材等の調達・要請に関する事 <input type="checkbox"/> 災害時における保健衛生に関する事 <input type="checkbox"/> 食品衛生の監視に関する事 <input type="checkbox"/> 防疫に関する事（消毒に係ることを除く。） <input type="checkbox"/> 動物の保護等に関する事

災害応急 ・復旧 対策班	担 当 部 (◎対策班長 ○対策班副班長)	事 務 分 掌
保健医療調整 本部	市立ひらかた病院	<input type="checkbox"/> 病院内の体制の取りまとめ及び人員配置に関すること <input type="checkbox"/> 病院施設の被害調査及び応急措置に関すること <input type="checkbox"/> 入院患者の保護に関すること <input type="checkbox"/> 医療救護活動に関すること
広報・政策・物資対策班	◎市長公室	<input type="checkbox"/> 本部長、副本部長等の秘書に関すること <input type="checkbox"/> 災害視察等の対応に関すること <input type="checkbox"/> 災害に関する広報及び報道機関との連絡に関すること <input type="checkbox"/> 被災現場等での取材活動に関すること <input type="checkbox"/> 災害情報紙の作成及び配布に関すること <input type="checkbox"/> 住民からの相談に関すること（総合相談窓口開設に関すること） <input type="checkbox"/> 庁内放送に関すること <input type="checkbox"/> 社会秩序の維持に関すること <input type="checkbox"/> 各地域代表者への連絡調整に関すること
	○総合政策部	<input type="checkbox"/> 復興事業の企画調整に関すること <input type="checkbox"/> 国、府に対する緊急要望に関すること <input type="checkbox"/> 災害対策関係予算その他財務に関すること <input type="checkbox"/> 物資集積所の運営に関すること <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の確保に関すること
	市駅周辺まち活性化部	<input type="checkbox"/> 本部事務局の応援に関すること <input type="checkbox"/> 本部長の特命事項に関すること
	市議会事務局	<input type="checkbox"/> 議員との連絡調整に関すること（市議会災害対策連絡会議を含む） <input type="checkbox"/> 市長公室の応援に関すること <input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）
	会計課	<input type="checkbox"/> 災害対策に必要な現金の出納に関すること <input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）
	監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 総合政策部の応援に関すること（物資集積所の運営に関すること）

災害応急・復旧対策班	担 当 部 (◎対策班長 ○対策班副班長)	事 務 分 掌
調 査 ・ 動 員 対 策 班	◎総務部	<input type="checkbox"/> 災害時における職員の給与サービス等に関する事 <input type="checkbox"/> 職員の把握・調整及び要員確保に関する事 <input type="checkbox"/> 職員の食料の調達・配布及び衛生管理に関する事 <input type="checkbox"/> 庁舎の防災に関する事 <input type="checkbox"/> 自衛隊の受入れ調整に関する事 <input type="checkbox"/> 車両の調達・確保に関する事 <input type="checkbox"/> 国、府等からの応援の受入れ調整に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策諸物資、救助諸物資等の調達に関する事 <input type="checkbox"/> 食料、日用品等生活必需品の調達に関する事 <input type="checkbox"/> 災害対策活動用地の確保に関する事
	○市民生活部	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行に関する事 <input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行にかかる住家等の被害調査に関する事 <input type="checkbox"/> 災害に伴う税の減免に関する事 <input type="checkbox"/> 危機管理部（災害対策本部事務局）、総務部及び健康福祉部の応援に関する事
	選挙管理委員会事務局	<input type="checkbox"/> 総務部の応援に関する事
教 育 ・ 避 難 所 対 策 班	◎教育委員会総合教育部 ○教育委員会学校教育部	<input type="checkbox"/> 指定避難所の開設準備及び閉鎖（パトロールを含む）に関する事 <input type="checkbox"/> 指定避難所の情報収集及び運営管理の支援に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の避難誘導及び収容に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の救護及び心のケアに関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の被災状況の調査及び教材・学用品の給付に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の就学援助に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の応急給食に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の健康管理に関する事 <input type="checkbox"/> 留守家庭児童会室に関する事 <input type="checkbox"/> 被災者への炊き出しに関する事 <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関する事 <input type="checkbox"/> 学校及び社会教育施設の応急活動に関する事 <input type="checkbox"/> 教育施設の状況把握に関する事 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の応急教育・応急活動に関する事

災害応急・復旧対策班	担 当 部 (◎対策班長 ○対策班副班長)	事 務 分 掌
環境対策班	◎環境部	<input type="checkbox"/> 災害により発生した環境汚染に関すること <input type="checkbox"/> し尿の緊急くみ取り及び処理に関すること <input type="checkbox"/> 仮設トイレの管理に関すること <input type="checkbox"/> 遺体の安置・火葬等に関すること <input type="checkbox"/> ごみ処理施設等の被害調査及び応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 生活ごみの収集・運搬及び処理に関すること <input type="checkbox"/> 災害廃棄物等の収集・運搬及び処理に関すること
福祉対策班	◎健康福祉部	<input type="checkbox"/> 要配慮者対策に関すること <input type="checkbox"/> 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関すること <input type="checkbox"/> 指定避難所の避難行動要支援者情報に関すること <input type="checkbox"/> 遺体の安置等に関すること <input type="checkbox"/> 弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること <input type="checkbox"/> 義援（救援）金品に関すること <input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援金の支給に関すること <input type="checkbox"/> ボランティアとの連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 海外からの支援の受入れに関すること <input type="checkbox"/> 福祉避難所の設営・運営に関すること
	○子ども未来部	<input type="checkbox"/> 所管施設の利用者の避難救助及び救護に関すること <input type="checkbox"/> 災害時の応急保育・教育（幼稚園）に関すること
建物・産業・土木対策班	観光にぎわい部	<input type="checkbox"/> 農業及び商工業者の被害調査に関すること <input type="checkbox"/> 商工農業者に対する災害関係融資のあっせんに関する こと <input type="checkbox"/> 作物及び家畜の伝染病予防並びに防疫に関すること <input type="checkbox"/> ため池に係る災害対策に関すること <input type="checkbox"/> 文化財の被害調査及び復旧に関すること
	◎都市整備部	<input type="checkbox"/> 市有建築物の応急復旧に関すること <input type="checkbox"/> 住宅確保に係る関係機関との連絡調整並びに入居相談 に関すること <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の整備等に関すること <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の入居に関すること <input type="checkbox"/> 住宅復興計画の策定・推進に関すること <input type="checkbox"/> 宅地防災パトロールに関すること <input type="checkbox"/> 災害復旧建築についての行政指導に関すること <input type="checkbox"/> 指定避難所となる建築物の応急危険度判定（二次災害 の防止）に関すること <input type="checkbox"/> 建築物の応急危険度判定（二次災害の防止）に関する こと <input type="checkbox"/> 危険建築物等の解体指導に関すること <input type="checkbox"/> 宅地の応急危険度判定（二次災害の防止）に関するこ と

災害応急・復旧対策班	担 当 部 (◎対策班長 ○対策班副班長)	事 務 分 掌
建物・産業・土木対策班	○土木部	<input type="checkbox"/> 水防活動に関する事 <input type="checkbox"/> 道路、橋りょう、公園、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧並びに二次災害防止に関する事 <input type="checkbox"/> 道路障害物の除去に関する事 <input type="checkbox"/> 緊急交通路等の確保及び交通対策に関する事 <input type="checkbox"/> 交通機関の被害調査及び交通規制の連絡調整に関する事 <input type="checkbox"/> 土木関係資機材の調達・要請に関する事 <input type="checkbox"/> 土砂災害の危険箇所に係る災害対策に関する事
	農業委員会事務局	(観光にぎわい部と同じ)
水道・下水道対策班	◎上下水道局	<input type="checkbox"/> 水道・下水道の広報に関する事 <input type="checkbox"/> 給水活動の実施に関する事 <input type="checkbox"/> 水防活動に関する事 <input type="checkbox"/> 水道・下水道施設、水路等の被害調査及び応急復旧に関する事 <input type="checkbox"/> 応急給水計画の作成及び実施に関する事 <input type="checkbox"/> 水質の検査及び対策に関する事 <input type="checkbox"/> 水道・下水道の広域応援に関する事 <input type="checkbox"/> 浸水対策に関する事 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ場の運転に関する事 <input type="checkbox"/> 水道・下水道施設の二次災害の防止に関する事 <input type="checkbox"/> 水道・下水道関係資機材の調達・要請に関する事

#### 4 本部事務局の構成要員数（令和4年4月）

市長公室	
総合政策部	
市民生活部	
総務部	
観光にぎわい部	
健康福祉部・保健所	
子ども未来部	合計82名
環境部	
都市整備部	
土木部	
上下水道局	
総合教育部	
学校教育部	
市議会事務局	

（ただし、危機管理部職員を除く。）

# 動 員 報 告 書

令和 年 月 日

5 動員報告書

総 務 部 長

報告者	所属名		補職名		氏 名	
-----	-----	--	-----	--	-----	--

1. 配備指令の区分: 警戒 / 1・2・3・4号 配備指令
2. 発令の年月日: 令和 年 月 日 午前・午後 時 分
3. 動員の状況

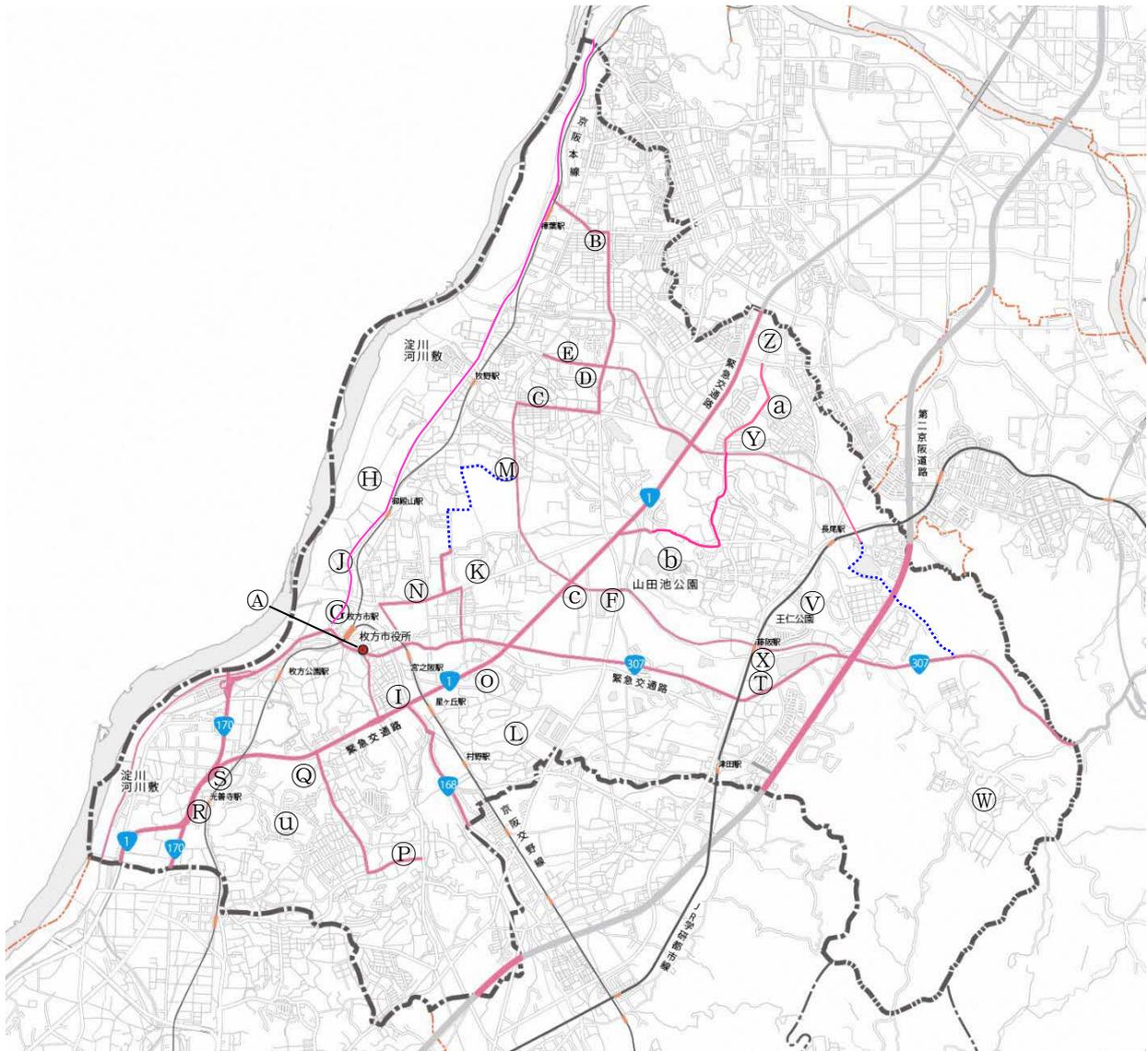
番号	所 属 名	補 職 名	氏 名 (職員番号付きゴム印を使用すること。)	開始時間	終了時間	勤務時間	備 考
1				:	:		
2				:	:		
3				:	:		
4				:	:		
5				:	:		
6				:	:		
7				:	:		
8				:	:		
9				:	:		
10				:	:		
11				:	:		
12				:	:		
13				:	:		
14				:	:		
15				:	:		
合 計			名	合 計 勤 務 時 間		時間	

## 6 防災拠点施設一覧

	番号	区分	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
本部	A	災害対策本部	市役所別館4階	573-0027	大垣内町2丁目1-20	841-1221	841-3039
北部	B	相談支援拠点及びボランティア活動拠点	北部支所	573-1118	楠葉並木2丁目29-3	851-0330	855-2044
	C	後方支援活動拠点	関西医科大学附属看護専門学校	573-1136	宇山東町18-89	856-2121	850-0733
	D	拠点応急救護所	佐藤病院	573-1124	養父東町65-1	850-8711	868-3844
	E	物資集積所	牧野高校	573-1123	南船橋1丁目11-1	851-1050	851-8102
中部	F	指定避難所及び後方支援活動拠点	総合体育館	573-0004	中宮大池4丁目10-1	848-4800	840-4495
	G	ボランティア活動拠点及び福祉避難所	総合福祉会館(ラポールひらかた)	573-1191	新町2丁目1-35	845-1602	843-3320
	H	物資集積所及び後方支援活動拠点	渚市民体育館	573-1178	渚西3丁目26-10	898-8181	898-8585
	I	物資集積所	枚方高校	573-0027	大垣内町3丁目16-1	843-3081	841-8333
	J	後方支援活動拠点	枚方なぎさ高校	573-1187	磯島元町20-1	847-1001	847-0440
	K	後方支援活動拠点	関西外国語大学中宮キャンパス	573-1011	中宮東之町16-1	805-2801	805-2864
	L	後方支援活動拠点	東海大学付属仰星高校	573-0018	桜丘町60-1	849-7211	849-0246
	M	臨時災害対策本部及び後方支援活動拠点	地域防災センター	573-1159	車塚1丁目1-1	050 7105-8085	851-6109
	N	拠点応急救護所	市立ひらかた病院	573-1013	禁野本町2-14-1	847-2821	847-2825
	O	拠点応急救護所	星ヶ丘医療センター	573-8511	星丘4-8-1	840-2641	840-2266
南部	P	相談支援拠点	香里ヶ丘支所	573-0084	香里ヶ丘3丁目13	854-0401	852-3032
	Q	物資集積所	パナソニック(株)スポーツ事業センター	573-0092	菊丘南町2-10	844-7482	846-8237
	R	ボランティア活動拠点	蹉跎生涯学習市民センター	573-0064	北中振3丁目27-10	050 7102-3133	831-5337
	S	拠点応急救護所	吉田病院	573-0064	北中振3丁目8-14	833-1831	833-1838
	U	後方支援活動拠点	香里丘高校	573-0093	東中振2丁目18-1	832-3421	831-6047
東部	T	相談支援拠点及びボランティア活動拠点	津田支所	573-0121	津田北町2丁目25-1	858-1502	858-8364
	V	拠点応急救護所	枚方公済病院	573-0153	藤阪東町1-2-1	858-8233	859-1093
	W	物資集積所及び指定避難所	関西外国語大学学研都市キャンパス	573-0114	穂谷1丁目10-1	858-0021	858-3331
	X	物資集積所	枚方津田高校	573-0121	津田北町2丁目50-1	858-7003	858-5919
	Y	後方支援活動拠点	長尾高校	573-0102	長尾家具町5丁目1-1	855-1700	851-8103
	Z	後方支援活動拠点	摂南大学(薬学部)	573-0101	長尾峠町45-1	866-3100	850-7020
	a	後方支援活動拠点	大阪工業大学(情報科学部)	573-0171	北山1丁目79-1	866-5301	866-8302
	b	後方支援活動拠点	国土交通省近畿地方整備局 近畿技術事務所	573-0166	山田池北町11-1	856-1941	868-5613
			京阪バス株式会社 枚方営業所	573-0166	山田池北町1-1	075-682-2310	075-692-2284
c	後方支援活動拠点	京阪バス株式会社 枚方営業所	573-0003	出屋敷西町1-8-1	075-682-2310	075-692-2284	

## 7 防災拠点及び緊急交通路等位置図

- 緊急交通路
- ⋯⋯ 緊急交通路予定路線



copyright (C) 2017 ZENRIN CO., LTD. Z17EB第1172号

### 第3節 広域防災体制

#### 1 国の基幹的広域防災拠点

名 称	目 的	所 在 地
堺 泉 北 港 堺 2 区 基幹的広域防災拠点 (近畿圏臨海防災センター)	大規模災害及び府県境界を越えた広域災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプ	大阪府堺市堺区匠町3番2地先

#### 2 大阪府選定の防災拠点一覧表

区 分	対 象 地 区	所 在 地
広 域 防 災 拠 点	1. 大阪北部 2. 大阪中部 (八尾空港周辺) 3. 大阪南部 (りんくうタウン)	吹田市千里万博公園 5-5 八尾市空港 1 丁目 209-7 泉南市りんくう南浜 2-14
後方支援活動拠点	1. 日本万国博覧会記念公園 (※) 2. 服部緑地 (※) 3. 大阪城公園 4. 鶴見緑地 5. 長居公園 6. 寝屋川公園 (※) 7. 久宝寺緑地 (※) 8. 山田池公園 9. 大泉緑地 (※) 10. 錦織公園 11. 蜻蛉池公園	吹田市千里万博公園 1-1 豊中市服部緑地 1-1 大阪市中央区大阪城 大阪市鶴見区緑地公園 大阪市東住吉区长居公園 寝屋川市寝屋川公園 1707 八尾市西久宝寺 323 枚方市山田池公園 1-1 堺市北区金岡町128 富田林市錦織1560 岸和田市三ヶ山町大池尻 701

※陸上部隊の集結場所候補地

### 3 広域相互応援協定等

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
大阪府北ブロック 消防相互応援協定	協定締結市町間における 消防の相互応援について 定める。	昭和40年 6月22日	吹田市、守口市、門真市、 寝屋川市、高槻市、茨木 市、摂津市、島本町、大 東市、交野市、四條畷 市、枚方寝屋川消防組 合、守口市門真市消防組 合
大阪市・枚方寝屋川 消防組合航空消防 応援協定	回転翼航空機による消 防業務の応援について定 める。	昭和45年 10月1日	大阪市、 枚方寝屋川消防組合
枚方市、八幡市、 枚方寝屋川消防組合 消防相互応援協定	協定締結市間における 消防の相互応援について 定める。	昭和50年 11月19日	八幡市、 枚方寝屋川消防組合
枚方市、枚方寝屋川消 防組合、京田辺市消防 相互応援協定	協定締結市間における 消防の相互応援について 定める。	昭和53年 4月26日  〔平成11年4月1日〕 再締結	枚方寝屋川消防組合、 京田辺市
大阪府下広域消防 相互応援協定	消防組織法第21条の規 定に基づき、大阪府域内 に大規模な災害等が発生 した場合における消防相 互応援について定める。	昭和63年 9月1日  〔平成3年10月1日〕 再締結  〔平成9年9月1日〕 協定の一部改正  〔平成12年10月1日〕 再締結  〔平成13年10月1日〕 再締結	府内常備市町
災 害 相 互 応 援 協 定	相互応援協定締結市間 における災害時の広域的 な応援について定める。	平成8年 3月28日	守口市、寝屋川市、大 東市、門真市、四條畷 市、交野市、
災 害 相 互 応 援 協 定 (京阪奈北近隣都市サ ミットに係る協定)	相互応援協定締結市間 における災害時の広域的 な応援について定める。	平成9年 1月17日	八幡市、京田辺市、生 駒市、交野市、寝屋川 市、

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
災害時相互応援に関する協定	災害対策基本法第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項を定める。	平成9年 4月9日	奈良市
大阪府水道震災対策相互応援協定	大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき各水道事業者が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定める。	平成9年 3月31日	大阪府、大阪府域の市町村(大阪市を除く)の水道事業者及び大阪広域水道企業団
水道災害等相互応援に関する協定	枚方市及び寝屋川市間における大規模な水道災害等が発生した場合、相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定める。	平成19年 7月25日	寝屋川市
水道災害等相互応援に関する協定	枚方市及び交野市間における大規模な水道災害等が発生した場合、相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定める。	平成20年 9月22日	交野市
広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	大規模な災害が発生し、被災市町が独自では十分な応急対策が実施できない場合に、応援を円滑に実施するための必要な事項について定める。	平成23年 7月8日	四万十市、別海町、名護市

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
中核市災害相互応援協定	<p>中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、協定を締結する。</p>	平成26年 4月1日	<p>函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市</p>
災害時等の応援に関する申し合わせ	<p>この申し合わせは、枚方市域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、国土交通省近畿地方整備局が被災直後等の緊急的な対応（応援）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。</p>	平成26年 7月28日	国土交通省近畿地方整備局

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
水道災害等相互応援に関する協定	枚方市及び八幡市間における大規模な水道災害等が発生した場合、友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定める。	平成 28 年 3 月 25 日	八幡市
枚方市、生駒市、枚方寝屋川消防組合消防相互応援協定	協定市町間における消防の相互応援について定める。火災防ぎよのため相互に応援隊を派遣する。	平成 31 年 4 月 1 日	生駒市, 枚方寝屋川消防組合

## 第4節 自衛隊派遣要請

### 1 災害派遣要請要求書

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 殿	
	枚方市長 ㊟
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

### 2 災害派遣撤収要請要求書

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 殿	
	枚方市長 ㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊	
3 派遣人員及び従事作業の内容	
4 その他参考事項	

## 第5節 通信情報体制

### 第1 災害情報の収集・伝達

#### 1 災害時における相互協力に関する協定

枚方市（以下「甲」という。）と郵便事業株式会社枚方支店、同枚方北支店及び同枚方東支店（以下「乙」という。）とは、枚方市内の災害時における対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、枚方市内において地震その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ）が発生した時における対応を、甲乙相互の協力により円滑に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（相互協力の内容等）

第2条 この協定による相互協力（以下「相互協力」という。）の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 次に掲げる災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - イ 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - ロ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ハ 被災地あての救助用郵便物等の料金免除
  - ニ 被災地あての寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (2) 乙が郵便物の集配業務中に発見した道路の損傷状況等の甲への情報提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して必要と認める事項

2 乙は、枚方市内において災害が発生した場合は、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲及び乙は、相互協力を必要とするときは、相互協力要請書（別記様式）により相手方に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができる。

（相互協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な事情があると認められる場合を除き、当該要請に応じる。

（経費の負担）

第5条 相互協力を要した費用については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、当該相互協力を要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害時における連絡体制を整備するため、必要な協議を行う。

(防災訓練への参加)

第7条 乙は、甲が防災訓練を行うときは、必要に応じ、業務の遂行に支障のない範囲内で、その社員を当該防災訓練に参加させる。

(情報交換)

第8条 乙は、相互協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲と防災計画の状況等について情報交換を行う。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の履行に当たり、それぞれ連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲にあつては防災担当課長、乙にあつては枚方支店総務担当課長とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この協定による個人情報の取扱いに当たっては、枚方市個人情報保護条例を遵守する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定める。

(有効期間)

第12条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が1通、乙が3通を保有する。

平成21年 3月25日

甲 枚 方 市  
市 長 竹内 脩

乙 郵便事業株式会社  
枚方支店長 寺田 一  
枚方北支店長 寺角 憲夫  
枚方東支店長 竹内 健二

様式（第3条関係）

## 相互協力要請書

令和 年 月 日		送受信時刻	送信（要請者）	受信（要請先）
		時 分		
災 害 状 況				
	覚知月日時分	月 日 時 分		
要 請 理 由				
協 力 の 内 容				
協力の期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
施 設 ・ 用 地 の 提 供	使用目的			
	使用場所			
その他参考事項				

## 第2 通信手段

### 1 枚方市防災行政無線

#### (1) 固定系戸別子局呼出番号一覧表

番号	戸別子局名	電話番号	住所
10001	枚方公園青少年センター	050-7102-3145	伊加賀東町 6-8
10002	枚方市総合文化芸術センター別館	072-843-5551	新町 2-1-5
10003	総合福祉会館（ラポールひらかた）	072-845-1602	新町 2-1-35
10004	総合スポーツセンター（枚方市立総合体育館）	072-848-4800	中宮大池 4-10-1
10005	サプリ村野	072-841-1323	村野西町 5-1
10006	牧野生涯学習市民センター牧野北分館	072-850-1761	牧野北町 11-1
10007	枚方小学校	050-7102-9000	枚方上之町 9-21
10008	枚方第二小学校	050-7102-9004	田宮本町 11-1
10009	蹉跎小学校	050-7102-9008	北中振 2-11-21
10010	香里小学校	050-7102-9012	香里ヶ丘 10-5-2
10011	開成小学校	050-7102-9016	香里ヶ丘 2-5
10012	五常小学校	050-7102-9020	香里ヶ丘 6-9
10013	春日小学校	050-7102-9024	高田 2-15-10
10014	桜丘小学校	050-7102-9028	村野本町 30-1
10015	山田小学校	050-7102-9032	甲斐田町 1-27
10016	明倫小学校	050-7102-9036	中宮西之町 10-6
10017	殿山第一小学校	050-7102-9040	上野 1-6-5
10018	殿山第二小学校	050-7102-9044	養父丘 2-7-53
10019	樟葉小学校	050-7102-9048	南楠葉 2-40-6
10020	津田小学校	050-7102-9052	津田西町 1-33-1
10021	菅原小学校	050-7102-9056	藤阪中町 13-1
10022	氷室小学校	050-7102-9060	尊延寺 3-1-38
10023	旧高陵小学校	050-7102-9064	御殿山南町 2-2
10024	山之上小学校	050-7102-9068	山之上 1-32-1
10025	牧野小学校	050-7102-9072	上島東町 4-18
10026	交北小学校	050-7102-9076	交北 2-30-5
10027	香陽小学校	050-7102-9080	香里ヶ丘 11-36-1
10028	招提小学校	050-7102-9084	招堤東町 2-2-8
10029	中宮小学校	050-7102-9088	中宮山戸町 22-3
10030	小倉小学校	050-7102-9092	小倉町 29-1
10031	樟葉南小学校	050-7102-9096	楠葉美咲 1-25-1
10032	磯島小学校	050-7102-9100	磯島北町 3-1
10033	蹉跎西小学校	050-7102-9104	出口 6-20-1
10034	樟葉西小学校	050-7102-9108	楠葉並木 1-11-1
10035	田口山小学校	050-7102-9112	田口山 3-10-1

番号	戸別子局名	電話番号	住所
10036	西牧野小学校	050-7102-9116	西牧野 2-1-1
10037	川越小学校	050-7102-9120	釈尊寺町 30-1
10038	蹉跎東小学校	050-7102-9124	翠香園町 30-1
10039	桜丘北小学校	050-7102-9128	星丘 4-31-1
10040	津田南小学校	050-7102-9132	津田西町 3-10-1
10041	樟葉北小学校	050-7102-9136	楠葉野田 3-13-1
10042	船橋小学校	050-7102-9140	東山 1-68
10043	菅原東小学校	050-7102-9144	藤阪東町 3-10-1
10044	禁野小学校	050-7102-9148	中宮北町 4-1
10045	山田東小学校	050-7102-9152	田口 3-16-1
10046	藤阪小学校	050-7102-9156	藤阪南町 1-40-1
10047	平野小学校	050-7102-9160	招提中町 1-53-1
10048	長尾小学校	050-7102-9164	長尾北町 3-3-2
10049	東香里小学校	050-7102-9168	東香里南町 44-1
10050	伊加賀小学校	050-7102-9172	伊加賀西町 53-1
10051	西長尾小学校	050-7102-9176	長尾西町 2-45-1
10052	第一中学校	050-7102-9180	渚東町 2-1
10053	第二中学校	050-7102-9185	香里園東之町 20-26
10054	第三中学校	050-7102-9190	養父東町 1-5
10055	第四中学校	050-7102-9195	香里ヶ丘 5-3-2
10056	津田中学校	050-7102-9200	津田北町 1-32-1
10057	枚方中学校	050-7102-9205	西田宮町 19-1
10058	中宮中学校	050-7102-9210	堂山 1-2-6
10059	招提中学校	050-7102-9215	招提東町 2-1-12
10060	楠葉中学校	050-7102-9220	楠葉丘 2-12-1
10061	楠葉西中学校	050-7102-9225	西船橋 2-43-1
10062	東香里中学校	050-7102-9230	東香里 3-37-1
10063	長尾中学校	050-7102-9235	長尾北町 3-3-1
10064	杉中学校	050-7102-9240	杉 4-1-1
10065	山田中学校	050-7102-9245	交北 2-28-1
10066	渚西中学校	050-7102-9250	渚西 3-25-1
10067	桜丘中学校	050-7102-9255	桜丘町 65-1
10068	蹉跎中学校	050-7102-9260	出口 5-40-1
10069	招提北中学校	050-7102-9265	招提北町 2-35-1
10070	長尾西中学校	050-7102-9270	長尾谷町 1-73-1
10071	枚方幼稚園	072-841-2180	枚方上之町 11-16
10072	香里幼稚園	072-854-0874	香里ヶ丘 10-5-2
10073	高陵幼稚園	072-840-5910	御殿山南町 2-5
10074	蹉跎幼稚園	072-832-3868	東中振 2-1783-1
10075	蹉跎西臨時保育室	072-833-5552	出口 6-20-5

番号	戸別子局名	電話番号	住所
10076	田口山幼稚園	072-856-3844	田口山 3-10-2
10077	樟葉幼稚園	072-856-0848	南楠葉 2-40-38
10078	禁野保育所	072-847-8739	中宮北町 1-2
10079	楠葉野保育所	072-851-7090	南楠葉 1-26-10
10080	香里団地保育所	072-854-0124	香里ヶ丘 2-8-1
10081	阪保育所	072-857-7109	牧野本町 1-10-6
10082	桜丘北保育所	072-847-8600	桜丘町 20-1
10083	菅原保育所	072-857-2027	長尾元町 1-17-10
10088	枚方保育所	072-843-0485	東田宮 1-2-5
10089	山田保育所	072-840-2580	甲斐田東町 31-2
10090	こうりょう小規模保育施設	072-840-5577	御殿山南町 2-5
10091	ひらかた子ども発達支援センター	072-807-5373	磯島北町 3-2
10092	くすの木園	072-858-7353	津田東町 2-35-1
10094	セルプわらしべ	072-858-1425	王仁公園 2-2
10095	サンプラザ生涯学習市民センター	072-846-5557	岡東町 12-3-508
10096	牧野生涯学習市民センター	050-7102-3137	宇山町 4-5
10097	蹉跎生涯学習市民センター	050-7102-3133	北中振 3-27-10
10098	津田生涯学習市民センター	050-7102-3139	津田北町 2-25-3
10099	楠葉生涯学習市民センター	050-7102-3131	楠葉並木 2-29-5
10100	菅原生涯学習市民センター	050-7102-3141	長尾元町 1-35-1
10101	南部生涯学習市民センター	050-7102-3143	香里ヶ丘 1-1-2
10102	御殿山生涯学習美術センター	050-7102-3135	御殿山町 10-16
10104	香里ヶ丘支所	072-854-0401	香里ヶ丘 3-13
10105	津田支所	072-858-1502	津田北町 2-25-1
10106	北部支所	072-851-0330	楠葉並木 2-29-3
10107	分室（総務管理室）	072-841-1323	朝日丘町 2-17
10136	分室（総務管理室）	072-841-1323	朝日丘町 2-17
10108	希釈放流センター	072-831-1180	出口 2-30-1
10109	北部別館（下水道施設維持課）	072-855-3923	西船橋 2-3-2
10110	穂谷川資源循環センター	072-849-0200	田口 5-1-1
10111	総合福祉センター	072-858-5835	津田東町 2-26-1
10112	市立ひらかた病院総務課	072-847-2821	禁野本町 2-14-1
10113	保健センター	072-840-7221	禁野本町 2-13-13
10114	枚方市保健所	072-845-3151	大垣内町 2-2-2
10115	市民の森管理事務所	072-850-2274	楠葉丘 2-10-1
10116	王仁公園管理事務所	072-858-3000	王仁公園 1-1
10117	上下水道局 経営総務課	072-848-4199	中宮北町 20-3
10118	教育委員会 教育政策課	050-7105-8018	車塚 1-1-1（3F） （輝きプラザきらら）
10122	教育委員会 教育政策課	050-7105-8018	車塚 1-1-1（3F） （輝きプラザきらら）

番号	戸別子局名	電話番号	住 所
10119	教育委員会 教育指導課	050-7105-8052	車塚 1-1-1 (4F) (輝きプラザきらら)
10103	地域防災センター情報通信機器室	072-841-1270	車塚 1-1-1 (8F) (輝きプラザきらら)
10120	教育文化センター	050-7102-3150	磯島北町 37-1
10121	野外活動センター	072-858-0300	穂谷 4550
10123	渚市民体育館	072-898-8181	渚西 3-26-10
10124	中部別館 (みち・みどり室)	072-841-1476	東田宮 1-2-1
10125	東部資源循環センター	072-858-6962	尊延寺 2949
10126	開発指導課	072-841-1221	大垣内町 2-9-15
10128	サンプラザ3号館 (子どもの育ち見守り室)	050-7102-3221	岡東町 12-3-410
10129	伊加賀スポーツセンター	072-841-8118	伊加賀西町 53-2
10133	枚方市医師会	072-848-1600	禁野本町 2-14-16
10134	緊急情報管理センター (消防)	072-852-9800	南中振 1-16-30

## (2) 固定系屋外子局呼出番号一覧表

子局番号	局名	施設名称	住所
1	枚方市役所	枚方市役所	大垣内町2-1-20
2	枚方小学校	枚方小学校	枚方上之町9-21
3	枚方第二小学校	枚方第二小学校	田宮本町11-1
4	蹉跎小学校	蹉跎小学校	北中振2-11-21
5	香里小学校	香里小学校	香里ヶ丘10-5-2
6	開成小学校	開成小学校	香里ヶ丘2-5
7	五常小学校	五常小学校	香里ヶ丘6-9
8	春日小学校	春日小学校	高田2-15-10
9	桜丘小学校	桜丘小学校	村野本町30-1
10	山田小学校	山田小学校	甲斐田町1-27
11	明倫小学校	明倫小学校	中宮西之町10-6
12	殿山第一小学校	殿山第一小学校	上野1-6-5
13	殿山第二小学校	殿山第二小学校	養父丘2-7-53
14	樟葉小学校	樟葉小学校	南楠葉2-40-6
15	津田小学校	津田小学校	津田西町1-33-1
16	菅原小学校	菅原小学校	藤阪中町13-1
17	氷室小学校	氷室小学校	尊延寺3-1-38
18	旧高陵小学校	旧高陵小学校	御殿山南町2-2
19	山之上小学校	山之上小学校	山之上1-32-1
20	牧野小学校	牧野小学校	上島東町4-18
21	交北小学校	交北小学校	交北2-30-5
22	香陽小学校	香陽小学校	香里ヶ丘11-36-1
23	招提小学校	招提小学校	招提東町2-2-8
24	中宮小学校	中宮小学校	中宮山戸町22-3
25	小倉小学校	小倉小学校	小倉町29-1
26	樟葉南小学校	樟葉南小学校	楠葉美咲1-25-1
27	磯島小学校	磯島小学校	磯島北町3-1
28	蹉跎西小学校	蹉跎西小学校	出口6-20-1
29	樟葉西小学校	樟葉西小学校	楠葉並木1-11-1
30	田口山小学校	田口山小学校	田口山3-10-1
31	西牧野小学校	西牧野小学校	西牧野2-1-1
32	川越小学校	川越小学校	釈尊寺町30-1
33	蹉跎東小学校	蹉跎東小学校	翠香園町30-1
34	桜丘北小学校	桜丘北小学校	星丘4-31-1
35	津田南小学校	津田南小学校	津田西町3-10-1
36	樟葉北小学校	樟葉北小学校	楠葉野田3-13-1
37	船橋小学校	船橋小学校	東山1-68
38	菅原東小学校	菅原東小学校	藤阪東町3-10-1
39	禁野小学校	禁野小学校	中宮北町4-1
40	山田東小学校	山田東小学校	田口3-16-1
41	藤阪小学校	藤阪小学校	藤阪南町1-40-1
42	平野小学校	平野小学校	招提中町1-53-1
43	長尾小学校	長尾小学校	長尾北町3-3-2

子局番号	局名	施設名称	住所
44	東香里小学校	東香里小学校	東香里南町44-1
45	伊加賀小学校	伊加賀小学校	伊加賀西町53-1
46	西長尾小学校	西長尾小学校	長尾西町2-45-1
47	第二中学校	第二中学校	香里園東之町20-26
48	第四中学校	第四中学校	香里ヶ丘5-3-2
49	楠葉西中学校	楠葉西中学校	西船橋2-43-1
50	津田生涯学習市民センター	津田生涯学習市民センター	津田北町2-25-3
51	蹉跎生涯学習市民センター	蹉跎生涯学習市民センター	北中振3-27-10
52	牧野生涯学習市民センター	牧野生涯学習市民センター	宇山町4-5
53	藤本川ポンプ場	藤本川ポンプ場	牧野北町12-1
54	サプリ村野	サプリ村野	村野西町5-1
55	枚方公園青少年センター	枚方公園青少年センター	伊加賀東町6-8
56	枚方市総合文化芸術センター別館	枚方市総合文化芸術センター別館	新町2-1-5
57	総合スポーツセンター	総合スポーツセンター	中宮大池4-10-1
58	第三学校給食共同調理場	第三学校給食共同調理場	大峰元町2-2
59	穂谷公民館	穂谷公民館	穂谷3-3-10
60	創造の森公園	創造の森公園	香里園山之手町49
61	走谷公園	走谷公園	走谷2-25
62	伊加賀西町公園	伊加賀西町公園	伊加賀西町30
63	中の池公園	中の池公園	東山2-47
64	七ツ松公園	七ツ松公園	楠葉朝日2-15
65	伊加賀栄公園	伊加賀栄公園	伊加賀栄町9
66	宮之阪東公園	宮之阪東公園	宮之阪4-19
67	池之宮西公園	池之宮西公園	池之宮2-23
68	堂山公園	堂山公園	堂山2-18
69	車塚公園	車塚公園	車塚2-1
70	春日元町公園	春日元町公園	春日元町1-21
71	藤阪東公園	藤阪東公園	藤阪西町6
72	北山中央公園	北山中央公園	北山1-26
73	津田南町西公園	津田南町西公園	津田南町1-17
74	くにみの丘公園	くにみの丘公園	津田山手1-22-1
75	長尾東町小規模公園	長尾東町小規模公園	長尾東町3-9
76	杉山手中央公園	杉山手中央公園	杉山手3-36
77	氷室台ちびっこ広場	氷室台ちびっこ広場	氷室台1-20

(3) MCA無線呼出番号一覧表

(令和4年4月現在)

〈市長公室〉

課名等	呼出番号	無線形態等
広報プロモーション課	201	携帯局

〈危機管理部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
危機管理部指令局	100	発信専用
地域防災センター副指令局	101	発信専用
危機管理部	111	半固定局
危機管理部	112	半固定局
危機管理部	113	半固定局
危機管理部	114	半固定局
危機管理部	115	半固定局
枚方市消防団 本部	121	車載局
枚方市消防団 本部	122	車載局
枚方市消防団 団長	131	携帯局
枚方市消防団 副団長	132	携帯局
枚方市消防団 副団長 (第1方面隊長)	133	携帯局
枚方市消防団 副団長 (第2方面隊長)	134	携帯局
枚方市消防団 副団長 (第3方面隊長)	135	携帯局
枚方市消防団 副団長 (第4方面隊長)	136	携帯局
枚方市消防団 副団長 (第5方面隊長)	137	携帯局
枚方市消防団 枚方分団長	138	携帯局
枚方市消防団 蹉跎分団長	139	携帯局
枚方市消防団 川越分団長	140	携帯局
枚方市消防団 山田分団長	143	携帯局
枚方市消防団 殿一分団長	144	携帯局
枚方市消防団 殿二分団長	145	携帯局
枚方市消防団 樟葉分団長	146	携帯局
枚方市消防団 津田分団長	147	携帯局
枚方市消防団 菅原分団長	148	携帯局

課名等	呼出番号	無線形態等
枚方市消防団 氷室分団長	149	携帯局
枚方市消防団 女性分団長	150	携帯局
消防団車両	800	車載局
消防団車両	801	車載局
消防団車両	802	車載局
消防団車両	803	車載局
消防団車両	804	車載局
消防団車両	805	車載局
消防団車両	806	車載局
消防団車両	807	車載局
消防団車両	808	車載局
消防団車両	809	車載局
消防団車両	810	車載局
消防団車両	811	車載局
消防団車両	812	車載局
消防団車両	813	車載局
消防団車両	814	車載局
消防団車両	815	車載局
消防団車両	816	車載局
消防団車両	817	車載局
消防団車両	818	車載局
消防団車両	819	車載局
消防団車両	820	車載局
消防団車両	821	車載局
消防団車両	822	車載局
消防団車両	823	車載局
消防団車両	824	車載局
消防団車両	825	車載局
消防団車両	826	車載局
消防団車両	827	車載局
消防団車両	828	車載局

課名等	呼出番号	無線形態等
消防団車両	829	車載局
消防団車両	830	車載局
消防団車両	831	車載局
消防団車両	832	車載局
消防団車両	833	車載局
消防団車両	834	車載局
消防団車両	835	車載局
消防団車両	836	車載局
消防団車両	837	車載局
消防団車両	838	車載局
消防団車両	839	車載局
消防団車両	840	車載局
消防団車両	841	車載局
枚方市消防団 本部	842	車載局
危機管理部 (地域防災センター)	141	携帯局
危機管理部 (地域防災センター)	142	携帯局
危機管理部	151	携帯局
危機管理部	152	携帯局
危機管理部	153	携帯局
危機管理部	154	携帯局
危機管理部	155	携帯局
危機管理部	156	携帯局
危機管理部	157	携帯局
危機管理部 (地域防災センター)	158	携帯局
危機管理部 (地域防災センター)	159	携帯局
危機管理部 (地域防災センター)	160	携帯局
危機管理部	161	携帯局
危機管理部	162	携帯局
危機管理部	163	携帯局
危機管理部	164	携帯局
危機管理部	165	携帯局
危機管理部	166	携帯局
危機管理部	167	携帯局

課名等	呼出番号	無線形態等
危機管理部	168	携帯局
危機管理部	169	携帯局
危機管理部	170	携帯局
危機管理部	171	携帯局
危機管理部	172	携帯局
危機管理部	173	携帯局
危機管理部	174	携帯局
危機管理部	175	携帯局
危機管理部	176	携帯局
危機管理部	177	携帯局
危機管理部	217	携帯局
危機管理部	410	半固定局
危機管理部	411	半固定局
危機管理部	600	半固定局
危機管理部	701	半固定局
危機管理部	741	半固定局

〈総務部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
総務管理課	202	半固定局

〈観光にぎわい部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
観光交流課	271	半固定局
総合文化芸術センター	720	半固定局
野外活動センター	243	半固定型

〈健康福祉部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
総合福祉センター	203	半固定局
母子保健課	204	半固定局
枚方市保健所	218	半固定局

〈環境部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
希釈放流センター	213	携帯局
希釈放流センター	214	携帯局
希釈放流センター	215	半固定局
環境指導課	219	携帯局
環境指導課	220	携帯局
環境指導課	222	携帯局
やすらぎの杜（市立火葬場）	223	半固定局
環境政策課	224	半固定局
東部資源循環センター	225	半固定局

〈都市整備部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
施設整備室	221	半固定局
都市計画課	260	半固定局
都市計画課	261	携帯局
都市計画課	262	携帯局
都市計画課	263	携帯局
都市計画課	264	携帯局
都市計画課	265	携帯局
都市計画課	266	携帯局
都市計画課	267	携帯局
連続立体交差課	268	携帯局
連続立体交差課	269	携帯局
施設管理課	611	携帯局
施設管理課	612	携帯局
施設管理課	613	携帯局
施設管理課	614	携帯局
施設管理課	615	携帯局

〈土木部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
土木政策課	300	半固定局
土木政策課	311	携帯局
道路河川整備課	340	携帯局
道路河川整備課	341	携帯局
道路公園管理課	117	半固定局
道路公園管理課	321	携帯局
道路公園管理課	322	携帯局
道路公園管理課	337	携帯局
維持補修課	302	半固定局
維持補修課	331	携帯局
維持補修課	332	携帯局
維持補修課	333	携帯局
維持補修課	351	携帯局
維持補修課	352	携帯局
維持補修課	353	携帯局
工事委託課	301	半固定局
工事委託課	334	携帯局
工事委託課	335	携帯局
工事委託課	336	携帯局
工事委託課	338	携帯局
交通対策課	361	携帯局
交通対策課	362	携帯局
用地課	339	携帯局

〈上下水道局 経営戦略室〉

課名等	呼出番号	無線形態等
上下水道計画課	290	半固定局

〈上下水道局 上下水道部〉

課名等	呼出番号	無線形態等
総務課	500	半固定局
総務課	511	携帯局
総務課	512	携帯局
浄水課	292	携帯局
浄水課	521	携帯局
下水道管理課	522	携帯局
上水道保全課	291	半固定局
汚水整備課	551	携帯局
汚水整備課	552	携帯局
雨水整備課	561	携帯局
雨水整備課	562	携帯局
下水道施設維持課	501	半固定局
下水道施設維持課	531	携帯局
下水道施設維持課	532	携帯局
下水道施設維持課	533	携帯局
下水道施設維持課	534	携帯局
下水道施設維持課	535	携帯局
下水道施設維持課	536	携帯局
下水道施設維持課	537	携帯局
下水道施設維持課	538	携帯局
下水道施設維持課	539	携帯局
下水道施設維持課	540	携帯局

〈市立ひらかた病院〉

課名等	呼出番号	無線形態等
市立ひらかた病院総務課	250	半固定局
市立ひらかた病院総務課	251	携帯局
市立ひらかた病院総務課	252	携帯局

〈教育委員会〉

課名等	呼出番号	無線形態等
教育政策課	240	半固定局
教育政策課	241	携帯局
教育政策課	242	携帯局
放課後子ども課	244	携帯局

〈防災関係機関〉

課名等	呼出番号	無線形態等
枚方警察署	401	半固定局
交野警察署警備課	211	半固定局
消防本部（情報指令室）	402	半固定局
消防本部	403	半固定局
枚方消防署	404	半固定局
枚方東消防署	405	半固定局
国土交通省淀川河川事務所	406	半固定局
淀川左岸水防事務組合	407	半固定局
大阪ガスネットワーク株式会社	408	半固定局
関西電力枚方営業所	409	半固定局
枚方市医師会	212	携帯局

〈北部防災拠点施設〉

施設名等	呼出番号	無線形態等
北部支所	700	半固定局
招提小学校	711	半固定局
殿山第二小学校	712	半固定局
平野小学校	713	半固定局
牧野小学校	714	発信専用
樟葉小学校	715	発信専用
樟葉西小学校	716	半固定局
樟葉北小学校	717	半固定局
樟葉南小学校	718	半固定局
船橋小学校	719	半固定局
関西医科大学（宇山東町）	216	携帯局

施設名等	呼出番号	無線形態等
大阪歯科大学牧野学舎	721	半固定局
牧野生涯学習市民センター 牧野北分館	722	半固定局
楠葉中学校	116	半固定局

### 〈中部防災拠点施設〉

施設名等	呼出番号	無線形態等
総合文化芸術センター別館 (旧メセナひらかた)	731	半固定局
ラポールひらかた	732	半固定局
渚市民体育館	733	半固定局
総合体育館	734	半固定局
枚方第二小学校	735	半固定局
枚方小学校	736	半固定局
桜丘小学校	737	半固定局
桜丘北小学校	738	半固定局
小倉小学校	739	半固定局
殿山第一小学校	740	半固定局
磯島小学校	742	半固定局
明倫小学校	743	半固定局
山田小学校	744	半固定局
山田東小学校	745	半固定局
中宮小学校	746	半固定局
禁野小学校(旧中宮北小学校)	747	半固定局
交北小学校	748	半固定局
西牧野小学校	749	半固定局
常翔啓光学園	750	半固定局
山田池公園	752	半固定局

### 〈南部防災拠点施設〉

施設名等	呼出番号	無線形態等
香里ヶ丘支所	702	半固定局
蹉跎小学校	761	半固定局
蹉跎東小学校	762	半固定局
蹉跎西小学校	763	半固定局
伊加賀小学校	764	半固定局
春日小学校	765	半固定局
東香里小学校	766	半固定局
山之上小学校	767	半固定局
川越小学校	768	半固定局
村野分館(サブリ村野)	769	半固定局
開成小学校	770	半固定局
五常小学校	771	半固定局
香里小学校	772	半固定局
香陽小学校	773	半固定局
第二中学校	774	半固定局
パナソニック人材開発カンパニー	775	半固定局
枚方公園青少年センター	776	半固定局

### 〈東部防災拠点施設〉

施設名等	呼出番号	無線形態等
津田支所	703	半固定局
田口山小学校	781	半固定局
津田小学校	782	半固定局
津田南小学校	783	半固定局
氷室小学校	784	半固定局
藤阪小学校	785	半固定局
菅原小学校	786	半固定局
菅原東小学校	787	半固定局
長尾小学校	788	半固定局
西長尾小学校	789	半固定局
関西外国語大学 (学研都市キャンパス)	790	携帯局

## 2 枚方市地域防災行政無線協議会規約

平成2年11月14日

(名称及び組織)

第1条 本会は、枚方市地域防災行政無線協議会と称し、枚方市、防災関係機関及び生活関連機関をもって組織する。

(目的)

第2条 本協議会は、枚方市及びその周辺地域において、枚方市地域防災行政無線システムの適切な運用により、災害予防、応急対策、復旧対策等を図るための通信を確保することを目的とする。

(事務所の設置)

第3条 本会の事務所は、枚方市役所に置く。

(役員)

第4条 本会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、枚方市長をもって充てる。

3 副会長は、枚方市副市長（市民安全部担当）をもって充てる。

4 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 本会の運営のため、会議を開催する。

2 会議は総会とし、年1回定期的に開催する。

3 前項に掲げるもののほか、必要がある場合は、臨時に総会を開催することができる。

(議決)

第6条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 地域防災通信の運用計画、訓練計画及び実施に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(地域防災通信の実施)

第7条 会員は、枚方市地域防災計画に基づき、会長の指揮の下に地域防災通信を行う。

(無線局の管理及び運用)

第8条 会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理し、運用しなければならない。

(通信訓練)

第9条 会員は、常に非常時に際して円滑な通信を実施できるよう訓練を行うものとする。

(無線局管理者の選任)

第10条 会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとし、会長に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(無線局運用証明書)

第11条 会長は、会員に無線局運用証明書(別記様式)を交付する。

2 会員は、無線局を運用するときは、必ず無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、枚方市市民安全部危機管理室が担当する。

2 事務局は、会長の指揮を受け、本会の事務を処理する。

(規約等の届出)

第13条 本会の規約及び会員名簿は、近畿総合通信局長に届け出るものとする。規約及び会員名簿の内容について変更があった場合も同様とする。

(補 則)

第14条 この規約に定めるものの、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は平成2年11月14日から施行する。

附 則

この規約は平成10年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成15年2月19日から施行する。

附 則

この規約は平成21年2月10日から施行する。

別記様式（第11条関係）

無線局運用証明書

運用者の住所及び氏名	
無線局免許番号	
目的	
期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

免許人 住所 枚方市大垣内町2丁目1番20号  
氏名 枚方市

市長 伏見 隆

## 枚方市地域防災行政無線協議会名簿

1 会 長 枚方市長

2 会 員

職 名	職 名
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長	枚方市 副市長
陸上自衛隊第36普通科連隊第5中隊長	副市長
大阪府政策企画部危機管理室地域防災監	副市長
大阪府枚方土木事務所長	教育長
大阪府枚方警察署長	上下水道事業管理者
大阪府交野警察署長	病院事業管理者
枚方寝屋川消防組合消防長	総合政策部長
枚方市消防団長	危機管理部長
淀川左岸水防事務組合事務局長	総務部長
一般社団法人枚方市医師会理事	観光にぎわい部長
一般社団法人枚方市歯科医師会専務理事	健康福祉部長
一般社団法人枚方市薬剤師会副会長	環境部長
日本郵便株式会社枚方郵便局長	都市整備部長
西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長	土木部長
関西電力送配電株式会社 枚方ネットワーク技術センター長	市立ひらかた病院事務局長
大阪ガスネットワーク株式会社 北東部地区支配人	市立ひらかた病院看護局長
西日本旅客鉄道株式会社長尾駅長	上下水道事部長
京阪電気鉄道株式会社枚方エリア統括駅長	教育委員会総合教育部長
京阪バス株式会社枚方営業所長	
枚方市コミュニティ連絡協議会副会長	
学識経験者（防災関係）	

令和4年4月現在

### 3 枚方市防災行政無線管理運用規程

〔平成2年12月17日〕  
訓令第20号

改正 令和4年3月31日 訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令に定めるもののほか、防災行政無線の円滑な通信の確保を図るため、防災行政無線の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線 防災、災害対策及び一般行政のために使用する無線設備（無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。）をいう。
- (2) 無線局 防災行政無線及び防災行政無線の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 固定系 親局と屋外拡声子局及び戸別受信機との間の通信系統をいう。
- (4) 親局 本庁に設置する無線局で、屋外拡声子局及び戸別受信機に情報を伝達するものをいう。
- (5) 屋外拡声子局 親局の通信先として屋外に設置した装置で、地域住民に情報を伝達するものをいう。
- (6) 戸別受信機 親局の通信先として各戸に設置した装置で、地域住民等に情報を伝達するものをいう。
- (7) 移動系 基地局と陸上移動局との間の極超短波による通信系統をいう。
- (8) 基地局 本庁に設置する無線局で、陸上移動局との通信及び通信の統制を行うものをいう。
- (9) 陸上移動局 車載式又は可搬（携帯）式で移動する無線局をいう。
- (10) 陸上移動中継局 基地局と陸上移動局との通信及び陸上移動局相互間の通信の中継を行う無線局をいう。

(防災行政無線の構成)

第3条 防災行政無線の構成は、別表のとおりとする。

(防災行政無線の運用)

第4条 防災行政無線の運用は、常時行うものとする。

(総括管理者等)

第5条 災行政無線の適正な管理及び運用を図るため、総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者及び通信取扱者を置く。

- 2 総括管理者は危機管理部長を、管理責任者は危機管理対策推進課長を、管理者は親局及び陸上移動局を置く課等の長をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、危機管理対策推進課の所属職員で、無線従事者の資格を有するもののうちから管理責任者が指名する。
- 4 無線従事者は、無線設備の操作又は監督に係る総務大臣の免許を受けた者のうちから市長が選任する。
- 5 通信取扱者は、総括管理者の実施する無線設備の取扱いの講習を受けた職員で、通信取扱責任者に届け出たものとする。

(平10訓令21・平13訓令2・平13訓令17・平17訓令6・平18訓令9・平20訓令13・令2訓令12・令4訓令7・一部改正)

(総括管理責任者等の職務)

第6条 総括管理者は、防災行政無線の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線の管理及び運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。
- 3 管理者は、管理責任者の指示のもとに、当該部署に設置した防災行政無線を管理する。
- 4 通信取扱責任者は、管理責任者の指示のもとに防災行政無線の管理及び運用を行うとともに、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に無線局の運用状況を把握し、かつ、その機能の維持及び保全に努めるものとする。
- 5 無線従事者は、防災行政無線の操作を行うほか、通信取扱者の行う防災行政無線の操作を指揮監督する。
- 6 通信取扱者は、無線従事者の指揮監督のもとに防災行政無線の操作及び無線局の運用に従事する。

(令3訓令16・一部改正)

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、防災行政無線の運用体制に見合った人員の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、無線従事者名簿を作成するものとする。

(放送事項)

第8条 固定系の防災行政無線による通信（以下「放送」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 防災及び災害対策に関する事項
- (2) 市政について周知又は協力を必要とする事項
- (3) 時報その他定例的な事項
- (4) 無線局の機能の維持及び保全に必要な事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緊急を要する事項及び一般行政に関する事項で、総括管理者が認めたもの

(放送の種類)

第9条 放送の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一斉放送 全市域一斉に放送をすることをいう。
- (2) 目的別放送 目的別に分けた特定地域のみで放送をすることをいう。
- (3) ブロック放送 全市域を数グループのブロックに分けて放送をすることをいう。(4)
- (4) 個別放送 一つの子局の放送範囲の地域に放送をすることをいう。

(放送の制限)

第10条 総括管理者は、災害の発生その他特別の理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送の手続)

第11条 放送によって市民に周知し、又は協力を求める必要がある場合は、放送依頼書（別記様式）を総括管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、人命にかかわる場合その他事態が急迫している場合は、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに、放送依頼書を提出しなければならない。

3 総括管理者は、第1項の規定による放送依頼書の提出があったときは、その内容を審査し、放送の適否を決定するものとする。

(放送の記録)

第12条 管理責任者は、放送の内容に関する記録を整理保存するものとする。

(移動系無線局の呼出符号等)

第13条 移動系の無線局の呼出符号、設置場所等は、別に定める。

(通信事項)

第14条 移動系の防災行政無線による通信（以下「通信」という。）は、地域防災行政に関する事項について行うものとする。

(通信の種類)

第15条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常通信 非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 平常時の通信をいう。
- (3) 一斉通信 移動局等に一斉に行う通信をいう。
- (4) 訓練通信 訓練のための通信をいう。
- (5) 試験通信 試験のための通信をいう。

(通信の原則)

第16条 通信は、簡単明瞭に行い、その目的外に使用してはならない。

2 通信は、非常通信を優先して行うものとする。

(令3訓令16・一部改正)

(通信の統制)

第17条 総括管理者は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、通信を切断し、通信に割り込み、若しくは通信の順序を指定し、又はこれらの措置をとり得る状態にすることができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項に規定する通信の統制を行うことができないときは、管理責任者がこれを行うものとする。

(備付書類等)

第18条 移動系の無線局には、電波法の定めるところにより、時計及び次に掲げる書類を備え付けるものとする。

- (1) 免許状
- (2) 電波法令集
- (3) 無線局免許申請書類
- (4) 無線業務日誌、抄録等
- (5) 無線検査簿
- (6) 無線従事者選解任届
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(無線業務日誌)

第19条 通信取扱者は、通信の都度、無線業務日誌に必要事項を記入し、毎日これを管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、毎月、無線業務日誌を月報としてまとめ、これを管理責任者に提出しなければならない。

(無線業務日誌抄録)

第20条 総括管理者は、毎年、無線業務日誌抄録を作成して、これを近畿総合通信局長に提出しなければならない。

(平13訓令17・一部改正)

(防災行政無線の保守点検)

第21条 総括管理者は、防災行政無線の正常な機能維持を確保するため、定期点検を行うものとする。

(通信訓練及び研修)

第22条 総括管理者は、非常災害の発生に備え、防災行政無線について通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、通信訓練及び関係法令、無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(補則)

第23条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成10年7月17日訓令第21号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成13年1月5日訓令第2号〕

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成13年4月16日訓令第17号〕

この訓令は、平成13年4月17日から施行する。

附 則〔平成17年3月31日訓令第6号〕

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則〔平成18年3月31日訓令第9号〕

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

2 枚方市ダイオキシン類対策推進委員会規程（平成9年枚方市訓令第17号）の一部を改正する。

〔次のよう〕略

附 則〔平成20年5月22日訓令第13号〕

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年3月31日訓令第12号抄〕

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則〔令和3年8月17日訓令第16号〕

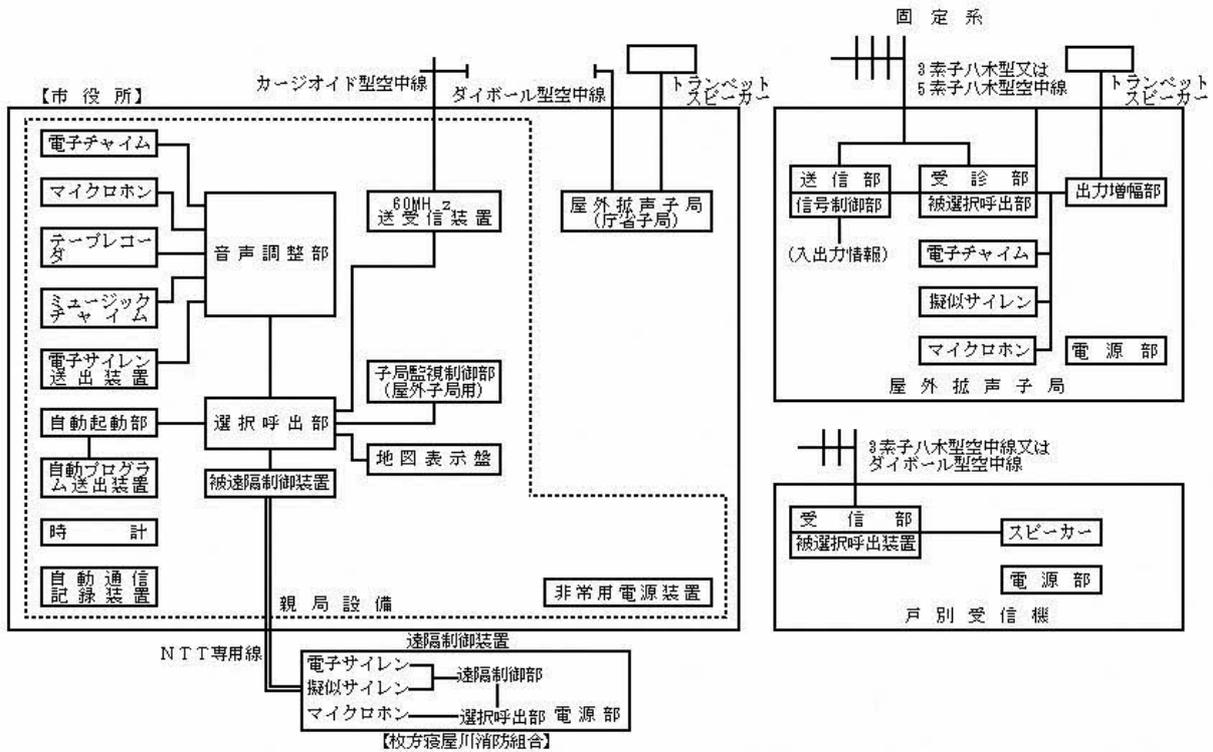
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の別記様式の規定により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和4年3月31日訓令第7号抄〕

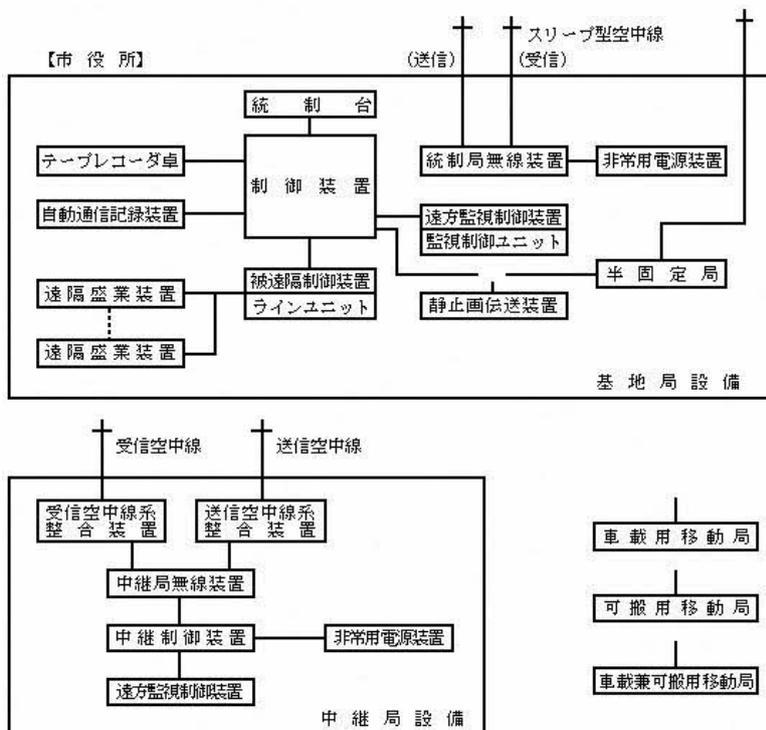
- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災行政無線構成図



地域防災系



# 放送依頼書

年 月 日

(宛先)  
枚方市防災行政無線  
総括管理者 殿

機関名  
所属部  
所属長

枚方市防災行政無線管理運用規程第11条の規定により、次のとおり放送を依頼します。

件名			区	普通
			分	緊急
日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後			
区域				
放送文				
総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者	月 / 日	

別記様式 (第11条関係)  
(平20訓令13・令3訓令16・一部改正)

## 4 枚方市アマチュア無線非常通信協議会規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に定める非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、枚方市が実施する防災活動に必要な非常通信に協力するために設置する枚方市アマチュア無線非常通信協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 災害時における無線通信による被害状況等の情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害時における非常通信の実施に関すること。
- (3) 円滑な非常通信の確保に向けた訓練等の実施に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、枚方市内のアマチュア無線団体及び枚方市内においてアマチュア無線局を開設する個人のうち、枚方市が実施する防災活動に必要な非常通信に協力することができる者で構成する。

### (役員構成)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 幹事 若干人
- 2 会長、副会長及び幹事は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は2年とし再選を妨げない。ただし、役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の運営に関し必要な事務を行う。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要の都度会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長がその任に当たる。
- 3 役員会は、会長、副会長及び幹事で構成する。

4 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、枚方市市民安全部危機管理室に置く。

附則

この規約は、設立日（平成9年1月26日）から施行する。

附則

この規約は、平成10年7月1日から施行する。

附則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附則

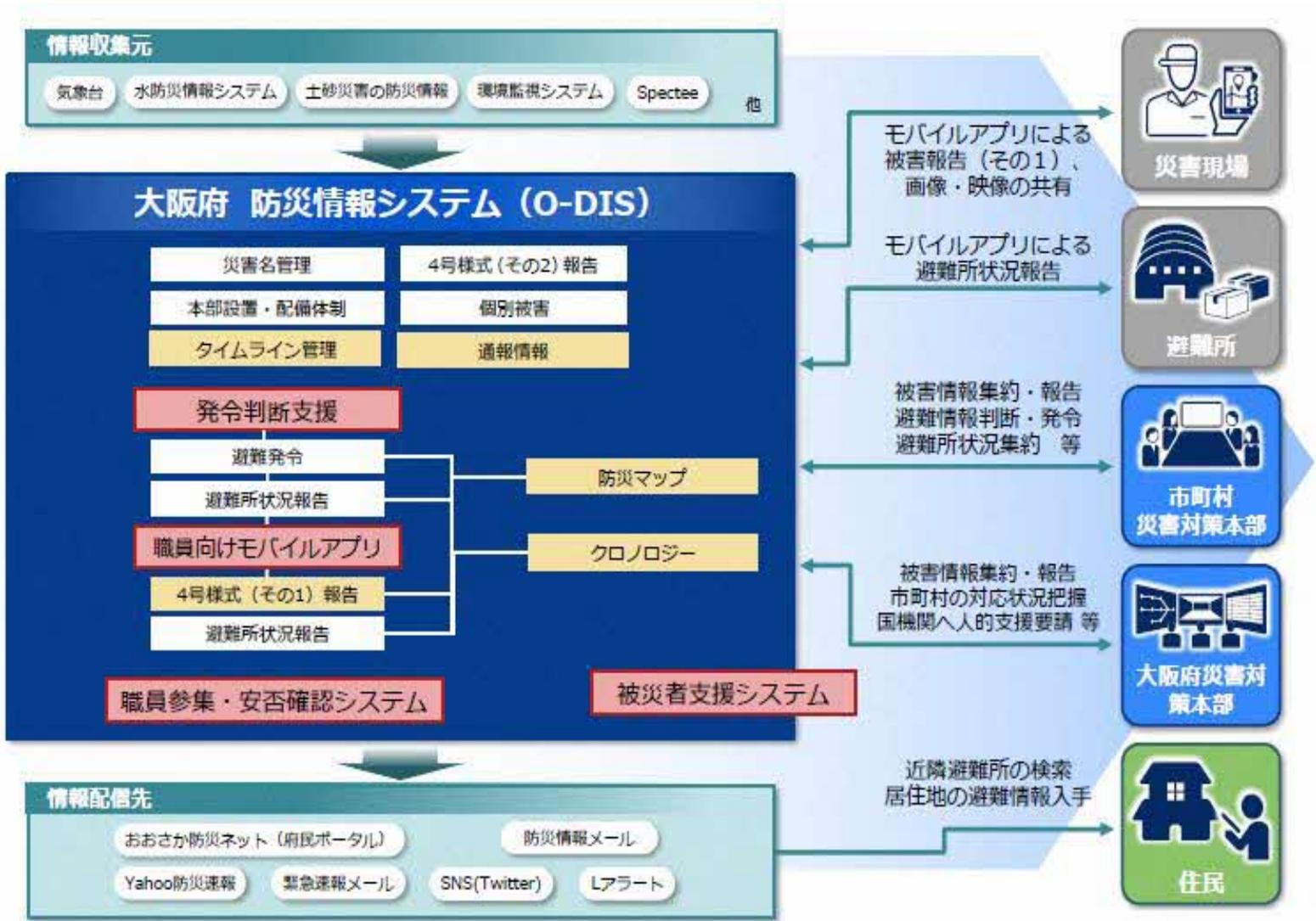
この規約は、平成14年4月6日から施行する。

附則

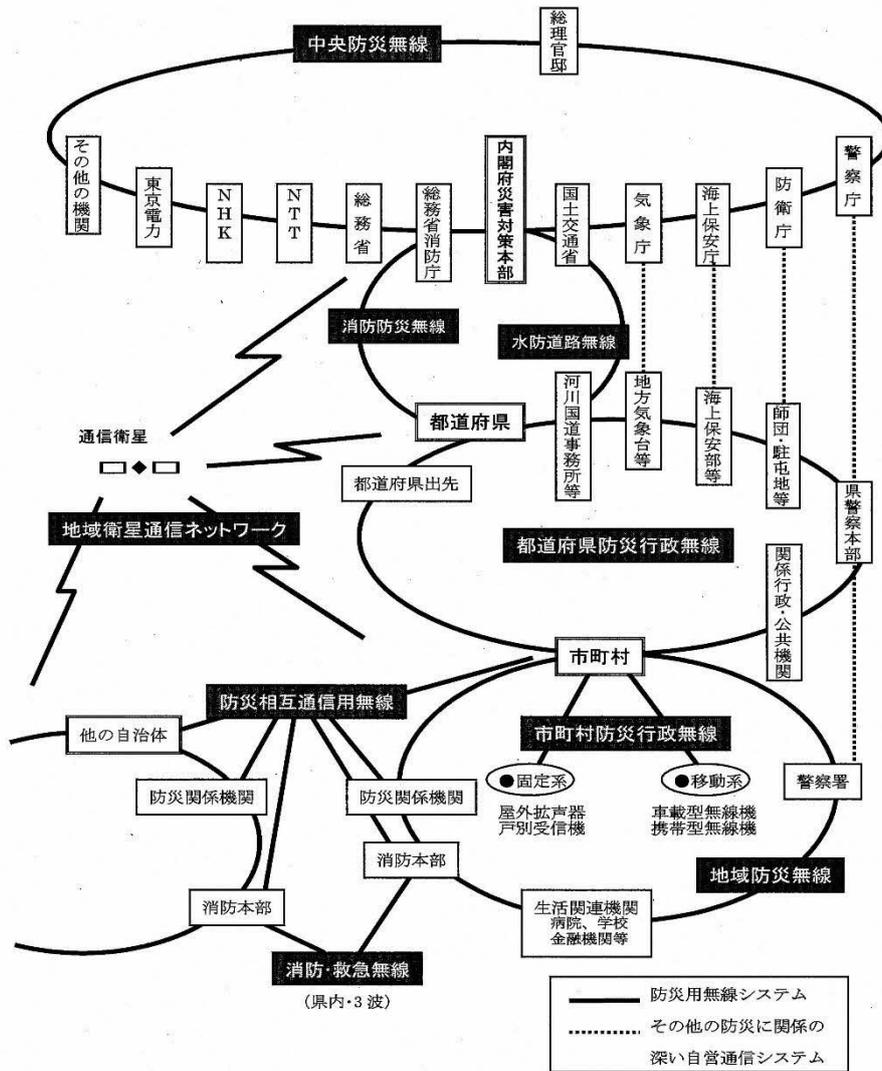
この規約は、平成22年5月9日から施行する。

## 5 大阪府防災情報システム等

(1) 大阪府防災情報システムの概要



(2) 防災用無線システムの全体構成



## 6 非常通信手段

非常災害時において、有線電気通信（N T T 電信電話等）が利用できないか、又は利用することが著しく困難な場合には、次の非常用通信経路を利用する。

非常通信経路計画（市町村系）

市町村名	非常通信経路			
枚方市 (危機管理部)	_____ M C A	枚方警察署 (総務課)	_____ 府警本部 (通信指令室)	_____ 府庁 (危機管理部)
	_____ M C A	国土交通省淀川河川事務所 (防災情報課専門調査員)	_____ 近畿地方整備局 (情報通信技術課通信ネットワーク係)	_____ 府庁 (危機管理部)
	.....	京阪枚方市駅 (駅務室)	~~~~~ 京阪電鉄本社 (総務部)	0.5K..... 府庁 (危機管理部)
	_____ M C A	国土交通省淀川ダム統合管理事務所 (防災情報課防災情報係)	_____ 近畿地方整備局 (情報通信技術課通信ネットワーク係)	_____ 府庁 (危機管理部)
	_____ M C A	枚方寝屋川消防組合本部 (共同指令センター)	_____ 大阪市消防局 (指令情報センター)	_____ 府庁 (危機管理部)
		衛星携帯電話	_____ 交換機	~~~~~ 府庁 (危機管理部)
		地域衛星通信ネットワーク		_____ 府庁 (危機管理部)

【記号】                    ..... 使送区間                    \_\_\_\_\_ 無線区間  
                              ~~~~~ 有線区間

### 第3 観測所等

#### 1 雨量観測所一覧表

##### (1) 大阪府所管

観測所名	流域河川名	管理者	観測者	所在地
枚方	淀川	枚方土木事務所長	所員	枚方市大垣内町2丁目
穂谷	穂谷川	枚方土木事務所長	所員	枚方市杉2丁目
長尾大池	八田川	中部農と緑の総合事務所長	所員	枚方市長尾東町1丁目
惣喜池	穂谷川	中部農と緑の総合事務所長	所員	枚方市津田北町3丁目

##### (2) 大阪管区气象台所管

観測所名	流域河川名	管理者	観測者	所在地
枚方	穂谷川	大阪管区气象台長	气象台職員	枚方市星丘4丁目31-1

##### (3) 枚方寝屋川消防組合所管

観測所名	管理者	観測者	所在地
消防本部伊加賀分室	消防長	消防職員	枚方市桜町3-40
枚方消防署	消防長	消防職員	枚方市大垣内町2丁目10-22
中宮消防出張所	消防長	消防職員	枚方市市池之宮3丁目4-28
中振消防出張所	消防長	消防職員	枚方市南中振1丁目16-30
渚消防出張所	消防長	消防職員	枚方市上野3丁目8-2
川越消防出張所	消防長	消防職員	枚方市茄子作北町7-22
枚方東消防署	消防長	消防職員	枚方市津田北町2丁目23-3
阪消防出張所	消防長	消防職員	枚方市牧野本町1丁目10-34
楠葉消防出張所	消防長	消防職員	枚方市楠葉並木2丁目29-1
長尾消防出張所	消防長	消防職員	枚方市長尾元町2丁目13-6
氷室消防出張所	消防長	消防職員	枚方市宗谷1丁目14-1
北山消防出張所	消防長	消防職員	枚方市北山1丁目67-15

## 2 土石流雨量監視局・観測局一覧表

設置場所		管理者	所在地
監視局	枚方市	枚方市長	枚方市大垣内町2丁目1-20
副監視局	枚方土木事務所	枚方土木事務所長	枚方市大垣内町2丁目15-1
観測局	氷室台	枚方土木事務所長	枚方市氷室台1丁目4593-321
	枚方津田高校	枚方土木事務所長	枚方市津田北町2丁目50-1
	穂谷配水池	枚方土木事務所長	枚方市大字穂谷221-2
	津田低区配水場	枚方土木事務所長	枚方市津田1022

## 3 河川水位観測所一覧表

観測所名	流域河川名	管理者	観測者	所在地
西河原橋	船橋川	枚方土木事務所長	所員	枚方市上島東町
山垣内橋	穂谷川	枚方土木事務所長	所員	枚方市牧野阪3丁目
禁野橋	天野川	枚方土木事務所長	所員	枚方市大垣内町2丁目

## 4 ため池水位観測所一覧表

観測所名	管理者	ため池管理者	所在地
長尾大池	中部農と緑の総合事務所長	枚方市長尾 土地改良区	枚方市長尾東町1丁目 4863
惣喜池	中部農と緑の総合事務所長	津田水利組合	枚方市津田北町3丁目 3924

## 第4 震度情報

### 1 計測震度計設置場所

機器名称	管理者	設置場所
計測震度計	大阪府	市役所（枚方市大垣内町2丁目1-20）

### 2 震度表示盤設置場所

枚方市役所（災害対策本部室（別館4階）、本館・別館ロビー、宿直室）、緊急情報管理センター（消防本部）

### 3 気象庁震度階級関連解説表

（平成21年3月31日）

#### ○使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup>
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>※</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 第5 被害状況報告等

### 1 報告書様式

本部一受付番号					
各部一受付番号					
<b>災 害 連 絡 票</b>					
受 付 日 時		令和 年 月 日 時 分		受 付 者	
通 報 者 情 報	住 所	枚方市			
	建 物 名 等	連 絡 先	固	—	
	氏 名		携	— —	
		所 属			
被 害 場 所 情 報	住 所	1 通報者住所と同じ 2 枚方市			
	建 物 名 等	地 番			
	氏 名	連 絡 先	固	—	
			携	— —	
通 報 内 容 (被害状況等)					
被 害 種 別	事前要請・対応、事後要請・対応、建物被害、道路・側溝等 下水・河川等、パトロール状況、農地被害、水道関係被害、その他				
被 害 内 容					
要 望 情 報 (要望事項)	No	担当部署	要望内容		
	①				
	②				
	③				
対 応 結 果 報 告	対 応 日		担当部署		
	対 応 状 況				
	引 継	項目 ( ) を 引 継	～引	引 継 日	月 日

## 2 大阪府防災情報システムによる報告

平成9年7月28日付け消防第500号による大阪府消防防災安全課長名通知（抜粋）

### (1) 報告の方法

市町村から府に対する報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。  
ただし、本システムが故障等の原因により運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）により、電子メールで報告することとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

### (2) 府防災情報システムの運用について

#### ア 報告の開始時点

下記のとおり、府においてシステムへの災害登録をするので、被害など入力すべき事項があった都度速やかに入力するものとする。

- ① 府域において震度4の地震が発生したとき
- ② 気象警報が発表されたとき
- ③ 津波警報が発表されたとき
- ④ その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき。

イ 直後報告については、原則としてアの①のときのみとする。

ウ 災害登録、入力モードの変更等にあたっては、府が、市町村に対して府防災行政無線の一斉通信により連絡する。

### 3 災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領による報告

#### (1) 報告すべき災害及び即報基準

##### ア 災害報告取扱要領

###### ① 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

###### ② 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

##### イ 火災・災害等即報基準

###### ① 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

###### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 「第4号様式(その1)災害概況即報」様式

**第4号様式 (その1)**

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													

- (注) 第1報については、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれて以内旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第 4 号様式 (その 2)  
(被害状況即報)

都 道 府 県			区 分				被 害		区 分		被 害		災 等 害 の 対 被 策 害 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 ( 月 日 時 現 在 )												
報 告 者 名							公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団 体						
区 分			被 害										適 用 市 町 村 名	計	団 体
人 的 被 害	死 者	人													
	行 方 不 明 者	人													
傷 者	重 傷	人													
	軽 傷	人													
住 家 被 害	全 壊	棟											119番通報件数	件	
		世帯													
半 壊	棟	世帯													
		人													
一 部 損 壊	棟	世帯													
		人													
床 上 浸 水	棟	世帯													
		人													
床 下 浸 水	棟	世帯	り 災 世 帯 数				世帯								
		人	り 災 者 数				人								
非 住 家	公 共 建 物 そ の 他	棟											自衛隊の災害派遣	その他	
			火 災 発 生				建 物 件 数								
							危 険 物 件 数								
							そ の 他 件 数								
							田		流失・埋没		ha				
							冠		水		Ha				
							畑		流失・埋没		Ha				
							冠		水		ha				
							文教施設		箇所						
							病院		箇所						
							道路		箇所						
							橋りょう		箇所						
							河川		箇所						
							港湾		箇所						
							砂防		箇所						
							清掃施設		箇所						
							崖くずれ		箇所						
							鉄道不通		箇所						
							被害船舶		隻						
							水道		戸						
							電話		回線						
							電気		戸						
							ガス		戸						
							ブロック塀等		箇所						
							災害の概況								
							応急対策の状況		消防機関等の活動状況						

(3) 「第4号様式(その2) 被害状況即報」様式

(4) 「第1号様式災害確定報告」様式

第1号様式 災害確定報告

市町村			区 分		被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日	月 日 時確定		田	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
報 告 者 名			畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
区 分			被 害		学 校	箇所	
区 分			被 害		病 院	箇所	
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	道 路	箇所		
	うち災害 関連死者	人		橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷		人	港 湾	箇所	
		軽 傷		人	砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		清 掃 施 設	箇所		
		世帯		崖 く ず れ	箇所		
		人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊	棟		被 害 船 舶	隻		
		世帯		水 道	戸		
		人	電 話	回線			
	一 部 破 損	棟	電 気	戸			
		世帯	ガ ス	戸			
		人	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
	床 下 浸 水	棟	罹 災 世 帯 数	世帯			
		世帯	罹 災 者 数	人			
人		火 災 発 生					
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物	件			
	そ の 他	棟	危 険 物	件			
		棟	そ の 他	件			

区 分		被 害		都 道 府 災 害 對 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円				設 置	月	日	時
農林水産業施設	千円				解 散	月	日	時
公共土木施設	千円			災 害 對 策 本 部				
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 對 策 本 部	計 団 体			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円		適 用 市 救 助 村 法 名				
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円			計 団 体				
被 害 総 額	千円				消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
					消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）							

#### 4 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

被害項目		報告基準
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	

被害項目		報告基準
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	—	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公共施設災害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 第6節 水害予防

### 1 管理河川一覧表

#### (1) 国土交通省管理河川（一級河川）

河川名	上流端	下流端	延長
淀川	京都府界	寝屋川市界	12,400m

#### (2) 大阪府管理河川（一級河川）

河川名	上流端	下流端	延長
船橋川	枚方市大字長尾地先の八幡橋	淀川合流点	5,243m
穂谷川	枚方市杉地先の上渡場橋	〃	7,771m
天野川	交野市界	〃	約5,000m

#### (3) 枚方市管理河川（準用河川）

河川名	上流端	下流端	延長
車谷川	右岸 枚方市長尾家具町1丁目4番地の21先の標柱 左岸 枚方市大字長尾2208番地先の標柱	一級河川船橋川への合流点	1,580m
八田川	右岸 枚方市大字杉1069番地先無名橋地点 左岸 枚方市大字杉886番地先無名橋地点	一級河川船橋川への合流点	2,220m
野々田川	右岸 枚方市大字津田3177番地先国道307号線との交点 左岸 枚方市大字津田3375番地先国道307号線との交点	交野市との境界地点	2,207m
穂谷川	右岸 枚方市大字穂谷175番地先キャンプ場入口橋地点 左岸 枚方市大字穂谷256番地先キャンプ場入口橋地点	一級河川穂谷川への合流点	3,570m
宗谷川	右岸 枚方市大字尊延寺946番地先の標柱 左岸 枚方市大字尊延寺946番地先府道枚方山城線接点	準用河川穂谷川への合流点	850m

## 2 大阪府水防区域一覧表

河川名	管理水防団体名	要水防区域		重要水防区域		特に重要な水防区域		水防区域延長合計 m
		区 域	延 長 m	区 域	延 長 m	区 域	延 長 m	
船橋川	左岸 枚方市 淀川左岸	自 国道1号 至 一級河川区域	1,600	自 淀川合流点 至 新登橋 自 中田近橋 至 国道1号300m下流 自 国道1号 至 ぼえむ南橋 自 八田橋 至 一級河川区域	3,050			5,240
	右岸 "	"	1,600	自 淀川合流点 至 一級河川区域	5,240			5,240
穂谷川	左岸 "			自 淀川合流点 至 長ヶ嶽橋 自 八十八橋 至 最早池	4,580	自 長ヶ嶽橋 至 八十八橋 自 最早池 至 惣喜池	2,050	7,770
	右岸 "			自 淀川合流点 至 国道1号 自 出屋敷橋 至 山田池橋 自 八十八橋 至 八十八橋800m上流 自 JR学研都市線 至 一級河川区域	6,270	自 国道1号 至 長ヶ嶽橋 自 八十八橋800m上流 至 JR学研都市線	600	7,770
天野川	左岸 交野市 枚方市 淀川左岸	自 私市橋上流 至 日之出橋	400	自 淀川合流点 至 国道1号 自 藤田橋 至 日之出橋	5,800			7,200
	右岸 "	"	400	自 淀川合流点 至 浜橋 自 北川橋 至 日之出橋	6,500			7,200
北川	左岸 枚方市 交野市			自 天野川合流点 至 京阪交野線	1,760			1,300
	右岸 "			自 山崎橋 至 一級河川区域	730			1,300
藤田川	左岸 枚方市			自 天野川合流点 至 一級河川区域	950			950
	右岸 "			"	950			950
淀川	左岸 淀川左岸					自 海 至 京都府界	34,730	34,730
	右岸 淀川右岸					"	35,120	35,120

### 3 淀川重要水こう門一覧表

(淀川左岸水防事務組合水防計画より)

河川名	施設名	所在地	ゲートまたは 本体形状	管理者	分団名	備考
淀川	大阪市樟葉 取水口	枚方市町楠葉	鋼製スライドゲート	大阪市	樟葉	上水道 用水
〃	木津代樋門	〃 〃	〃	枚方市	〃	排水
〃	対馬樋門	〃 〃	〃	〃	〃	用排水
〃	岸之樋門	〃 〃	〃	〃	〃	用排水
〃 (天満川)	北部ポンプ場 淀川樋門	〃 樋之上町	鋼製ローラゲート	〃	〃	排水
〃 (藤本川)	樟葉排水機場	〃 牧野北町	鋼製フラップ	樟葉 土地改良区	上牧野	〃
〃 〃	藤本川ポンプ場 排水樋門	〃 西牧野	鋼製ローラゲート	枚方市	〃	〃
〃 〃	六軒樋門	〃 〃	鋼製スライドゲート	〃	〃	〃
淀川	大阪府磯島 取水口	〃 渚西	〃	大阪府	下牧野	上水道 用水
〃	牧野揚場 排水機場	〃 〃	鉄管	御殿山 土地改良区	〃	用排水
〃 (黒田川)	黒田川ポンプ場 淀川樋門	〃 磯島南町	ヒューム管	枚方市	〃	排水
淀川	磯島取水場	〃 〃	鋼製スライドゲート	大阪府	〃	上水道 用水
〃 (安居川)	安居川ポンプ場 淀川樋門	〃 三矢町	鋼製ローラゲート	国土交通省	枚方	排水

#### 4 水防橋一覧表

名称	所在地	構造
穂谷川水防橋	西牧野3丁目地先	鋼板鉄筋コンクリート造幅員3m
天野川水防橋	新町2丁目地先	鉄筋コンクリート造幅員2.6m

#### 5 下水道施設（ポンプ場）一覧表

##### (1) 雨水ポンプ場

名称	所在地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備考
北部ポンプ場	西船橋2丁目3-1	2,258	
藤本川ポンプ場	牧野北町12-1	1,230	
黒田川ポンプ場(1P) (2P)	磯島南町12-1	3,580	
新安居川ポンプ場	大垣内町3丁目6-1	930	
溝谷川ポンプ場	宮之阪1丁目3-7	963	
犬田川ポンプ場	宮之阪5丁目14-3	349	
安居川ポンプ場	三矢町6-4	681	
蹉跎ポンプ場	出口6丁目7-2	2,070	

##### (2) 小ポンプ場

名称	所在地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備考
宮之下ポンプ場	宮之下町	10.0	
公園駅裏ポンプ場	枚方元町	11.1	
伊加賀第1ポンプ場	伊加賀寿町	14.5	
伊加賀第2ポンプ場	伊加賀緑町	6.0	
川原町ポンプ場	大垣内町2丁目	2.5	
あかねが丘ポンプ場	北中振1丁目	9.0	
出口ポンプ場	出口5丁目	2.58	
伊加賀西ポンプ場	伊加賀西町	5.6	
南楠葉ポンプ場	楠葉朝日3丁目	9.51	
甲斐田新町ポンプ場	甲斐田新町	7.30	
宮之阪ポンプ場	宮之阪4丁目	5.52	
宮之阪上流ポンプ場	宮之阪4丁目	11.40	
養父元町ポンプ場	養父元町	1.50	
東船橋ポンプ場	東船橋2丁目	0.82	
大垣内町ポンプ場	大垣内町3丁目	11.0	
山田雨水幹線ポンプ場	磯島南町	11.92	
藤阪元町小ポンプ場	藤阪元町2丁目	9.60	
町楠葉小ポンプ場	町楠葉1丁目	12.00	

名 称	所 在 地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備 考
三栗1丁目小ポンプ場	三栗1丁目	7.7	
町楠葉排水路ポンプ場	楠葉中町2	0.6	
西牧野3丁目小ポンプ場	西牧野3丁目	1.5	

(3) 農業用ポンプ設備

名 称	所 在 地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備 考
小倉池ポンプ場	北片銚町	0.75	
北谷川ポンプ場	北中振3丁目	0.4	
北中振ポンプ場	北中振3丁目	0.4	
南中振ポンプ場	南中振2丁目	0.6	
蹉跎農業排水ポンプ場	出口6丁目	2.5	
磯島ポンプ場	磯島北町	1.5	
山之上1ポンプ場	山之上4丁目	1.9	
山之上2ポンプ場	山之上3丁目	2.0	
山之上3ポンプ場	山之上東町	2.18	
磯島南町農業用	磯島南町	0.25	
中振揚水機場	出口6丁目	6.86	
三栗ポンプ場	三栗1丁目	0.5	
渚東ポンプ場	渚東町	4.0	
堂山ポンプ場	堂山1丁目	0.71	

(4) 汚水中継ポンプ場

名 称	所 在 地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備 考
出口汚水中継ポンプ場	出口6丁目7-2	14.00	
長尾家具汚水中継ポンプ場	長尾家具町4丁目11-7	6.00	

(5) マンホールポンプ場（汚水）

名 称	所 在 地	排水能力(m <sup>3</sup> /分)	備 考
磯島南町マンホールポンプ場	磯島南町	2.00	
池之宮マンホールポンプ場	池之宮2丁目	2.28	
宇山マンホールポンプ場	宇山町	0.32	
長尾家具町マンホールポンプ場	長尾家具町2丁目	0.54	
長尾台マンホールポンプ場	長尾台	0.53	
長尾宮前マンホールポンプ場	長尾宮前1丁目	0.32	
尊延寺マンホールポンプ場	尊延寺5丁目	0.54	
招提大谷3丁目マンホールポンプ場	招提大谷1丁目	1.25	
招提大谷3丁目第2マンホールポンプ場	招提大谷3丁目地内	0.56	
招提大谷3丁目第3マンホールポンプ場	招提大谷3丁目地内	0.94	
山田池東町マンホールポンプ場	山田池東町地内	0.53	
町楠葉1丁目マンホールポンプ場	町楠葉1丁目地内	0.56	

## 6 防災重点ため池一覧表

(令和4年度)

名 称	所 在 地	管 理 者	堤項長	備 考
惣喜池	津田北町	津田水利組合	650	
地藏池	津田元町	津田水利組合	140	
中宮大池	中宮大池	中宮土地改良区	550	
黒土池	春日東町	春日水利組合	200	
林池	春日東町	春日水利組合	330	
大池	津田南町	津田水利組合	140	
小倉池	北片鉾町	農協小倉支部	220	
最早池	野村北町	野水利組合	280	
トンボ池	長尾元町	長尾土地改良区	90	
今池	招提中町	招提土地改良区	133	
新池	春日野	春日水利組合	250	
新大池	招提東町	招提土地改良区	540	
御堂池	招提元町	招提土地改良区	143	
古池	春日野	春日水利組合	235	
下谷池	大字杉	杉区	50	
長尾大池	長尾東町	長尾土地改良区	587	
田中池	尊延寺	尊延寺西地区水利組合	21.7	
武生田池	尊延寺	尊延寺西地区水利組合	43	
大壺池	尊延寺	大壺池用水組合	42	

※ 堤体決壊時の下流への影響が大きいものを抜粋

## 7 水防活動

### (1) 水防区域

淀川左岸水防事務組合が所管する市域の水防区域は、次のとおりである。

河川名	堤防区間	堤防延長(m)
淀川	左岸 京都府界から寝屋川市界に至る間	18,557.9
船橋川	右岸 淀川合流点から上流767.3mの地点に至る間	767.3
	左岸 淀川合流点から上流790.9mの地点に至る間	790.9
穂谷川	右岸 淀川合流点から上流687.3mの地点に至る間	687.3
	左岸 淀川合流点から上流547.3mの地点に至る間	547.3
天野川	右岸 淀川合流点から上流1,895.5mの地点に至る間	1,895.5
	左岸 淀川合流点から上流1,843.2mの地点に至る間	1,843.2
計	4 河川	25,089.4

### (2) 水防団の定員

#### ア 水防団本部

区分	団長	副団長	部長	班員	合計
淀川筋	1人	5人	4人	14人	35人
防潮筋		7人	4人	—	

#### イ 淀川筋水防分団（市域関係のみ）

名称	分団長	副分団長	部長	班長	班員	備考 (市内防御延長m)
樟葉水防区	1	1	11	21	180	4,274.0
上牧野水防区	1	1	9	17	147	3,493.2
下牧野水防区	1	1	11	22	185	4,649.1
枚方水防区	1	1	11	21	180	4,276.8
出口水防区	1	1	5	9	78	1,864.8

(3) 水防区

水防区	防 御 区 域	堤防延長(m)
樟葉水防区	京都府界から船橋川右岸淀川合流点上流767.3mに至る間	4,274.0
上牧野水防区	船橋川左岸淀川合流点上流790.9mから小寺堤に至る間	3,493.2
下牧野水防区	小寺堤から天野川右岸淀川合流点上流1,895.5mに至る間	4,649.1
枚方水防区	天野川左岸淀川合流点上流1,843.2mから淀川左岸天野川合流点下流2,433.6mに至る間	4,276.8
出口水防区	枚方水防区界から寝屋川市界に至る間	1,864.8
計	5 水 防 区	18,557.9

(4) 淀川筋の水防団待機水位（通報水位）とはん濫注意水位（警戒水位）

河川名	量水標所在地	水 位 (m)		管 理 者
		水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	
淀 川	枚 方	2.70	4.50	国土交通省淀川河川事務所長
船橋川	西河原橋	1.00	2.00	大阪府枚方土木事務所長
穂谷川	山垣内橋	1.00	2.25	同 上
天野川	禁野橋	1.00	3.50	同 上

(5) 水防本部員（組合職員）の非常配備

配備区分	配備時期	配備内容	出動人員
警戒配備	気象状況と水位情報の連絡に従事し、非常配備態勢発令までかなり時間的余裕があるとき	情報連絡を主とする水防事務にあたるもの	2～3名
第1非常配備	水防事態発生が予想され、水防活動の開始が考えられるとき	水防事態が発生すれば、遅滞なく水防活動が行えるもの	1/2以内
第2非常配備	事態が切迫し、あるいは規模が大きくなって第1非常配備態勢では処理しかねると判断したとき	職員全員をもって水防事務に従事するもの	全員

(6) 水防用具庫蔵置基準（1kmあたり）

品名	数量	備考	品名	数量	備考
土のう袋	1,000枚		蛸槌	8丁	
ロープ・縄	5巻		はしご	1丁	
シート	5枚		鉄線	40kg	
鎌	8丁		バケツ	1個	
のこぎり	4丁		掛矢	16丁	
斧	5丁		照明器具	3台	
ペンチ	3丁		土砂運搬車	2台	
杭	400本		足場板	2枚	
スコップ	16丁		つるはし	2丁	
予備土	土置場備蓄		ハンマー	2丁	
			箕	10枚	

## 8 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（単位m）

※各施設への情報伝達方法は、電話・FAX・電子メール、防災行政無線（同報系）及び広報車による。

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
市立小学校	伊加賀小学校	枚方市伊加賀西町53-1	3-5						
市立小学校	磯島小学校	枚方市磯島北町3-1	3-5			0.5-3	0.5-3		
市立小学校	交北小学校	枚方市交北2丁目30-5				0.5			
市立小学校	山田小学校	枚方市甲斐田町1-27				0.5-3			
市立小学校	山田東小学校	枚方市田口3丁目16-1				0.5			
市立小学校	小倉小学校	枚方市小倉町29-1	0.5-3			0.5			
市立小学校	樟葉小学校	枚方市南楠葉2丁目40-6	0.5-3						
市立小学校	樟葉西小学校	枚方市楠葉並木1丁目11-1	3-5		0.5				
市立小学校	西牧野小学校	枚方市西牧野2丁目1-1	5-10			0.5-3	0.5-3		
市立小学校	船橋小学校	枚方市東山1丁目68			0.5-3				
市立小学校	長尾小学校	枚方市長尾北町3丁目3-2			0.5				
市立小学校	藤阪小学校	枚方市藤阪南町1丁目40-1				0.5-3			
市立小学校	平野小学校	枚方市招提中町1丁目53-1				0.5-3			
市立小学校	牧野小学校	枚方市上島東町4-18	0.5-3		0.5-3				
市立小学校	枚方第二小学校	枚方市田宮本町11-1					0.5		
市立小学校	蹉跎西小学校	枚方市出口6丁目20-1	3-5						
市立中学校	山田中学校	枚方市交北2丁目28-1				0.5			
市立中学校	渚西中学校	枚方市渚西3丁目25-1	5-10			0.5-3	0.5-3		
市立中学校	招提北中学校	枚方市招提北町2丁目35-1			0.5-3				
市立中学校	杉中学校	枚方市杉4丁目1-1				0.5-3			
市立中学校	第三中学校	枚方市養父東町1-5	3-5		0.5-3	0.5			
市立中学校	長尾中学校	枚方市長尾北町3丁目3-1			0.5				
市立中学校	津田中学校	枚方市津田北町1丁目32-1				0.5			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
市立中学校	楠葉西中学校	枚方市西船橋2丁目43-1	3-5		0.5-3				
市立中学校	蹉跎中学校	枚方市出口5丁目40-1	3-5						
小規模保育施設	枚方市立おおがいと小規模保育施設	枚方市大垣内2丁目9-33	3-5				3-5	0.5	
小規模保育施設	枚方市立楠葉なみき小規模保育施設	枚方市楠葉並木2-29-3	3-5		0.5-3				
保育所	枚方市立山田保育所	枚方市甲斐田東町31-2				0.5			
保育所	枚方市立楠葉野保育所	枚方市南楠葉1-26-10	3-5		0.5-3				
保育所	枚方市立枚方保育所	枚方市東田宮1-2-5	0.5-3				3-5		
幼稚園	枚方市立樟葉幼稚園	枚方市南楠葉2-40-38	0.5-3						
小規模保育事業	アップル保育園	枚方市北中振1-21-2	0.5-3						
小規模保育事業	すだち保育園	枚方市東船橋2-35			0.5-3				
小規模保育事業	みんなの里 ぼこぼこほいくえん	枚方市町楠葉1-8-6	3-5		0.5-3				
小規模保育事業	樹保育所宮之阪園	枚方市宮之阪3-5-55	0.5-3			0.5	0.5-3		
小規模保育事業	常称寺枚方駅前保育園	枚方市岡本町7-1	3-5				3-5		
認可外保育施設	♪ドレミ保育園 枚方東船橋	枚方市東船橋2丁目36-2			0.5-3				
認可外保育施設	B. E. アカデミー	枚方市東田宮1-11-1	0.5-3				0.5-3		
認可外保育施設	いまここ保育園	枚方市岡東町18-23	3-5				3-5		
認可外保育施設	医療法人成育会保育所	枚方市岡東町14番32号-202	0.5-3				3-5		
認可外保育施設	かえで保育園	枚方市東牧野25-45				0.5-3			
認可外保育施設	がじゅまる木第二保育園	枚方市牧野下島町11-22	3-5		0.5-3	0.5-3			
認可外保育施設	がじゅまる木保育園	枚方市牧野下島町11-22	3-5		0.5-3	0.5-3			
認可外保育施設	サクラインターナショナルスクール	枚方市三栗1-1-17	3-5			0.5-3	0.5-3		
認可外保育施設	だいいちキッズルーム枚方園	枚方市藤田町3-30						0.5	
認可外保育施設	ちいさいほいくえん みんなの里	枚方市楠葉並木2-28-4	3-5		0.5-3				
認可外保育施設	トリニティミライ	枚方市南楠葉1-30-6	3-5		0.5-3				
認可外保育施設	にこっと保育園	枚方市楠葉花園町4-10	5-10		0.5-3				

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
認可外保育施設	はなまる保育園 山之上	枚方市山之上北町5-2					3-5		
認可外保育施設	はなまる保育園 田口	枚方市田口1-19-3				0.5			
認可外保育施設	はなまる保育園 枚方公園	枚方市伊加賀東町4-1	0.5-3				0.5-3		
認可外保育施設	ひかり保育園まきの	枚方市養父元町3番15号	3-5		0.5-3	0.5-3			
認可外保育施設	みんなのビーゴほいくえん	枚方市岡本町7-1	3-5				3-5		
認可外保育施設	ロイヤル保育園枚方公園	枚方市伊加賀東町6-11	0.5-3				0.5-3		
認可外保育施設	医療法人毅峰会 保育所	枚方市北中振3-8-14	3-5						
認可外保育施設	医療法人御殿山 福田総合病院保育所	枚方市渚西1-16-19	3-5			0.5-3	0.5-3		
認可外保育施設	関西医科大学 くずは病院託児所	枚方市楠葉花園町4-1	3-5		0.5-3				
認可外保育施設	関西医科大学附属病院附設保育所	枚方市新町2-3-1	0.5-3				3-5		
認可外保育施設	樟葉わかば保育園	枚方市楠葉並木2丁目2-23	5-10		0.5-3				
認可外保育施設	大阪体操クラブ スポーツ学園	枚方市東田宮1-7-10	3-5				3-5	0.5-3	
認可外保育施設	美杉会託児所	枚方市西招提町1255			0.5				
認可外保育施設	枚方市立蹉跎西臨時保育室	枚方市出口6丁目20-5	3-5						
認可外保育施設	枚方市立渚西臨時保育室	枚方市渚西2丁目21-1	5-10			0.5-3	0.5-3		
保育所	くずはあけぼの保育園	枚方市楠葉丘1丁目19-1	0.5-3						
保育所	渚ゆりかご保育園	枚方市渚西2丁目35-10	0.5-3						
保育所	ハレルヤ保育園	枚方市招提南町1-3-18				0.5-3			
保育所	愛和保育園	枚方市桜町2-4	0.5-3				0.5		
保育所	光善寺保育園	枚方市出口4丁目36-5	0.5-3						
保育所	三矢ゆりかご保育園	枚方市伊加賀西町46-1	3-5						
保育所	小倉保育園	枚方市小倉町13-16	0.5-3						
保育所	親愛保育園	枚方市南中振2丁目17-37	0.5-3						
保育所	青桐保育園	枚方市交北4丁目1247-1				0.5-3			
保育所	青桐保育園分園	枚方市交北4丁目41-2				0.5-3			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
保育所	船橋保育園	枚方市西船橋1丁目83-1	3-5		0.5				
保育所	走谷ちどり保育園	枚方市走谷1丁目1-10	0.5-3						
保育所	第2長尾保育園	枚方市長尾北町3丁目2-1			0.5-3				
保育所	天の川保育園	枚方市西禁野2丁目34-1	3-5			0.5-3	0.5-3		
保育所	樋之上保育園	枚方市樋之上町6-1	3-5		0.5				
保育所	北牧野保育園	枚方市牧野北町10-40	3-5		0.5-3	0.5-3			
保育所	牧野保育園	枚方市上島東町6-5	0.5-3		0.5-3				
幼稚園	くずはローズ幼稚園	枚方市南楠葉1丁目4番1号	3-5		0.5-3				
幼稚園	敬応学園幼稚園	枚方市田口2丁目16番5号				0.5-3			
幼稚園型認定こども園	うらら幼稚園	枚方市牧野北町6番8号	3-5		0.5-3	0.5-3			
幼稚園型認定こども園	清香学園幼稚園	枚方市東牧野町24-6				0.5			
幼保連携型認定こども園	宇山光の子保育園	枚方市宇山東町8-30	0.5-3						
幼保連携型認定こども園	明善めぐみ園	枚方市藤阪南町2丁目26-1				0.5-3			
幼保連携型認定こども園	明善第弐めぐみ園	枚方市藤阪南町2丁目26-1				0.5-3			
サービス付き高齢者向け住宅	MYY ケアリング枚方	枚方市田宮本町3番7号	0.5-3				0.5-3		
サービス付き高齢者向け住宅	アイローサこもれび	枚方市新之栄町5番24号				0.5			
サービス付き高齢者向け住宅	あきず招提	枚方市招提南町三丁目2-20				0.5			
サービス付き高齢者向け住宅	癒しの森	枚方市伊加賀寿町17番12号	3-5				0.5-3		
サービス付き高齢者向け住宅	エイジフリーハウス枚方牧野	枚方市宇山町35番26号	0.5-3		0.5				
サービス付き高齢者向け住宅	介護付き有料老人ホーム頂	枚方市山之上北町4番30号					3-5		
サービス付き高齢者向け住宅	ケア・キューブ枚方	枚方市岡本町10番25号	0.5-3				3-5		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
サービス付き 高齢者向け住 宅	ケアスペース渚	枚方市渚西2丁 目27-14	5-10			0.5-3	0.5-3		
サービス付き 高齢者向け住 宅	善幸苑 枚方	枚方市長尾北町 1丁目1794-1			0.5-3				
サービス付き 高齢者向け住 宅	そんぼの家S枚方公園	枚方市出口1丁 目5-25	3-5				0.5		
サービス付き 高齢者向け住 宅	ディーフェスタくずは	枚方市南楠葉1 丁目29-8	5-10	0.5-3	0.5-3				
サービス付き 高齢者向け住 宅	ネクスト枚方	枚方市伊加賀栄 町15-30	3-5				0.5-3		
サービス付き 高齢者向け住 宅	ハーモニーハウスくずは	枚方市町楠葉1 丁目18番40号	3-5	0.5	0.5-3				
サービス付き 高齢者向け住 宅	ファースト都が丘	枚方市都丘町 38-5				0.5-3			
サービス付き 高齢者向け住 宅	フジパレスシニア枚方市田 宮本町	枚方市田宮本町 2番1(地番)	0.5-3				0.5-3		
サービス付き 高齢者向け住 宅	フルール田ノ口	枚方市交北三丁 目9番12号				0.5-3			
サービス付き 高齢者向け住 宅	めぐりカーム	枚方市渚内野一 丁目14番11号	5-10			0.5-3	0.5-3		
サービス付き 高齢者向け住 宅	鹿命館ガーデン	枚方市東船橋2- 18			0.5-3				
サービス付き 高齢者向け住 宅	わたしの家あいあ〜る	枚方市須山町38 番18号				0.5			
地域活動支援 センターⅠ	クロスロード	枚方市川原町9- 4	3-5				5-10	0.5 -3	
地域活動支援 センターⅠ	地域活動支援センター陽だ まり	枚方市交北2丁 目7-15				0.5			
地域活動支援 センターⅠ	地域生活支援センターにじ	枚方市伊加賀西 町52-12	5-10				0.5-3		
日中一時支援 事業施設	スマイルゲート枚方	枚方市星丘3丁 目1-15				0.5-3	0.5-3		
日中一時支援 事業施設	ワークショップ虹	枚方市磯島元町 21-10	3-5			0.5-3	0.5-3		
日中一時支援 事業施設	御殿山カーム	枚方市渚西2丁 目7-30	5-10			0.5-3	0.5-3		
日中一時支援 事業施設	障がい者複合施設 いそし まカーム	枚方市磯島北町 29-15	5-10			0.5-3	0.5-3		
日中一時支援 事業施設	日中一時あすなる	枚方市御殿山町 6-19	3-5			0.5-3	0.5-3		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
街かどデイハウス	ほっとステーション御殿山街かど「てくてく」	枚方市渚南町26番28	5-10			0.5-3	0.5-3		
街かどデイハウス	街かどデイハウスなみき	枚方市楠葉並木1丁目30番3号	3-5		0.5-3				
街かどデイハウス	街かどデイハウス横丁サロン	枚方市甲斐田東町28番6号				0.5			
街かどデイハウス	街かどデイハウス人と木	枚方市北中振1丁目19番28号	0.5-3						
街かどデイハウス	街かどデイハウス枚方市駅前わくわく	枚方市三矢町2番2号	3-5				3-5		
ケアハウス	つくしんぼ長尾	枚方市長尾北町2-1752			0.5				
ケアハウス	つくしんぼ藤阪	枚方市藤阪南町1-10-1				3-5			
共同生活援助	Like Me (枚方野村元町)	枚方市野村元町55-10				0.5-3			
共同生活援助	あい愛の家	枚方市田口一丁目66番11号				0.5			
共同生活援助	あるせ	枚方市招提北町三丁目2276番1			0.5-3				
共同生活援助	いまここハウス	枚方市三栗二丁目2番	3-5			0.5-3	0.5-3		
共同生活援助	オリオン	枚方市藤阪南町三丁目10番1号				0.5-3			
共同生活援助	カルマ	枚方市三栗二丁目10番	3-5			0.5-3	0.5-3		
共同生活援助	グループホーム'ohana (オハナ)	枚方市須山町39-46				0.5			
共同生活援助	グループホームはまなす	枚方市三栗二丁目10番8号	3-5			0.5-3	0.5-3		
共同生活援助	グループホームほねやすめ	枚方市北楠葉町18番4号	0.5-3	0.5					
共同生活援助	グループホームわらしべ	枚方市藤阪南町一丁目45番10号				5-10			
共同生活援助	しあわせの家 (船橋1-104)	枚方市南船橋二丁目6-1-104			0.5-3				
共同生活援助	しあわせの家 (船橋2-106)	枚方市南船橋二丁目6-2-106			0.5-3				
共同生活援助	しあわせの家 (船橋2-306)	枚方市南船橋二丁目6-2-306			0.5-3				
共同生活援助	しあわせの家 (船橋7-301)	枚方市南船橋二丁目7-7-301			0.5-3				
共同生活援助	たけとんぼ	枚方市招提南町一丁目29番5号				0.5-3			
共同生活援助	にじの家	枚方市渚西二丁目39番2-1号	5-10			3-5	3-5		
共同生活援助	フォレストハウス	枚方市村野南町2番10棟503号、505号、506号、205号		0.5-3		0.5-3	0.5		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
共同生活援助	メモリーハイツ	枚方市田口一丁目52番24				0.5			
共同生活援助	る・しえる	枚方市南楠葉二丁目2番5号	5-10		0.5-3				
共同生活援助	ルピナス (牧野1)	枚方市牧野北町8-1-405	3-5		0.5-3	0.5-3			
共同生活援助	ルピナス (牧野2)	枚方市牧野北町8-1-406	3-5		0.5-3	0.5-3			
共同生活援助	ルピナス (村野1)	枚方市村野南町3-29				0.5			
共同生活援助	ルピナス (村野2)	枚方市村野南町3-29-108				0.5			
共同生活援助	ルピナス (村野3)	枚方市村野南町3-29-104				0.5			
共同生活援助	ルピナス (村野4)	枚方市村野南町3-26-502		0.5-3		0.5-3	0.5		
共同生活援助	わかば	枚方市交北四丁目178-3				0.5			
軽費老人ホーム	悠々の苑	枚方市交北3-1-50				0.5			
児童発達支援	いろは	枚方市養父元町33番4号	3-5		0.5-3	0.5			
児童発達支援	コペルプラス枚方教室	枚方市岡東町14番48号 やまぐちビル501	3-5				3-5		
児童発達支援	ステップアップ	枚方市都丘町2番6号				0.5-3			
児童発達支援	ハミングKidsハウス	枚方市南中振二丁目42番40号	0.5-3						
児童発達支援	フェアリー	枚方市養父元町39番11号	3-5		3-5	0.5-3			
児童発達支援	ブランケット	枚方市養父元町33番1号	3-5		0.5-3	0.5			
児童発達支援	らっかせい	枚方市養父元町33番3号	0.5-3		0.5-3	0.5			
児童発達支援	子ども発達スクールかすたねっと	枚方市長尾北町三丁目4番16号			0.5-3				
児童発達支援センター	市立ひらかた子ども発達支援センター	枚方市磯島北町3番2号	3-5			0.5-3	0.5-3		
児童発達支援放課後等デイサービス	b o nキッズ枚方	枚方市新町一丁目3番18号	0.5-3				3-5		
児童発達支援放課後等デイサービス	COMPASS発達支援センター樟葉	枚方市船橋本町2-9-2	0.5-3		0.5				
児童発達支援放課後等デイサービス	LITALICOジュニア枚方教室	枚方市西禁野二丁目5番50号	3-5			0.5-3	0.5-3		
児童発達支援放課後等デイサービス	えがおの教室村野駅前	枚方市村野本町8番30号				0.5-3	0.5-3		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
児童発達支援 放課後等デイ サービス	ステップ	枚方市須山町34 番5号				0.5-3			
児童発達支援 放課後等デイ サービス	つむぎあい	枚方市三栗二丁 目14番1号	3-5			0.5-3	0.5-3		
児童発達支援 放課後等デイ サービス	児童デイサービスはっぴー	枚方市山之上北 町4-15					3-5		
児童発達支援 放課後等デイ サービス	自閉症療育センターL i n kリンク	枚方市岡東町24 番10号	3-5				3-5		
自立訓練生活 訓練	あんずシード	枚方市南楠葉一 丁目30番1	3-5		0.5-3				
就労移行支援 一般型	COCO COLOR	枚方市三栗一丁 目1-14	3-5			0.5-3	0.5-3		
就労移行支援 一般型	L I T A L I C Oワークス 枚方	枚方市岡東町12 番1号	3-5				5-10	0.5	
就労移行支援 一般型	L I T A L I C Oワークス 枚方第2	枚方市岡東町18 番15号 キューブ枚 方駅前2F	3-5				3-5		
就労移行支援 一般型	クオリア枚方	枚方市宮之阪一 丁目22番10号	3-5			0.5-3	3-5		
就労移行支援 一般型	ディーキャリア枚方駅前オ フィス	枚方市大垣内町 二丁目10番4号	3-5				3-5	0.5	
就労移行支援 一般型	パン工房ラビット	枚方市須山町60 番12号				0.5			
就労移行支援 一般型	ラ・レコルト枚方	枚方市大垣内町 二丁目8-22	3-5				5-10	0.5	
就労移行支援 一般型	就労支援センターあんず	枚方市町楠葉1 丁目12番3	3-5		0.5-3				
就労継続支援 A型	いまここテラス	枚方市大垣内町 二丁目17番3号	3-5				5-10	0.5 -3	
就労継続支援 A型	いまここテラスくずは	枚方市楠葉並木 2-13-8	3-5		0.5-3				
就労継続支援 A型	いまここテラス枚方	枚方市大垣内町 二丁目17番3号	3-5				5-10	0.5 -3	
就労継続支援 A型	グリーنز枚方	枚方市岡東町 18-23	3-5				3-5		
就労継続支援 A型	ステップライフ	枚方市伊加賀南 町2番8号	0.5-3						
就労継続支援 A型	リベラルワークス	枚方市南中振一 丁目1番28号	0.5-3						
就労継続支援 A型	障がい者複合施設いそしま カーム	枚方市磯島北町 29番15号	5-10			0.5-3	0.5-3		
就労継続支援 B型	M o o n	枚方市山之上北 町4-15					3-5		
就労継続支援 B型	あ〜とはうす	枚方市北中振3 丁目18番15号	3-5						
就労継続支援 B型	キッズ枚方コミュニケーシ ョンズ	枚方市堤町2番1	0.5-3				0.5-3		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
就労継続支援 B型	クオリア枚方	枚方市宮之阪一丁目22番10号	3-5			0.5-3	3-5		
就労継続支援 B型	クッキー工房おれんじはうす	枚方市交北三丁目3番10号				0.5-3			
就労継続支援 B型	グリーンハウス	枚方市西船橋2丁目47-8-102	3-5		0.5-3				
就労継続支援 B型	さくら事業所	枚方市宮之阪三丁目6番3号	0.5-3				0.5-3		
就労継続支援 B型	サンスクエア	枚方市牧野阪一丁目23番19	3-5			0.5			
就労継続支援 B型	しらかばの郷	枚方市出屋敷元町一丁目45番5号				0.5-3			
就労継続支援 B型	スマイルジョブくずは	枚方市町楠葉一丁目3番9号	3-5						
就労継続支援 B型	とうかえで	枚方市養父東町50番13号	0.5-3		0.5-3				
就労継続支援 B型	ぱうんどケーキ村	枚方市山之上四丁目5番4号						0.5-3	
就労継続支援 B型	パン工房ラビット	枚方市須山町60番12号				0.5			
就労継続支援 B型	リベラルワークス	枚方市南中振一丁目1番28号	0.5-3						
就労継続支援 B型	ワークショップちやぶ	枚方市交北二丁目7番15号				0.5			
就労継続支援 B型	わお	枚方市牧野阪2-7-36	0.5-3		0.5-3	0.5			
就労継続支援 B型	就労支援センターあんず	枚方市町楠葉1丁目12番3	3-5		0.5-3				
就労継続支援 B型	就労支援センターあんず中町	枚方市楠葉中町37番16号	3-5						
就労継続支援 B型	出屋敷の里	枚方市出屋敷西町二丁目20番8号				0.5-3			
就労継続支援 B型	障がい者複合施設いそしまカーム	枚方市磯島北町29番15号	5-10			0.5-3	0.5-3		
就労継続支援 B型	晴れる家喫茶	枚方市牧野下島町2番8号	3-5		0.5-3				
就労継続支援 B型	福祉の店あすか	枚方市西禁野一丁目3番18	3-5			0.5-3	0.5-3		
小規模多機能 型居宅介護事 業所	ケアタウン枚方	枚方市三矢町6番12号	0.5-3				3-5		
小規模多機能 型居宅介護事 業所	パナソニックエイジフリー ケアセンター枚方牧野・小 規模多機能	枚方市宇山町35番26号	0.5-3		0.5				
生活介護	オランジュ	枚方市船橋本町二丁目49番1号	0.5		0.5-3				
生活介護	ぐっどケア S o - L a	枚方市出屋敷元町二丁目9番1号				0.5-3			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
生活介護	スマイルゲート枚方	枚方市星丘三丁目1番15号				0.5-3	0.5-3		
生活介護	とうかえで	枚方市養父東町50番13号	0.5-3		0.5-3				
生活介護	ぱすてる	枚方市都丘町27番25号				0.5-3			
生活介護	ワークショップ虹	枚方市磯島元町21番10号	3-5			0.5-3	0.5-3		
生活介護	わかたけ	枚方市交北四丁目1248番地1				0.5-3			
生活介護	山之上のかけはし	枚方市山之上北町5番1号					0.5-3		
生活介護	出屋敷の里	枚方市出屋敷西町二丁目20番8号				0.5-3			
生活介護	障がい者生活介護めぐりカーム	枚方市渚内野一丁目14番11号	5-10			0.5-3	0.5-3		
生活介護	障がい者生活介護御殿山カーム	枚方市渚西二丁目7番30号	5-10			0.5-3	0.5-3		
生活介護	泉学園	枚方市南中振1-16-26	0.5-3						
短期入所	あかり	枚方市伊加賀西町73番8号	3-5				0.5		
短期入所	あるせ	枚方市招提北町三丁目2276番1			0.5-3				
短期入所	であいの家201	枚方市伊加賀西町52番12号	3-5				0.5		
短期入所	なぎさであいの家	枚方市渚西二丁目39番1-2号	5-10			3-5	3-5		
短期入所	にじの家	枚方市渚西二丁目39番2-2号	5-10			3-5	3-5		
短期入所	ワークショップ虹	枚方市磯島元町21番10号	3-5			0.5-3	0.5-3		
短期入所	わかたけ	枚方市交北四丁目1248番1号				0.5-3			
短期入所	特別養護老人ホームしらかばホール	枚方市出屋敷西町二丁目1番1号				0.5-3			
短期入所	南海香里のさと	枚方市大垣内町3-10-5	3-5				3-5		
短期入所	枚方市立特別養護老人ホーム	枚方市交北三丁目1番52号				0.5-3			
地域密着型介護老人福祉施設	サテライトいこいの里	枚方市中宮東之町8番15号				0.5-3			
地域密着型介護老人福祉施設	小規模特別養護老人ホームくずは西美郷	枚方市西船橋二丁目58番3号	3-5		0.5-3				
地域密着型介護老人福祉施設	小規模特別養護老人ホームくずは美郷	枚方市南楠葉一丁目65番25号	3-5	0.5-3	0.5-3				

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
地域密着型通所介護事業所	あきずデイサービス東船橋	枚方市東船橋1-86 ショールコート1階			0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	さざなみデイサービスセンター	枚方市楠葉並木二丁目20番6号	5-10		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスあったか家族 枚方黄金野の家	枚方市黄金野一丁目15番13号	0.5-3			0.5-3			
地域密着型通所介護事業所	デイサービスあったか家族 枚方出口の家	枚方市出口二丁目37番12号	3-5						
地域密着型通所介護事業所	デイサービスエール枚方	枚方市渚東町36番15号	0.5-3						
地域密着型通所介護事業所	デイサービスきずな	枚方市東船橋2-37-1			0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスくつろぎ	枚方市走谷二丁目42番7号	3-5				0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	デイサービスさわやか	枚方市楠葉朝日一丁目21番8号	0.5-3		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンターくずは西美郷	枚方市西船橋二丁目58番3号	3-5		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター長尾	枚方市長尾北町二丁目1752番地1			0.5				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター長尾の里	枚方市長尾北町三丁目1番1号			0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービスセンター豊生まきの	枚方市牧野下島町24番10号	3-5		3-5	0.5-3			
地域密着型通所介護事業所	デイサービスもこもこ広場	枚方市伊加賀栄町13番4号	3-5				0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	デイサービス一心	枚方市楠葉朝日二丁目9番5号	3-5		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービス我が家くずは	枚方市東船橋二丁目129番地11	0.5-3		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	デイサービス我が家なぎさ	枚方市渚元町3番24号	3-5			0.5-3	0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	デイサロンあさひ	枚方市楠葉朝日一丁目11番3号	3-5		0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	ビーナス	枚方市堤町10番18号	0.5-3				0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	ミック健康の森くずは	枚方市船橋本町二丁目9番3号	0.5-3		0.5				
地域密着型通所介護事業所	リハてくめぐりデイサービスセンター	枚方市三栗一丁目2番12号	3-5			0.5-3	0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	リハビリデイステーション あおぞら	枚方市山之上北町10番1号					0.5-3		
地域密着型通所介護事業所	リハビリ特化型半日デイサービスロンジェヴィテ1 25樟葉	枚方市町楠葉一丁目28番3号	3-5	0.5	0.5-3				
地域密着型通所介護事業所	リハプライド枚方	枚方市田口3-4-1				0.5			
地域密着型通所介護事業所	介護予防運動センター・あんりィ	枚方市星丘一丁目10番2号					0.5-3		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
地域密着型通所介護事業所 自立訓練機能 訓練生活介護	渚のオアシス・デイサービスセンター	枚方市渚西二丁目32番6	3-5			0.5-3	0.5-3		
地域密着型通所介護事業所 生活介護	アミーゴ	枚方市岡本町8番12号	0.5-3				3-5		
地域密着型通所介護事業所 生活介護	ナビ	枚方市三矢町2番4-1号	0.5-3				3-5		
地域密着型通所介護事業所 生活介護	フーライ	枚方市新町二丁目2番6号	3-5				3-5		
通所リハビリテーション事業所	医療法人松徳会介護老人保健施設老健ふじさか	枚方市藤阪天神町1-60				0.5-3			
通所リハビリテーション事業所	医療法人大寿会介護老人保健施設ユートピア	枚方市伊加賀西町47番1号	3-5						
通所リハビリテーション事業所	医療法人大潤会よしだ医院	枚方市磯島元町16番16号	3-5			0.5-3	0.5-3		
通所リハビリテーション事業所	医療法人美盛会介護老人保健施設美樟苑	枚方市養父東町18番30号	3-5		0.5-3	0.5-3			
通所リハビリテーション事業所	医療法人友隣会協立病院	枚方市伊加賀東町2番21号	0.5				0.5		
通所リハビリテーション事業所	介護老人保健施設なごみの里	枚方市長尾北町二丁目1845番地の1			0.5-3				
通所リハビリテーション事業所	介護老人保健施設美杉	枚方市西招提町2166番地			0.5				
通所リハビリテーション事業所	向山病院デイケアセンター	枚方市招提元町一丁目36番6号			0.5				
通所リハビリテーション事業所	社会医療法人美杉会佐藤医院	枚方市養父西町24番10号	3-5		3-5	0.5-3			
通所介護事業所	いかがデイサービス	枚方市伊加賀西町52番30号	3-5				0.5-3		
通所介護事業所	かんでんライフサポート堂山公園デイサービスセンター	枚方市堂山三丁目11番1号				0.5			
通所介護事業所	ツクイ枚方大垣内	枚方市大垣内町三丁目16番5号	3-5				3-5	0.5-3	
通所介護事業所	デイサービス「てくてく」	枚方市渚南町26-5-201	5-10			0.5-3	0.5-3		
通所介護事業所	デイサービスセンターいこいの里	枚方市交北二丁目10番1号				0.5			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
通所介護事業所	デイサービスセンターくずは美郷	枚方市南楠葉一丁目65番25号	3-5	0.5-3	0.5-3				
通所介護事業所	デイサービスセンターフルール田ノ口	枚方市交北三丁目9番12号				0.5-3			
通所介護事業所	デイサービスセンター第2うぐいすの里	枚方市南中振三丁目8番20号	3-5						
通所介護事業所	デイサービスセンター美郷	枚方市西招提町1253番地			0.5				
通所介護事業所	デイサービスルアナガーデン	枚方市甲斐田東町21番1				0.5-3			
通所介護事業所	デイサービス癒しの森	枚方市伊加賀寿町17番12号	3-5				0.5-3		
通所介護事業所	パナソニックエイジフリーケアセンターひらかた・デイサービス	枚方市牧野北町7番11号	3-5		3-5	0.5-3			
通所介護事業所	ビーナスクラブ枚方	枚方市印田町9-13				0.5-3	0.5-3		0.5
通所介護事業所	安心苑ホームサービスセンター	枚方市招提北町二丁目25番1号			0.5-3				
通所介護事業所	医療法人飯島医院美緑苑デイサービス通所介護事業所	枚方市須山町31番6号				0.5			
通所介護事業所	通所介護事業所枚方ガーデンデイ	枚方市片鉾本町26番20号				0.5-3			
通所介護事業所	夢心ホームサービスセンター	枚方市長尾北町一丁目1785番2			0.5-3				
通所介護事業所自立訓練機能訓練生活介護	すぶらうつ枚方駅前	枚方市岡本町10番25号	0.5-3				3-5		
通所介護事業所自立訓練機能訓練生活介護	デイサービスセンターしらかば	枚方市出屋敷西町二丁目1番1号				0.5			
通所介護事業所自立訓練機能訓練生活介護	枚方市立デイサービスセンター	枚方市交北三丁目1番52号				0.5-3			
通所介護事業所自立訓練機能訓練生活介護	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター	枚方市新町二丁目1番35号	0.5-3				3-5		
通所介護事業所生活介護	アシュラー	枚方市三矢町2番10号	3-5				3-5		
通所介護事業所生活介護	さかのデイサービスセンターほほえみ	枚方市甲斐田東町34番33号				0.5			
通所介護事業所生活介護	スバルガーデン	枚方市三矢町6番12号	0.5-3				3-5		
通所介護事業所生活介護	デイサービスセンター御殿山カーム	枚方市渚西二丁目7番30号	5-10			0.5-3	0.5-3		
通所介護事業所生活介護	わたしの家	枚方市須山町38番18号				0.5			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
特定施設入居者生活介護	Charmチャーム枚方山之上	枚方市山之上東町11番8号					0.5-3	0.5	
特定施設入居者生活介護	エバーライフ御殿山	枚方市渚西一丁目32番1号	5-10			0.5-3	0.5-3		
特定施設入居者生活介護	そんぼの家枚方西	枚方市出口一丁目5番50号	3-5				0.5-3		
特定施設入居者生活介護	つくしんぼ藤阪	枚方市藤阪南町一丁目10番1号				3-5			
特定施設入居者生活介護	ハーモニーハウスくずは	枚方市町楠葉1丁目18番40号	3-5	0.5	0.5-3				
特定施設入居者生活介護	ローズライフくずは	枚方市楠葉朝日一丁目2番5号	0.5-3		0.5-3				
特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム友隣園	枚方市伊加賀東町2番17号	0.5				0.5		
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームフィオーレ美杉	枚方市西招提町1255番地			0.5				
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム美華	枚方市招提北町二丁目34番1号			0.5				
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームいこいの里	枚方市交北二丁目10番1号				0.5			
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームうぐいすの里	枚方市南中振三丁目8番20号	3-5						
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームしらかばホール	枚方市出屋敷西町二丁目1番1号				0.5-3			
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム安心苑	枚方市招提北町二丁目25番1号			0.5-3				
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム御殿山カーム	枚方市渚西二丁目7番30号	5-10			0.5-3	0.5-3		
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム美郷	枚方市西招提町1253番地			0.5				
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム夢心	枚方市長尾北町一丁目1785番2			0.5-3				
特別養護老人ホーム	枚方市立特別養護老人ホーム	枚方市交北三丁目1番52号				0.5-3			
認知症対応型共同生活介護事業所	ウイズユー	枚方市三矢町6番12号	0.5-3				3-5		
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームおだやか村野	枚方市村野本町18-17				0.5-3			0.5-3
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームそおれ	枚方市長尾元町七丁目36番1号			0.5				
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームたんぼぼ	枚方市長尾北町2-1846-1			0.5				
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームつくし野	枚方市三矢町8-9	0.5-3				0.5-3		

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホームのぞみ	枚方市西船橋1-38-1	3-5		0.5-3				
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホームはる	枚方市船橋本町2-85-7			0.5				
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホームやまびこ	枚方市磯島元町9-10	3-5			0.5-3	0.5-3		
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホーム樹の実	枚方市春日北町4-1-20				0.5-3			
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホーム青翠園	枚方市招提中町3-3-23			0.5				
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホーム美郷	枚方市西招提町1253番地			0.5				
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホーム美杉	枚方市西招提町2166番地			0.5				
認知症対応型 共同生活介護 事業所	グループホーム陽春	枚方市東田宮1-16-3	0.5-3				3-5		
認知症対応型 共同生活介護 事業所	しらかばグループホーム	枚方市出屋敷西町2-5-1				0.5			
認知症対応型 共同生活介護 事業所	たんぼぼ田口	枚方市交北二丁目8番10号				0.5-3			
認知症対応型 共同生活介護 事業所	たんぼぼ藤阪	枚方市藤阪南町1-10-1				3-5			
認知症対応型 共同生活介護 事業所	医療法人中屋覚志会グループホームくずは丘	枚方市南楠葉二丁目25番3号	3-5						
認知症対応型 共同生活介護 事業所	医療法人美盛会グループホームくすのき	枚方市養父東町18-30	3-5		0.5-3	0.5-3			
認知症対応型 通所介護事業所	グループホームそおれデイサービス	枚方市長尾元町七丁目36番1号			0.5				
認知症対応型 通所介護事業所	グループホームやまびこデイサービス	枚方市磯島元町9-10	3-5			0.5-3	0.5-3		
認知症対応型 通所介護事業所	グループホーム樹の実デイサービス	枚方市春日北町4-1-20				0.5-3			
認知症対応型 通所介護事業所	グループホーム青翠園デイサービス	枚方市招提中町3-3-23			0.5				

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
認知症対応型通所介護事業所	デイサービス ウイズユー	枚方市三矢町6番12号	0.5-3				3-5		
認知症対応型通所介護事業所	安心苑ホームサービスセンター	枚方市招提北町二丁目25番1号			0.5-3				
放課後等デイサービス	いちごふれんど	枚方市甲斐田町5番25号				0.5			
放課後等デイサービス	スマイルゲートくずは	枚方市町楠葉一丁目3番9号	3-5						
放課後等デイサービス	スマイルゲート星が丘	枚方市星丘三丁目1-15				0.5-3	0.5-3		
放課後等デイサービス	ピット	枚方市伊加賀本町10番5号	3-5				0.5-3		
放課後等デイサービス	ひまわり児童ファーム・枚方公園ファーム	枚方市伊加賀東町2番37号	0.5-3				0.5-3		
放課後等デイサービス	ひまわり児童ファーム・枚方星が丘ファーム	枚方市星丘3丁目1番-15				0.5	0.5-3		
放課後等デイサービス	障がい者複合施設 いそしまカーム	枚方市磯島北町29番15号	5-10			0.5-3	0.5-3		
放課後等デイサービス	虹いろデイみずいろホーム	枚方市東山一丁目64番			0.5-3				
放課後等デイサービス	放課後等児童デイサービス いこい	枚方市南中振一丁目16番26号	0.5-3						
有料老人ホーム	アウリィ枚方	枚方市走谷2丁目9番6号	3-5				0.5-3		
有料老人ホーム	エイジ・ガーデン渚	枚方市渚西2丁目7番20号	5-10			0.5-3	0.5-3		
有料老人ホーム	ナーシングホームアイエス	枚方市伊加賀栄町15-34	3-5				0.5-3		
有料老人ホーム	ベストライフ枚方	枚方市星丘4丁目9-28				0.5-3			
有料老人ホーム	ライフリゾート枚方	枚方市甲斐田東町12番12号				0.5			
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホームアヴニール枚方	枚方市出屋敷元町1丁目24番20号				0.5-3			
有料老人ホーム	枚方ガーデンテラス	枚方市片鉾本町26-20				0.5-3			
有料老人ホーム	有料老人ホームやまびこ	枚方市藤阪南町3-11-1				0.5-3			
老人保健施設	医療法人松徳会介護老人保健施設老健ふじさか	枚方市藤阪天神町1番60号				0.5-3			
老人保健施設	医療法人大寿会介護老人保健施設ユートピア	枚方市伊加賀西町47番1号	3-5						
老人保健施設	医療法人美盛会介護老人保健施設美樟苑	枚方市養父東町18番30号	3-5		0.5-3	0.5-3			
老人保健施設	介護老人保健施設サテライトなごみの里	枚方市長尾北町三丁目1番1号			0.5-3				

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
老人保健施設	介護老人保健施設なごみの里	枚方市長尾北町二丁目1845番地の1			0.5-3				
老人保健施設	介護老人保健施設美杉	枚方市西招提町2166番地			0.5				
診療所	友隣会メディカルケアクリニック	枚方市伊加賀東町2-21	0.5-3				0.5		
診療所	医療法人孝知会 芦原産婦人科クリニック	枚方市養父西町15-15	3-5		3-5	0.5-3			
診療所	医療法人桜花会 あきせウイメンズクリニック	枚方市田宮本町9-45	0.5-3				0.5-3	0.5	
診療所	医療法人徳志会 折野産婦人科	枚方市楠葉朝日3-6-28	3-5		0.5				
病院	医療法人 毅峰会 吉田病院	枚方市北中振三丁目8番14号	3-5						
病院	医療法人 讃高会 高井病院	枚方市津田西町一丁目37番8号				0.5			
病院	医療法人りんどう会向山病院	枚方市招提元町1-36-6			0.5				
病院	医療法人愛和会新世病院	枚方市田口5丁目11番1号				0.5			
病院	医療法人亀廣記念医学会関西記念病院	枚方市西招提町2198			0.5				
病院	医療法人成育会なりもとレディースホスピタル	枚方市岡東町14番28号	0.5-3				0.5-3		
病院	医療法人大寿会 大寿会病院	枚方市伊加賀西町47-1	3-5						
病院	関西医科大学くずは病院	枚方市楠葉花園町4番1号	3-5		0.5-3				
病院	関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	0.5-3				3-5		
病院	社会医療法人美杉会 佐藤病院	枚方市養父東町65番1号	0.5		0.5				
病院	独立行政法人地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター	枚方市星丘4-8-1				0.5-3			
病院	福田総合病院	枚方市渚西1丁目18番11号	3-5			0.5-3	0.5-3		
児童福祉施設	伊加賀留守家庭児童会室	枚方市伊加賀西町53-1	3-5						
児童福祉施設	磯島留守家庭児童会室	枚方市磯島北町3-1	3-5			0.5-3	0.5-3		
児童福祉施設	交北留守家庭児童会室	枚方市交北2-30-5				0.5			
児童福祉施設	山田東留守家庭児童会室	枚方市田口3-16-1				0.5			
児童福祉施設	山田留守家庭児童会室	枚方市甲斐田町1-27				0.5-3			
児童福祉施設	小倉留守家庭児童会室	枚方市小倉町29-1	0.5-3			0.5			

施設種別	名称	所在地住所	淀川	木津川	船橋川	穂谷川	天野川	藤田川	北川
児童福祉施設	樟葉西留守家庭児童会室	枚方市楠葉並木 1-11-1	3-5		0.5				
児童福祉施設	樟葉留守家庭児童会室	枚方市南楠葉2- 40-6	0.5-3						
児童福祉施設	西牧野留守家庭児童会室	枚方市西牧野2- 1-1	5-10			0.5-3	0.5-3		
児童福祉施設	船橋留守家庭児童会室	枚方市東山1-68			0.5-3				
児童福祉施設	長尾留守家庭児童会室	枚方市長尾北町 3-3-2			0.5				
児童福祉施設	藤阪留守家庭児童会室	枚方市藤阪南町 1-40-1				0.5-3			
児童福祉施設	平野留守家庭児童会室	枚方市招提中町 1-53-1				0.5-3			
児童福祉施設	牧野留守家庭児童会室	枚方市上島東町 4-18	0.5-3		0.5-3				
児童福祉施設	枚方第二留守家庭児童会室	枚方市田宮本町 11-1					0.5		
児童福祉施設	蹉跎西留守家庭児童会室	枚方市出口6- 20-1	3-5						

## 第7節 土砂災害予防

### 1 用語の定義

#### (土砂災害用語)

##### 1) 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がない場合でも官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要配慮者利用施設や駅・旅館・発電所等の公共施設のある場合を含む）に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

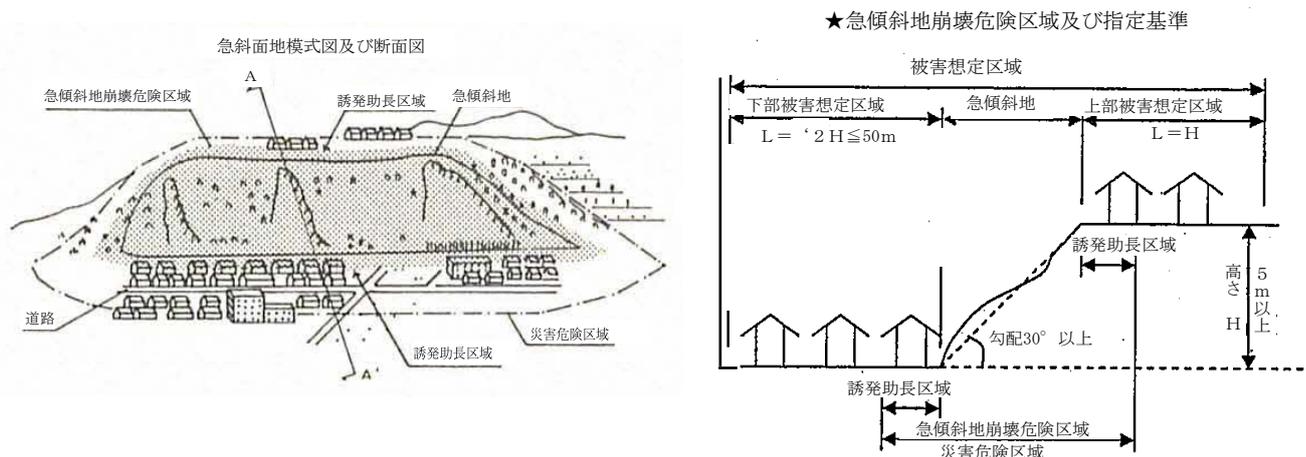
##### 2) 地すべり危険箇所等

「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要がある箇所を、地すべり等防止法に基づき、主務大臣（国土交通大臣、農林水産大臣）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

##### 3) 急傾斜地崩壊危険箇所等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また、5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に被害を生じるおそれのある土地の区域で、急傾斜地法に基づき、都道府県知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。



##### 注1) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

##### 注2) 災害危険区域

急傾斜地崩壊で危険の及ぶ区域で、建築基準法で定められている区域。

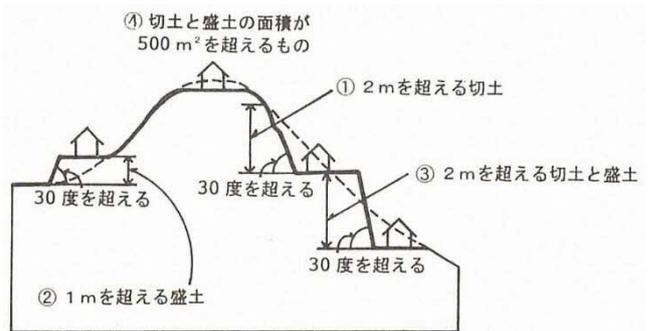
##### 4) 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、市長が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変

更で、次に該当するものをいう。

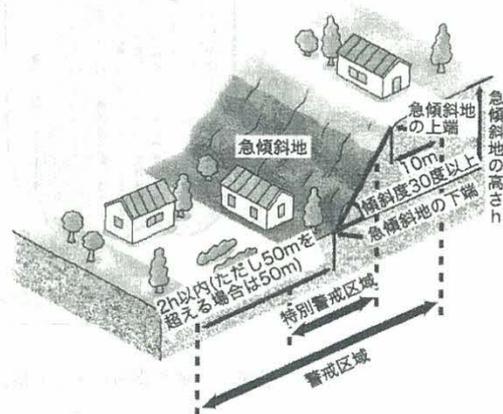
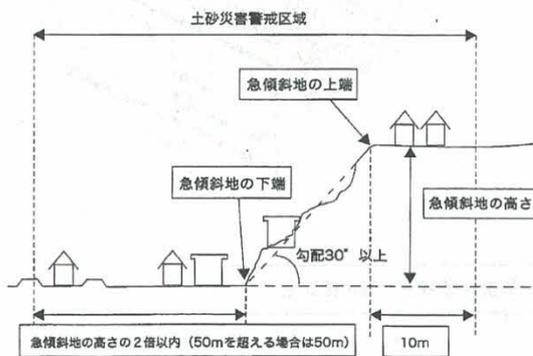
- ① 高さ2mを超えるがけ(地表面が水平面に対して30度を超える土地)を生じる切土
- ② 高さ1mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの



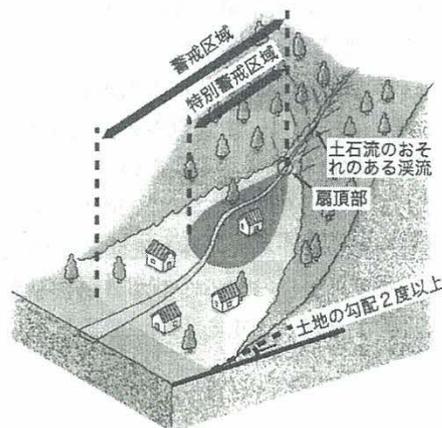
5) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で、「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法※に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

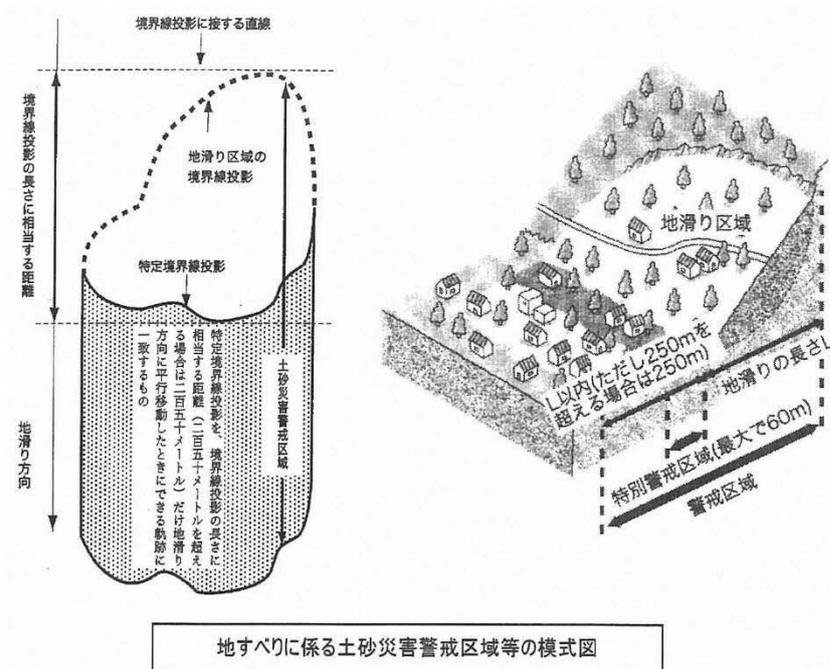
※正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図



土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

## （山地災害用語）

### 1) 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生し又は崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に、人家1戸以上又は公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

### 2) 地すべり発生危険地区

ア 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

イ 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に被害を与え、又は与えるおそれがある地区であって、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で、法51条第1項第2号に係るもの

\* 法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

### 3) 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出し又は崖錘地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、被害を与えるおそれのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

\* 押し出し 河川状をなしていない野溪または小溪流(集水面積がおおむね100ha以下)の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

\* 崖 錘 崩落土砂が山腹斜面又は山脚に堆積した箇所

## 2 土石流危険渓流一覧表

(1) 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)

土石流危険渓流	砂防ダムを有する渓流
26	4

(2) 土石流危険渓流一覧表 (平成15年3月公表)

### 土石流危険渓流(I)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字
I-8-1	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	長尾
I-8-2	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	津田東
I-8-3	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	津田東
I-8-4	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	杉
I-8-5	淀川	穂谷川	左第四支渓	枚方市	—	杉
I-8-6	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	杉責谷
I-8-7	淀川	穂谷川	右第四支渓	枚方市	—	尊延寺
I-8-8	淀川	穂谷川	右第五支渓	枚方市	—	尊延寺
I-8-9	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	尊延寺
I-8-10	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	尊延寺
I-8-11	淀川	穂谷川	左第五支渓	枚方市	—	尊延寺
I-8-12	淀川	天野川	北河第二支渓	枚方市	—	津田
I-8-13	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷
I-8-14	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷
I-8-15	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷
I-8-16	淀川	穂谷川	左第九支渓	枚方市	—	穂谷
I-8-17	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷

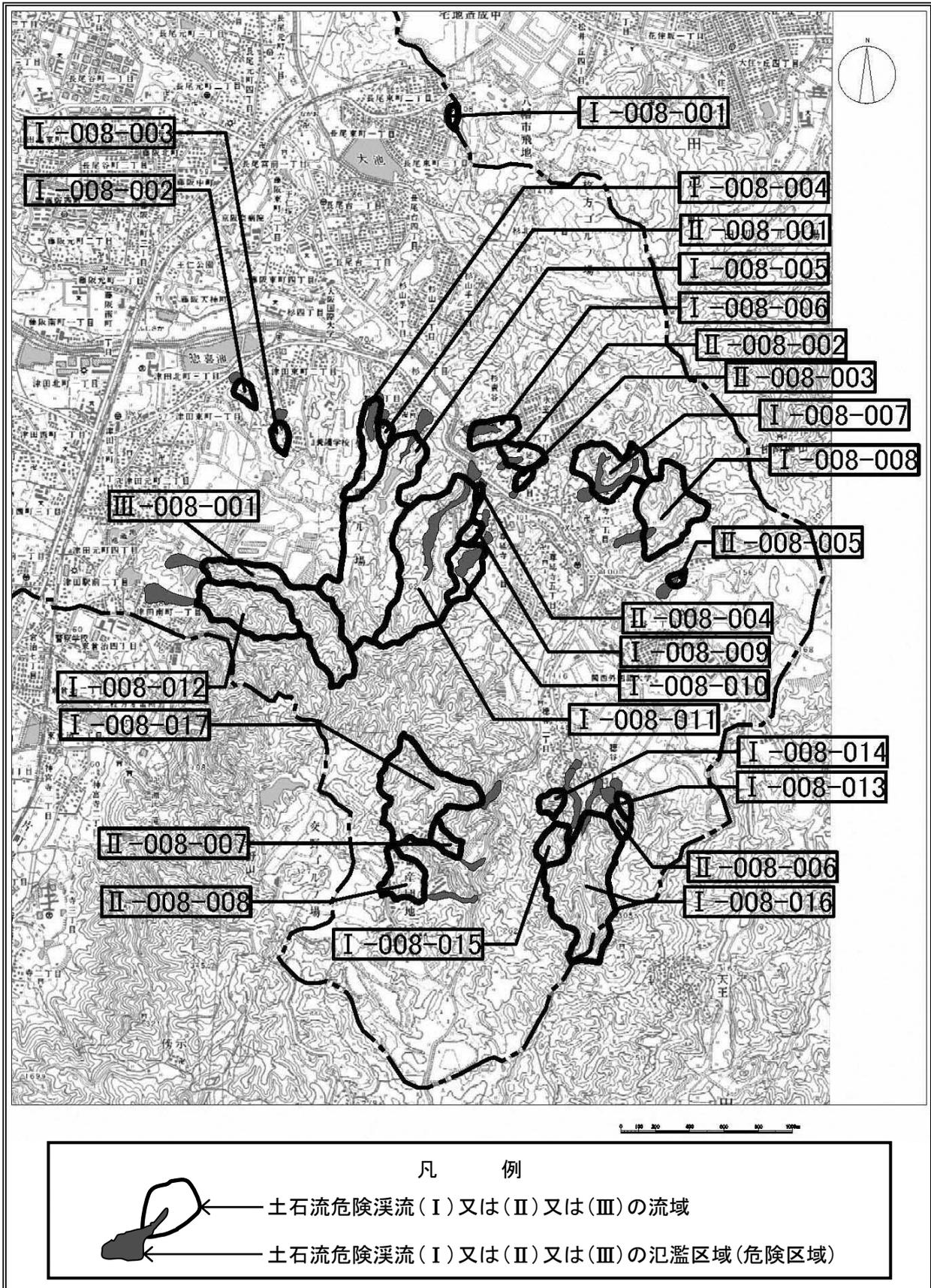
### 土石流危険渓流(II)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字
II-8-1	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	杉
II-8-2	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	尊延寺
II-8-3	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	尊延寺
II-8-4	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	尊延寺
II-8-5	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	宗谷
II-8-6	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷
II-8-7	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷
II-8-8	淀川	穂谷川	—	枚方市	—	穂谷

### 土石流危険渓流に準ずる渓流

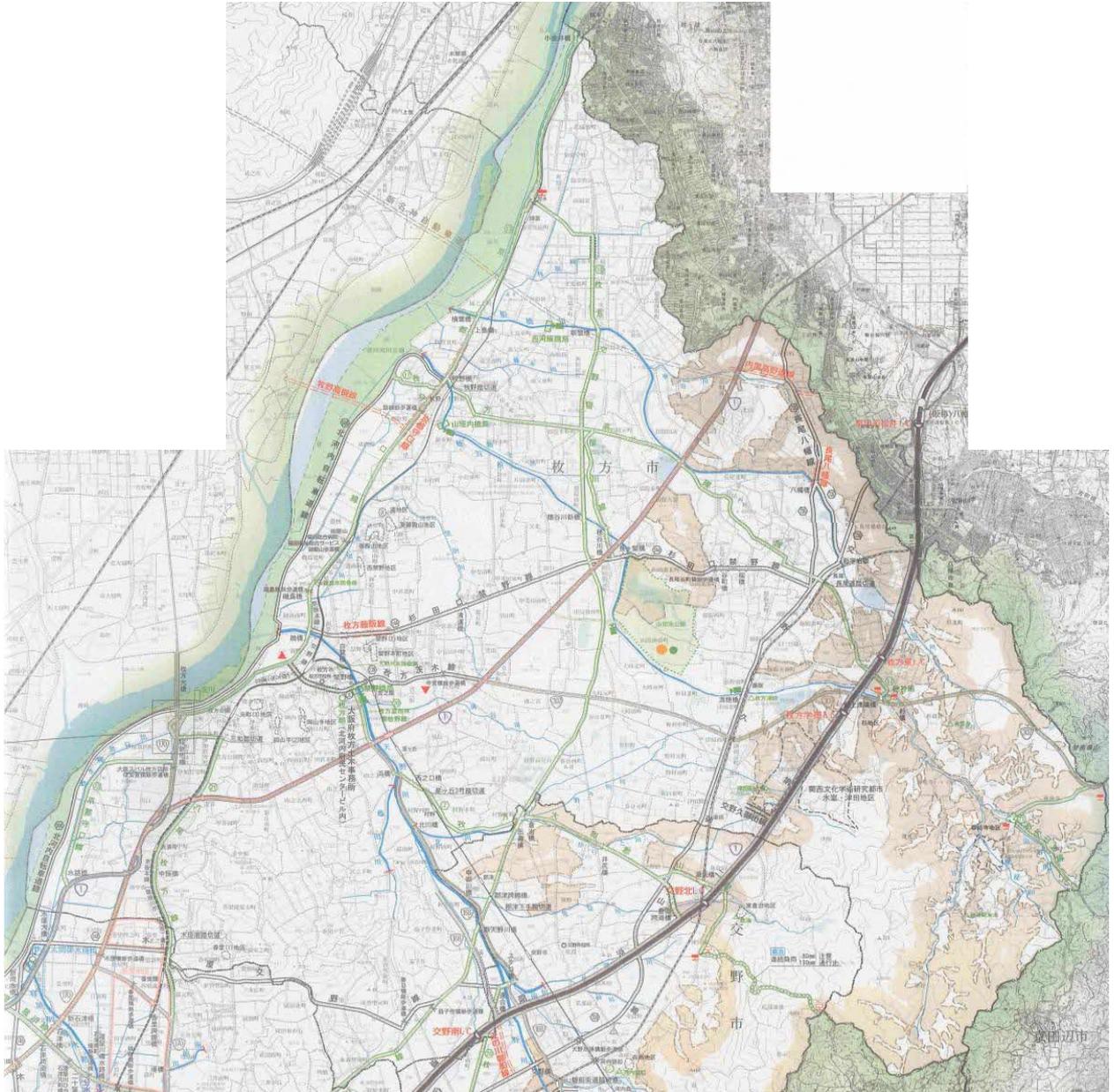
渓流番号	水系名	河川名	渓流名	郡・市	町・村	字
III-8-1	淀川	天野川	—	枚方市	—	津田

### 3 土石流危険溪流位置図



#### 4 砂防指定地位置图

凡例  砂防指定地



## 5 地すべり危険箇所等一覧表

### (1) 地すべり危険箇所

(平成15年3月公表)

危険箇所	防止区域
8	2 (内数)

### (2) 地すべり危険箇所一覧表

(平成15年3月公表)

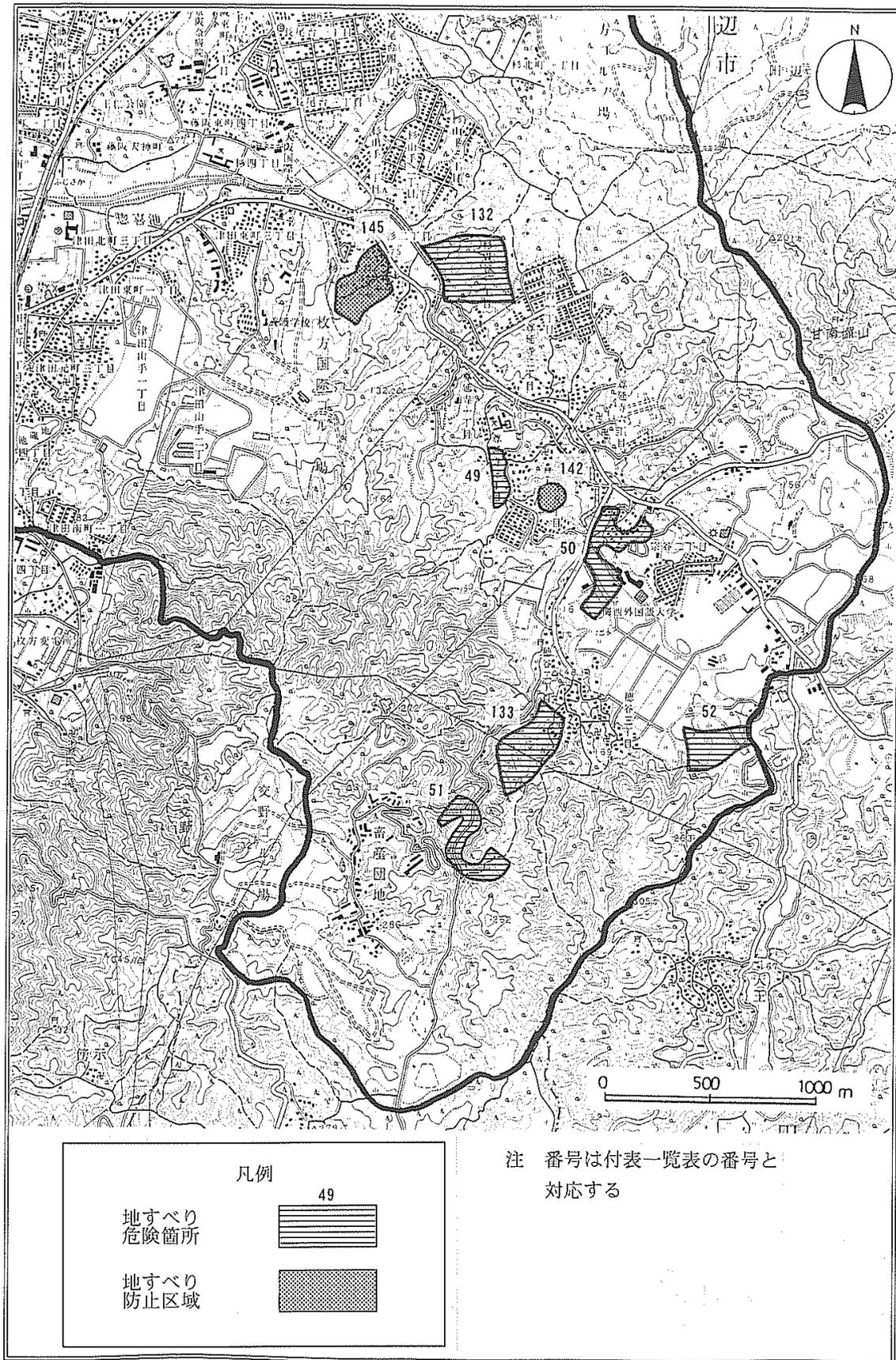
番号	箇所名	水系名	河川名	溪流名	郡・市	町・村	字
49	尊延寺3丁目	—	—	—	枚方市	尊延寺	3丁目
50	宗谷1丁目	—	—	—	枚方市	尊延寺	5丁目
51	穂谷	—	—	—	枚方市	—	—
52	穂谷3丁目	—	—	—	枚方市	穂谷	3丁目
132	杉責谷1丁目	淀川	穂谷川	—	枚方市	杉責谷	1丁目
133	穂谷2丁目	淀川	穂谷川	—	枚方市	穂谷	2丁目
142	尊延寺5丁目	淀川	穂谷川	—	枚方市	尊延寺	5丁目
145	杉	淀川	穂谷川	—	枚方市	杉	1丁目、大字杉

### (3) 地すべり防止区域指定

(平成15年3月公表)

地域名	所在地	面積	指定年月日	保全人家	備考
尊延寺	尊延寺	2.01ha	H7.7.24	48戸	H5年地すべり発生
杉	杉	6.15ha	H9.10.28	77戸	H8年地すべり発生

## 6 地すべり危険箇所等位置図



## 7 急傾斜地崩壊危険箇所等一覧表

### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成15年3月公表)

危険箇所	危険区域
120	10 (内数)

### (2) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

#### 急傾斜地崩壊危険箇所(I)

(平成15年3月公表)

箇所番号	箇所名	所在地	地形			保全対象戸数(戸)	備考	
			延長(m)	角度(度)	高さ(m)			
11210180	渚	渚栄町	134	48	10	22	46・2・5	(旧180)
11210181	東御殿山	渚元町	70	48	10	8	50・1・22	(旧181)
11210182	御殿山	渚本町・御殿山町	325	45	30	35	46・9・13	(旧182)
11210183	西禁野	渚南町	205	46	35	42	59・10・3	(旧183)
11210184	禁野(1)	禁野本町	135	45	15	22		(旧184)
11210185	禁野(2)	禁野本町	203	68	12	17	3・3・25	(旧185)
11210186	禁野本町	禁野本町	130	37	15	39	56・1・14	(旧186)
11210187	宮之阪	宮之阪2丁目	143	45	8	27		(旧187)
11210188	元町(1)	枚方元町	286	50	15	15		(旧188)
11210189	元町(2)	枚方元町	265	44	10	36		(旧189)
11210191	大垣内	大垣内町	110	48	15	8		(旧191)
11210192	岡山手	岡山手町	230	42	10	13	51・3・24	(旧192)
11210194	岡山手(2)	岡山手町	280	40	10	28		(旧194)
11210195	岡山手(3)	岡山手町	180	40	13	7		旧(195)
11210196	印田町	印田町	240	40	9	14		旧(196)
11210197	山之上(1)	山之上西町	53	38	15	12		旧(197)
11210198	山之上(2)	山之上1丁目	93	40	10	12		旧(198)
11210199	山之上(3)	山之上1丁目	50	45	10	1		旧(199)
11210200	香里(1)	香里園町	157	70	17	21	6・3・30	旧(200)
11210201	香里(2)	香里園山之手町	146	40	15	9		旧(201)
11210642	津田東町	津田東町1丁目	90	34	20	67		旧(642)
11210643	東中振	東中振2丁目	54	40	12	0		旧(643)
11210744	津田東町(2)	津田東町2丁目	25	40	10	6		
11210745	津田元町(1)	津田元町2丁目	42	55	10	6		
11210746	津田元町(2)	津田元町2丁目	48	50	10	4		
11210747	村野本町(1)	村野本町	36	45	8	4		
11210748	枚方上之町(1)	枚方上之町	97	35	12	11		
11210749	枚方上之町(2)	枚方上之町	38	40	10	8		
11210750	穂谷(1)	穂谷2丁目	190	30	15	6		
11210751	印田町(2)	印田町	233	35	8	5		
11210752	長尾荒阪	長尾荒阪2丁目	70	30	16	0		
11210753	招提大谷(1)	招提大谷3丁目	42	40	10	15		
11210754	長尾台	長尾台3丁目	34	45	10	6		
11210755	宮之阪(2)	宮之阪2丁目	38	40	8	9		

箇所番号	箇所名	所在地	地形			保全対象 戸数(戸)	備考	
			延長 (m)	角度 (度)	高さ (m)			
11210756	尊延寺(2)	尊延寺6丁目	48	35	15	16		
11210757	津田南町	津田南町1丁目	107	54	68	15		
11210758	村野本町(2)	村野本町	86	40	5	7		
11210759	東藤田町(1)	東藤田町	78	30	9	9		
11210760	香里ヶ丘(1)	香里ヶ丘1丁目	67	30	14	19		
11210761	釈尊寺町(2)	釈尊寺町	95	90	10	10		
11210762	香里ヶ丘(2)	香里ヶ丘3丁目	60	49	8	2		
11210763	東香里	東香里3丁目	119	45	16	11		
11210764	香里ヶ丘(3)	香里ヶ丘8丁目	23	35	10	1		
11210765	東中振(2)	東中振1丁目	176	45	15	2		
11210766	北中振(1)	北中振1丁目	65	60	8	6		
11210767	北中振(2)	北中振2丁目	80	40	12	7		
11210768	香里園山之手町(1)	香里園山之手町	158	70	9	12		
11210769	南中振(1)	南中振1丁目	89	40	6	9		
11210770	香里園山之手町(2)	香里園山之手町	225	40	7	28		
11210771	香里ヶ丘(4)	香里ヶ丘10丁目	17	40	7	3		
11210772	香里園(1)	香里園町	172	45	6	16		
11210773	香里ヶ丘(5)	香里ヶ丘10丁目	37	45	7	2		
11210774	禁野本町(4)	禁野本町1丁目	32	90	5	5		
12210020	山之上(4)	山之上	30	60	6	9		旧(20)
12210021	宮之下	宮之下町	121	45	10	10		旧(21)
12210081	元町(3)	枚方元町	105	45	12	24	13・3・27	旧(190)
12210082	宮之阪(1)	宮之阪2丁目	30	45	5	9		
12210083	尊延寺(4)	尊延寺6丁目	25	40	15	16		
12210084	伊加賀北町(1)	伊加賀北町	62	45	7	8		
12210085	尊延寺(5)	尊延寺6丁目	40	35	20	3		
12210086	長尾東町	長尾東町2丁目	186	50	10	14		
12210087	招提大谷(2)	招提大谷1丁目	162	45	12	14		
12210088	宮之阪(3)	宮之阪3丁目	45	45	8	0		
12210089	杉(1)	杉1丁目	302	60	7	13		
12210090	山之上(5)	山之上1丁目	43	35	8	0		
12210091	香里ヶ丘(6)	香里ヶ丘12丁目	128	60	5	11		
12210092	香里ヶ丘(7)	東中振1丁目	100	45	20	21		
12210093	東中振(3)	東中振2丁目	160	60	7	1		

急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

箇所番号	箇所名	所在地	地形			保全対象 戸数(戸)	備考	
			延長 (m)	角度 (度)	高さ (m)			
21210446	尊延寺	尊延寺3丁目	30	45	11	4		旧(204)
21210447	山田池東町	山田池東町	25	48	5	1		
21210448	杉(2)	杉1丁目	40	45	15	3		
21210449	杉(3)	杉1丁目	45	45	20	2		
21210450	尊延寺(6)	尊延寺1丁目	27	45	15	1		

箇所番号	箇所名	所在地	地形			保全対象戸数(戸)	備考
			延長(m)	角度(度)	高さ(m)		
21210451	尊延寺(7)	尊延寺	58	50	10	1	
21210452	津田元町(3)	津田元町2丁目	52	45	12	4	
21210453	伊加賀北町(2)	伊加賀北町	46	40	14	2	
21210454	穂谷(2)	穂谷2丁目	72	45	15	4	
21210455	穂谷(3)	穂谷3丁目	45	40	10	1	
21210456	穂谷(4)	穂谷3丁目	48	55	5	2	
21210457	穂谷(5)	穂谷3丁目	35	32	10	2	
21210458	山之上(6)	山之上4丁目	60	55	10	4	
21210459	釈尊寺町	釈尊寺町	23	45	10	2	
21210460	北中振(3)	北中振2丁目	65	45	14	2	
21210461	南中振(2)	南中振1丁目	35	60	10	3	
21210462	北中振(4)	南中振1丁目	70	45	10	4	
21210463	尊延寺(8)	尊延寺1丁目	178	54	28	4	
21210464	尊延寺(9)	尊延寺1丁目	55	36	10	4	
21210465	伊加賀北町(3)	伊加賀北町	80	50	12	4	
21210466	翠香園町(1)	翠香園町	30	40	7	2	
21210467	茄子作(1)	茄子作2丁目	44	50	12	1	
21210468	香里園東之町(1)	香里園東之町	22	40	10	4	
21210469	招提大谷(3)	招提大谷3丁目	28	52	6	1	
21210470	杉責谷	杉責谷1丁目	72	35	8	4	
21210471	尊延寺(10)	尊延寺2丁目	28	50	10	2	
21210472	尊延寺(11)	尊延寺2丁目	10	40	12	1	
21210473	尊延寺(12)	尊延寺2丁目	30	45	7	2	
21210474	尊延寺(13)	尊延寺5丁目	25	45	15	4	
21210475	村野本町(3)	村野本町	36	42	5	4	
21210476	翠香園町(2)	翠香園町	55	40	10	4	
21210477	穂谷(6)	穂谷3丁目	54	40	6	1	
21210478	穂谷(7)	穂谷3丁目	20	45	20	1	
21210479	穂谷(8)	穂谷3丁目	40	35	30	1	
21210480	穂谷(9)	穂谷3丁目	24	40	20	1	
21210481	香里ヶ丘(8)	香里ヶ丘3丁目	56	45	12	2	
21210482	香里ヶ丘(9)	香里ヶ丘3丁目	41	35	10	1	
21210483	東中振(4)	東中振1丁目	38	50	9	4	
21210484	香里ヶ丘(10)	香里ヶ丘6丁目	40	48	8	3	
21210485	東中振(5)	東中振2丁目	18	40	6	1	
21210486	香里園桜木町	香里園桜木町	54	70	11	3	
21210487	茄子作(2)	茄子作2丁目	35	40	8	4	
21210488	茄子作(3)	茄子作2丁目	44	40	9	1	
22210059	尊延寺(14)	尊延寺	28	45	10	1	
22210060	津田元町(4)	津田元町2丁目	38	30	7	1	
22210061	穂谷(10)	穂谷3丁目	24	50	8	2	
22210062	穂谷(11)	穂谷3丁目	27	35	10	1	

急傾斜地崩壊危険箇所に関する斜面(Ⅲ)

箇所番号	箇所名	所在地	地形			保全対象戸数(戸)	備考
			延長(m)	角度(度)	高さ(m)		
31210073	穂谷(12)	穂谷	170	30	15	0	
31210074	長尾播磨谷	長尾播磨谷1丁目	100	44	10	0	
31210075	尊延寺(15)	尊延寺	160	31	20	0	
31210076	尊延寺(16)	尊延寺	124	31	22	0	
31210077	尊延寺(17)	尊延寺	156	34	12	0	

(3) 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

(平成15年3月公表)

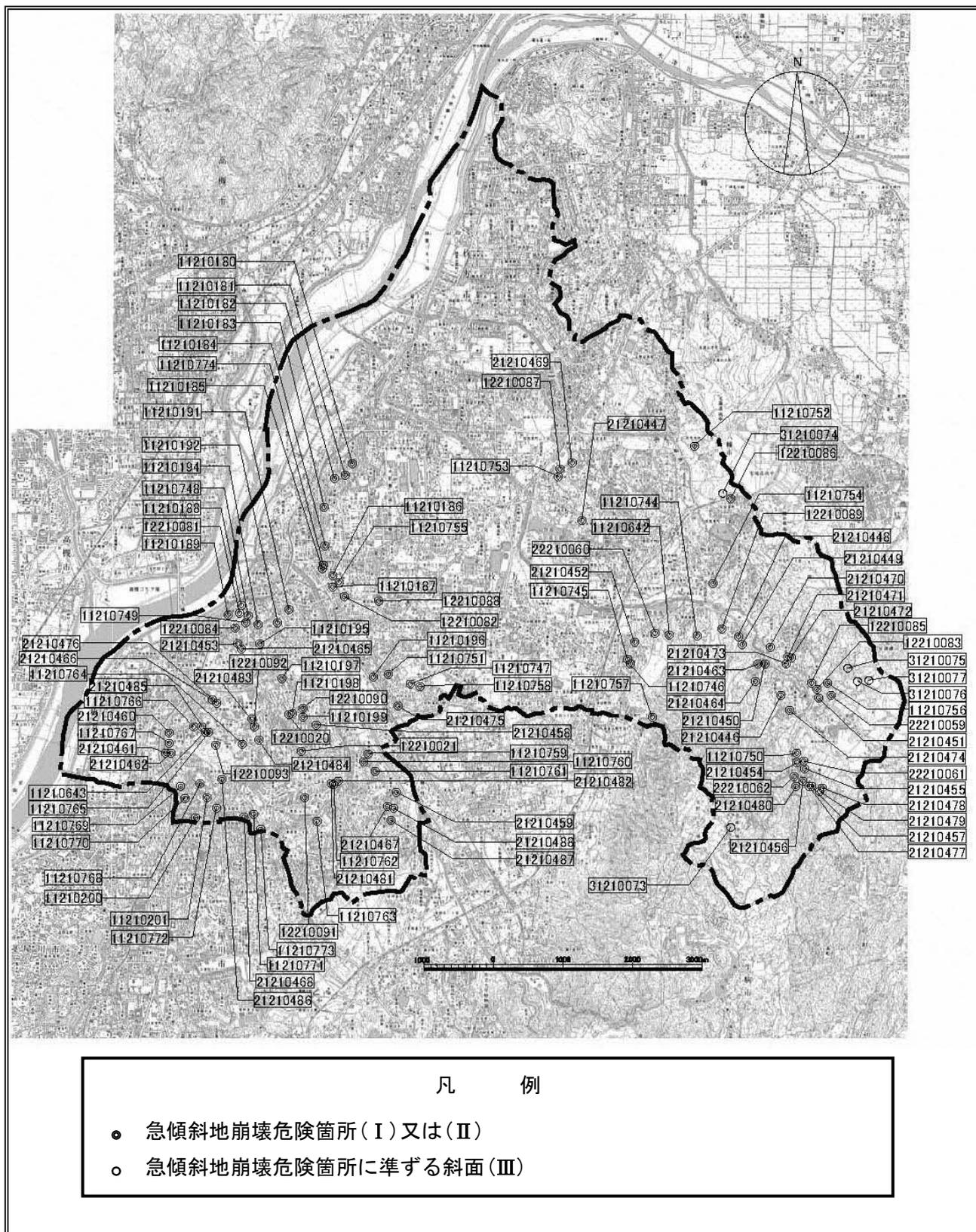
番号	区域名	所在地	面積	指定年月日	保全人家	施工状況
11210180	渚	枚方市渚元町、渚栄町	2,560	S46. 2. 5	27	S45~46
11210182	御殿山	枚方市渚本町、御殿山町	27,727	S46. 9. 13	62	S45~49 H4~9
11210181	東御殿山	枚方市渚元町、渚本町	1,819	S50. 1. 22	15	S49~50
11210192	岡山手	枚方市岡山手町、朝日丘町	13,681	S51. 3. 24	56	S51~55
11210186	禁野本町	枚方市禁野本町	7,407	S56. 1. 14	37	S55~59
11210183	西禁野	枚方市御殿山町、御殿山南町、渚南町	13,168	S59. 10. 3	47	S59~H4
11210185	禁野(2)	枚方市禁野本町	5,295	H3. 3. 25	25	H2~5
11210200	香里(1)	枚方市香里園町	2,507	H6. 3. 30	10	H5~6
12210081	元町(3)	枚方市枚方元町	3,658	H13. 3. 27	45	H10~12
11210194	岡山手(2)	岡山手町	7,519	H19. 1. 16	31	H13~18

8 災害危険区域一覧表

(平成19年12月14日現在)

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	指定方法
2	渚	枚方市渚元町、渚栄町	1種	S46. 2. 5	急(完了)
3	御殿山	枚方市渚本町、御殿山町	1種	S46. 9. 13	急(完了)
8	東御殿山	枚方市渚元町、渚本町	1種 2種	S50. 1. 22	急(完了)
9	岡山手	枚方市岡山手町、朝日丘町	1種	S51. 3. 24	急(完了)
20	禁野本町	枚方市禁野本町	1種	S56. 1. 14	急(完了)
35	西禁野	枚方市御殿山、御殿山南町、渚南町	1種	S59. 10. 3	急(完了)
71	禁野(2)	枚方市禁野本町	1種	H3. 3. 25	急(完了)
84	香里(1)	枚方市香里園町	1種	H6. 3. 30	急(完了)
126	元町(3)	枚方市枚方元町	1種	H13. 3. 27	急(完了)
150	岡山手(2)	岡山手町	1種	H19. 1. 16	急(完了)

## 9 急傾斜地崩壊危険箇所等位置図



## 10 山地災害危険地区一覧表

(1) 山地災害危険地区総括表 (平成20年3月末現在)

山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
8	0	5	13

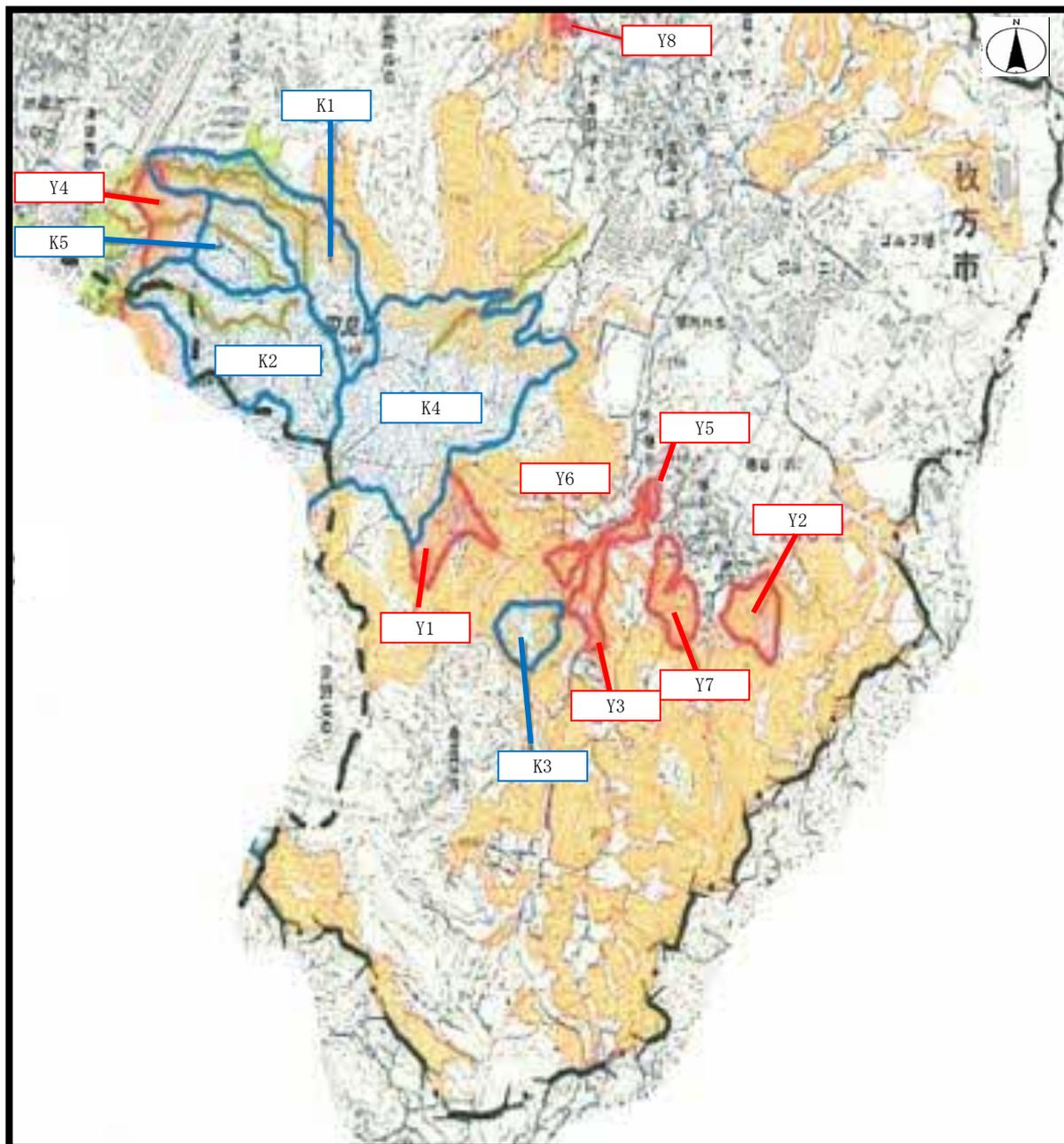
(2) 山腹崩壊危険地区 (平成20年3月末現在)

番 号	所 在 地	
	市 町 村 名	大 字
Y 1	枚方市	穂谷、尊延寺
Y 2	枚方市	穂谷(1)
Y 3	枚方市	穂谷(2)
Y 4	枚方市	津田
Y 5	枚方市	穂谷、穂谷2丁目
Y 6	枚方市	穂谷(3)
Y 7	枚方市	穂谷、穂谷3丁目
Y 8	枚方市	尊延寺

(3) 崩壊土砂流出危険地区 (平成20年3月末現在)

番 号	所 在 地	
	市 町 村 名	大 字
K 1	枚方市	津田(1)
K 2	枚方市	津田(2)
K 3	枚方市	穂谷
K 4	枚方市	尊延寺
K 5	枚方市	津田国見

# 11 山地災害危険地区位置図



※番号は付表一覧表の番号と対応する

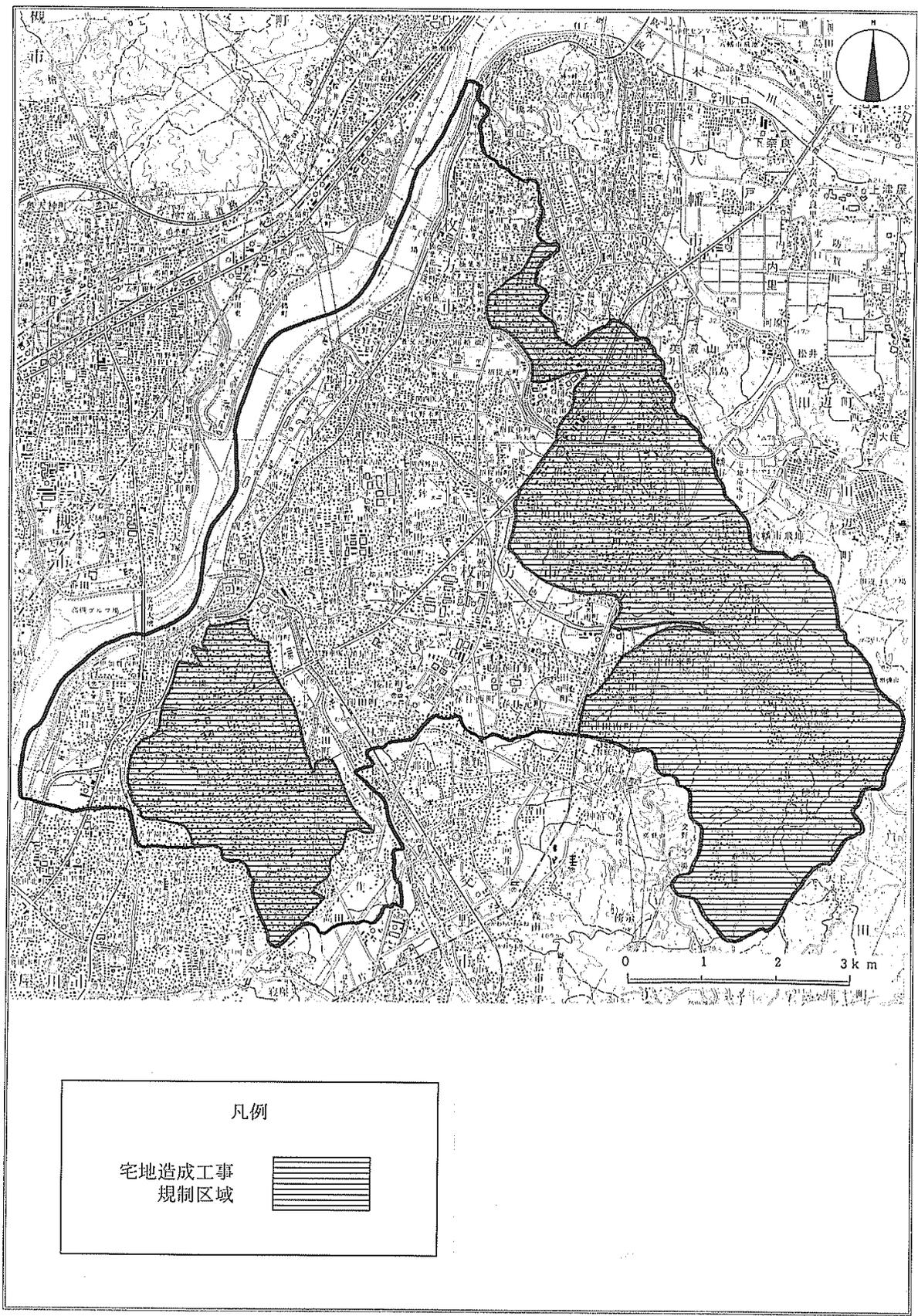
山腹崩壊危険地区：Y  
崩壊土砂流出危険地区：K

## 12 宅地造成工事規制区域の状況

(平成26年4月1日)

	第1次 指 定	第2次 指 定	第3次 指 定	第4次 指 定	第5次 指 定	第6次 指 定	第7次 指 定	第8次 指 定	計
告示 施行	S38. 4. 11 "	S39. 7. 9 "	S43. 2. 8 "	S51. 3. 26 S51. 4. 1	S61. 3. 24 S61. 3. 31	H5. 4. 19 H5. 5. 10	H7. 3. 31 "	H10. 3. 31 H10. 5. 1	
面積	743ha	2,375a	—	—	—	—	—	—	3,118ha

### 13 宅地造成工事規制区域位置図



# 14 「土石流災害報告」様式

第 報

緊急報告用

災害報告(土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名	
ふりがな	1級・2級・その他				水系		川		[沢・川・谷]	
河川										
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分					
災害形態	土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ( )									
気象状況	異常気象名			観測所名						
	連続雨量		mm	年 月 日 時～		年 月 日 時				
	最大24時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時～		年 月 日 時				
	最大時間雨量		mm/hr	年 月 日 時～		年 月 日 時				
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度				
溪流の情報区分	I・II・準ずる・危険溪流ではない				流域面積	km <sup>2</sup>	河床勾配	1 /		
被害状況	人的被害	死者	名	被害者	才	農地被害	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)			
		行方不明	名		才					
		負傷者	名		才					
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)						
		半壊	戸							
		一部損壊	戸							
		床上浸水	戸							
		床下浸水	戸							
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)						
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)								
二次災害の可能性	(有・無)									
保全対象	km下流に人家 戸 ( 人)			道路名等						
	(その他)									
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)										
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)										
						災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]			
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]							
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域							
その他 ( )										
報告者	①所属 氏名			③所属 氏名						
	②所属 氏名			④所属 氏名						

※ [添付図面等] 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事  
 ※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 ※ 写真は、別途e-mailにて送付すること

資料編

(溪流名)

災害報告（土石流等）

( 年 月 日 時 現在)

(調査中・確認済・不明)	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km						
	連続雨量		(緊急報告に記載)								
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)								
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時								
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
		風向（災害発生時）									
		風力（災害発生時）	m/s								
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]		人家戸数	戸								
		人口	人								
		耕地面積	ha								
		災害弱者関連施設	1有・2無	施設名							
		公共施設	1有・2無	施設名							
		土石流氾濫区域の面積	m <sup>2</sup>								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]		特別警戒区域		警戒区域							
		人的被害	死者	名	名						
			行方不明	名	名						
			負傷者	名	名						
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
			一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	R C	戸	戸
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]								
		避難場所	施設名								
		避難経路	[無・有]								
	表示板設置	[無・有] ( 箇所)									
警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr						
		設定時期	年 月								
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]			氾濫区域 I	氾濫区域 II	氾濫区域 III				
			氾濫面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
			平均堆積深	m		m	m				
			最大堆積深	m		m	m				
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m							
			氾濫終息点の勾配	度							
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)		(不透過型)				
			(砂防)	基	基	基					
			(治山)	基	基	基					
			(砂管不明)	基	基	基					
天然ダム	[無・有]										
崩壊地付近の亀裂	[無・有]										
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部									
	[無・有]	その他 ( )									
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）		[確認済・不明]	市町村（部署名）								
			住民								
			その他								
座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒			

15 「地すべり災害報告」様式

緊急・詳細報告用

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時				
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離		km				
	連続雨量		mm	年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大24時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時～		年 月 日 時					
最大時間雨量		mm/hr	年 月 日 時～		年 月 日 時						
地すべり規模		幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無
		保全対象人家戸数		戸		公共施設					
移動状況	最大時間移動量(時速)		m or mm		年 月 日 時～		時		観測地点		
	移動総量		m or mm		年 月 日 時 分～		年 月 日 時 分		観測地点		
	近年の移動履歴		有・無		年 月 日 時～		年 月 日 時				
変 状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
危険箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無		危険度 [ A・B・C ]		所管 [ 国土・林・農 ]			
	地すべり防止区域		指定	有・無		指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管 [ 国土・林・農 ]	
被害状況	人的被害	死 者	( ) ( ) 名		被害者年齢	才		農地被害	(種類・面積)		
		行方不明	( ) ( ) 名			才					
		負 傷 者	( ) ( ) 名			才					
	人家被害	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半 壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
		一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸				
非住家被害		戸		宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
その他											
避難状況 (集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [ 有・無・調査中 ]											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	保安林	土石流危険渓流 [ I・II・準ずる ]		建築基準法による災害危険区域							
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所		宅地造成工事規制区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域								
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域								
	災害対策基本法防災計画区域		その他 ( )								
報 告 者	①所属	氏名		③所属	氏名						
	②所属	氏名		④所属	氏名						

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

座 標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

地区名

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

16 「がけ崩れ災害報告」様式

第 報

緊急・詳細報告用

災 害 報 告 (がけ崩れ)

( 年 月 日 時 現在)

発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名		
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時				
気象状況	異常気象名		観測所名		災害発生場所からの距離 km						
	連続雨量		mm	年 月 日 時～		年 月 日 時					
	最大24時間雨量		mm/24hr	年 月 日 時～		年 月 日 時					
最大時間雨量		mm/hr	年 月 日 時～		年 月 日 時						
斜面の種類	自然斜面	H=	m		横断図 (別途添付しても良い)				概況平面図 (別途添付しても良い)		
	人工斜面	H=	m								
	勾配	θ1	度								
拡大の見込み		[有・無]									
保全対象人家戸数		戸									
崩壊の状況	高さ	m	巾	m							
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度							
	崩壊又は流出土砂量		m <sup>3</sup>								
	がけ下端の堆積深		m								
	がけ下端と被害家屋までの距離		①家屋	m							
			②家屋	m							
	被害家屋位置の堆積深		①家屋	m							
			②家屋	m							
崩土の到達距離		m									
その他											
被害状況	人的被害		死者	( ) ( ) 名		被害者年齢	才		(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)		
			行方不明	( ) ( ) 名			才				
			負傷者	( ) ( ) 名			才				
	物的被害	人家	全壊・流出	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
			半壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
			一部損壊	( ) ( ) 戸	木造	( ) ( ) 戸	RC	( ) ( ) 戸			
		非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)				
		公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)							
	その他										
	避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)										
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)											
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国土・林・農]							
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域								
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域								
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号		箇所番号						
その他 ( )											
報告者	①所属	氏名				③所属	氏名				
	②所属	氏名				④所属	氏名				

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること  
 ※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと

座標 北緯 度 分 秒  
 東経 度 分 秒

## 17 土砂災害警戒区域等

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
54	枚方市	尊延寺	尊延寺（15）	K21000060	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
55	枚方市	尊延寺	尊延寺（16）	K21000070	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
56	枚方市	尊延寺	尊延寺（17）	K21000080	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
57	枚方市	杉北町一丁目	尊延寺（18）	K21000010	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
58	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺（19）	K21000030	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
59	枚方市	尊延寺	尊延寺（20）	K21000040	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
60	枚方市	尊延寺	尊延寺（21）	K21000050	平成18年3月24日	大阪府告示第680号	平成18年3月24日	大阪府告示第681号
2417	枚方市	尊延寺六丁目	穂谷川右一	D21010070	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	—	—
2418	枚方市	尊延寺六丁目	穂谷川右二	D21010080	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	—	—
2419	枚方市	尊延寺一丁目	穂谷川左一（1）	D21010111	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2420	枚方市	尊延寺一丁目	穂谷川左一（2）	D21010112	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2421	枚方市	津田南町一丁目	天野川右1左一	D21010120	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2422	枚方市	穂谷三丁目	穂谷川右三	D21010150	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2423	枚方市	穂谷	穂谷川左二	D21010170	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2424	枚方市	穂谷三丁目	穂谷川右四	D21020060	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
2425	枚方市	穂谷	穂谷川左三	D21020070	平成24年3月30日	大阪府告示第591号	平成24年3月30日	大阪府告示第592号
3415	枚方市	香里ヶ丘十丁目	香里ヶ丘（5）	K21000830	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号
3416	枚方市	山之上一丁目	山之上（3）	K21000490	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号
3417	枚方市	招堤大谷三丁目	招堤大谷（1）	K21000470	令和2年1月30日	大阪府告示第144号	令和2年1月30日	大阪府告示第146号
3418	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺（5）	K21000120	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3419	枚方市	村野本町	村野本町(2)	K21000550	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号
3420	枚方市	枚方上之町	岡山手(2)-1	K21002021	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号
3421	枚方市	枚方上之町	岡山手(2)-2	K21002022	平成26年4月11日	大阪府告示第575号	平成26年4月11日	大阪府告示第577号
4073	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺(2)-1	K21000101	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4074	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺(2)-2	K21000102	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4075	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺(4)	K21000110	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4076	枚方市	尊延寺一丁目	尊延寺(6)	K21000170	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4077	枚方市	尊延寺一丁目	尊延寺(23)	K21000180	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4078	枚方市	尊延寺六丁目	尊延寺(7)	K21000190	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4079	枚方市	尊延寺一丁目	尊延寺(8)-1	K21000261	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4080	枚方市	尊延寺一丁目	尊延寺(8)-2	K21000262	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4081	枚方市	尊延寺一丁目	尊延寺(9)	K21000270	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4082	枚方市	尊延寺二丁目	尊延寺(10)	K21000290	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4083	枚方市	尊延寺二丁目	尊延寺(11)-1	K21000301	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4084	枚方市	尊延寺二丁目及び四丁目	尊延寺(11)-2	K21000302	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4085	枚方市	尊延寺二丁目	尊延寺(12)	K21000310	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4086	枚方市	大字尊延寺	尊延寺(14)-1	K21000381	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4087	枚方市	大字尊延寺	尊延寺(14)-2	K21000382	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4088	枚方市	津田南町一丁目	津田南町	K21000610	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4089	枚方市	宇山町	宇山町	K21002000	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号
4115	枚方市	津田南町一丁目	天野川右1(北川支川)	D23010010	平成27年10月20日	大阪府告示第1460号	平成27年10月20日	大阪府告示第1461号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4298	枚方市	穂谷二丁目	穂谷（1）－2	K21000092	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4299	枚方市	杉一丁目	杉（1）－1	K21000131	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4300	枚方市	杉一丁目	杉（1）－2	K21000132	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4301	枚方市	尊延寺三丁目	尊延寺	K21000140	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4302	枚方市	杉一丁目	杉（2）－1	K21000151	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4303	枚方市	杉一丁目	杉（2）－2	K21000152	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4304	枚方市	杉一丁目	杉（3）－1	K21000161	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4305	枚方市	杉一丁目	杉（3）－2	K21000162	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4306	枚方市	穂谷二丁目	穂谷（2）－1	K21000201	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4307	枚方市	穂谷二丁目	穂谷（2）－2	K21000202	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4308	枚方市	穂谷二丁目	穂谷（19）	K21000210	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4309	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（3）	K21000220	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4310	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（4）	K21000230	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4311	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（20）	K21000240	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4312	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（5）	K21000250	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4313	枚方市	杉責谷一丁目	杉責谷－1	K21000281	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4314	枚方市	杉責谷一丁目	杉責谷－2	K21000282	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4315	枚方市	尊延寺五丁目	尊延寺（13）	K21000320	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4316	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（21）	K21000330	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4317	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（7）	K21000340	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4318	枚方市	穂谷三丁目	穂谷（8）	K21000350	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4319	枚方市	大字穂谷	穂谷 (22)	K21000360	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4320	枚方市	穂谷三丁目	穂谷 (9)	K21000370	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4321	枚方市	穂谷三丁目	穂谷 (10) - 1	K21000391	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4322	枚方市	穂谷三丁目	穂谷 (10) - 2	K21000392	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4323	枚方市	穂谷三丁目	穂谷 (11)	K21000400	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4324	枚方市	村野本町	村野本町 (1)	K21000540	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4325	枚方市	村野本町	村野本町 (3)	K21000560	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	—	—
4326	枚方市	宮之下町	宮之下	K21000570	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4327	枚方市	釈尊寺町	釈尊寺町	K21000580	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4328	枚方市	津田元町二丁目	津田元町 (2)	K21000590	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4329	枚方市	津田元町二丁目	津田元町 (3)	K21000600	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4330	枚方市	津田東町一丁目	津田東町	K21000620	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4331	枚方市	津田元町二丁目	津田元町 (1)	K21000630	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4332	枚方市	津田東町二丁目	津田東町 (2)	K21000640	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4333	枚方市	印田町	印田町 - 1	K21000661	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4334	枚方市	印田町	印田町 - 2	K21000662	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4335	枚方市	長尾台三丁目	長尾台	K21000820	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4336	枚方市	香里ヶ丘十丁目	香里ヶ丘 (12)	K21000840	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4337	枚方市	香里園山之手町	香里 (2)	K21000850	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4338	枚方市	香里園桜木町	香里園桜木町	K21000860	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4339	枚方市	香里園町	香里園 (1) - 1	K21000881	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4340	枚方市	香里園町	香里園（1）－2	K21000882	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4341	枚方市	香里園町	香里園（1）－3	K21000883	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4342	枚方市	香里園町	香里園（3）	K21000890	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4343	枚方市	香里ヶ丘四丁目	香里ヶ丘（11）	K21000900	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	—	—
4344	枚方市	香里園山之手町	香里園山之手町（2）	K21000910	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4345	枚方市	香里ヶ丘三丁目	香里ヶ丘（8）	K21000930	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4346	枚方市	香里ヶ丘三丁目	香里ヶ丘（9）	K21000940	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4347	枚方市	香里ヶ丘十二丁目	香里ヶ丘（6）	K21000950	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4348	枚方市	東香里三丁目	東香里（2）	K21000960	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	—	—
4349	枚方市	東香里新町	東香里新町	K21000980	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	—	—
4350	枚方市	香里ヶ丘一丁目	香里ヶ丘（1）	K21000990	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4351	枚方市	香里ヶ丘一丁目	香里ヶ丘（7）	K21001150	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	—	—
4352	枚方市	香里ヶ丘六丁目	香里ヶ丘（10）	K21001170	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4353	枚方市	香里ヶ丘八丁目	香里ヶ丘（13）	K21001180	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4354	枚方市	茄子作二丁目	茄子作（1）	K21001200	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4355	枚方市	茄子作二丁目	茄子作（3）	K21001210	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4356	枚方市	杉責谷一丁目	杉責谷（2）	K21001220	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4357	枚方市	杉責谷一丁目	杉責谷（3）	K21001230	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4358	枚方市	穂谷二丁目	穂谷（13）	K21001250	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4359	枚方市	大字穂谷	穂谷（14）	K21001260	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4360	枚方市	大字穂谷	穂谷（15）	K21001270	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4361	枚方市	大字穂谷	穂谷 (16)	K21001280	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
4362	枚方市	大字穂谷	穂谷 (18)	K21001300	平成27年 12月17日	大阪府告示 第1755号	平成27年 12月17日	大阪府告示第 1756号
8852	枚方市	香里ヶ丘十 丁目	末広町-2	K21500082	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	枚方市域 該当なし	大阪府告示第 1602号
8867	枚方市	尊延寺五丁 目	尊延寺五丁目	J21001420	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	—	—
8868	枚方市	杉一丁目及 び大字杉	杉	J21001450	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	—	—
8869	枚方市	長尾東町二 丁目及び長 尾播磨谷一 丁目	長尾東町	K21000810	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8870	枚方市	東中振一丁 目	東中振 (7)	K21001190	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8871	枚方市	大字穂谷	穂谷 (17)	K21001290	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8872	枚方市	香里園町	香里 (1)	K21002071	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8873	枚方市	宮之阪二丁 目	宮之阪-1	K21000421	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8874	枚方市	宮之阪二丁 目	宮之阪-2	K21000422	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8875	枚方市	宮之阪二丁 目	宮之阪 (4)	K21000430	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8876	枚方市	禁野本町一 丁目及び宮 之阪二丁目	宮之阪 (2)	K21000440	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8877	枚方市	山之上四丁 目及び山之 上一丁目	山之上 (6)	K21000480	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8878	枚方市	山之上1丁 目及び山之 上5丁目	山之上 (2)	K21000500	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8879	枚方市	山之上1丁 目	山之上 (5)	K21000510	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8880	枚方市	山之上5丁 目	山之上 (4)	K21000520	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8881	枚方市	山之上西町	山之上 (1)	K21000530	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8882	枚方市	中宮西之町	中宮西之町	K21000650	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8883	枚方市	宮之阪三丁目及び松丘町	宮之阪（5）	K21000680	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8884	枚方市	大垣内町一丁目	大垣内－1	K21000701	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8885	枚方市	大垣内町一丁目及び岡東町	大垣内－2	K21000702	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8886	枚方市	岡山手町及び枚方上之町	岡山手（3）－1	K21000721	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8887	枚方市	岡山手町	岡山手（3）－2	K21000722	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8888	枚方市	枚方上之町及び岡南町	枚方上之町（3）	K21000740	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8889	枚方市	枚方上之町、枚方元町、三矢町及び岡南町	元町（1）－1	K21000751	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8890	枚方市	枚方元町、三矢町及び枚方上之町	元町（1）－2	K21000752	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8891	枚方市	枚方元町	元町（2）－1	K21000761	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8892	枚方市	枚方元町	元町（2）－2	K21000762	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8893	枚方市	枚方元町	元町（2）－3	K21000763	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8894	枚方市	枚方上之町及び枚方元町	枚方上之町（2）	K21000770	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8895	枚方市	伊加賀北町	伊加賀北町（1）	K21000780	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8896	枚方市	伊加賀北町	伊加賀北町（2）－1	K21000791	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8897	枚方市	伊加賀北町	伊加賀北町（2）－2	K21000792	令和2年 1月30日	大阪府告示 第144号	令和2年 1月30日	大阪府告示第 146号
8898	枚方市	南中振一丁目	南中振（1）	K21000920	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8899	枚方市	禁野本町一丁目及び禁野本町二丁目	禁野本町（4）	K21001000	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8900	枚方市	禁野本町一丁目	禁野（2）	K21001010	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8901	枚方市	北中振一丁目及び東中振二丁目	北中振（1）	K21001020	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8902	枚方市	北中振二丁目	北中振（2）－2	K21001040	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8903	枚方市	北中振二丁目	北中振（3）	K21001050	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8904	枚方市	南中振一丁目及び北中振二丁目	南中振（2）	K21001060	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8905	枚方市	南中振一丁目及び北中振二丁目	北中振（4）－1	K21001071	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8906	枚方市	南中振一丁目及び北中振二丁目	北中振（4）－2	K21001072	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8907	枚方市	東中振二丁目	東中振（2）－1	K21001091	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8908	枚方市	東中振二丁目及び東中振一丁目	東中振（2）－2	K21001092	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8909	枚方市	東中振二丁目	東中振（3）－1	K21001111	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8910	枚方市	東中振二丁目	東中振（3）－2	K21001112	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8911	枚方市	翠香園町	翠香園町（2）	K21001130	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8912	枚方市	菊丘南町及び東中振一丁目	東中振（4）	K21001160	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8913	枚方市	禁野本町一丁目及び宮之阪二丁目	宮之阪（6）	K21001310	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8914	枚方市	禁野本町二丁目及び御殿山南町	禁野（1）－1	K21001321	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8915	枚方市	禁野本町二丁目	禁野（1）－2	K21001322	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8916	枚方市	枚方元町	元町（4）	K21001330	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8917	枚方市	南中振一丁目及び北中振二丁目	北中振（6）	K21001340	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8918	枚方市	岡山手町及び大垣内町一丁目	岡山手－1	K21002011	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8919	枚方市	岡山手町	岡山手－2	K21002012	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8920	枚方市	岡山手町及び朝日丘町	岡山手－3	K21002013	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号

番号	所在地		区域名	区域番号	警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8921	枚方市	渚南町、御殿山町及び御殿山南町	西禁野	K21002030	令和元年 12月13日	大阪府告示 第1312号	令和元年 12月13日	大阪府告示第 1314号
8922	枚方市	渚元町、渚本町及び上野一丁目	東御殿山	K21002040	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	—	—
8923	枚方市	御殿山町	御殿山－1	K21002051	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8924	枚方市	渚本町及び御殿山町	御殿山－2	K21002052	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8925	枚方市	禁野本町一丁目	禁野本町－1	K21002061	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8926	枚方市	禁野本町一丁目及びび宮之阪二丁目	禁野本町－2	K21002062	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8927	枚方市	渚栄町及び渚元町	渚	K21002080	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	—	—
8928	枚方市	枚方元町	元町（3）	K21002090	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
8929	枚方市	香里園町	香里（1）－2	K21002072	平成28年 9月14日	大阪府告示 第1600号	平成28年 9月14日	大阪府告示第 1602号
9397	枚方市	渚東町及び渚元町	渚東町	K21002100	令和元年 12月13日	大阪府告示 第1312号	令和元年 12月13日	大阪府告示第 1314号

## 18 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設種別	名称	所在地住所	土砂災害警戒区域 YR	区域番号
特別養護老人ホーム	ピープルハウス枚方	枚方市尊延寺一丁目4番1号	Y (警戒区域)	21000170
地域密着型通所介護事業所	ピープルデイサービスセンターひらかた	枚方市尊延寺一丁目4番1号	R (特別警戒区域)	21000170
地域密着型通所介護事業所	ペインケアリハビリまんぼう	枚方市茄子作北町39番5号	Y (警戒区域)	21001210
幼保連携型認定こども園	春日丘幼稚園	枚方市田口山2丁目5番1号	R (特別警戒区域)	21001210
認可外保育施設	天の川病院内保育所	枚方市宮之阪2丁目20-1	Y (警戒区域)	21000421
幼稚園	枚方市立香里幼稚園	枚方市香里ヶ丘10丁目5-2	Y (警戒区域)	21000840
市立小学校	香里小学校	枚方市香里ヶ丘10丁目5-2	R (特別警戒区域)	21000830
市立小学校	桜丘小学校	枚方市村野本町30-1	R (特別警戒区域)	21000550
市立小学校	山之上小学校	枚方市山之上1丁目32-1	R (特別警戒区域)	21000510
市立小学校	枚方小学校	枚方市枚方上之町9-21	Y (警戒区域)	21002021 21000722
市立中学校	第一中学校	枚方市渚東町2-1	Y (警戒区域)	21002100
市立中学校	第四中学校	枚方市香里ヶ丘5丁目3-2	Y (警戒区域)	21000570
私立小学校	関西創価小学校	枚方市東中振2-10-2	R (特別警戒区域)	21001111
私立中学校	常翔啓光学園中学校	枚方市禁野本町1-13-21	R (特別警戒区域)	21002062 21000440 21001310
児童福祉施設	香里留守家庭児童会室	枚方市香里ヶ丘10丁目5-2	R (特別警戒区域)	21000830
児童福祉施設	桜丘留守家庭児童会室	枚方市村野本町30-1	R (特別警戒区域)	21000550
児童福祉施設	山之上留守家庭児童会室	枚方市山之上1-32-1	R (特別警戒区域)	21000510
生活介護	デイサービスセンター枚華	枚方市長尾東町二丁目35番22号	R (特別警戒区域)	21000810

施設種別	名称	所在地住所	土砂災害警戒区域 YR	区域番号
生活介護	村野わらしべ	枚方市村野本町30-49	R (特別警戒区域)	21000550
就労継続支援B型	村野わらしべ	枚方市村野本町30-49	R (特別警戒区域)	21000550
有料老人ホーム	ひらかたヒルズ	枚方市中宮西之町1番7号	R (特別警戒区域)	21000650
有料老人ホーム	ロイヤルレジデンス御殿山	枚方市御殿山町16-4	Y (警戒区域)	21002051
特定施設入居者生活介護	エイジフリー・ライフ星が丘	枚方市印田町9 - 60	Y (警戒区域)	21002051
通所介護事業所	ビーナスクラブ枚方	枚方市印田町9-13	R (特別警戒区域)	21000662
共同生活援助	グループホームミライエ	枚方市茄子作北町39番6号	R (特別警戒区域)	21001210
児童発達支援放課後等デイサービス	こどもデイサービスきぼう	枚方市禁野本町二丁目7番25	Y (警戒区域)	21001000
通所介護事業所生活介護	デイサービスセンターかがやき	枚方市伊加賀北町4番3号	R (特別警戒区域)	21000780
老人福祉センター	枚方市立老人福祉センター楽寿荘	枚方市北中振2丁目3番44号	R (特別警戒区域)	21001050
病院	医療法人北辰会天の川病院	枚方市宮之阪2丁目20-1	Y (警戒区域)	21000421
病院	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター	枚方市宮之阪三丁目16番21号	Y (警戒区域)	21000680

※各施設への情報伝達方法は、電話・FAX・電子メール、防災行政無線（同報系）及び広報車による。

## 第8節 消防・救助・救急

### 1 消防力の現況

#### (1) 消防庁舎一覧表

(令和4年4月1日現在)

署 所 別	所 在 地	電 話 等
消防本部	新町1丁目7-11	TEL. 8 5 2 - 9 9 0 3 FAX. 8 5 2 - 9 9 4 8
伊加賀分室	桜町3-40	
枚方消防署	大垣内町2丁目10-22	TEL. 8 5 2 - 9 9 3 3 FAX. 8 5 2 - 9 9 2 7
中宮出張所	池之宮3丁目4-28	TEL. 8 5 2 - 9 8 3 2 FAX. 8 5 2 - 9 8 3 4
中振出張所	南中振1丁目16-30	TEL. 8 5 2 - 9 8 2 6 FAX. 8 5 2 - 9 8 2 8
渚出張所	上野3丁目8-2	TEL. 8 5 2 - 9 8 2 9 FAX. 8 5 2 - 9 8 3 1
川越出張所	茄子作北町7-22	TEL. 8 5 2 - 9 8 2 0 FAX. 8 5 2 - 9 8 2 2
枚方東消防署	津田北町2丁目23-3	TEL. 8 5 2 - 9 9 9 9 FAX. 8 5 2 - 9 9 2 9
阪出張所	牧野本町1丁目10-34	TEL. 8 5 2 - 9 8 4 6 FAX. 8 5 2 - 9 8 4 8
楠葉出張所	楠葉並木2丁目29-1	TEL. 8 5 2 - 9 8 4 9 FAX. 8 5 2 - 9 8 5 1
長尾出張所	長尾元町2丁目13-6	TEL. 8 5 2 - 9 8 4 3 FAX. 8 5 2 - 9 8 4 5
氷室出張所	宗谷1丁目14-1	TEL. 8 5 2 - 9 8 4 0 FAX. 8 5 2 - 9 8 4 2
北山出張所	北山1丁目67-15	TEL. 8 5 2 - 9 8 2 4 FAX. 8 5 2 - 9 8 2 5

## (2) 人 数 (出向者含む)

(令和4年4月1日現在)

消 防 本 部	枚方消防署	枚方東消防署	寝屋川消防署	総 数
125	142	169	191	627

## (3) 消防車両

(令和4年4月1日現在)

区 分	消防本部	枚方消防署	枚方東消防署	総 数
指揮支援車	1	—	—	1
タンク車 常 備	—	5	6	11
ミニタンク車 非常用	—	2	2	4
高規格 常 備	—	4	6	10
救急自動車 非常用	—	2	2	4
化 学 消 防 車	—	1	—	1
は し ご 自 動 車	—	1	1	2
救 助 工 作 車 常 備	—	1	1	2
非常用	1	—	—	1
支 援 車 I 型	1	—	—	1
支 援 車 II 型	1	—	—	1
大 量 送 排 水 車	—	—	1	1
水 槽 車	—	—	1	1
無 線 車	1	—	—	1
査 察 車	3	1	1	5
調 査 車	2	—	—	2
指 揮 車	1	1	1	3
指 ( 司 ) 令 車	1	—	—	1
小型動力ポンプ積載車	—	1	1	2
放水砲積載車	—	1	—	1
資 材 運 搬 車	3	—	—	3
防 火 広 報 車	2	1	1	4
人 員 搬 送 車	2	—	—	2
機 械 積 載 車	1	—	—	1
そ の 他	7	4	6	17

注：寝屋川消防署は除く

## 2 消防水利の現況

(令和3年12月末現在)

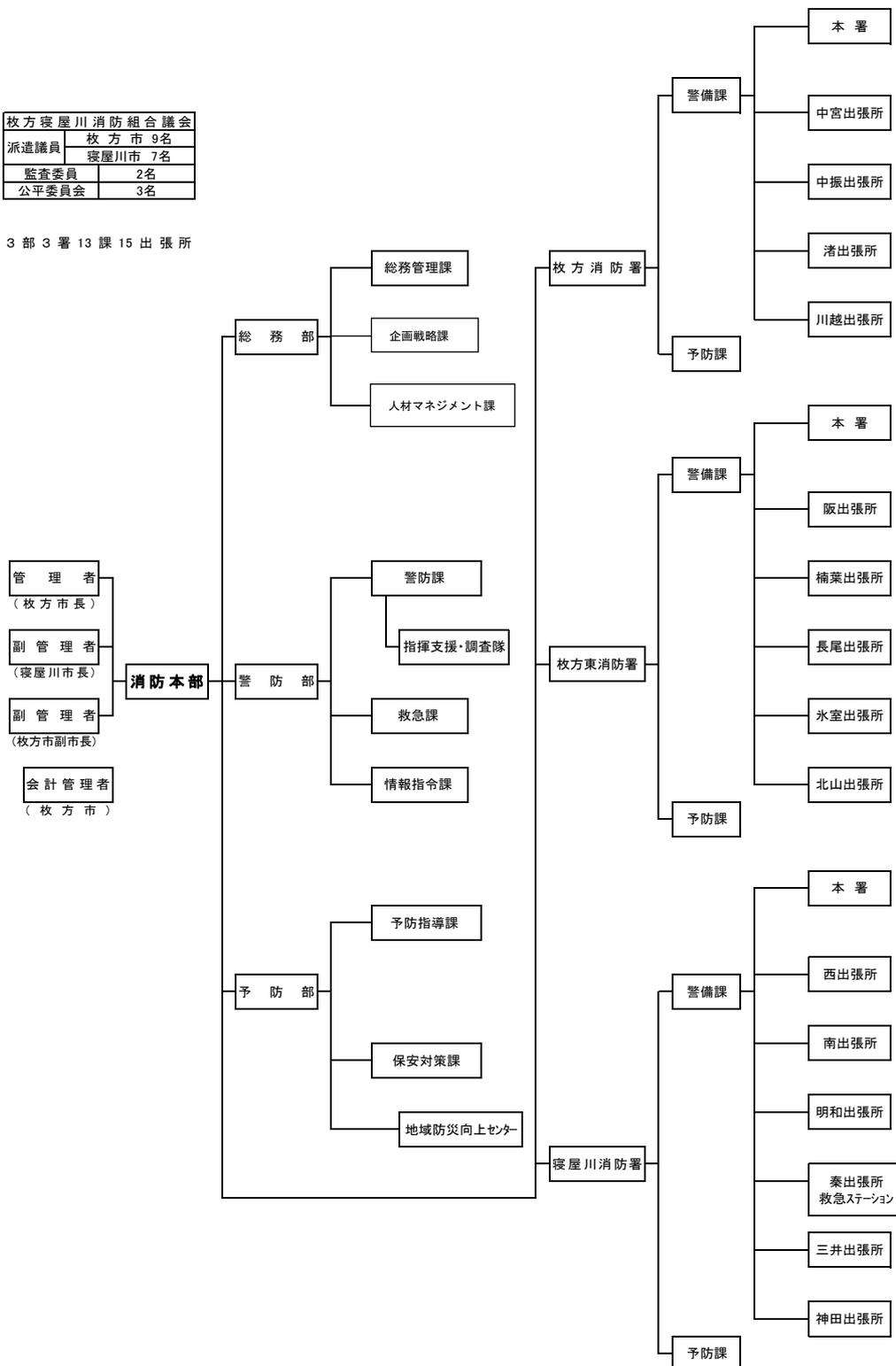
	消 火 栓			防 火 水 槽				プ ー ル	河 川 ・ 池	そ の 他
	小 計	公 設	私 設	公 設		私 設				
				40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	40m <sup>3</sup> 未満			
総 数	6484	6258	226	85	1	350	11	79	120	4

### 3 消防組合の組織

(令和4年4月1日現在)

枚方寝屋川消防組合議会	
派遣議員	枚方市 9名 寝屋川市 7名
監査委員	2名
公平委員会	3名

3部3署13課15出張所



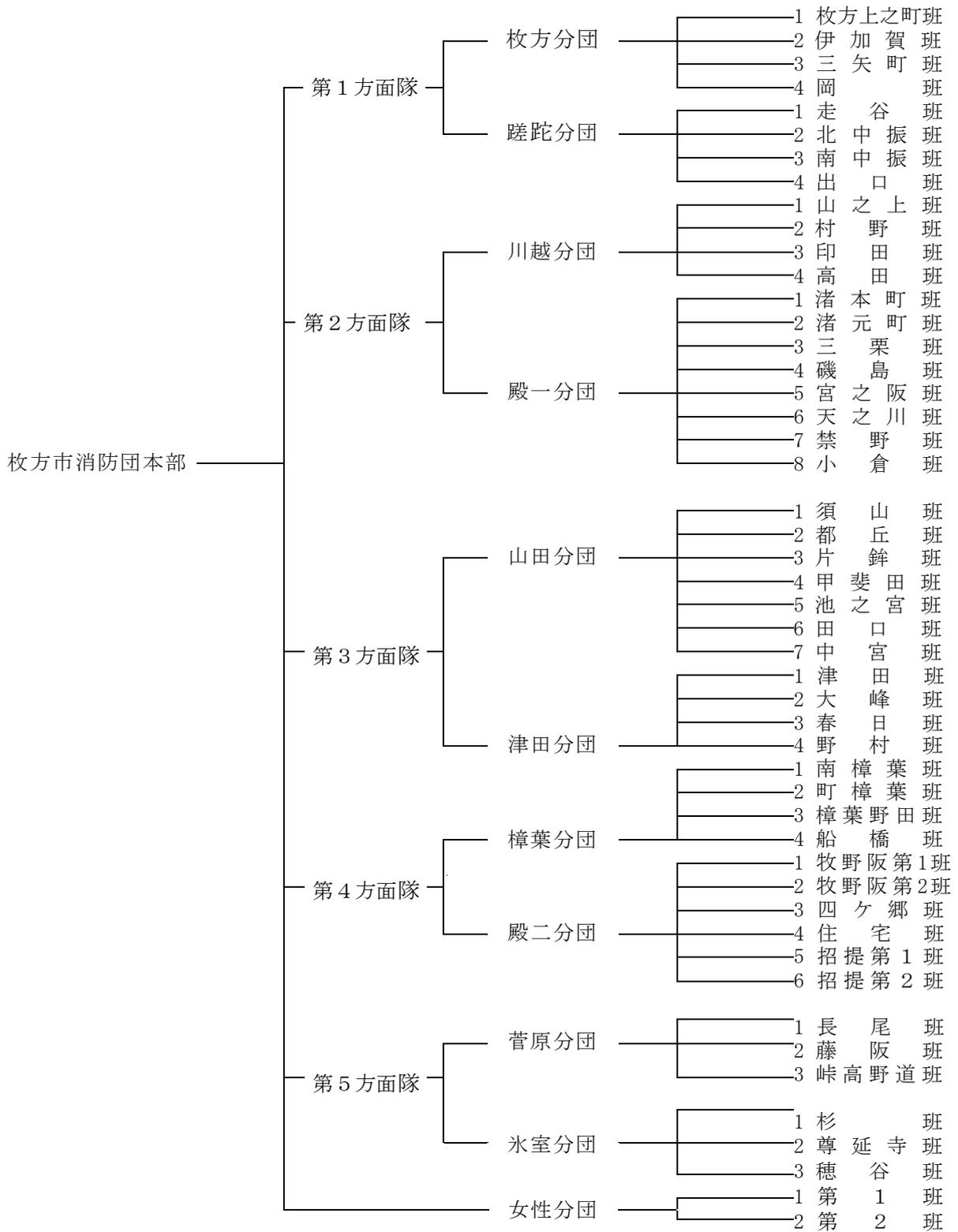
## 4 消防団

### (1) 消防団の概況

(令和4年4月1日現在)

区分 分団別	消防団員								消 防 機 械			
	総数	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	総数	ポンプ車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ
総 数	440	1	6	11	11	31	49	331	51	1	43	7
本部事務局	7	1	6	-	-	-	-	-	1	-	1	-
枚方分団	23	-	-	1	1	3	4	14	2	1	1	-
蹉跎分団	33	-	-	1	1	3	4	24	4	-	4	-
川越分団	35	-	-	1	1	3	4	26	4	-	4	-
山田分団	38	-	-	1	1	3	7	26	7	-	7	-
殿一分団	38	-	-	1	1	3	8	25	5	-	5	-
殿二分団	53	-	-	1	1	3	6	42	4	-	4	-
樟葉分団	37	-	-	1	1	3	4	28	4	-	4	-
津田分団	55	-	-	1	1	3	4	46	6	-	4	2
菅原分団	51	-	-	1	1	3	3	43	7	-	5	2
氷室分団	52	-	-	1	1	3	3	44	6	-	3	3
女性分団	18	-	-	1	1	1	2	13	1	-	1	-

(2) 消防団の組織



## 5 自主防災組織一覽表

(令和4年4月1日現在)

コード	学校名	設立年月日	世帯数	人口
1	高陵校区自主防災会	H. 9. 12. 3	2, 222	4, 500
2	西長尾校区自主防災会	H. 11. 3. 31	3, 466	8, 037
3	伊加賀校区防災会	H. 11. 9. 4	4, 152	9, 883
4	樟葉北校区自主防災会	H. 11. 12. 1	2, 641	6, 011
5	川越校区防災委員会	H. 12. 6. 4	3, 284	6, 160
6	殿二校区自主防災会	H. 12. 7. 30	4, 380	9, 091
7	香陽校区自主防災会	H. 12. 11. 6	3, 249	7, 333
8	樟葉西校区自主防災会	H. 13. 8. 16	4, 847	10, 257
9	蹉跎東校区防災部会	H. 13. 8. 22	4, 020	8, 746
10	菅原東校区防災会	H. 13. 9. 4	5, 898	14, 112
11	山田東校区自主防災会	H. 13. 10. 10	2, 798	5, 624
12	殿一校区自主防災会	H. 15. 1. 17	3, 593	6, 985
13	平野校区自主防災会	H. 15. 9. 7	3, 885	8, 523
14	明倫校区自主防災会	H. 15. 11. 8	3, 069	5, 981
15	五常校区自主防災会	H. 15. 11. 12	3, 246	7, 851
16	船橋校区自主防災会	H. 15. 11. 16	4, 974	10, 681
17	菅原校区防災会	H. 16. 1. 17	4, 637	10, 353
18	桜丘校区自主防災会	H. 16. 2. 29	5, 680	11, 787
19	磯島校区防災会	H. 16. 3. 20	3, 839	7, 614
20	山田校区防災会	H. 16. 6. 8	2, 484	4, 917
21	桜丘北校区自主防災会	H. 16. 9. 19	3, 665	7, 964
22	小倉校区自主防災会	H. 16. 10. 31	4, 170	8, 804
23	香里校区自主防災会	H. 16. 11. 7	4, 963	11, 601
24	牧野校区コミュニティ協議会防災部会	H. 16. 12. 12	6, 295	12, 798
25	交北校区自主防災会	H. 17. 2. 11	3, 638	7, 499
26	開成校区自主防災会	H. 17. 3. 6	3, 328	7, 725
27	枚二校区防災会	H. 17. 5. 15	5, 393	10, 960
28	中宮北小学校区防災委員会	H. 17. 6. 11	1, 984	4, 033
29	中宮校区自主防災会	H. 17. 6. 11	4, 683	9, 679
30	氷室校区自主防災会	H. 17. 6. 12	2, 864	6, 194
31	蹉跎西校区自主防災会	H. 17. 6. 18	4, 185	9, 403
32	枚方校区自主防災会	H. 17. 10. 23	6, 109	12, 751

コード	学校名	設立年月日	世帯数	人口
33	西牧野校区自主防災会	H. 17. 10. 30	2, 551	5, 137
34	春日校区自主防災会	H. 17. 11. 6	4, 074	9, 374
35	藤阪校区自主防災委員会	H. 17. 11. 26	3, 729	8, 532
36	樟葉南校区自主防災会	H. 18. 2. 12	4, 021	8, 892
37	山之上校区自主防災会	H. 18. 3. 19	5, 004	11, 366
38	招提校区自主防災会	H. 18. 5. 14	3, 571	7, 638
39	津田南校区自主防災会	H. 18. 5. 28	5, 617	12, 720
40	津田校区自主防災会	H. 18. 9. 24	5, 280	11, 052
41	田口山校区自主防災会	H. 18. 10. 15	3, 810	9, 232
42	東香里校区自主防災会	H. 18. 10. 29	2, 815	6, 483
43	長尾校区自主防災会	H. 18. 11. 12	4, 866	10, 142
44	蹉跎校区自主防災組織	H. 19. 1. 21	4, 225	8, 847
45	樟葉校区自主防災会	H. 19. 2. 25	5, 916	13, 059

## 6 防火対象物

### (1) 防火対象物 (令和4年7月14日現在)

防火対象物区分		市 別			防 火 対 象 物 棟 数			
		総 数	枚 方 市	寝屋川市	総 数	枚 方 市	寝屋川市	
総 数		12,362	7,144	5,218	16,357	9,825	6,532	
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	2	1	1	6	5	1
	ロ	公会堂・集会場	268	170	98	359	224	133
2	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	0	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場・ダンスホール	31	14	17	54	36	18
	ハ	風営法に規程する店舗その他これに類するもの	0	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等その他類似施設	3	1	2	4	2	2
3	イ	待合・料理店等	1	0	1	1	0	1
	ロ	飲食店	584	328	256	508	292	216
4		百貨店・マーケット等	575	333	242	569	335	234
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの	21	12	9	49	41	8
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	4,930	2,875	2,055	6,216	3,751	2,465
6	イ	病院・診療所・助産所	203	142	81	250	157	93
	ロ	老人短期入所施設・養護老人ホーム等	261	164	97	306	185	121
	ハ	老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム等	400	238	162	406	275	191
ニ		幼稚園・盲学校・ろう学校・養護学校	38	16	12	55	37	18
7		小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等	139	89	50	659	395	264
8		図書館・博物館・美術館等	6	6	0	7	6	1
9	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等	0	0	0	0	0	0
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	10	2	8	12	2	10
10		車両の停車場・船舶・航空機の発着場	11	9	2	14	11	3
11		神社・寺院・教会等	140	85	55	182	115	67
12	イ	工場・作業場	842	460	382	1,254	711	543
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫・駐車場	57	20	37	390	235	155
	ロ	飛行機・回転翼航空機の格納庫	0	0	0	0	0	0
14		倉庫	400	199	201	878	500	378
15		前各項に該当しない事業所	946	569	377	1,613	1,036	577
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	1,535	902	633	1,485	910	575
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	952	510	442	1,001	547	454
16の2		地下街	0	0	0	0	0	0
16の3		準地下街	0	0	0	0	0	0
17		重要文化財・重要有形民俗文化財等	7	6	1	17	15	2
18		延長50メートル以上のアーケード	2	0	2	2	0	2
19		市町村長の指定する山林	0	0	0	0	0	0
20		自治省令で定める舟車	0	0	0	0	0	0

(2) 階数別建築物

(令和元年8月1日現在)

区分 署別	総数	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上
総数	2,212	866	843	147	95	63	32	56	110
枚方署	1,358	527	504	80	65	43	22	46	71
枚方東署	854	339	339	67	30	20	10	10	39

## 7 危険物施設状況

### (1) 消防法による危険物施設

(令和3年12月末現在)

製造所等の別		総 数	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					
				屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	第 一 種 取 扱 所	第 二 種 取 扱 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
類別																
総 数		823	34	242	50	23	166	0	74	17	99	3	3	0	112	
単 独	第1類	枚方市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		枚方署	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		枚方東署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		寝屋川市 寝屋川署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第2類	枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		枚方署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		枚方東署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		寝屋川市 寝屋川署	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第3類	枚方市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		枚方署	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		枚方東署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		寝屋川市 寝屋川署	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第4類	枚方市	517	18	150	14	15	114	0	61	8	62	0	1	0	74
		枚方署	227	1	50	5	10	53	-	28	4	30	-	-	-	46
		枚方東署	290	17	100	9	5	61	-	33	4	32	-	1	-	28
		寝屋川市 寝屋川署	273	10	71	36	8	52	0	13	9	37	3	0	0	34
	第5類	枚方市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		枚方署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		枚方東署	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		寝屋川市 寝屋川署	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第6類	枚方市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	枚方署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	枚方東署	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	寝屋川市 寝屋川署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
混 在	枚方市	14	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	枚方署	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	枚方東署	13	4	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	寝屋川市 寝屋川署	12	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	

### (2) その他

(平成31年4月末現在)

毒物劇物販売・取扱者※
78

(平成28年3月末現在)

放射線障害防止法の対象事業所
16

※毒物劇物一般販売業（現物取扱）、毒物劇物農業用品目販売業、毒物劇物業務上取扱者（電気めっき）、毒物劇物業務上取扱者（運送）

## 8 火災・災害等即報要領による報告

### 【即報基準】

#### (1) 火災等即報

##### ア 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ① 死者3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

##### イ 個別基準

次の火災及び事故については上記の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

#### ① 火災

##### (1) 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの
- (ウ) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- (エ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (オ) 損害額1億円以上と推定される火災

##### (2) 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ウ) 住家等へ延焼するおそれがあるもの

##### (3) 交通機関の火災

- ・航空機火災
- ・タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ・トンネル内車両火災
- ・列車火災

##### (4) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

#### ② 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

##### (1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

##### (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

##### (3) 特定事業所内の火災（（1）以外のもの。）

#### ③ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（②の石油コンビナート等特別区域内の事故を除く。）

（例示）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- (4) 500キリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (5) 海上、河川への危険物等の漏えい事故
- (6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

④ 原子力災害

- (1) 原子力施設において爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質の漏えいしたもの
- (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

⑤ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者5人以上の救急事故
- イ 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- ウ 要救護者が5人以上の救助事故
- エ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- オ 報道機関に取り上げられる等、社会的に影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

(3) 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む）についても、上記（２）と同様式を用いて報告すること。

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### （４） 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

##### ア 一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1つの都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

##### イ 個別基準

- ① 地震
  - ・当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
- ② 風水害
  - ・崖崩れ、地滑り、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - ・河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ③ 雪害
  - ・雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - ・道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- ④ 火山被害
  - ・噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
  - ・火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

## (5) 「第2号様式(特定の事故)」様式

第 報

第2号様式(特定の事故)

事故名 { 1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故  
2. 危険物に係る事故  
3. 原子力災害  
4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第1種、第1種、 第2種、その他 〕			
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高压ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ( )		物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高压ガス施設 4. その他 ( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人( 人)	
			重 症	人( 人)	
			中等症	人( 人)	
			軽 症	人( 人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 ( 署 )	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(6) 「第3号様式(救急・救助事故)」様式

第 報

第3号様式  
(救急・救助事故)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

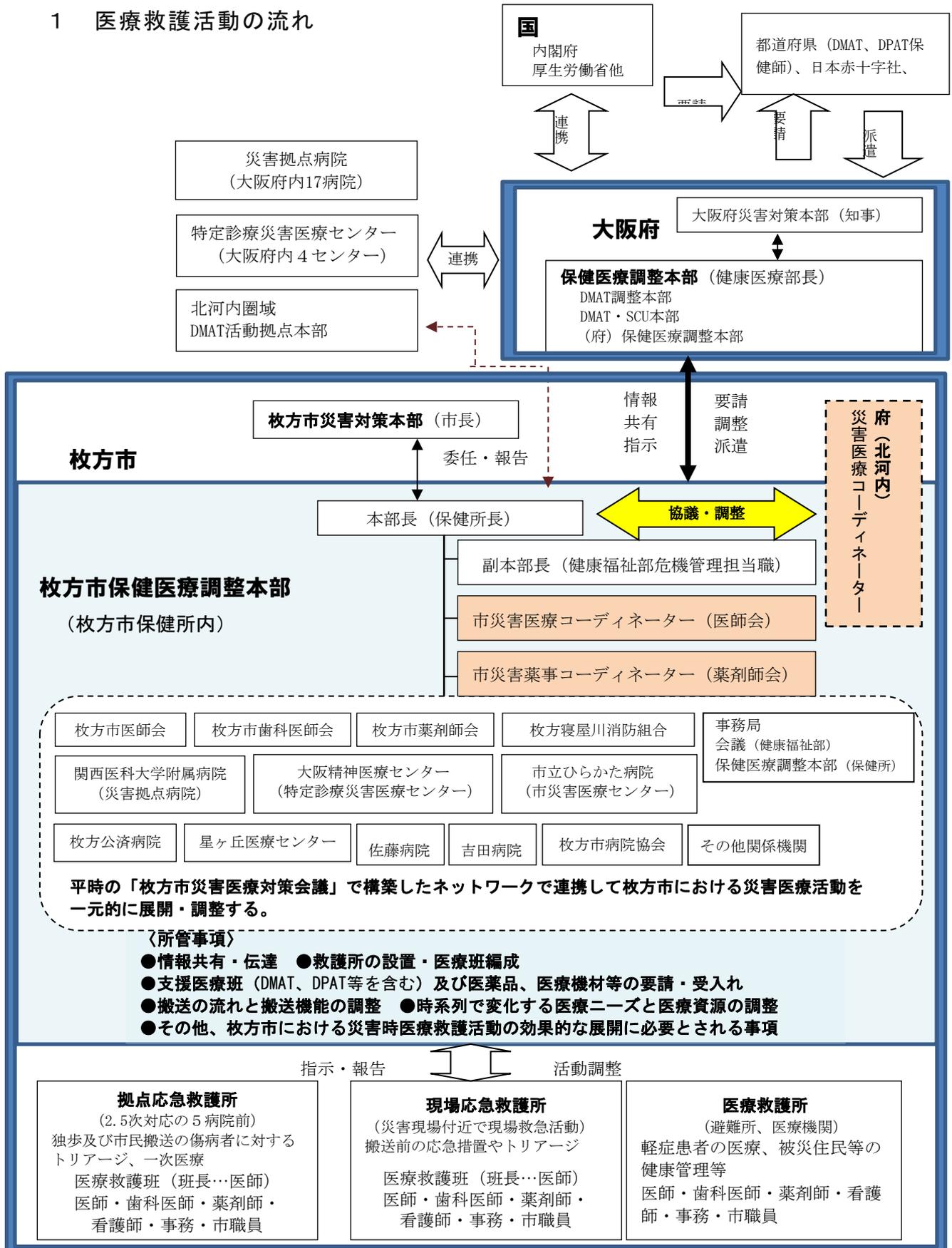
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)		覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人( 人)	
	計 人	{ 重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽 症 人( 人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

# 第9節 医療救護

## 1 医療救護活動の流れ



## 2 災害拠点病院等一覧表

区分	施設名	所在地	電話番号 FAX番号
基幹災害拠点病院	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1-56	06-6692-1201 06-6606-7000
地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13-22	06-6929-1221 06-6929-2041
	独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2丁目1-14	06-6942-1331 06-6943-6467
	大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111 06-6774-5131
	大阪公立大学 医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1丁目5-7	06-6645-2121 06-6632-7114
	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1丁目1-6	06-6871-0121 06-6871-0130
	大阪大学医学部 附属病院	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111 06-6879-5019
	大阪医科薬科大学病院	高槻市大学町2-7	072-683-1221 072-682-3822
	関西医科大学附属病院	枚方市新町2-3-1	072-804-0101 072-804-0131
	学校法人関西医科大学 関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10-15	06-6992-1001 06-6992-4846
	大阪府立中河内 救命救急センター	東大阪市西岩田3丁目4-13	06-6785-6166 06-6785-6165
	市立東大阪医療センター	東大阪市西岩田3丁目4-5	06-6781-5101 06-6781-2194
	学校法人近畿大学 近畿大学病院	大阪狭山市大野東337-2	072-366-0221 072-366-0206
	堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁目1-1	072-272-1199 072-272-9911
	りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北2丁目23	072-469-3111 072-469-7929
	医療法人警和会 大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10-31	06-6771-6051 06-6775-2838
	多根総合病院	大阪市西区九条南1-12-21	06-6581-1071 06-6581-2520
	医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4-27-1	072-445-9915 072-445-9791

区 分	施 設 名	所 在 地	電 話 番 号 F A X 番 号
特定診療災害医療センター	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪国際がんセンター	大阪市中央区大手前3丁目 1番69号	06-6945-1181 06-6945-1900
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪精神医療センター	枚方市宮之阪3丁目16-21	072-847-3261 072-840-6206
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	羽曳野市はびきの3丁目 7-1	072-957-2121 072-958-3291
	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪母子医療センター	和泉市室堂町840	0725-56-1220 0725-56-5682
枚方市災害医療センター	* 市立ひらかた病院	枚方市禁野本町2丁目 14-1	072-847-2821 072-847-2825
災害医療協力病院	* 医療法人社団有恵会 香里ヶ丘有恵会病院	枚方市香里ヶ丘5丁目8番1号	072-853-1181 072-854-2840
	* 特定医療法人友隣会 友隣会メディカルケアクリニック	枚方市伊加賀東町2-21	072-844-5181 072-846-3587
	* 医療法人亀廣記念医学会 関西記念病院	枚方市西招提町2198	072-867-0051 072-855-7231
	* 医療法人りんどう会 向山病院	枚方市招提元町1丁目 36-6	072-855-1246 072-868-7887
	* 社会医療法人美杉会 佐藤病院	枚方市養父東町65-1	072-850-8711 072-868-3844
	★ 関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101 072-804-0131
	* 医療法人愛和会 新世病院	枚方市田口5丁目11-1	072-848-0011 072-840-6646
	* 関西医科大学くずは病院	枚方市楠葉花園町4-1	072-809-0005 072-809-2121
	* 医療法人毅峰会 吉田病院	枚方市北中振3丁目8-14	072-833-1831 072-833-1838
	* 医療法人讃高会 高井病院	枚方市津田西町1丁目 37-8	072-858-7272 072-858-4053
	* 医療法人みどり会 中村病院	枚方市長尾播磨谷 1-2834-5	072-868-2071 072-868-9663
	* 福田総合病院	枚方市渚西1丁目18-11	072-847-5752 072-847-2991
	* 医療法人北辰会 天の川病院	枚方市宮之阪2丁目20-1	072-847-2606 072-849-9855
	● 市立ひらかた病院	枚方市禁野本町2丁目14-1	072-847-2821 072-847-2825
	* 東香里病院	枚方市東香里1丁目24-34	072-853-0501 072-853-0505
	* 独立行政法人地域医療機能推進機構 星ヶ丘医療センター	枚方市星丘4丁目8-1	072-840-2641 072-840-2266
* 国家公務員共済組合連合会 枚方公済病院	枚方市藤阪東町1丁目 2-1	072-858-8233 072-859-1093	

\*は救急告示病院 ★は災害拠点病院、●は市災害医療センターを兼ねる医療機関

### 3 災害時における拠点応急救護所及び協力病院

#### (1) 拠点応急救護所

施設名	所在地	電話 F A X
市立ひらかた病院	枚方市禁野本町2丁目14-1	847-2821 847-2825
佐藤病院	枚方市養父東町65-1	850-8711 868-3844
星ヶ丘医療センター	枚方市星丘4丁目8-1	840-2641 840-2266
吉田病院	枚方市北中振3丁目8-14	833-1831 833-1838
枚方公済病院	枚方市藤阪東町1丁目2-1	858-8233 859-1093

#### (2) 救急医療用MCA無線設置病院等 (令和4年7月末現在)

病院名	所在地	主診療科目	電話番号	MCA無線
天の川病院	宮之阪2丁目20-1	内・外・ 泌尿器科	847-2606	001
関西医科大学附属病院	新町2丁目3-1	内・外・整・ 脳外・小児科	804-0101	002
枚方公済病院	藤阪東町1丁目2-1	内科	858-8233	003
香里ヶ丘有恵会病院	香里ヶ丘5丁目8-1	内科	853-1181	004
佐藤病院	養父東町65-1	内・外・ 整形外科	850-8711	005
新世病院	田口5丁目11-1	外科	848-0011	006
高井病院	津田西町1丁目37-8	整形外科	858-7272	007
大寿会病院	伊加賀西町47-1	内科	841-1661	008
津田病院	津田北町3丁目30-1	内・外科	858-8259	009
中村病院	長尾播磨谷1-2834-5	内・外科	868-2071	010
東香里病院	東香里1丁目24-34	内・外	853-0501	011
市立ひらかた病院	禁野本町2丁目14-1	内・外・整・ 脳外・小児科	847-2821	012

病 院 名	所 在 地	主診療科目	電話番号	M C A 無線
福田総合病院	渚西 1 丁目18-11	内・外科	847-5752	0 1 3
星ヶ丘医療センター	星丘 4 丁目 8 - 1	内・外・整・ 脳外・小児科	840-2641	0 1 4
松谷病院	津田西町 1 丁目29- 8	内・呼吸器・ 循環器科	859-3618	0 1 5
向山病院	招提元町 1 丁目36- 6	内・外科	855-1246	0 1 6
吉田病院	北中振 3 丁目 8 - 14	外科	833-1831	0 1 7
関西医科大学くずは病院	楠葉花園町 4 - 1	内科・外科・ 整形外科	809-0005	0 1 8
友隣会メディカルケア クリニック	伊加賀東町 2-21	内科・外科・ 整形外科	844-5181	0 1 9
枚方市医師会事務局	禁野本町 2 丁目14-16		848-1600	0 2 0
枚方市健康福祉政策課	大垣内町 2 丁目 1 -20		841-1319	0 2 1
枚方市保健所	大垣内町 2 丁目 2 - 2		807-7623	0 2 2
枚方寝屋川消防組合	新町 1 丁目 7 -11		852-9903	0 2 3

(3) 災害時備蓄医薬品 備蓄先一覧

拠点応急救護所	備蓄先薬局		
市立ひらかた病院	シンポ薬局 へいせい薬局	禁野本町1-8-14 中宮本町4-9	TEL 072-840-3020 TEL 072-848-7900
星ヶ丘医療センター	枚方いつき薬局	山之上東町7-17	TEL 072-808-6816
枚方公済病院	ヒムロ薬局 レインボー薬局 長尾西	氷室台1-41-7 長尾西町1-20-7	TEL 072-858-2514 TEL 072-864-5525
佐藤病院	牧野あおば薬局 いざき薬局	牧野下島町15- 21 東山 1 - 49 - 10	TEL 072-807-6850 TEL 072-864-0716
吉田病院	だいいち薬局	山之上西町32-14	TEL 072-896-9381
現場救護所設置時用	市役所別館 1 階倉庫 管理：シンポ薬局	禁野本町1-8-14	TEL 072-840-3020

## 4 枚方市医師会災害救護活動実施要領

### 1 総則

近時、交通機関の発達、都市の過密化は災害頻度の危険性並びにその規模の増大を来し、常に我々の日常生活に大きな災害突発の脅威を与えている。本医師会は、災害救急体制を整え、非常事態の発生に際しても、地域医療に貢献しうるよう期するものである。

### 2 組織

全会員を以て医療救護隊を編成し、一致協力して、それぞれ救護活動にあたる。

#### A 平常の業務

- 1) 本部長は救護隊を編成し、常に隊員の救護訓練、研究に努める。市内各関係機関との連絡を密にする。
- 2) 大阪府医師会及び隣接医師会との協力、情報の交換に努める。
- 3) 担当理事及び本隊編成委員は、常に準備体制を点検し、その推進を図る。
- 4) 全隊員は、災害発生時における自己の分担業務について熟知し、又、家族、従業員にも徹底させる事はもちろん、不在の際の連絡方法も明確にしておく。
- 5) 適時、各種訓練を実施する。

#### B 災害発生時の業務

- 1) 災害が発生し本部長が救護活動の必要を認めた際は、その程度、状況に応じ、編成表の順序に従い、救護班の出動を命じる。一方、全隊員は速やかに待機姿勢に入り出動準備をする。出動終了後は本部長の指揮に従う。
- 2) 救護班の主な使命は、適切な初期救護にあり、傷病の即決判断、適切な救護処置、適合医療機関への迅速な搬送を旨とする。
- 3) 連絡班は、救護隊内の連絡を密にするとともに、消防署、警察署、市役所、保健所等とも連絡を図る。
- 4) 資材班は資材の調達、保管、輸送に万全を期する。
- 5) 出動の際は服装は白衣を着用し、救護班腕章をつける。

### 3 救護隊本部に次の班を設ける

- 1) 設 営 班：救護所等を設営するため、消防署、市役所、警察署、保健所等と協力する。
- 2) 総務連絡班：各種連絡を図り、速やかに正確な指揮をするものとする。(病院折衝)
- 3) 資 材 班：(資材の確保調査)
- 4) 記 録 班：(事後処理の資料となる記録)

### 4 出動後の業務

- 1) 出動に伴う関連諸費については、適宜協議し、処理する。
- 2) 出動隊員の事故補償  
出動中の事故に対しては、枚方市医師会障害補償により補償を行う。

- 5 災害発生時にあって、市長より医師会長を通じて要請のある場合には、本組織はそのまま枚方市災害対策本部組織動員計画に合流する。この場合の隊員の事故補償は、各市条例による補償を優先する。

#### 実施規則

- 1) 本部長は医師会長が就任する。又、副本部長には医師会副会長が就任する。
- 2) 本部構成員は医師会理事全員及び医師会職員とし、救急担当理事は本部長に直属して、その業務を補佐する。  
他理事は本部内業務を分担する。
- 3) 救護隊指揮系統  
救護隊は、各班長、副班長の指揮に従い、後方医療機関はそれぞれ独立して、各責任者が指揮をとる。

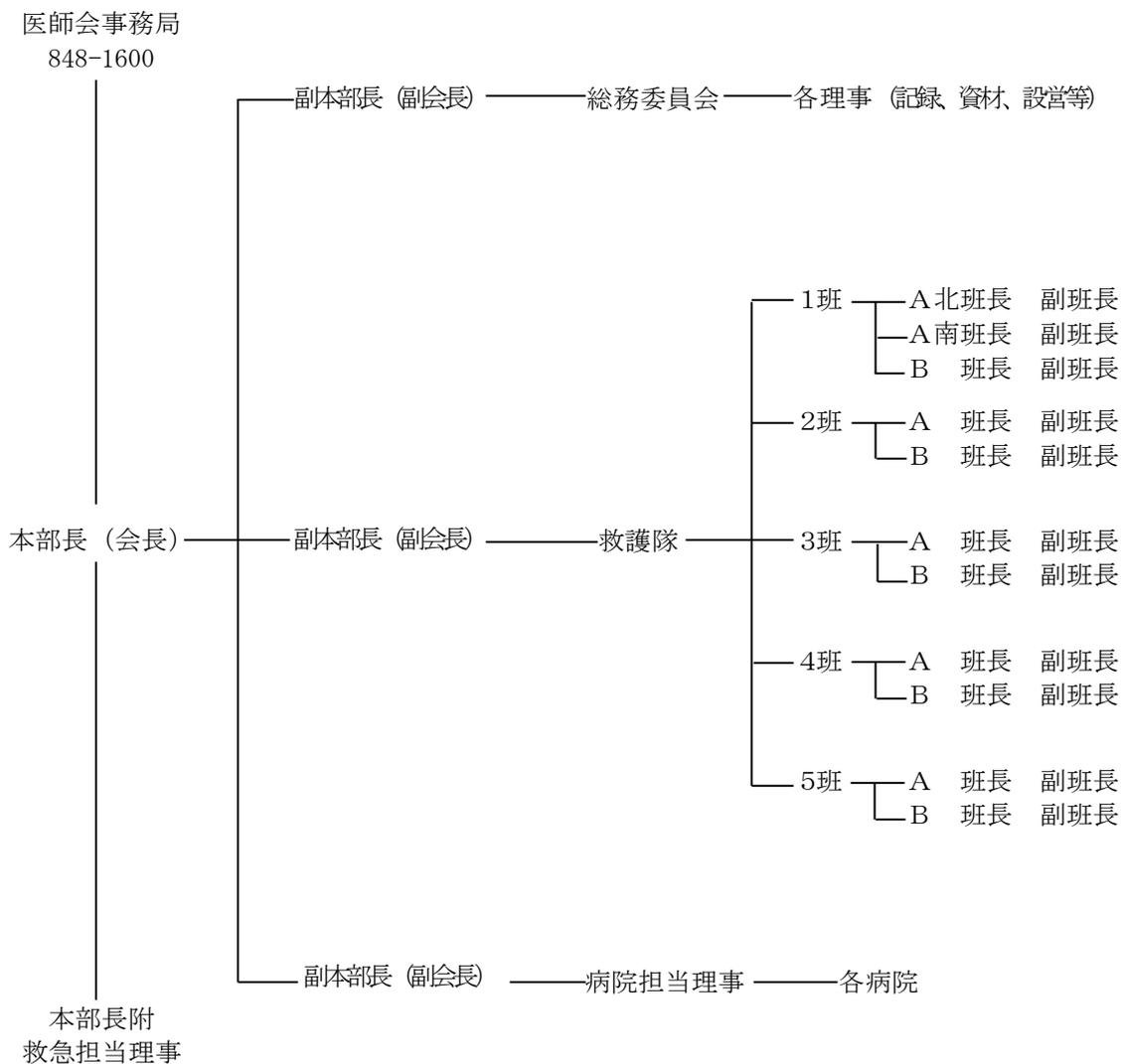
#### 附 則

- 1) 枚方休日急病診療所診療時間内において災害発生せる時は、本部長命により、若干の救急医師、看護要員を増員することが出来る。
- 2) 会員以外の看護要員等の出動については、本部長より各部責任者に要請することが出来る。この場合の事故補償については、会員に準じて行う。

## 5 災害時医療救護班編成表

(令和4年度)

枚方市医師会



## 第10節 応急避難

### 1 一時避難場所一覧表

(1ha以上の都市公園と小学校等のグラウンド)

※都市公園は、有効面積（池、植栽、建物、急傾斜地等を除く）を求積。

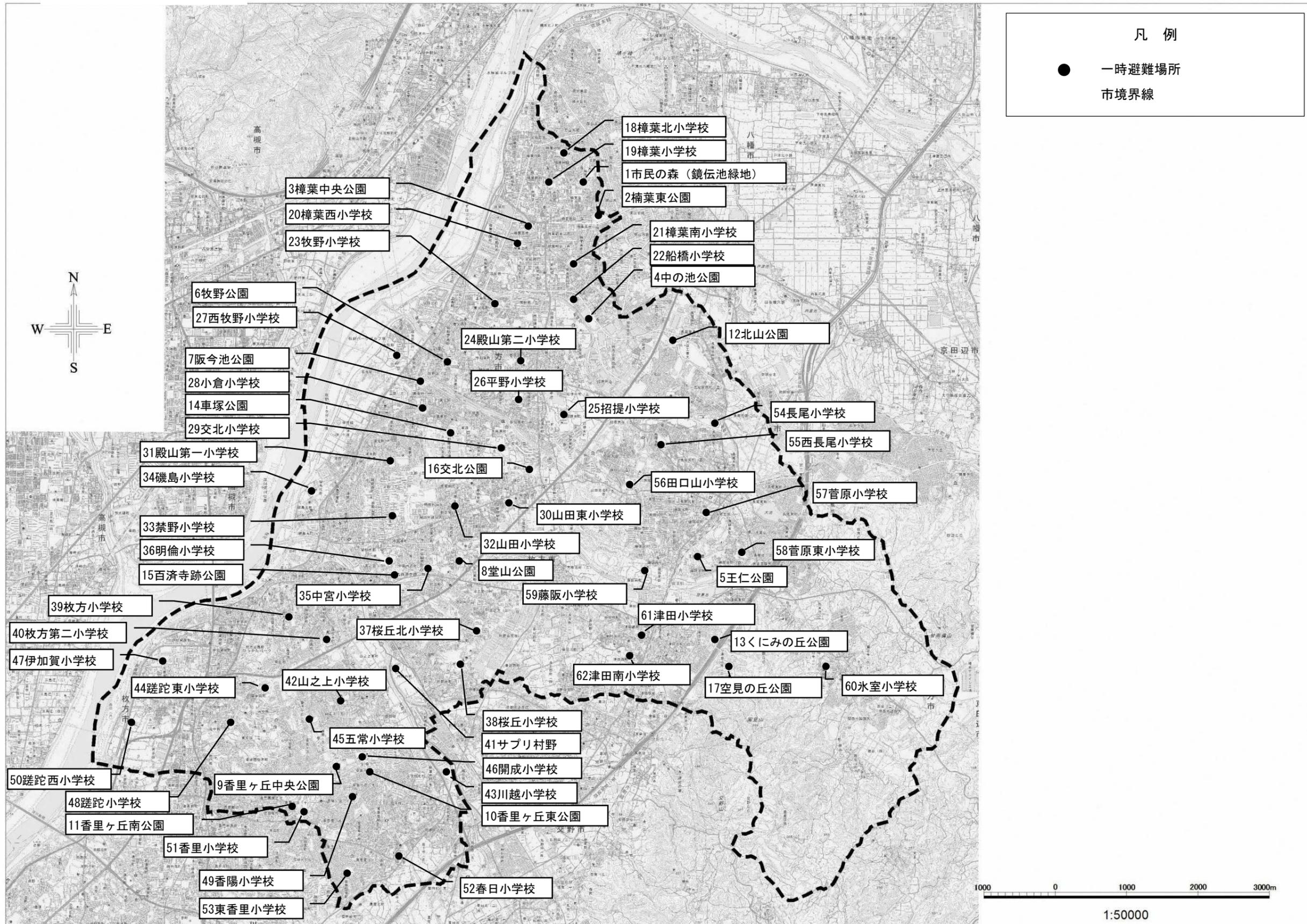
小学校等は、グラウンド面積の80%。

番 号	公園名又は学校名等	有効面積 (㎡)	所 在 地
1	市民の森（鏡伝池緑地）	8,117	枚方市楠葉丘2丁目、楠葉野田2丁目
2	楠葉東公園	14,354	枚方市楠葉朝日3丁目
3	楠葉中央公園 ※	3,857	枚方市楠葉並木2丁目
4	中の池公園	19,345	枚方市東山2丁目
5	王仁公園	21,987	枚方市王仁公園
6	牧野公園	7,779	枚方市牧野阪2丁目、宇山町
7	阪今池公園 ※	8,088	枚方市黄金野1丁目
8	堂山公園	8,212	枚方市堂山2丁目
9	香里ヶ丘中央公園	7,499	枚方市香里ヶ丘4丁目
10	香里ヶ丘東公園	1,019	枚方市香里ヶ丘3丁目
11	香里ヶ丘南公園	2,605	枚方市香里ヶ丘10丁目
12	北山公園	7,339	枚方市北山1丁目
13	くにみの丘公園	6,322	枚方市津田山手1丁目
14	車塚公園	31,673	枚方市車塚1丁目、2丁目
15	百済寺跡公園	21,663	枚方市中宮西之町
16	交北公園※	14,902	枚方市交北4丁目
17	空見の丘公園	1,550	枚方市津田山手2丁目
18	樟葉北小学校	7,899	枚方市楠葉野田3丁目13-1
19	樟葉小学校 ※	5,847	枚方市南楠葉2丁目40-6
20	樟葉西小学校 ※	8,954	枚方市楠葉並木1丁目11-1
21	樟葉南小学校	6,103	枚方市楠葉美咲1丁目25-1
22	船橋小学校	7,698	枚方市東山1丁目68
23	牧野小学校 ※	6,624	枚方市上島東町4-18
24	殿山第二小学校	10,030	枚方市養父丘2丁目7-53
25	招提小学校	7,414	枚方市招提東町2丁目2-8
26	平野小学校	8,535	枚方市招提中町1丁目53-1
27	西牧野小学校 ※	8,788	枚方市西牧野2丁目1-1
28	小倉小学校	5,012	枚方市小倉町29-1
29	交北小学校	9,060	枚方市交北2丁目30-5
30	山田東小学校	7,800	枚方市田口3丁目16-1
31	殿山第一小学校	4,608	枚方市上野1丁目6-5
32	山田小学校 ※	6,540	枚方市甲斐田町1-27

番 号	公園名又は学校名等	有効面積 (㎡)	所 在 地
33	禁野小学校	6,770	枚方市中宮北町4-1
34	磯島小学校※	6,314	枚方市磯島北町3-1
35	中宮小学校	6,808	枚方市中宮山戸町22-3
36	明倫小学校	6,624	枚方市中宮西之町10-6
37	桜丘北小学校	8,234	枚方市星丘4丁目31-1
38	桜丘小学校	10,212	枚方市村野本町30-1
39	枚方小学校	4,343	枚方市枚方上之町9-21
40	枚方第二小学校	7,625	枚方市田宮本町11-1
41	サブリ村野※	6,171	枚方市村野西町5-1
42	山之上小学校	7,895	枚方市山之上1丁目32-1
43	川越小学校	7,076	枚方市釈尊寺町30-1
44	蹉跎東小学校	5,886	枚方市翠香園町30-1
45	五常小学校	6,438	枚方市香里ヶ丘6丁目9
46	開成小学校	6,210	枚方市香里ヶ丘2丁目5
47	伊加賀小学校 ※	9,370	枚方市伊加賀西町53-1
48	蹉跎小学校	7,792	枚方市北中振2丁目11-21
49	香陽小学校	8,637	枚方市香里ヶ丘11丁目36-1
50	蹉跎西小学校 ※	6,390	枚方市出口6丁目20-1
51	香里小学校	5,977	枚方市香里ヶ丘10丁目5-2
52	春日小学校	5,494	枚方市高田2丁目15-10
53	東香里小学校	5,798	枚方市東香里南町44-1
54	長尾小学校	6,089	枚方市長尾北町3丁目3-2
55	西長尾小学校	8,947	枚方市長尾西町2丁目45-1
56	田口山小学校	8,849	枚方市田口山3丁目10-1
57	菅原小学校	4,280	枚方市藤阪中町13-1
58	菅原東小学校	5,795	枚方市藤阪東町3丁目10-1
59	藤阪小学校 ※	6,563	枚方市藤阪南町1丁目40-1
60	氷室小学校	5,742	枚方市尊延寺3丁目1-38
61	津田小学校	5,912	枚方市津田西町1丁目33-1
62	津田南小学校	6,543	枚方市津田西町3丁目10-1

表中の※印は河川氾濫による洪水発生時には、使用できない場合がある。

2 一時避難場所位置図



### 3 広域避難場所一覧表

番号	名称	管理事務所	全体面積(m <sup>2</sup> )	有効面積(m <sup>2</sup> )	収容可能人数	備考
1	山田池公園	山田池公園事務所 TEL:851-4761 FAX:851-3448	750,000	137,000	137,000	
2	淀川河川敷	近畿地方整備局 淀川河川事務所 TEL:843-2861 FAX:843-2674	2,230,000	1,784,000	892,000	情報収集等に関しては淀川資料館を利用可能

注：淀川河川敷については有効面積を河川敷全体の面積80%とし、  
収容可能人数を一人当たり面積2 m<sup>2</sup>で算出した。

#### 4 指定緊急避難場所一覧

令和4年5月末現在

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	対象とする異常な現象の種類						
					洪水					崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震
					淀 川	木 津 川	船 橋 川	穂 谷 川	天 野 川		
1	樟葉北小学校	楠葉野田3丁目13-1	050-7102-9136	868-1061	○	○	○				○
2	樟葉小学校	南楠葉2丁目40-6	050-7102-9048	857-2300	※	○	○				○
3	樟葉西小学校	楠葉並木1丁目11-1	050-7102-9108	855-1573	※		※				○
4	樟葉南小学校	楠葉美咲1丁目25-1	050-7102-9096	857-2175	○		○				○
5	船橋小学校	東山1丁目68	050-7102-9140	868-1251	○		※				○
6	牧野小学校	上島東町4-18	050-7102-9072	857-2566	※		※	○		○	○
7	殿山第二小学校	養父丘2丁目7-53	050-7102-9044	857-7043	○		○	○			○
8	招提小学校	招提東町2丁目2-8	050-7102-9084	856-1749	○		○	○			○
9	平野小学校	招提中町1丁目53-1	050-7102-9160	868-7555	○		○	※			○
10	大阪歯科大学牧野学舎	牧野本町1丁目4-4	856-2111	868-5148	○		○	○	○		○
11	牧野生涯学習市民センター 牧野北分館	牧野北町11-1	050-7102-3170	850-1761			○	○	○		○
12	西牧野小学校	西牧野2丁目1-1	050-7102-9116	851-0035	※		○	※	※		○
13	小倉小学校	小倉町29-1	050-7102-9092	857-2173	※			※			○
14	交北小学校	交北2丁目30-5	050-7102-9076	856-1112	○			※			○
15	山田東小学校	田口3丁目16-1	050-7102-9152	849-9235	○			※			○
16	枚方市立総合体育館	中宮大池4丁目10-1	848-4800	840-4495				※			○
17	殿山第一小学校	上野1丁目6-5	050-7102-9040	847-5127	○			○	○	○	○
18	山田小学校 ※	甲斐田町1-27	050-7102-9032	847-5131	○			※			○
19	禁野小学校	中宮北町4-1	050-7102-9148	849-7751	○			○	○		○
20	磯島小学校	磯島北町3-1	050-7102-9100	849-2214	※			※	※		○
21	中宮小学校	中宮山戸町22-3	050-7102-9088	849-2255	○			○	○	○	○
22	明倫小学校	中宮西之町10-6	050-7102-9036	847-5135	○			○	○	○	○
23	桜丘北小学校	星丘4丁目31-1	050-7102-9128	847-2662				○	○		○
24	桜丘小学校	村野本町30-1	050-7102-9028	840-5767				○	○	○	○
25	総合文化芸術センター別館	新町2丁目1-5	843-5551	843-5700	※			○	※		○
26	枚方公園青少年センター	伊加賀東町6-8	050-7102-3145	843-4699	※				※		○
27	枚方小学校	枚方上之町9-21	050-7102-9000	845-0086	○			○	○	○	○
28	枚方第二小学校	田宮本町11-1	050-7102-9004	843-5125	○			○	※	○	○

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	対象とする異常な現象の種類						
					洪水					崖崩れ 土石流 及び 地滑り	地震
					淀 川	木 津 川	船 橋 川	穂 谷 川	天 野 川		
29	サブリ村野	村野西町5-1	805-0105	805-0110				※	※		○
30	山之上小学校	山之上1丁目32-1	050-7102-9068	841-0369				○	○	○	○
31	川越小学校	釈尊寺町30-1	050-7102-9120	853-6800				○	○	○	○
32	蹉跎東小学校	翠香園町30-1	050-7102-9124	846-6433	○				○	○	○
33	五常小学校	香里ヶ丘6丁目9	050-7102-9020	854-0441						○	○
34	開成小学校	香里ヶ丘2丁目5	050-7102-9016	854-0410					○	○	○
35	伊加賀小学校	伊加賀西町53-1	050-7102-9172	846-5066	※				○		○
36	蹉跎小学校	北中振2丁目11-21	050-7102-9008	833-6600	○				○	○	○
37	香陽小学校	香里ヶ丘11丁目36-1	050-7102-9080	854-7981						○	○
38	蹉跎西小学校	出口6丁目20-1	050-7102-9104	832-8222	※				○		○
39	第二中学校	香里園東之町20-26	050-7102-9185	832-3624	○					○	○
40	香里小学校	香里ヶ丘10丁目5-2	050-7102-9012	854-0550						○	○
41	春日小学校	高田2丁目15-10	050-7102-9024	854-0036						○	○
42	東香里小学校	東香里南町44-1	050-7102-9168	853-7222							○
43	長尾小学校	長尾北町3丁目3-2	050-7102-9164	851-6400			※				○
44	西長尾小学校	長尾西町2丁目45-1	050-7102-9176	850-8400			○			○	○
45	田口山小学校	田口山3丁目10-1	050-7102-9112	851-0025				○		○	○
46	菅原小学校	藤阪中町13-1	050-7102-9056	857-6053				○			○
47	菅原東小学校	藤阪東町3丁目10-1	050-7102-9144	858-2125				○		○	○
48	藤阪小学校 ※	藤阪南町1丁目40-1	050-7102-9156	868-0565				※			○
49	氷室小学校	尊延寺3丁目1-38	050-7102-9060	858-8244						○	○
50	関西外国語大学 学研都市キャンパス	穂谷1丁目10-1	858-0021	858-3331						○	○
51	津田小学校	津田西町1丁目33-1	050-7102-9052	858-8034				○		○	○
52	津田南小学校	津田西町3丁目10-1	050-7102-9132	859-2000				○		○	○
53	楠葉中学校	楠葉丘2-12-1	050-7102-9220	855-1566	○						

○・・・開設される可能性がある避難所（洪水においては、当該河川の水位が上昇した場合に開設される可能性がある）

※・・・浸水想定区域内にあるが、逃げ遅れた場合等、3階以上の建物を利用して緊急避難が可能な避難所

■楠葉中学校については、淀川の水位が上昇した場合に開設される可能性がある。

■藤田川、北川の水位上昇に伴い開設される避難所は、天野川の水位を参考に開設の有無を決定する（対象となる避難所は、リスト中の天野川と同じ）

## 5 指定避難所一覧表

### (1) 第1次避難所

	番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容人数	
						屋内	屋外
北部	1	樟葉北小学校	楠葉野田3丁目13-1	050-7102-9136	868-1061	1,123	3,950
	2	樟葉小学校 ※	南楠葉2丁目40-6	050-7102-9048	857-2300	1,235	2,924
	3	樟葉西小学校 ※	楠葉並木1丁目11-1	050-7102-9108	855-1573	1,289	4,477
	4	樟葉南小学校	楠葉美咲1丁目25-1	050-7102-9096	857-2175	1,241	3,052
	5	船橋小学校 ※	東山1丁目68	050-7102-9140	868-1251	1,388	3,849
	6	牧野小学校 ※	上島東町4-18	050-7102-9072	857-2566	1,201	2,520
	7	殿山第二小学校	養父丘2丁目7-53	050-7102-9044	857-7043	1,044	5,015
	8	招提小学校	招提東町2丁目2-8	050-7102-9084	856-1749	1,279	3,707
	9	平野小学校 ※	招提中町1丁目53-1	050-7102-9160	868-7555	1,121	4,268
	10	大阪歯科大学 (牧野学舎)	牧野本町1丁目4-4	856-2111	868-5148	1,614	5,959
	11	牧野生涯学習市民センター 牧野北分館	牧野北町11-1	050-7102-3170	850-1761	239	—
中部	12	西牧野小学校 ※	西牧野2丁目1-1	050-7102-9116	851-0035	942	4,394
	13	小倉小学校 ※	小倉町29-1	050-7102-9092	857-2173	1,180	2,506
	14	交北小学校 ※	交北2丁目30-5	050-7102-9076	856-1112	1,355	4,530
	15	山田東小学校 ※	田口3丁目16-1	050-7102-9152	849-9235	1,094	3,900
	16	枚方市立総合体育館 ※	中宮大池4丁目10-1	848-4800	840-4495	1,730	2,427
	17	殿山第一小学校	上野1丁目6-5	050-7102-9040	847-5127	1,004	2,304
	18	山田小学校 ※	甲斐田町1-27	050-7102-9032	847-5131	956	3,270
	19	禁野小学校	中宮北町4-1	050-7102-9148	849-7751	1,041	3,385
	20	磯島小学校 ※	磯島北町3-1	050-7102-9100	849-2214	1,038	3,157
	21	中宮小学校	中宮山戸町22-3	050-7102-9088	849-2255	1,301	3,404
	22	明倫小学校	中宮西之町10-6	050-7102-9036	847-5135	940	3,312
	23	桜丘北小学校	星丘4丁目31-1	050-7102-9128	847-2662	1,163	3,993
	24	桜丘小学校	村野本町30-1	050-7102-9028	840-5767	1,138	5,106
	25	総合文化芸術センター 別館 ※	新町2丁目1-5	843-5551	843-5700	338	—
	26	枚方公園青少年 センター ※	伊加賀東町6-8	050-7102-3145	843-4699	340	—
	27	枚方小学校	枚方上之町9-21	050-7102-9000	845-0086	1,139	2,172
	28	枚方第二小学校 ※	田宮本町11-1	050-7102-9004	843-5125	1,194	3,813

	番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容人数※	
						屋内	屋外
南部	29	サプリ村野 ※	村野西町5-1	805-0105	805-0110	272	3,086
	30	山之上小学校	山之上1丁目32-1	050-7102-9068	841-0369	1,056	3,948
	31	川越小学校	釈尊寺町30-1	050-7102-9120	853-6800	1,044	3,538
	32	蹉跎東小学校	翠香園町30-1	050-7102-9124	846-6433	1,190	2,943
	33	五常小学校	香里ヶ丘6丁目9	050-7102-9020	854-0441	1,244	3,219
	34	開成小学校	香里ヶ丘2丁目5	050-7102-9016	854-0410	1,045	3,105
	35	伊加賀小学校 ※	伊加賀西町53-1	050-7102-9172	846-5066	1,321	4,685
	36	蹉跎小学校	北中振2丁目11-21	050-7102-9008	833-6600	1,071	3,896
	37	香陽小学校	香里ヶ丘11丁目36-1	050-7102-9080	854-7981	1,015	4,319
	38	蹉跎西小学校 ※	出口6丁目20-1	050-7102-9104	832-8222	1,183	3,195
	39	第二中学校	香里園東之町20-26	050-7102-9185	832-3624	1,450	7,872
	40	香里小学校	香里ヶ丘10丁目5-2	050-7102-9012	854-0550	1,237	2,989
	41	春日小学校	高田2丁目15-10	050-7102-9024	854-0036	1,207	2,747
	42	東香里小学校	東香里南町44-1	050-7102-9168	853-7222	1,010	2,899
東部	43	長尾小学校※	長尾北町3丁目3-2	050-7102-9164	851-6400	1,276	3,045
	44	西長尾小学校	長尾西町2丁目45-1	050-7102-9176	850-8400	1,127	4,474
	45	田口山小学校	田口山3丁目10-1	050-7102-9112	851-0025	1,433	4,425
	46	菅原小学校	藤阪中町13-1	050-7102-9056	857-6053	1,341	2,140
	47	菅原東小学校	藤阪東町3丁目10-1	050-7102-9144	858-2125	1,416	2,898
	48	藤阪小学校 ※	藤阪南町1丁目40-1	050-7102-9156	868-0565	1,146	3,282
	49	氷室小学校	尊延寺3丁目1-38	050-7102-9060	858-8244	956	2,871
	50	関西外国語大学 学研都市キャンパス	穂谷1丁目10-1	858-0021	858-3331	9,224	15,759
	51	津田小学校	津田西町1丁目33-1	050-7102-9052	858-8034	1,243	2,956
	52	津田南小学校	津田西町3丁目10-1	050-7102-9132	859-2000	1,329	3,272
合 計						67,554	192,181

※は河川氾濫による洪水発生時には、使用できない場合がある。

※上記収容人数は感染症による影響を考慮しない算定。

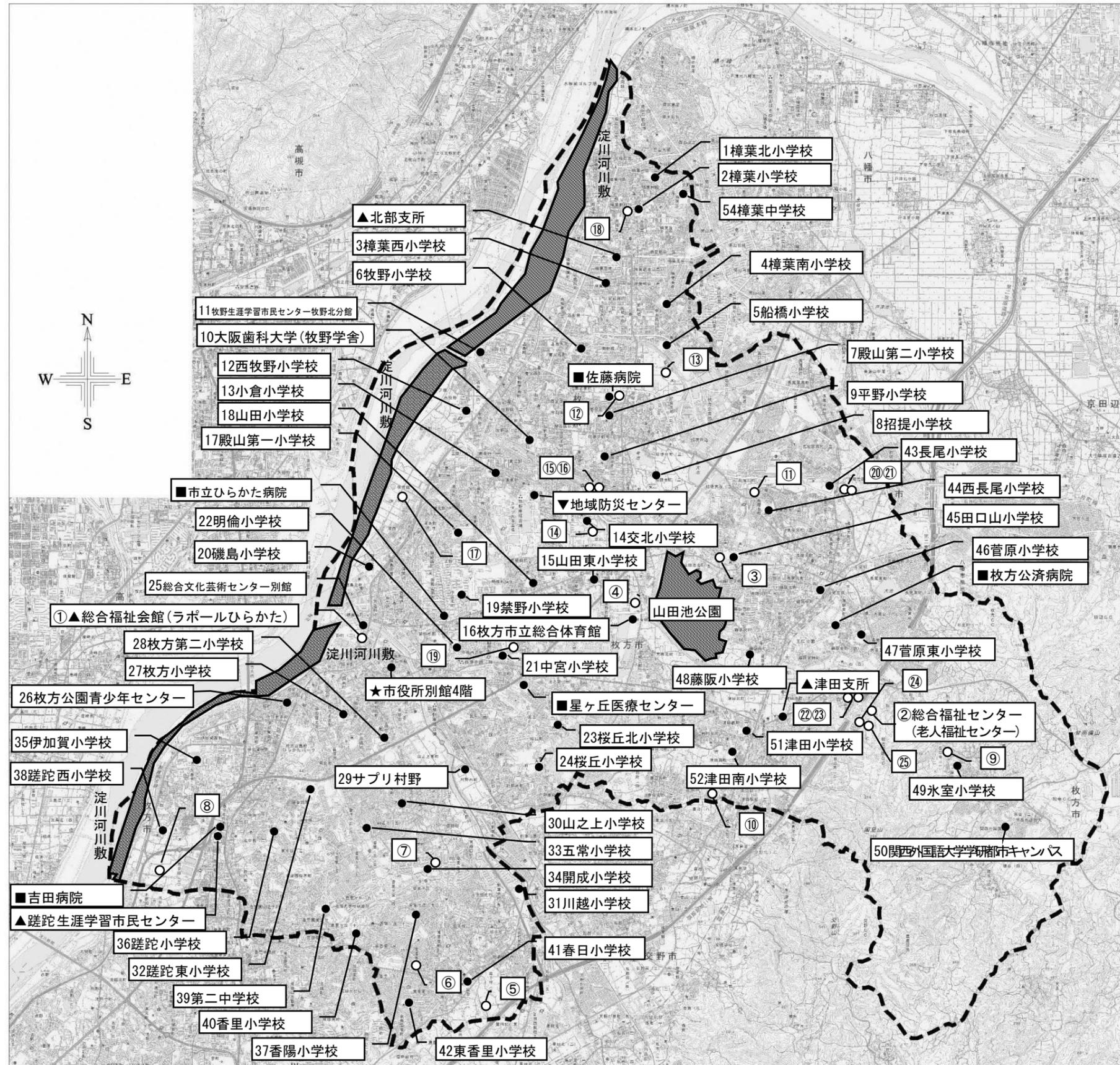
## (2) 第2次避難所

	番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号
北部	1	楠葉中学校	楠葉丘2丁目12-1	050-7102-9220	855-1566
	2	楠葉西中学校	西船橋2丁目43-1	050-7102-9225	850-3404
	3	招提北中学校	招提北町2丁目35-1	050-7102-9265	867-1911
	4	第三中学校	養父東町1-5	050-7102-9190	857-7331
	5	招提中学校	招提東町2丁目1-12	050-7102-9215	855-5593
中部	6	山田中学校	交北2丁目28-1	050-7102-9245	848-7814
	7	渚西中学校	渚西3丁目25-1	050-7102-9250	847-8603
	8	第一中学校	渚東町2-1	050-7102-9180	840-2084
	9	中宮中学校	堂山1丁目2-6	050-7102-9210	848-8288
	10	桜丘中学校	桜丘町65-1	050-7102-9255	848-4830
	11	枚方中学校	西田宮町19-1	050-7102-9205	843-8550
南部	12	第四中学校	香里ヶ丘5丁目3-2	050-7102-9195	854-0865
	13	蹉跎中学校	出口5丁目40-1	050-7102-9260	833-7015
	14	大阪府立いちりつ高等学校	北中振2丁目8-1	833-0101	834-9304
	15	東香里中学校	東香里3丁目37-1	050-7102-9230	853-7877
東部	16	長尾中学校	長尾北町3丁目3-1	050-7102-9235	868-1071
	17	長尾西中学校	長尾谷町1丁目73-1	050-7102-9270	855-6755
	18	杉中学校	杉4丁目1-1	050-7102-9240	858-8985
	19	津田中学校	津田北町1丁目32-1	050-7102-9200	858-8132

## (3) 福祉避難所

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	収容人数	
					屋内	屋外
①	総合福祉会館 (ラポールひらかた)	新町2丁目1-35	845-1602	845-1897	266	—
②	総合福祉センター (老人福祉センター)	津田東町2丁目26-1	858-5835	859-5479	265	—
③	特別養護老人ホーム 里仁館	田口山2丁目5-1	856-6565	856-8588	—	—
④	特別養護老人ホーム しらかばホール	出屋敷西町2丁目1-1	849-1146	849-1268	—	—
⑤	特別養護老人ホーム サール・ナート	高田2丁目40-1	860-1117	860-1111	—	—
⑥	特別養護老人ホーム 香里いちよう園	東香里1丁目18-12	853-1881	853-1822	—	—
⑦	ひらかた聖徳園	香里ヶ丘3丁目15-1	854-5826	852-7105	—	—
⑧	特別養護老人ホーム うぐいすの里	南中振3丁目8-20	833-6000	833-6610	—	—
⑨	ピープルハウス枚方	尊延寺1丁目4-1	859-6800	859-6854	—	—
⑩	アイリス	春日東町2丁目12-10	858-1300	858-1399	—	—
⑪	特別養護老人ホーム 夢心	長尾北町1丁目1785-2	866-3939	866-5656	—	—
⑫	特別養護老人ホーム 美郷	西招提町1253	866-7007	866-7006	—	—
⑬	特別養護老人ホーム 安心苑	招提北町2丁目25-1	866-2217	866-2178	—	—
⑭	特別養護老人ホーム いこいの里	交北2丁目10-1	898-2197	898-2076	—	—
⑮	特別養護老人ホーム 悠々の苑	交北3丁目1-50	850-0038	850-4101	—	—
⑯	枚方市立特別養護老人 ホーム	交北3丁目1-52	851-9200	851-9202	—	—
⑰	特別養護老人ホーム 御殿山カーム	渚西2丁目7-30	890-0600	890-0601	—	—
⑱	小規模特別養護老人ホーム くずは美郷	南楠葉1丁目65-25	864-5422	864-5423	—	—
⑲	小規模特別養護老人ホーム のぞみ	堂山1丁目39-1	807-3171	807-3117	—	—
⑳	障害者支援施設 わらしべ園	長尾荒阪2丁目3545	850-5507	850-5648	—	—
㉑	障害者支援施設 第2わらしべ園	長尾荒阪2丁目3545	850-8406	850-8412	—	—
㉒	障害者支援施設 津田療護園	津田東町2丁目1-1	858-1755	858-1205	—	—
㉓	特別養護老人ホーム 津田荘	津田東町2丁目1-1	858-1755	858-1205	—	—
㉔	医療型障害児入所施設・ 療養介護事業所 枚方総合発達医療センター	枚方市津田東町2-1-1	858-0373	858-9521	—	—
㉕	ひらかた くすの木	枚方市津田東町2-35-5	858-7353	858-2182	—	—

6 広域避難場所及び指定緊急避難場所等位置図



凡例

〈施設名の横〉

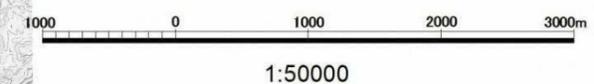
- ★ 災害対策本部
- ▼ 臨時災害対策本部
- 拠点応急救護所
- ▲ ボランティア活動拠点

〈地図上〉

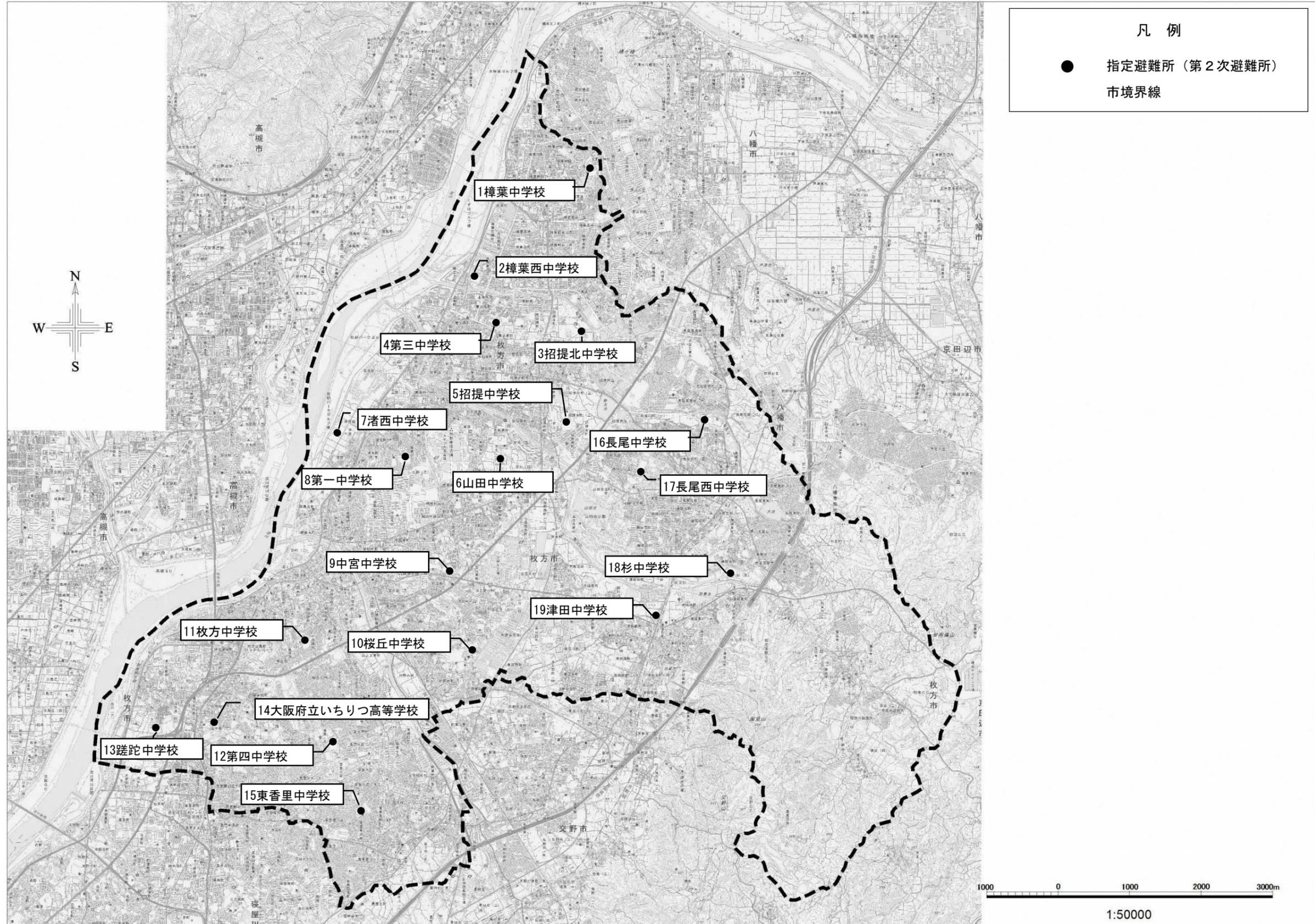
- 広域避難場所
- 指定緊急避難場所兼指定避難所 (第一次避難所)
- 福祉避難所
- - - 市境界線

※福祉避難所 (③~⑮)

③	特別養護老人ホーム 里仁館
④	特別養護老人ホーム しらかばホール
⑤	特別養護老人ホーム サール・ナート
⑥	特別養護老人ホーム 香里いちよう園
⑦	ひらかた聖徳園
⑧	特別養護老人ホーム うぐいすの里
⑨	ピープルハウス枚方
⑩	アイリス
⑪	特別養護老人ホーム 夢心
⑫	特別養護老人ホーム 美郷
⑬	特別養護老人ホーム 安心苑
⑭	特別養護老人ホーム いこいの里
⑮	特別養護老人ホーム 悠々の苑
⑯	枚方市立特別養護老人ホーム
⑰	特別養護老人ホーム 御殿山カーム
⑱	小規模特別養護老人ホーム くずは美郷
⑲	小規模特別養護老人ホーム のぞみ
⑳	障害者支援施設 わらしべ園
㉑	障害者支援施設 第2わらしべ園
㉒	障害者支援施設 津田療護園
㉓	特別養護老人ホーム 津田荘
㉔	医療型障害児入所施設・療養介護事業所 枚方総合発達医療センター
㉕	ひらかた くすの木



7 指定避難所（第2次避難所）位置図



## 8 「避難者名簿」様式

整理番号：

報告者（避難所派遣職員名）：

報告日時：

開設日時		月	日	午前・午後	時	避難所名		
閉鎖日時		月	日	午前・午後	時	避難人員	人	
避難者氏名		年齢	性別	住所		避難日時	退所日時	安否問合せ
1			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
2			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
3			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
4			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
5			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
6			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
7			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
8			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
9			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	
10			男			月 日	月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不可</li> <li>・親族のみ可</li> <li>・すべて可</li> </ul>
			女			時 分	時 分	

## 9 指定避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

指定避難所名： \_\_\_\_\_

整理番号

### ■避難所派遣職員名

### ■開設・閉鎖日時

月 日 時 分

### ■報告日時

月 日 時 分

### ■避難者状況（実人数）

[避難者の合計] 人（男 女 ）

特にケアを必要とする方

[傷病者] 人（重傷者 軽傷者 ）

[年齢的な弱者] 人（乳幼児 児童 高齢者 ）

[その他] 人（ ）

### ■応急物資の状況

充足しているなら○、不足しているなら概数を記入後、【関連書類11：食料依頼伝票】及び【関連書類12：物資依頼伝票】に必要詳細を記入し、FAXすること

断熱シート・毛布		飲料水	
食料		その他 必要なもの	

### ■特記事項

### ■その他の状況

[施設の被害状況]

[ライフラインの被害状況] 使用可能なら○、不可能なら×を記入

電気		水道	
ガス		電話	

[関係機関の参集状況]









## 11 指定避難所の応急危険度判定に関する協定

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
大地震時における避難所の 応急危険度判定に関する協 定	指定避難所となる建築物の 応急危険度判定を迅速に実 施するため	平成 28 年 1 月 15 日	公益社団法人 大阪府建築士会

## 第11節 緊急輸送・交通規制

### 1 緊急交通路

#### 【広域緊急交通路】

	路 線 名	区 間
①	第二京阪道路	長尾東町（京都府境）～津田南町（交野市境）、茄子作南町
②	国道1号	高野道（京都府境）～出口（寝屋川市境）
③		長尾東町（京都府境）～津田南町（交野市境）、茄子作南町
④	国道170号	南中振（寝屋川市境）～枚方大橋
⑤	国道307号	池之宮北（国道1号）～尊延寺（京都府境）
⑥	国道168号	天の川（国道1号）～村野南町（交野市境）
⑦	（府）枚方茨木線	池之宮北（国道1号）～関西医科大学附属枚方病院
⑧	（府）杉田口禁野線	出屋敷（国道1号）～山田池公園
⑨	（都）枚方藤阪線	山田池公園～国道田口南
⑩	（主）京都守口線	関西医科大学附属枚方病院～国道170号

#### 【地域緊急交通路】

	路 線 名	区 間
①	（主）枚方交野寝屋川線	町楠葉1丁目（京都守口線） ～招提中町2丁目（枚方高槻線）
②	（市）牧野長尾線	養父東町（阪八幡線） ～長尾東町1丁目（長尾京田辺線）
③	（主）枚方高槻線	牧野本町1丁目（枚方高槻線） ～招提中町2丁目（枚方交野寝屋川線）
④	（都）楠葉中宮線	牧野本町1丁目（宇山第8号線） ～甲斐田東町（杉田口禁野線）
⑤	（都）枚方藤阪線	甲斐田新町（杉田口禁野線） ～津田北町3丁目（国道307号）
⑥	（市）渚星ヶ丘線	上野3丁目（枚方市上下水道局） ～中宮北町（杉田口禁野線）
⑦	（市）中宮区第33号線	中宮東之町（杉田口禁野線）～中宮山戸町
⑧	（市）中宮区第34号線	中宮山戸町～中宮山戸町（枚方茨木線）
⑨	（市）禁野第3号線	西禁野2丁目（杉田口禁野線） ～宮之阪2丁目（枚方茨木線）
⑩	（府）杉田口禁野線	西禁野2丁目（禁野第3号線） ～中宮東之町（中宮区第33号線）

	路線名	区間
⑪	(市) 岡東山之上東1号線	大垣内町1丁目(枚方茨木線) ～ 田宮本町(国道1号)
⑫	(市) 枚方新香里線	山之上西町(国道1号) ～ 香里ヶ丘4丁目(新香里中央線)
⑬	(市) 新香里中央線	香里ヶ丘4丁目(枚方新香里線) ～ 香里ヶ丘3丁目(山之上高田線)
⑭	淀川河川敷緊急交通路	三矢～出口(寝屋川市境)
⑮	(都) 北山通線	北山1丁目～長尾家具町1丁目
⑯	(都) 長尾春日線	長尾北町1丁目～田口山3丁目
⑰	(府) 杉田口禁野線	田口山3丁目～山田池公園

【地域緊急交通路予定路線】

	路線名	区間
①	(都) 牧野長尾線	長尾東町1丁目(長尾京田辺線) ～長尾宮前2丁目(枚方高槻線)
②	(都) 長尾杉線	長尾東町1丁目～杉責谷1丁目
③	(都) 御殿山小倉線	上野2丁目(渚星ヶ丘線) ～小倉町(甲斐田三栗線)
④	(市) 甲斐田三栗線	小倉町(小倉第3号線) ～車塚1丁目(北片鉾小倉東線)
⑤	(市) 渚星ヶ丘線	上野3丁目(枚方市上下水道局) ～上野3丁目(渚第24号線)

注：(府) 府道、(主) 主要地方道、(市) 市道、(都) 都市計画道路

位置は、第5章第2節7 防災拠点及び緊急交通路等位置図を参照

## 2 市保有車両一覧表

### (1) 市長部局・教育委員会

(令和4年4月1日)

車種	台数
普通乗用車	9
小型乗用車	14
軽乗用車	70
普通貨物車	28
小型貨物車	41
軽貨物車	58
普通特種車	67
小型特種車	6
軽特種車	47
小・大型特殊車	7
原付ミニカー	2
原付自転車※	13
計	362

### (2) 上下水道局

(令和4年4月1日)

車種	台数
普通・小型乗用車	6
普通貨物車	5
小型貨物車	12
普通特種車	11
小型特殊車	6
軽自動車	56
原付自転車	—
計	96

注：原付自転車はリース。

「緊急通行車両事前届出書」様式

災害防応急対策用 地震防応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		( ) 第 ( ) 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号標に表 示されている番号	住所	注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行なった警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届けて再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するとき は、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	氏名		
使用者	( ) 局 番		
出 発 地			

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通)を添付の上、災害防応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

#### 4 「緊急通行車両等確認届出書」「確認証明書」及び「標章」様式

##### (1) 「緊急通行車両等確認届出書」様式

緊急通行車両等確認届出書		年 月 日
大阪府知事 大阪府公安委員会		殿
		申請者住所 (電話番号) 氏名 印
行政機関等の名称等	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関
	3 地方公共団体（執行機関を含む。）	4 指定公共機関
	5 指定地方公共機関	6 その他（ ）
	名称（ ）	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置
	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧
	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保
	10 その他（ ）	9 災害の防御等
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
車両の 使用者	住 所	電話番号（ ）
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(2) 「緊急通行車両確認証明書」様式

災害対策基本法施行規則別記様式第4号(第6条関係)

第 号		年 月 日	
<h2>緊急通行車両確認証明書</h2>			
		大阪府知事	印
		大阪府公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 「標章」様式

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 5 災害時用臨時ヘリポート選定基準

- 1 地盤は、堅牢な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)
- 2 地面斜度6度以内のこと。
- 3 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。  
〔必要最小限度の地積〕
  - ◎大型ヘリコプター……100m四方の地積
  - ◎中型ヘリコプター……50m四方の地積
  - ◎小型ヘリコプター……30m四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
  - ① 水利、水源に近いこと。
  - ② 複数の駐機が可能なこと。
  - ③ 補給基地が設けられること。
  - ④ 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策(例：発煙筒)をとること。
- 2 着陸点には「H」を表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

## 6 災害時用ヘリポート一覧表

番号	ヘリポート	所在地	管理者	連絡先	幅×長さ
1	枚方市立 楠葉中学校グラウンド	楠葉丘2丁目 12-1	楠葉中学校 学校長	050-7102 -9220	70×110m
2	淀川河川敷 (くずは地区)	町楠葉、楠葉花園 町、樋之上町地先	淀川河川事務所 調査課	843-2861	120×120m (大型可)
3	枚方市立 第三中学校グラウンド	養父東町1-5	第三中学校 学校長	050-7102 -9190	110×80m
4	淀川河川敷 (牧野地区)	牧野北町、西牧野 渚内野、渚西地先	淀川河川事務所 調査課	843-2861	50×90m (大型可)
5	淀川河川敷 (磯島地区)	磯島北町地先	淀川河川事務所 調査課	843-2861	200×60m
6	枚方市立 第一中学校グラウンド	渚東町2-1	第一中学校 学校長	050-7102 -9180	170×100m
7	枚方市立総合体育館 陸上競技場	中宮大池4丁目 10-1	総合体育館 陸上競技場	848-4899	93×150m (大型可)
8	常翔啓光学園グラウンド	禁野本町1丁目 13-21	常翔啓光学園 理事長	848-0521	100×60m
9	淀川河川公園 (枚方地区)	三矢町地先 (枚方大橋上流)	淀川河川事務所 調査課	843-2861	70×70m
10	淀川スタジアム (枚方地区)	桜町地先 (枚方大橋上流)	淀川河川事務所 調査課	843-2861	80×100m
11	枚方防災ヘリポート (新町地区)	新町2丁目2-10	淀川河川事務所 調査課	843-2861	30×30m
12	淀川河川公園 (出口地区)	出口地先	淀川河川事務所 調査課	843-2861	160×80m
13	パナソニック(株) スポーツ事業センター	菊丘南町2-10	パナソニック(株) スポーツ事業センター	844-7482	160×63m
14	枚方市立 東香里中学校グラウンド	東香里3丁目37-1	東香里中学校 学校長	050-7102-9 230	140×60m
15	枚方市立 長尾西中学校グラウンド	長尾谷町1丁目 73-1	長尾西中学校 学校長	050-7102-9 270	120×100m
16	枚方市立 王仁公園運動広場	王仁公園1-1	土木部みちみどり室	841-1221	80×85m
17	東部公園野球場	大字尊延寺2987-1	土木部みちみどり室	841-1221	30×30m

## 7 緊急搬送に関する応援協定

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	枚方市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、緊急の要請を受け応援を行う場合（災害時）において、枚方市及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。	平成 26 年 4 月 23 日	赤帽大阪府軽自動車運送協同組合
災害時における物資の自動車輸送に関する協定	枚方市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、緊急の要請を受け応援を行う場合（災害時）において、枚方市及び一般社団法人大阪府トラック協会東北支部が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。	平成 26 年 5 月 14 日	一般社団法人大阪府トラック協会東北支部

名 称	目 的	締結年月日	協 定 等 先
災害時における物資の航空機輸送に関する協定	<p>枚方市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、緊急の要請を受け応援を行う場合（災害時）において、枚方市及びコフジ物流株式会社が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。</p>	平成 26 年 7 月 22 日	コフジ物流株式会社

## 第12節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用基準について

災害救助法は、被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- (1) 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市にあっては区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 人未満	40世帯
15,000人以上	30,000 人未満	50世帯
30,000人以上	50,000 人未満	60世帯
50,000人以上	100,000 人未満	80世帯
100,000人以上	300,000 人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- (2) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が 2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 人未満	20世帯
15,000人以上	30,000 人未満	25世帯
30,000人以上	50,000 人未満	30世帯
50,000人以上	100,000 人未満	40世帯
100,000人以上	300,000 人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- (3) 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること【法施行令第1条第1項第3号前段】

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること【法施行令第1条第1項第3号後段】

- (5) 災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ① 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- ② 床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

- (6) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

## 2 被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
重傷者 負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13.6.28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・ 全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)
大半規模壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)

中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p> <p>(令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)</p>
半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)</p>
一部損壊 (準半壊)	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p> <p>(災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和3年3月】)</p>

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

### 3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等早見表

出典：災害救助法の概要（令和4年7月）内閣府政策統括官（防災担当）、  
災害救助事務取扱要領（令和2年5月）内閣府政策統括官（防災担当）、  
大阪府災害救助法施行細則より作成

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

#### (1) - 1 避難所の供与

	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらかじめ指定した避難所だけでなく、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。</li> <li>○ 原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定すること。</li> <li>○ 要配慮者向けに福祉避難所（次頁参照）を設置することも可能であること。</li> <li>○ 避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所とすることも可能。 （ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名（食費・税込み）を目安とすること。）</li> <li>○ 設置期間の長期化が予測される際には、その期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講ずること。</li> <li>○ 応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消についても、検討すること。</li> <li>○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。</li> </ul> <p>※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月策定、平成28年4月改定） 「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月策定）、 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月策）</p>

(1) - 2 福祉避難所の設置

	避難所の一般基準 (再掲)	福祉避難所
対 象 者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり <u>330円</u> 以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	同左
対 象 経 費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般の避難所と同様に、あらかじめ指定した福祉避難所でなくても、要配慮者を避難させて実質的に福祉避難所としての機能を果たした場合は対象。</li> <li>○ 公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等も、発災後に福祉避難所として利用できること。 (ホテル・旅館等の1泊当たりの単価は、7,000円/名(食費・税込み)を目安とすること。)</li> <li>○ <u>特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。</u></li> <li>○ <u>福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。</u></li> <li>○ 在宅で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所で配布している物資・情報等については、避難所に取りに来られた場合は配布すること。</li> </ul> <p>※ 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(令和3年5月策定)</p>

(2) - 1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	1戸当たり平均 <u>5,714,000円</u> 以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（6坪タイプ）、小家族用（9坪タイプ）、大家族用（12坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から <u>20日</u> 以内	
救助期間	完成の日から最長2年（建築基準法85条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。</li> <li>○ 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。</li> <li>○ 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。（令和元年10月公布）</li> </ul>

(2) - 2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。</li> <li>○ 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。</li> <li>○ 令和2年7月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。（詳細は、22、23ページ（参考）応急修理期間中における応急仮設住宅の使用を参照）</li> </ul>

【参考】 応急修理期間における応急住宅の使用

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者	本制度の利用に当たっては、内閣府と事前に協議の上、実施すること。
費 用 の 限 度 額	(2) - 2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】と同じ (8) - 1 住宅の応急修理【大規模半壊・中規模半壊・半壊】と同じ	
救 助 期 間	災害発生の日から原則として、6 カ月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。自宅の修理完了までの間、避難所での生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時的に入居せざるを得ない世帯が多数存在している実状に鑑み、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、<u>応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたところ、これを行う場合には、事前に内閣府と協議の上、実施すること。</u></li> <li>○ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者に提供する応急仮設住宅は、賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められない。</li> <li>○ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である都道府県等や事務委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。</li> <li>○ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者は、応急仮設住宅に入居する段階で応急修理の申請を行っているか、応急仮設住宅への入居後直ちに応急修理の申請を行うことが前提であること。</li> </ul>

### (3) 炊き出しその他による食品の給与

	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。</li> <li>○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。</li> <li>○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。</li> <li>○ 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。</li> <li>○ 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。</li> </ul>

(4) 飲料水の供給

	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	
対象経費	① 水の購入費 ② 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③ 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	② 機械：自動車、給水車、ポンプ等器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③ 薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により現に飲料水を得ることができないかどうか救助の判断基準であるので、住家の被害は問わない。</li> <li>○ 避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の供給ではなく、炊き出しその他による給与に含める。</li> <li>○ <u>水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。</u></li> <li>○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき供給される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。</li> </ul>

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	① 被服、寝具及び身の回り品 ② 日用品 ③ 炊事用具及び食器 ④ 光熱材料 ⑤ 防寒・熱中症対策	① 洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ② 石けん、歯みがき、トイレトペーパー等 ③ 炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④ マッチ等 ⑤ 電気ストーブ、扇風機等（エアコンは対象外）

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
○ 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、 <u>現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。</u> なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
○ 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見ることとなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
○ この救助は、 <u>見舞制度ではない</u> ので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>18,800円</u>	<u>24,200円</u>	<u>35,800円</u>	<u>42,800円</u>	<u>54,200円</u>	<u>7,900円</u>
冬季	<u>31,200円</u>	<u>40,400円</u>	<u>56,200円</u>	<u>65,700円</u>	<u>82,700円</u>	<u>11,400円</u>

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	<u>6,100円</u>	<u>8,300円</u>	<u>12,400円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,000円</u>	<u>2,600円</u>
冬季	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>18,400円</u>	<u>21,900円</u>	<u>27,600円</u>	<u>3,600円</u>

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) - 1 医療及び助産【医療】

	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から <u>14日</u> 以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により医療の途を失った者であれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。</li> <li>○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該医療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。</li> <li>○ 患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。</li> </ul>

(6) - 2 医療及び助産【助産】

	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かは問わない。</li> <li>○ 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。</li> <li>○ 本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。</li> </ul>

(7) 被災者の救出

	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は <u>10日</u> 以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。</li> <li>○ いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。</li> <li>○ <u>人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。</u></li> <li>○ 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。</li> </ul>

(8) - 1 住宅の応急修理【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

	一般基準	備考
対象者	① 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から <u>3カ月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了)	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>この制度の趣旨は、日常生活に必要最小限度の部分</u>を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。</li> <li>○ 全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、<u>修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。</u></li> <li>○ 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。</li> <li>○ 令和2年7月豪雨災害以降、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、<u>応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。</u>（詳細は、【参考】応急修理期間中における応急仮設住宅の使用を参照）</li> </ul>

(8) - 2 住宅の応急修理【準半壊】

	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20%未満のものを指す
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から <u>3カ月</u> 以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から <u>6カ月</u> 以内に完了)	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。) (令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)</li> <li>○ <u>この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分</u>を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。</li> <li>○ なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。</li> <li>○ 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきものであり対象とはならない。</li> </ul>

(9) 学用品の給与

	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 4,500円以内 中学生生徒 4,800円以内 高等学校等生徒 5,200円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品 ④その他の学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③傘、靴、長靴 等 ④運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
○ 通学途中又は学校や近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。 ○ この救助は、 <u>見舞制度ではない</u> ので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

## (10) 埋葬

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）： <u>215,200円</u> 以内 小人（12歳未満）： <u>172,000円</u> 以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。</li><li>○ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱い差し支えない。</li><li>○ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。</li></ul>

(11) 死体の捜索・処理

	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費上記が利用出来ない場合： 1体当たり5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。</li> <li>○ 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。</li> <li>○ 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。</li> </ul>

(12) 障害物の除去

	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり <u>137,900円</u> 以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。</li> <li>○ そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。</li> <li>○ 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。</li> <li>○ 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。</li> <li>○ 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。</li> </ul>

## (13) 輸送費及び賃金職員等雇上費

	一般基準	備考
対象	1 被災者の避難のための輸送・賃金職員等 2 炊き出しその他による食品の給与のための賃金職員等 3 飲料水の供給のための輸送・賃金職員等 4 医療及び助産のための輸送・賃金職員等 5 被災者の救出のための輸送・賃金職員等 6 死体の搜索のための輸送・賃金職員等 7 死体の処理のための輸送・賃金職員等 8 救援物資のための輸送・賃金職員等、救援物資の整理、配分のための賃金職員等	
費用の限度額	当該地域における通常の実費	
救助期間	それぞれの救助が行われている期間内	

## (14) 救助の事務を行うのに要した費用

	一般基準	備考
対象	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品等、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)	
費用の限度額	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計金額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については 100分の10 ロ 3千万円を超え6千円以下の部分の金額については 100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については 100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100分の4	災害救助費の精算事務を行うものに要した経費も含む。
救助期間	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	

#### 4 実費弁償の額

大阪府災害救助法施行細則 別表第2（第3条関係） 最終改正 令和3年

救助業務従事者の区分		実 費 弁 償 の 額		
		日 当	時間外勤務手当	旅 費
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,500円	日当の額を7.75で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号。以下「旅費条例」という。）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,600円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,500円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,600円		
	救急救命士	14,100円		
	土木技術者及び建築技術者	15,200円		
	大工	21,700円		
	左官	23,000円		
とび職	24,800円			
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内			

#### 5 扶助金の支給基礎額

大阪府災害救助法施行細則 別表第3（第5条関係） 最終改正 令和3年

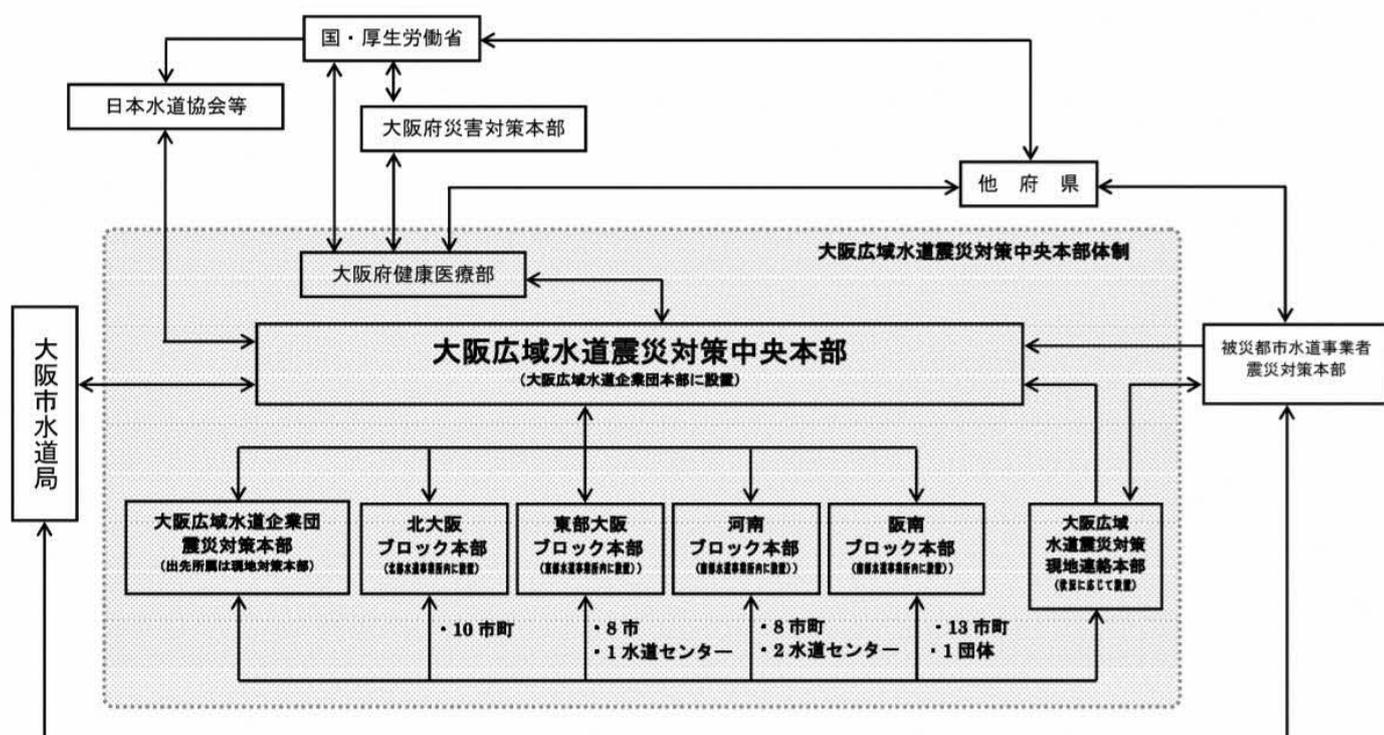
対 象 者	支 給 基 礎 額
政令第8条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第8条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> <li>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</li> <li>事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第8条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</li> </ol>

# 第13節 緊急物資確保対策

## 第1 給水

### 1 「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図

「大阪広域水道震災対策中央本部」組織図



※大阪府健康医療部（大阪府水道災害調整本部）

## 2 配水池等一覽表

(令和4年4月1日)

名 称	所 在 地	容 量 (m <sup>3</sup> )
楠葉配水場	楠葉面取町2丁目8-16	4,950
北山配水場	北山1丁目65-1	7,000
北部長尾配水池	長尾家具町4丁目24-1	3,000
田口山配水場	田口山2丁目16-1	15,000
津田低区配水場	津田南町2丁目1022-2他	18,000
津田高区配水場	津田山手2丁目6-15	3,000
国見山配水池	津田山手2丁目13-10	400
長尾宮前配水場	長尾宮前1丁目16-1	3,500
尊延寺配水場	尊延寺5丁目51-1	1,100
東部長尾配水場	杉山手2丁目15-11	4,200
氷室低区配水場	杉北町1丁目2355-5	3,300
鷹塚山配水場	高塚町17-1	6,800
大池配水場	香里ヶ丘6丁目18-1	7,500
妙見山配水池	香里ヶ丘8丁目5-1	9,000
東香里高架水槽	東香里2丁目28-25	70
春日受水場	春日西町2丁目6-1	29,000
香里受水場	香里ヶ丘2丁目9-3	486
新穂谷配水場	大字穂谷469-5	1,500
氷室高区配水場	大字尊延寺2824-1	4,000

### 3 給水タンク車等の保有量

(令和4年4月1日)

給水車		車載用給水アルミタンク		給水用ウォーターバルーン		災害時用給水パック機	ポリタンク		給水袋		給水タンク	
容量	台数	容量	数量	容量	数量	数量	容量	数量	容量	数量	容量	数量
2 m <sup>3</sup> 1.6 m <sup>3</sup>	2台 1台	1 m <sup>3</sup>	3個	1 m <sup>3</sup>	70個	1台	200 100	26個 218個	60	50,000枚	1 m <sup>3</sup>	10台

### 4 飲料水兼用耐震性貯水槽等一覧表

名 称	設置数	貯水量	場 所
飲料水兼用耐震性貯水槽	3基	100m <sup>3</sup>	大垣内町3丁目15
		100m <sup>3</sup>	伊加賀西町53-1 (伊加賀小学校)
		100m <sup>3</sup>	車塚2丁目 (車塚公園)
浄水機付耐震性プール	1基	300m <sup>3</sup>	尊延寺3丁目1-38 (氷室小学校プール)

## 第2 食料及び生活必需品

### 1 物資集積場一覧表

施設名	所在地	電話番号
府立牧野高校	枚方市南船橋1丁目11-1	851-1050
渚市民体育館	枚方市渚西3丁目26-10	898-8181
府立枚方高校	枚方市大垣内町3丁目16-1	843-3081
パナソニック株式会社スポーツ事業センター	枚方市菊丘南町2-10	844-7482
関西外国語大学学研都市キャンパス	枚方市穂谷1丁目10-1	858-0021
府立枚方津田高校	枚方市津田北町2丁目50-1	858-7003

### 2 重要物資備蓄目標量一覧表

品目	算出式	目標量
食料	避難所避難者数×3食×1.2(注) (注)1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの	84,262 食
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	4,214 食
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人	46,812 枚
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク(乳アレ ルギーに対応し たものを含む)	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる)	34,080 g
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人工授乳率)×1本(注)/人(注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分(100%)、府は予備分とする。	525 本
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚/人/日	4,682 枚
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日	937 枚
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型(マンホールトイレ等含む)、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。	469 個
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方	4,565 枚
トイレットペーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方	175,545 個
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方	23,406 枚

### 3 備蓄物資

(1) 枚方市保有分備蓄物資一覧

①朝日丘備蓄倉庫（枚方市朝日丘町2番17号）

	品名	数量		品名	数量
1	アルファ化米	50,100食	23	タオル	1,000枚
2	高齢者用食	2,850食	24	チェーンソー	3台
3	粉ミルク	1,446袋	25	つるはし	15本
4	ほ乳ビン	530本	26	のこぎり	9本
5	発電機（大）	2台	27	パール	3本
6	発電機（中）	2台	28	スコップ	94本
7	発電機（小）	2台	29	かま	1個
8	コードリール	3個	30	ハンマー	24本
9	電気ポット	20個	31	資機材セット	1セット
10	カセットコンロ	26個	32	救助袋	4枚
11	カセットボンベ	46本	33	バケツ	30個
12	手回し充電型LEDライト（ラジオ付）	115個	34	布水槽	2台
13	投光機	4台	35	避難ばしご	1個
14	ハロゲンライト	2台	36	リヤカー	2台
15	ヘッドライト	30個	37	一輪車	5台
16	ライト	115個	38	ゴムボート	2台
17	応急医療セット	17箱	39	救命胴衣	30着
18	ブルーシート	405枚	40	水中ポンプ	4台
19	毛布（真空パック）	1,860枚	41	大人用おむつ	670枚
20	テント	5台	42	電池	3,600本
21	生理用品	4,620枚	43	クーラー	7個
22	子ども用おむつ	4,836枚	44	断熱シート	200枚

②交北公園備蓄倉庫（交北4丁目）

	品名	数量		品名	数量
1	飲料水容器	100 個	7	チェーンソー	1 台
2	コードリール	2 個	8	つるはし	3 本
3	安全キャンドル	120 本	9	スコップ	10 本
4	ブルーシート	8 枚	10	ハンマー	3 本
5	毛布（真空パック）	1,830 枚	11	ポリタンク	30 個
6	タオル	1,100 枚	12	土のう袋	900 枚

③公害監視センター跡地及び第1次避難所保管数量

	品名	数量		品名	数量
1	ブルーシート	3,000 枚	8	バール	1 本
2	椀・皿セット	360 セット	9	のこぎり	1 本
3	紙コップ	1,170 個	10	救助袋	16 袋
4	ヤカン	175 個	11	タオル	200 枚
5	バケツ（10 $\frac{1}{2}$ 広口）	720 個	12	ティッシュ	470 箱
6	三角巾	800 枚	13	ライト	1,010 本
7	スコップ	1 本			

④第1次避難所における分散備蓄実施状況

ア) 次の避難所には、毛布1,000枚、断熱シート500枚、ブルーシート100枚、簡易トイレ5基、簡易ベッド15台、パーティション（個人用）15台、パーティション（世帯用）1台、避難所開設キット一式を備蓄している。

北部方面	樟葉北小学校	南部方面	サプリ村野
	樟葉小学校		山之上小学校
	樟葉西小学校		川越小学校
	樟葉南小学校		蹉跎東小学校
	船橋小学校		五常小学校
	牧野小学校		開成小学校
	殿山第二小学校		伊加賀小学校
	招提小学校		蹉跎小学校
	平野小学校		香陽小学校
	大阪歯科大学（牧野学舎）		蹉跎西小学校
	中部方面		西牧野小学校
小倉小学校		香里小学校	
交北小学校		春日小学校	
山田東小学校		東香里小学校	
枚方市立総合体育館		長尾小学校	
殿山第一小学校		西長尾小学校	
山田小学校		田口山小学校	
禁野小学校		菅原小学校	
磯島小学校		菅原東小学校	
中宮小学校		藤阪小学校	
明倫小学校		氷室小学校	
桜丘北小学校		関西外国語大学 学研都市キャンパス	
桜丘小学校		津田小学校	
枚方小学校		津田南小学校	
枚方第二小学校			

イ) 次の避難所には、収容予定人数を勘案し、下記数量を備蓄している。

	牧野生涯学習市民 センター牧野北分館	枚方公園青少年センター	総合文化芸術センター 別館
毛布	200枚	300枚	300枚
断熱マット	100枚	150枚	150枚
ブルーシート	20枚	30枚	30枚
簡易トイレ	2基	3基	3基
簡易ベッド	15台	15台	15台
パーティション（個人用）	15台	15台	15台
避難所開設キット一式	1セット	1セット	1セット

※その他、各避難所に対する追加配備分の簡易ベッド、パーティション（各30台）及び旧高陵小学校の備蓄品については、伊加賀スポーツセンターで一時的に備蓄。

⑤消防団の消防車庫及び市民室（津田・香里ヶ丘・北部支所の1か所当たりの救助救出用資機材）

	品名	数量		品名	数量
1	油圧式ジャッキ	1個	7	ハンマー	1本
2	折りたたみリヤカー	1台	8	ツルハシ	1本
3	ボルトクリッパー	1本	9	のこぎり	1本
4	スコップ	2本	10	斧	1本
5	平バール	1本	11	ロープ（12mm×20m巻）	1本
6	平バラシバール	1本	12	資機材収納袋	1袋

⑥地域防災センター地下備蓄倉庫（枚方市車塚1-1-1）

	品名	数量		品名	数量
1	アルファ化米	56,750食	26	チェーンソー	5台
2	高齢者用食	2,150食	27	のこぎり	5本
3	ほ乳ビン	77本	28	バール	9本
4	炊飯装置（7升釜）	5台	29	スコップ	8本
5	炊飯装置（大）	1台	30	かけや	10本
6	コードリール	20個	31	斧	8本
7	携行缶	4缶	32	ハンマー	8本
8	電気ポット	31個	33	ボルトクリッパー	8本
9	カセットコンロ	27個	34	工具箱	4セット
10	カセットボンベ	81本	35	レスキューセット	4セット
11	投光機	4台	36	防煙マスク	8個
12	断熱シート	800枚	37	担架	3台
13	毛布（真空パック）	3,950枚	38	消火用バケツ	40個
14	非常用保温アルミシート（寝袋型）	1,600枚	39	メガホン	12本
15	簡易トイレ（ボックス型）	480個	40	リヤカー	4台
16	排便収納袋	11,100個	41	一輪車	7台
17	簡易トイレ用テント	528枚	42	土のう袋	3,600枚
18	トイレトーパー	3,168ロール	43	水中ポンプ	3台
19	軍手	5,760枚	44	大人用おむつ	300枚
20	紙コップ	850個	45	ティッシュ	200箱
21	椀皿セット	190セット	46	水のう	10個
22	食器セット	25セット	47	遺体袋	100枚
23	タオル	1,500枚	48	マスク	500枚
24	ガウンセット	1,000枚	49	自動圧着式簡易トイレ	27台
25	自転車	5台			

⑦非常用発電機・投光器・蛍光灯一覧・数量

	設置か所	発電機	投光機500W	投光機300W	蛍光灯40W
1	第1次避難所（52か所）	52台（各1台）	52機（各1機）	52機（各1機）	-
2	ラポールひらかた	1台	-	-	-
3	市民室（香里ヶ丘支所）	3台	-	-	25機
4	市民室（津田支所）	3台	-	-	25機
5	市民室（北部支所）	3台	-	-	25機
6	市民会館	2台	-	-	-
7	市役所	4台	-	-	75機
8	伊加賀スポーツセンター	1台	1台	1台	
合計		69台	53機	53機	150機

(2) 協定による物資等確保一覧表

名 称	目 的	締結年月日	協 定 先
震災時における緊急設備の支援に関する協定	地震等の災害時において、避難用テントの設置等、迅速な対応を図るため	平成8年 6月11日	(株)セレスポ
災害時等における食糧等の物資の供給協力に関する協定	災害時等における食糧等の物資の供給の迅速な対応を図るため	平成8年 8月13日 平成14年 6月1日 再締結	北河内農業協同組合
災害時における物資の供給に関する協定	災害時等における生活必需品等の物資の供給の迅速な対応を図るため	平成20年 3月27日	NPO法人コメリ災害対策センター
災害時の燃料供給に関する協定	災害時に、市が必要とする燃料の供給を要請した場合、各給油所は燃料を優先的に供給するよう努める。	平成23年 11月1日	枚方市燃料契約事業所
災害時における資機材の賃貸借に関する協定	災害時に、市が必要とする資機材の賃貸を要請した場合、奥村機械(株)は優先的に賃貸を行う。	平成23年 11月14日	奥村機械(株)
災害時における物資の供給に関する協定	災害時に必要となる物資を市に優先的に供給する	平成26年 5月19日	株式会社 たまゆら
災害時における物資の供給に関する協定	災害時に必要となる物資を市に優先的に供給する	平成26年 5月19日	有限会社 コバシ産業

名 称	目 的	締結年月日	協 定 先
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	災害時において、市民生活の早期安定を図るため、市が指定した施設におけるLPガス等の確保に関する協力を行う。	平成27年 3月23日	大阪府LPガス協会 北東支部
災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	災害時等における医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給の迅速な対応を図るため。	平成27年 7月8日	(株)ダイオー
災害時における支援協力に関する協定	災害時に市の要請で株式会社コノミヤが保有物資または調達可能な物資を供給するもので、避難所等での良好な生活環境を確保し、災害応急対応及び災害復旧対策の円滑な実施を図るため。	平成28年 12月21日	株式会社コノミヤ
災害時における支援協力に関する協定	災害時に市の要請でイオンリテール株式会社が保有物資または調達可能な物資を供給するもので、避難所等での良好な生活環境を確保し、災害応急対応及び災害復旧対策の円滑な実施を図るため。	平成28年 12月21日	イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー
災害救助又は救援に必要な資機材の供給に関する協定書	災害時において、災害救助又は救援に必要な資機材（仮設ハウス、冷暖房器具、什器備品）の供給に関する協力を行う	平成28年 12月28日	株式会社ナガワ
災害時の応急対策の協力に関する基本協定	災害時における施設・設備・資機材の提供等	平成30年 3月27日	株式会社クボタ枚方製作所
災害時の応急対策の協力に関する基本協定	災害時における重機・資機材の提供等	平成31年 3月25日	株式会社 小松製作所 大阪工場
災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	災害時における天幕等資機材の供給に関すること	令和元年 12月9日	太陽工業株式会社

名 称	目 的	締結年月日	協 定 先
災害時における救助用物資の供給等に関する協定	災害発生時における災害救助用物資の供給	令和2年 3月30日	株 式 会 社 平 和 堂
災害時における飲料の提供協力に関する協定	災害時に自販機内の販売品を無償で提供すること。(楽寿荘)	令和2年 4月1日	コカ・コーラ ボト ラーズジャパン株 式会社
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	災害発生時における避難所開設時の段ボールベッド等の供給	令和2年 9月1日	Jパックス株式会 社・セツカート ン株式会社
災害時における冷暖房器具等資機材の供給に関する協定	災害時における避難所開設時の冷暖房器具等の供給	令和3年 2月1日	ダイキチレント オール株式会社
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	災害発生時における避難所開設時の段ボールベッド等の供給	令和3年 4月1日	豊 栄 産 業 株 式 会 社
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	災害発生時における災害救助用物資の供給	令和4年 2月3日	株式会社ほっか ほっか亭総本部

(3) 大阪府備蓄物資一覧表

令和3年9月30日現在

品名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合計	分散場所				備考	
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等		
重要物資	食糧・高齢者食	1,100,000 食	1,106,500 食	88,760 食	824,120 食	187,120 食	6,500 食	
	毛布(保温用資材)	880,942 枚	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
	紙おむつ (乳児小児用・高齢者用)	317,140 枚	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚	
	トイレットペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m	
	生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	693,430 枚	337,714 枚	20,240 枚	
	マスク	1,321,413 枚	1,875,350 枚	0 枚	1,875,350 枚	0 枚	0 枚	
	簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基	※不足分は 協定先から調達
	乳幼児用粉ミルク	1,923,979 g	1,925,280 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)				
ペットボトル水	本	358,224 本	4,992 本	345,672 本	7,560 本	0 本		
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組		
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚		
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個		
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋		
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着		
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基		
非接触体温計	本	300 本	0 本	300 本	0 本	0 本		
エアータント	基	4 基	0 基	4 基	0 基	0 基		
非常用発電機(ガスボンベ式)	基	10 基	0 基	10 基	0 基	0 基		
パーティション	2,557 張	2,557 張	2,197 張	180 張	180 張	0 張		
簡易ベッド	2,557 台	2,557 台	2,347 台	110 台	100 台	0 台		
ブルーシート	9,400 枚	9,400 枚	6,200 枚	1,700 枚	1,500 枚	0 枚		
かごパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)					
漬物	トン	18 トン	" 大阪府漬物事業協同組合					

○調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産(株)	倉庫保管料を負担し 確保 6食分相当
災害用医療物資確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の 3日分
災害用医薬品等備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者 の7日分(上記推定 入院患者の3日分を 除く)

## 4 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領

大阪府災害救助用食料緊急引渡要領  
(趣旨)

第1 この要領は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）（以下「基本要領」という。）、「災害救助用米穀の保管及び供給等の協力に関する協定」（令和元年11月11日）（以下「精米基本協定」という。）及び「災害救助用漬物の保管に関する協定」（平成8年8月8日）（以下「漬物保管協定」という。）に基づき、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合における政府所有の米穀、米穀販売事業者所有の精米及び大阪府所有の漬物（以下「災害救助用食料」という。）の緊急引渡について、必要な事項を定める。

(緊急引渡を行う場合)

第2 この要領に定める災害救助用食料の引渡しは、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、当該災害地を管轄する市町村長から被災者及び災害救助従事者に対する食料の緊急引渡しの要請があり、知事が救助食料の引渡しを決定した場合に実施する。

(引渡品目)

第3 緊急引渡しを行う品目は米穀（精米又は玄米）及び漬物とする。

(引渡数量)

第4 緊急引渡を行う数量は、次表のとおりとする。

品目 区分	米穀	漬物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助 従事者供給用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

(引渡手続)

第5 災害救助用食料の緊急引渡しの手続きは、次のとおりとする。

1. 知事と市町村長の連絡ができる場合

(1) 米穀(精米又は玄米)

① 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書(様式第1号)を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

② 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、米穀販売事業者の倉庫の所在地と被災市町村との距離、倉庫の在庫数量等を勘案したうえで、米穀販売事業者がその引渡数量を十分に供給できる場合には③、十分に供給できない場合には併せて④の手続きを行うものとする。

③ 米穀販売事業者が十分に供給できる場合

ア 知事は、米穀販売事業者の中から精米の供給を行う業者(以下「供給業者」という。)を選定し、災害救助用食料(精米)供給要請書(様式第2号)により精米の供給要請を行う。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

この際に知事は、供給業者以外の米穀販売事業者に対しても、電話等により連絡を行い、いつでも対応できる体制を取るよう要請するものとする。

イ 知事の要請を受けた供給業者は、知事が指定する場所へ精米を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引渡しを行う。この時、供給業者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

ウ 市町村長は、精米の受領後、速やかに供給業者へ災害救助用食料(精米)受領書(様式第3号)を1部提出する。

エ 市町村長は、災害救助用食料(精米)受領報告書(様式第4号)に災害救助用食料(精米)受領書(様式第3号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

る。

④ 米穀販売事業者が十分に供給できない場合

ア 知事は、農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に対し、政府所有米穀の引渡しに関し電話等により連絡し、その後速やかに災害救助用米穀の引渡要請書(様式第5号)を提出する。

イ 政策統括官は、アの要請を受け、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務について委託を受けた者(以下、「受託事業体」という。)及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

ウ 知事は、政策統括官と政府所有主要米穀売買契約書(基本要領様式4-23)により契約を締結する。

エ 政策統括官は、ウの売買契約の締結後、速やかに受託事業体に対し知事又は知事が指定した者(以下「指定引取人」という。)に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

オ 知事又は指定引取人は、災害救助用米穀の受領後、速やかに受託事業体が発行する引渡通知書(仮称)と引換えに災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)を提出し、必要に応じて米穀販売事業者に対し災害救助用米穀のとう精を要請する。

カ 市町村長は、災害救助用米穀の受領後、速やかに知事又は指定引取人へ災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)を1部提出する。

キ 指定引取人からの引渡しを受けた市町村長は、災害救助用食料(米穀)受領報告書(様式第7号)に災害救助用食料(米穀)受領書(様式第6号)及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町

村長において保管するものとする。

(2) 漬物

ア 市町村長は知事に災害救助用食料の引渡要請を事前に行うとともに、災害救助用食料緊急引渡申請書（様式第1号）を提出する。

ただし、申請書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により申請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

イ 知事は、市町村長の申請に基づき引渡数量を決定し、大阪府所有の漬物を保管している者（以下「漬物保管者」という。）に災害救助用食料（漬物）引渡指示書（様式第8号）により、漬物の引渡指示を行う。

ただし、指示書を提出する時間的余裕がないときは、電話等により要請することができる。この場合、事後、速やかに所定の手続きを行うものとする。

ウ 知事の指示を受けた漬物保管者は、知事が指定する場所に漬物を輸送し、市町村長へ納品書と併せて引き渡す。この時、漬物保管者が輸送手段を確保できない場合は、知事がこれを斡旋するものとする。

エ 市町村長は、漬物の受領後、速やかに漬物保管者へ災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）を1部提出する。

オ 市町村長は、災害救助用食料（漬物）受領報告書（様式第10号）に災害救助用食料（漬物）受領書（様式第9号）及び納品書の原本を添えて、速やかに知事に1部提出し、納品書の写しについては市町村長において保管するものとする。

2. 交通、通信の途絶等のため知事と市町村長の連絡がつかない場合

(1) 米穀（玄米）

ア 市町村長は、政策統括官に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、

知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(1)の②以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

(2) 漬物

ア 市町村長は、漬物保管者に対し、引渡しを電話等で要請のうえ、連絡のつき次第、

知事にその旨連絡することとする。

イ 知事は、アの連絡を受けた後、1の(2)のイ以降により、災害救助用食料の引渡しの手続きを行う。

(買受手続等)

第6 知事は、市町村長が第5の1の(1)の③及び2の(1)により災害救助用食料を受領したときは、精米基本協定第8条第1項の規定に基づき価格の決定を速やかに行うものとする。

(代金納付)

第7 知事は、第5の1の(1)の③及び2の(1)による災害救助用食料を受領した場合は、

精米基本協定第8条に基づく請求があった日から起算して30日以内に供給業者に、第5の1の(1)の④による災害救助用食料を受領した場合は、基本要領様式4-23第3条の規定に基づき政策統括官に、第5の1の(2)及び2の(2)による災害救助用食料を受領した場合は、漬物保管協定第3条第2項に基づく請求のあった日から起算して30日以内に漬物保管者に、それぞれ納付するものとする。

附 則

1 この要領は平成2年4月1日から施行する。

2 災害時における米穀及び乾パンの応急配給要領（昭和59年9月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は平成6年8月4日から施行する。

附 則

この要領は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月21日から施行する。

## 5 学校給食施設一覽表

(令和4年8月1日現在)

施設名	区分	所在地	開設年月	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	建物面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
第一学校給食 共同調理場		出屋敷2丁目6-6、7	平成28年12月	7,493	4,568	鉄骨造 平屋建 (一部2階建)
第三学校給食 共同調理場		大峰元町2丁目2-10	昭和46年4月	4,011	2,003	重量鉄骨造 一部鉄筋コンクリート 2階建
招提学校給食 共同調理場		招提東町2丁目2-8	昭和53年5月 (平成30年8月コンテナ保管庫増築)	—	344	〃
長尾学校給食 共同調理場		長尾北町3丁目3-2	昭和57年4月 (平成31年1月コンテナ保管庫増築)	—	387	〃
桜丘北学校給食 共同調理場		星丘4丁目31-1	昭和54年5月 (令和元年8月コンテナ保管庫増築)	—	—	〃
氷室単独調理 小場		尊延寺3丁目1-38	昭和55年4月 (改築)	—	284	鉄骨造平屋建
桜丘単独調理 小場		村野本町30-1	昭和57年4月 (改築)	—	325	〃
香里単独調理 小場		香里ヶ丘10丁目5-2	昭和49年9月	—	286	〃
菅原単独調理 小場		藤阪中町13-1	昭和50年9月	—	185	鉄筋コンクリート造 平屋建
樟葉単独調理 小場		楠葉並木1丁目11-1	昭和50年9月	—	286	鉄骨造平屋建
田口単独調理 山場		田口山3丁目10-1	昭和51年5月	—	286	〃
川越単独調理 小場		釈尊寺町30-1	昭和52年5月	—	313	〃
樟葉南単独調理 小場		楠葉美咲1丁目25-1	昭和53年5月	—	299	〃
津田南単独調理 小場		津田西町3丁目10-1	昭和54年5月	—	300	〃
船橋単独調理 小場		東山1丁目68	昭和55年1月	—	303	〃
山之上単独調理 小場		山之上一丁目32-1	昭和55年4月	—	316	〃
菅原東単独調理 小場		藤阪東町3丁目10-1	昭和55年9月	—	303	〃
藤阪単独調理 小場		藤阪南町1丁目40-1	昭和56年4月	—	303	〃
蹉跎西単独調理 小場		出口6丁目20-1	昭和56年9月	—	316	〃
平野単独調理 小場		招提中町1丁目53-1	昭和57年4月	—	315	〃
東香里単独調理 小場		東香里南町44-1	昭和58年4月	—	315	〃
樟葉北単独調理 小場		楠葉野田3丁目13-1	昭和58年4月	—	292	〃
春日単独調理 小場		高田2丁目15-14	昭和41年4月	—	519	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造 平屋建
小倉単独調理 小場		小倉町29-1	平成17年3月	—	450	鉄骨造平屋建
山田東単独調理 小場		田口3丁目16-1	平成17年3月	—	446	〃
中宮単独調理 小場		中宮山戸町22-3	平成18年3月	—	455	〃
西長尾単独調理 小場		長尾西町2丁目45-1	平成18年3月	—	447	〃
伊加賀単独調理 小場		伊加賀西町53-1	平成19年3月	—	325	〃
蹉跎東単独調理 小場		翠香園町30-1	平成19年3月	—	325	〃
牧野単独調理 小場		上島東町4-18	平成20年3月	—	353	〃

(注) 単独調理場の敷地面積は、各小学校の敷地面積に含む。

※1: プロパンガス

※2: 改修工事につき閉鎖中。第三共同調理場による調理・配送となっている。

## 第14節 住宅の応急確保

### 1 応急仮設住宅建設候補地一覧表

【防災公園（開設面積1ha以上の公園）】

番号	公園名	所在地
1	市民の森(鏡伝池緑地)	楠葉丘2丁目 楠葉野田2丁目
2	楠葉東公園	楠葉朝日3丁目
3	楠葉中央公園	楠葉並木2丁目
4	中の池公園	東山2丁目
5	王仁公園	王仁公園
6	牧野公園	牧野阪2丁目、宇山町
7	阪今池公園	黄金野1丁目
8	堂山公園	堂山2丁目
9	香里ヶ丘中央公園	香里ヶ丘4丁目
10	香里ヶ丘東公園	香里ヶ丘3丁目
11	香里ヶ丘南公園	香里ヶ丘10丁目
12	北山公園	北山1丁目
13	くにみの丘公園	津田山手1丁目
14	車塚公園	車塚町1丁目・2丁目
15	交北公園	交北4丁目
16	空見の丘公園	津田山手2丁目

### 2 応急仮設住宅建設用地必要面積（生駒断層帯/大阪府応急仮設住宅建設必要面積より）

区分		算式	府被害想定
①	全壊世帯数		20829世帯
②	焼失世帯数		2570世帯
③	全壊・焼失世帯数	① + ②	23399世帯
④	設置率	災害救助法の設置基準	3割
⑤	法対象世帯数	③ × ④	7020世帯
⑥	1戸あたり必要面積	大阪府地域防災計画（関連資料集）の仮設住宅面積	95 m <sup>2</sup>
応急仮設住宅建設用地必要面積		⑤ × ⑥	666900 m <sup>2</sup>

### 3 協定による土木、建設復旧対応一覧表

名 称	目 的	締結年月日	協 定 先
大規模災害発生時における緊急対応に関する基本協定	災害時等における建設機械等の確保、公共土木施設等の応急復旧工事の対応を図るため	平成18年 8月29日	枚方市土木業協 同 組 合
大規模水道災害発生時における緊急対応に関する基本協定	災害時等における資機材等の確保、水道施設等の応急復旧工事の対応を図るため	平成19年 7月3日	枚方市管工事業 共 同 組 合
大規模災害発生時における緊急対応に関する基本協定	災害時等における建設機械等の確保、公共土木施設等の応急復旧工事の対応を図るため	平成21年 3月1日	枚方市造園業協 会

## 第15節 災害ボランティアの受入れ

### 1 ボランティア活動拠点一覧表

施設名	所在地	電話番号
北部支所	枚方市楠葉並木2丁目29-3	851-0330
総合福祉会館	枚方市新町2丁目1-35	845-1602
蹉跎生涯学習市民センター	枚方市北中振3丁目27-10	831-5337
津田支所	枚方市津田北町2丁目25-1	858-1502

## 第16節 遺体の火葬等

### 1 公営火葬場

名称	住所	電話番号
枚方市立やすらぎの杜	車塚1丁目1-30	857-4123

## 第17節 廃棄物等の処理

### 1 廃棄物（ごみ）の収集・運搬及び処理

#### (1) 処理施設

##### ①焼却施設

施設名	穂谷川清掃工場	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<動物焼却炉> バッチ式焼却炉
処理能力	200 t/日×1基	50kg/h×1基

施設名	東部清掃工場	
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<溶融炉> 燃料式灰溶融炉
処理能力	120 t/日×2基	24 t/日×2基 (交互運転)

##### ②資源化施設

施設名	北河内4市リサイクルプラザ (一部事務組合：北河内4市リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
処理方式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	53 t/日 (11時間稼働)

##### ③破碎施設

施設名	東部清掃工場
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地
型式	低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機
処理能力	39 t/5時間

※令和3年度版 事業概要【一般廃棄物（ごみ）関係】抜粋

(2) 収集運搬に係る車両台数及び職員数

(令和4年4月1日現在)

車 種	台数
塵芥収集車 (2.0トン車)	28
塵芥収集車 (3.5 トン車)	15
普通貨物車	13
小型貨物車	5
軽貨物車	1
軽ダンプ	5

職種・部門	職員数
一般職事務系	59
技能職収集運搬	93

## 2 し尿処理

(1) し尿処理施設 (下水道前処理施設)

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	処理能力	備 考
希釈放流センター	枚方市出口2丁目 30-1	60 kl/日	平成29年12月より処理方式が変更され、希釈放流方式となっている。

※ここでの下水道前処理施設とは、収集したし尿及び浄化槽汚泥を搬入し、下水道へ投入するための前処理 (異物除去・希釈等) を行う施設をいう。

(2) し尿運搬車と職員

(令和4年4月1日現在)

バキューム車		従 事 職 員	備 考
市	業 者		
3	—	9	バキューム車3台中1台は、緊急時用となっている。

従事職員は、管理職・事務職を除く職員数。

### 3 廃棄物等の最終処分

#### (1) 最終処分場

府域の広域的な最終処分場（受入れ協議先）

種 類	処理方法	処理施設
焼却灰、溶融スラグ 不燃残渣（破碎処理 後）	大阪湾広域臨海環境整備センター で埋立処分	大阪湾広域臨海環 境整備センター
溶融飛灰	山元還元による資源化	民間処理施設

## 第18節 地区防災計画

### 1 地区防災計画策定一覧

	計画名	災害危険性の把握	避難ルールとタイミング	安否確認	防災活動体制	防災訓練	届出避難所	策定年度
1	樟葉南校区地区防災計画	○	-	-	○	-	-	令和3年度
2	津田南校区地区防災計画	○	○	○	○	○	-	令和3年度
3	船橋校区地区防災計画	○	○	○	○	○	-	令和3年度
4	小倉校区地区防災計画	○	○	○	○	○	-	令和3年度
5	菅原東校区地区防災計画	○	-	○	○	-	-	令和3年度
6	春日校区地区防災計画	○	-	○	○	○	-	令和3年度
7	牧野校区地区防災計画	-	-	-	○	○	-	令和3年度
8	西船橋自治会地区防災計画	○	○	○	○	○	○	令和3年度
9	くずは並木自治会地区防災計画	○	○	○	○	○	-	令和3年度
10	楠葉面取町1丁目自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
11	東山1丁目・東船橋1区・樟南地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
12	田口共栄町会・さつき自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
13	宮之阪5丁目太閤園自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
14	あけぼの自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
15	茄子作広野自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
16	ポエムノール北山自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
17	竹見台自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
18	山田池住宅自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
19	長尾区地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
20	氷室台自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
21	穂谷区地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和3年度
22	樟葉校区地区防災計画	○	-	-	○	○	-	令和4年度
23	殿山第一校区地区防災計画	○	○	-	○	-	-	令和4年度
24	蹉跎東校区地区防災計画	○	○	-	○	○	-	令和4年度
25	氷室台自治会地区防災計画	○	-	○	○	○	-	令和4年度
26	三栗渚園自治会地区防災計画	○	○	-	-	○	-	令和4年度
27	牧野駅前ハイツ防災会防災マニュアル	○	○	○	○	-	-	令和4年度
28	招提南町自治会地区防災計画	○	○	-	○	-	-	令和4年度
29	家具町集会所自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
30	春日自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
31	津田南校区春日園・春日団地自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
32	野村自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
33	津田駅前区地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
34	津田南町自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
35	津田くにみ坂自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
36	リーデンススクエア枚方くにみ坂自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
37	枚方津田山手住宅自治会地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
38	グランオーパス管理組合地区防災計画	○	-	-	-	-	○	令和4年度
39	牧野六校区自主防災連絡会地区防災計画	○	○	-	-	-	-	令和4年度

## 第6章 災害復旧復興関係

### 1 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

#### (1) 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法第2章 （第3条、第4条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の5
激甚法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
激甚法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5 (B基準) 林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該都道府県の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
<p>激甚法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。)&gt;100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 2 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;1,400億円 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助等</p> <p>第19条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
激甚法第22条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で4,000戸 (B基準) 次のいずれかに該当する災害 (1) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で2,000戸 かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 一市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 200戸 2 その区域内の住宅戸数の1割以上 (2) 滅失住宅戸数 $\geq$ 被災地全域で1,200戸 かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 一市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法3条1項1号及び3号～14号の事業）の査定事業費の額&gt;当該市町村の当該年度の標準税収入×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村の当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項及び4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法5条1項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額&gt;当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの当該経費の額の合計額が、おおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が、当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）&gt;当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5かつ、当該災害に係る要復旧見込面積&gt;当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</p> <p>ただし、当該林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×10,000分の5の場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該各市町村ごとの当該被害の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条及び15条の措置</p>

## 2 「罹災証明書」様式

住所	
氏名	様

証明番号 000000 号

### 罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
被害者名	

罹災原因	による
------	-----

被害住家 <sup>※</sup> の所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	
家屋の主たる用途	
浸水値	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。  
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住居の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

枚方市長



### 3 「罹災証明書発行申請書」様式

#### 罹災証明書発行申請書

年 月 日

枚方市長 殿

申請者住所  
氏名

下記の事由により罹災しましたので、罹災証明書の発行を申請します。

記

発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
被災場所	枚方市
発生原因	台風・大雨・集中豪雨・地震・その他（ ）
被災内容	(注. 被害金額は記入しないこと。)

#### 4 「被災届出証明書」様式

### 被災届出証明書

申請者	氏名			
	住所			
	被災者との関係		TEL ( )	-
被災者 (申請者と同じであれば、記入不要)	氏名			
	住所	枚方市		
被災場所 (申請者の住所と同じであれば、記入不要)		枚方市		
原因及び 発生日時	台風・大雨・地震・その他 ( ) による災害 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃			
届出内容				
使用目的				

上記のとおり、届出のあったことを証明します。

令和 年 月 日

枚方市長

5 「被災届出証明発行申請書」様式

被災届出証明発行申請書

令和 年 月 日

枚方市長 殿

下記のとおり被災のあったことを届出ますので、証明願います。

申請者	氏名			
	住所			
	被災者との関係		TEL ( )	-
被災者 (申請者と同じであれば、記入不要)	氏名			
	住所	枚方市		
被災場所 (申請者の住所と同じであれば、記入不要)		枚方市		
原因及び 発生日時	台風・大雨・地震・その他 ( ) による災害 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃			
届出内容				
使用目的				

## 6 枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔昭和53年6月23日〕  
条例第16号

改正	昭和56年9月22日	条例第24号	昭和62年3月12日	条例第5号
	昭和57年12月15日	条例第33号	平成3年12月16日	条例第35号
	〔題名改正〕		平成23年10月18日	条例第16号
			令和元年6月25日	条例第7号
			令和元年12月13日	条例第33号

枚方市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和49年枚方市条例第42号）の全部を改正する。

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和56年条例24号・57年33号・62年5号〕

（意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

一部改正〔昭和56年条例24号・62年5号〕

### 第2章 災害弔慰金の支給

全部改正〔昭和62年条例5号〕

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

一部改正〔昭和56年条例24号・57年33号〕

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹

を除く。以下この号及び次号において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。次号において同じ。)

ロ 子

ハ 父母

ニ 孫

ホ 祖父母

(3) 死亡者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもがない場合であって兄弟姉妹があるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭62条例5・平23条例16・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡にかかる災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正〔昭和56年条例24号・57年33号・平成3年35号〕

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

一部改正〔昭和56年条例24号〕

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

一部改正〔昭和62年条例5号〕

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し必要があると認めるときは、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和62年条例5号〕

### 第3章 災害障害見舞金の支給

追加〔昭和57年条例33号〕

(災害障害見舞金の支給)

- 第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

追加〔昭和57年条例33号〕

(災害障害見舞金の額)

- 第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持している場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

追加〔昭和57年条例33号〕、一部改正〔平成3年条例35号〕

(準用規定)

- 第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

追加〔昭和57年条例33号〕

### 第4章 災害援護資金の貸付け

旧3章を4章に繰下げ〔昭和57年条例33号〕

(災害援護資金の貸付け)

- 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

旧9条を一部改正し12条に繰下げ〔昭和57年条例33号〕

(災害援護資金の貸付限度額等)

- 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、かつ、住居の損害がない場合150万円
  - ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合250万円
  - ハ 住居が半壊した場合270万円
  - ニ 住居が全壊した場合350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- イ 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合150万円

- ロ 住居が半壊した場合170万円
  - ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。）250万円
  - ニ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合350万円
- 2 前項の規定にかかわらず、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合における前項第1号ハ又は第2号ロ若しくはハの規定の適用については、これらの規定中「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。
- 3 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

一部改正〔昭和56年条例24号〕、旧10条を13条に繰下げ〔昭和57年条例33号〕、一部改正〔昭和62年条例5号・平成3年35号〕

（利率）

第14条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。

- 2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

旧11条を14条に繰下げ〔昭和57年条例33号〕、一部改正〔昭和62年条例5号・令和元年条例7号〕

（償還等）

第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

一部改正〔昭和56年条例24号〕、旧12条を一部改正し15条に繰下げ〔昭和57年条例33号〕、一部改正〔令和元年条例7号・令和元年条例33号〕

## 第5章 雑 則

追加〔昭和62年条例5号〕

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

旧13条を16条に繰下げ〔昭和57年条例33号〕

## 附 則

- 1 この条例（以下「新条例」という。）は、公布の日から施行し、第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。
- 2 新条例の施行前にした改正前の枚方市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の規定による災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付は、新条例の規定に基づいてしたものとみなす。

**附 則**〔昭和56年9月22日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枚方市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**〔昭和57年12月15日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則**〔昭和62年3月12日条例第5号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項及び第2項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**〔平成3年12月16日条例第35号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則**〔平成23年10月18日条例第16号〕

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

**附 則**〔令和元年6月25日条例第7号〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、改正前の第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第12条まで」とあるのは、「第11条まで並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の令第8条」とする。

**附 則**〔令和元年12月13日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行する。

## 7 枚方市災害見舞金品等給付条例

昭和42年 9 月20日

条例第30号

改正 昭和54年 3 月20日 条例第 7 号

平成 4 年 3 月12日 条例第 3 号

平成26年 3 月11日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害による被害を受けた者に対する災害見舞金品等（以下「見舞金等」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26条例15・全改)

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事その他これに類する原因により被害が生ずることをいう。

(平4条例3・全改)

(適用除外)

第3条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害については、適用しない。

(平4条例3・全改)

(給付の種類)

第4条 災害による被害を受けた者に対して給付する見舞金等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害見舞金
- (2) 災害見舞品
- (3) 負傷見舞金
- (4) 死亡弔慰金
- (5) その他市長が必要と認めたもの

(昭54条例7・旧第2条繰下・一部改正、平4条例3・平26条例15・一部改正)

(給付)

第5条 災害見舞金は、災害により市内の家屋又は家屋の部分（災害時に居住していたものに限る。以下「家屋」という。）（応急仮設住宅を除く。）に被害を受けた世帯（当該家屋につき2以上の世帯がある場合その他規則で定める場合にあつては、その代表の世帯）の世帯主（世帯主が災害により死亡している場合にあつては、その遺族。以下同じ。）及び災害により市内の事業所（工場、事業場、店舗、事務所その他これらに類するものをいい、災害時

に使用していたものに限る。)に被害を受けた事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者及び同項第3号に規定する規模の法人をいう。)に給付する。

- 2 災害見舞品は、災害により市内の家屋又は当該家屋に存する家財道具に被害を受けた世帯の世帯主に給付する。
- 3 負傷見舞金は、災害により市内において負傷した者(災害時に市内に住所を有していた者に限り、枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和53年枚方市条例第16号)により災害障害見舞金の支給を受けることのできる者を除く。)に給付する。
- 4 死亡弔慰金は、災害により市内において被害を受けて死亡した者(災害時に市内に住所を有していた者に限る。)の遺族(枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金の支給を受けることのできる遺族を除く。)に給付する。

(平4条例3・全改、平26条例15・一部改正)

(災害の程度等)

第6条 見舞金等を給付する災害の程度並びに見舞金等の給付の内容及び手続は、規則で定める。

(平4条例3・追加)

(遺族の範囲等)

第7条 給付を受けることのできる遺族の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、その者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 給付を受けることのできる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 給付を受けることのできる遺族が2人以上あるときは、その人数で除して得た額とし、これらの者のうち、1人を給付の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、やむを得ない事情で代表者を選任できないときは、この限りでない。

(昭54条例7・旧第4条繰下・一部改正、平4条例3・旧第6条繰下)

(特別な事情)

第8条 市長は、前各条に該当しない場合であつても、災害の実情その他の事情により特に必要があると認めるときは、第4条に規定する見舞金等を給付することができる。

(昭54条例7・追加、平4条例3・旧第7条繰下)

(給付の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、その給付の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(昭54条例7・旧第5条繰下、平4条例3・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭54条例7・旧第6条繰下、平4条例3・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に給付を受けた者は、この条例により給付を受けた者とみなす。

附 則〔昭和54年3月20日条例第7号〕

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月12日条例第3号〕

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市災害見舞金品等給付条例の規定は、この条例の施行の日以後に災害を受けた者について適用し、同日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。

附 則〔平成26年3月11日条例第15号〕

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に生じた災害については、なお従前の例による。

## 8 枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則

昭和42年 9 月21日

規則第37号

改正 昭和54年 3 月29日規則第 6 号

昭和59年 4 月20日規則第19号

昭和61年 6 月27日規則第40号

平成 4 年 3 月30日規則第14号

平成26年 3 月14日規則第18号

令和 2 年12月28日規則第85号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市災害見舞金品等給付条例（昭和42年枚方市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(昭54規則 6・昭59規則19・平 4 規則14・平26規則18・一部改正)

(給付の内容等)

第2条 災害見舞金品等（以下「見舞金等」という。）を給付する災害の程度及び見舞金等の給付の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	災害の程度	給付の内容
災害見舞金	全損した場合	1 の家屋又は家屋の部分（以下「家屋」という。）につき70,000円（単身者の自己の所有に属しない家屋にあつては、30,000円）
		1 の事業所につき30,000円
	半損した場合	1 の家屋につき50,000円（単身者の自己の所有に属しない家屋にあつては、20,000円）
		1 の事業所につき20,000円
	一部損した場合	1 の家屋につき20,000円（単身者の自己の所有に属しない家屋にあつては、10,000円）
		1 の事業所につき10,000円
	床上浸水した場合	1 の家屋につき50,000円（単身者の自己の所有に属しない家屋にあつては、20,000円）
		1 の事業所につき20,000円
災害見舞品	災害見舞金の給付を受ける程度の被害を受けた場合又は家財道具が損失した場合	毛布

区分	災害の程度	給付の内容
負傷見舞金	災害により2週間以上の治療期間を要する負傷した場合	1人につき10,000円（1月以上の治療期間を要する場合にあっては、20,000円）
死亡弔慰金	災害により死亡した場合（災害により市内において負傷し、当該災害のあった日から起算して180日以内に当該負傷を原因として死亡した場合を含む。）	1人につき100,000円（負傷見舞金の給付を受けた者が死亡した場合にあっては、既に当該者に給付された当該負傷見舞金の額を控除した額）
その他市長が必要と認められたもの	その他市長が必要と認めた場合	炊き出しその他による食品及び学用品等

#### 備考

- 1 「全損した場合」とは、損壊し、焼失し、若しくは流失した家屋若しくは事業所の床面積が当該家屋若しくは事業所の延面積の7割以上に達した場合又は主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう。以下同じ。）の被害額が当該家屋若しくは事業所の時価の5割以上に達した場合をいう。
  - 2 「半損した場合」とは、損壊し、焼失し、若しくは流失した家屋若しくは事業所の床面積が当該家屋若しくは事業所の延面積の2割以上7割未満の場合又は主要構造部の被害額が当該家屋若しくは事業所の時価の2割以上5割未満の場合をいう。
  - 3 「一部損した場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合で、一時的に居住し、又は事業の用に供することができない状態になったときをいう。
    - (1) 損壊し、焼失し、又は流失した家屋又は事業所の床面積が当該家屋又は事業所の延面積の2割未満のとき。
    - (2) 消防活動による放水により家財道具又は事業所の設備が損壊し、又は汚損したとき。
  - 4 「床上浸水した場合」とは、備考1から備考3までに該当しない場合で、浸水の高さが家屋にあっては床上以上、事業所にあっては地盤面から45センチメートル以上に達したとき又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住し、若しくは事業の用に供することができない状態になったときをいう。
- 2 条例第5条第1項の規則で定める場合は、当該家屋が寄宿舍、下宿その他これらに類する施設である場合とする。

（昭54規則6・全改、昭59規則19・昭61規則40・平4規則14・平26規則18・一部改正）

(給付の申請)

第3条 見舞金等の給付を受けようとする者は、その事実のあつた日から3月以内に、災害見舞金品等受給申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該事実を証する書類を添付しなければならない。

(平4規則14・全改)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(昭54規則6・追加、昭59規則19・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和54年3月29日規則第6号〕

- 1 この規則は、昭和54年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則第2条の規定は、施行日以後に災害を受けた者について適用し、施行日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式については、この規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則〔昭和59年4月20日規則第19号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の表の規定は、昭和59年4月1日以後に災害を受けた者について適用し、同日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和61年6月27日規則第40号〕

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に災害を受けた者について適用し、同日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。

附 則〔平成4年3月30日規則第14号〕

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に災害を受けた者について適用し、同日前に災害を受けた者については、なお従前の例による。

附 則〔平成26年3月14日規則第18号〕

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則の別記様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の枚方市災害見舞金品等給付条例施行規則の別記様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則〔令和2年12月28日規則第85号〕

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

別記様式（第3条関係）

災害見舞金品等受給申請書

年 月 日

(宛先)  
枚方市長

申請者 住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり災害見舞金品等の給付を受けたいので、災害による被害を受けた事実を証する書類を添えて申請します。

発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	発生場所	枚方市								
氏 名	世 帯 主 との 続 柄	受 給 申 請 区 分									
		※ 該当する区分に○を付けてください。 *災害見舞金 全損 [ ] 半損 [ ] 一部損 [ ] 床上浸水 [ ] *災害見舞品 [ ] *負傷見舞金 [ ] 負傷者の氏名 ( ) ( ) *死亡弔慰金 [ ] 死亡者の氏名及び申請者との続柄									
		<table border="1"> <tr> <td>氏 名</td> <td>続 柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		氏 名	続 柄						
氏 名	続 柄										
世帯員（事業者にあつては、従業員）の数	人										
事業者の資本金等の額	円										

※ 事業者は、世帯に関する事項を記入する必要はありません。

